

**平成26年度
静岡市教育委員会点検・評価報告書
(平成25年度事業対象)**

平成26年9月
静岡市教育委員会

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の平成 25 年度における管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告するものである。

目 次

I 点検・評価制度の概要

1 経緯	1
2 目的	1
3 対象事業の考え方	1
4 学識経験者の知見の活用	2
5 教育委員会組織と事務分掌（平成 26 年 3 月 31 日現在）	3

II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議	4
2 教育委員会会議以外の活動	11
3 総括（教育委員会の自己評価）	14

III 基本目標達成のための具体的事業の点検・評価

静岡市教育振興基本計画の体系図	17
静岡市教育振興基本計画の 3 つの施策の方向性と点検・評価事務事業との関係	18
◎施策の基本的方向性 1（知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる）	
○大施策① 確かな学力の育成	20
○大施策② 豊かな人間性と健やかな体の育成	24
○大施策③ 情熱と指導力のある教員の育成	28
○大施策④ 信頼される学校づくりの推進	30
○大施策⑤ 幼児教育の推進	32
○大施策⑥ 高等学校教育の推進	33
○大施策⑦ 個に対応した教育の支援	34
◎施策の基本的方向性 2（社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く）	
○大施策① 学校・家庭・地域等における連携の推進	37
○大施策② 家庭における教育力の向上	40
○大施策③ 地域における教育力の向上	41
○大施策④ 生涯にわたって学べる環境の整備	42
◎施策の基本的方向性 3（安全で安心な教育環境の整備を図る）	
○大施策① 安全・安心で快適な学校づくり	44
○大施策② 質の高い教育環境の整備	45
○大施策③ 国公立学校との連携づくり	47
○大施策④ 教育機会の均等の保障	48
○大施策⑤ 少子化に対応した教育環境の整備	48
●点検・評価事務事業（18・19 頁に記載のNo. 1～No.42 の各事業）	50
●用語解説	134

IV	学校・園の主な取組	142
V	総評（学識経験者意見）	166

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の一部改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村等に設置されている。教育委員会制度は、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保及び地域住民の意向の反映の 3 つの意義を有する制度であり、レイマンコントロール（行政の一部を一般市民に委ねること）の観点から、様々な属性を持った複数の委員による合議により、教育行政の方針が決定されている。

静岡市教育委員会の点検・評価は、地教行法第 27 条の規定に基づき、本市の教育行政の効率的推進を図り、住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

(1) 対象期間

平成 26 年度の点検・評価の対象事業は、前年度である平成 25 年度（2013 年度）分の事業実績とする。

(2) 対象範囲

地教行法第 23 条で規定する教育委員会の職務権限に属する事務及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務とする。ただし、文化財やスポーツに関する事など市長部局に補助執行させている事務は除く。

(3) 対象事務の選定

静岡市教育委員会では、平成 22 年 3 月に「静岡市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の全般についてのビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的、体系的に位置づけた。この基本計画は計画期間を、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年とし、各施策を通じて PDCA サイクルを活用し、進捗状況の点検や計画の見直しを毎年行い、より効率的で効果的な教育の実現を図っていく。

今回の評価に当たっては、静岡市教育振興基本計画の主な取組の中から、42 の事業を選定した。

4 学識経験者の知見の活用

地教行法第 27 条第 2 項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価（自己評価）の結果について、選任した学識経験者 2 人から個別に意見を聴いた。

学識経験者は、本市の教育行政に対する多角的な観点からの知見を期し、本市教育行政に携わっている方々の中から選任した。

- 安藤 雅之（あんど う まさゆき）氏
常葉大学大学院 初等教育高度実践研究科長 教授

- 武井 敦史（たけい あつし）氏
静岡大学大学院 教育学研究科 教授

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

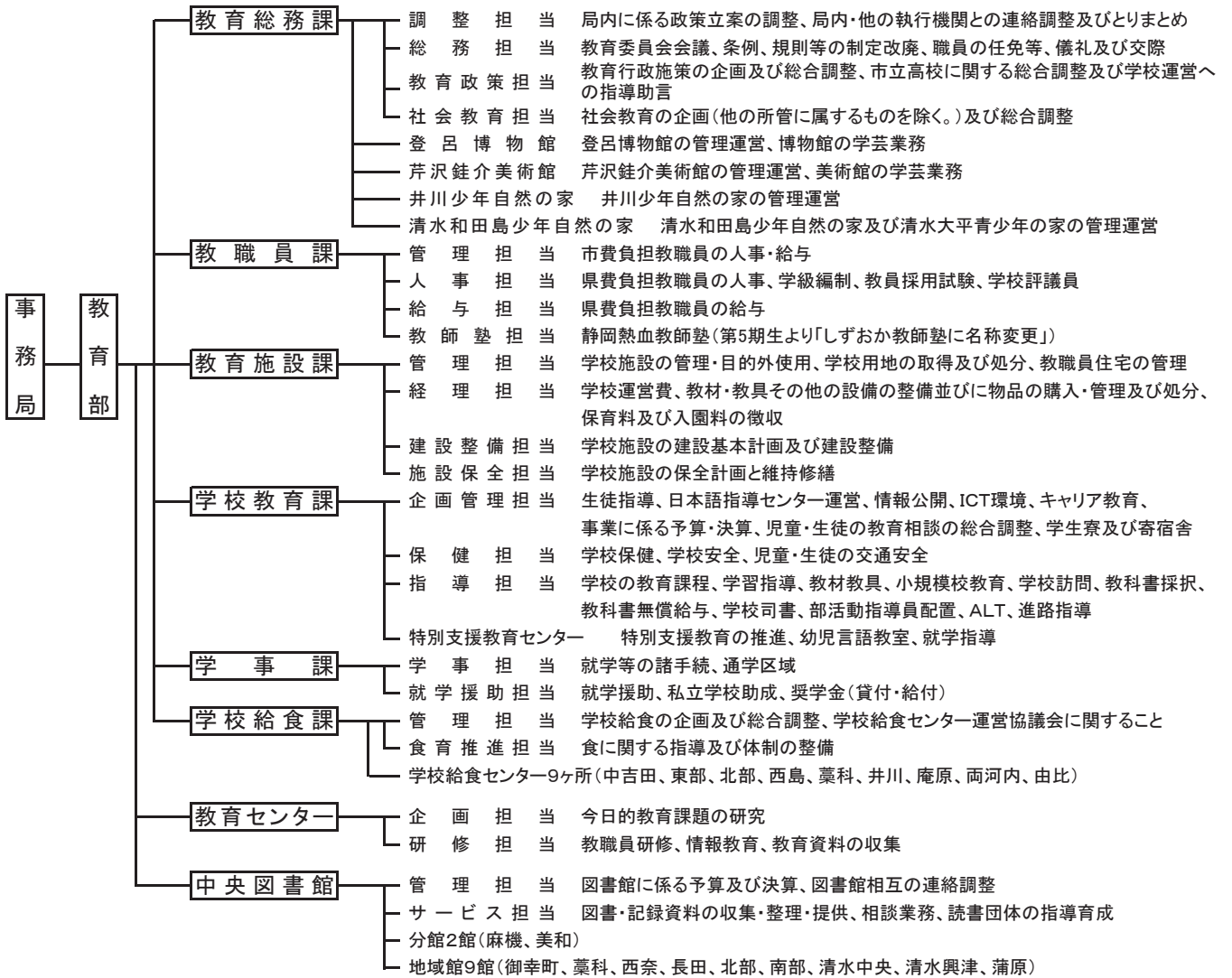
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

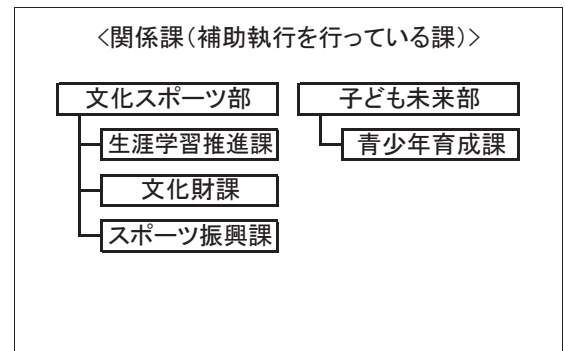
5 教育委員会組織と事務分掌（平成26年3月31日現在）

教育委員会

委員長 伊澤 三郎
 委員 高野 康代
 （委員長職務代理者）
 委員 伊藤 嘉奈子
 委員 江崎 一郎
 委員 佐野 嘉則
 教育長 高木 雅宏



幼稚園 14園
 小学校 87校(うち分校1)
 中学校 43校
 高等学校 2校



II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会会議は、毎月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催し、教育委員会の議決事項についての審議を行っている。会議では、教育長が専決した重要案件についても教育委員会に報告する。

さらに、審議終了後には、事務局から各種事業の進捗状況をはじめ、学校等に関する様々な情報を教育委員会に提供するとともに、課題に関する協議・相談の場を設けている。委員への情報提供に関しては、緊急案件等が生じた際には電話やメール等による迅速な伝達にも努めている。

(1) 平成25年度の開催回数

16回（定例会12回・臨時会4回）

※この他に教育委員会協議会を27回開催。（協議会については11頁に記載）

(2) 審議の状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和32年法律第162号）第23条に規定される教育委員会の職務権限に係る事項について、平成25年度は75件の議案の審議を行った。各議案の静岡市教育委員会教育長事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第15号）第2条に基づく分類は、以下のとおりである。



教育委員会会議

※2つの分類要素に該当する議案が2件あり、両方の分類においてカウントしている。

① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること…2件

② 教育委員会規則（以下「規則」という。）の制定又は改廃を行うこと…11件

ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 次に掲げる事由が生じたことに伴う町若しくは字の名称又は地番の変更に係る関係規則の整理のための改正を行うこと

（ア）住居表示の実施（イ）土地区画整理事業の実施

（ウ）町又は字の区域の新設、廃止又は変更（エ）町又は字の名称の変更

イ 法令の改正又は廃止に伴い、当然必要とされる規則中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理のための当該規則の改正を行うこと

③ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること…0件

- ④ 1件8,000万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること…0件
- ⑤ 人事の一般方針を定めること…1件
- ⑥ 教育委員会事務局及び教育機関の職員のうち課長(これと同等の職を含む。)以上の職にある者の任免を行うこと…2件
- ⑦ 校長、園長、副校長及び教頭の任免を行うこと…2件
- ⑧ 教員(非常勤又は臨時の職にある者を除く。)の採用を行うこと…2件
- ⑨ 職員の懲戒を行うこと…2件
- ⑩ スポーツ推進審議会委員、通学区域審議会委員、社会教育委員、図書館協議会委員、登呂博物館協議会委員、芹沢銈介美術館協議会委員及び文化財保護審議会委員の委嘱及び解嘱に関すること…8件
- ⑪ 通学区域を設定し、又はこれを変更すること…2件
- ⑫ 教科用図書の採択に関すること…1件
- ⑬ 1件3億円以上の工事の計画を策定すること…0件
- ⑭ 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること…0件
- ⑮ 浜石野外センター、青年研修センター及び適応指導教室に関すること…0件
- ⑯ 文化財の保護及びスポーツの振興に係る方針の決定に関すること…2件
- ⑰ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること…1件
- ⑱ 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること…27件
- ⑲ その他…14件



葵小学校を訪問

(3) 教育委員会議案・報告事項一覧

※「分類」は上記1(2)の「審議の状況」①～⑱に対応

会議開催日	区分	番号	件名	分類
4月24日 (定例会)	議案	1	委員長の選出について	⑱
	議案	2	委員長職務代理者の指定について	⑱
	議案	3	教育長の選出について	⑱
	議案	4	委員の解嘱及び委嘱について(静岡市立登呂博物館協議会委員)	⑩
	議案	5	静岡市指定文化財の指定について(室ヶ谷古墳群出土品)	⑯
	議案	6	教職員の人事について	⑱
	協議・ 情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策について(教育委員からの提案) ・体罰に関する調査について ・市立中学校教職員の問題行動について ・個人情報の紛失について ・就学援助費の誤支給について ・学校近隣火災について 	

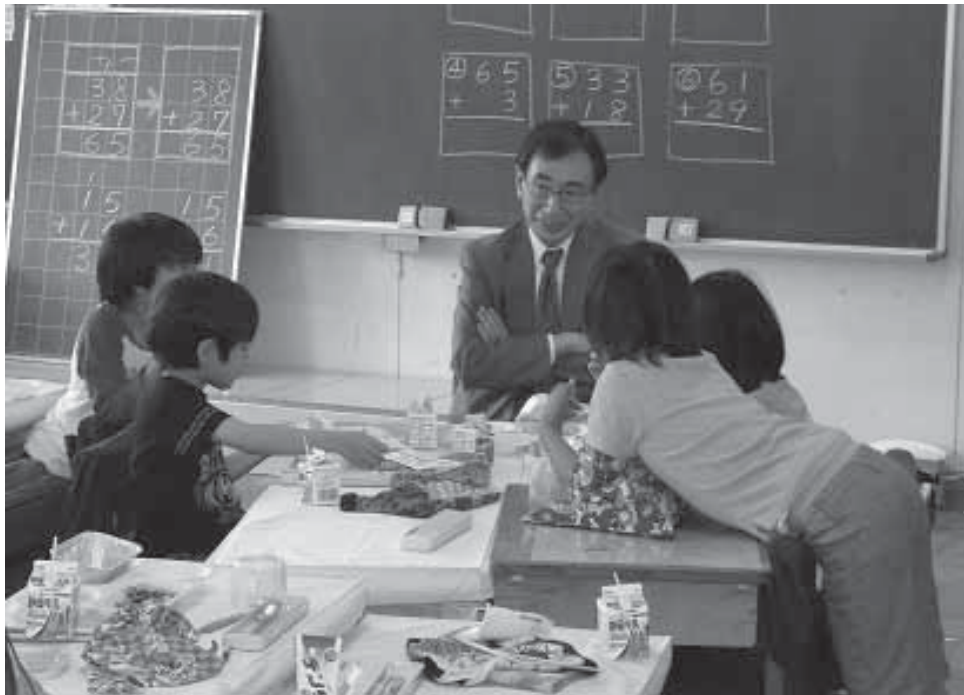
5月29日 (定例会)	議案	7	委員の委嘱及び解嘱について (静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会)	⑩
	議案	8	教職員の人事について	⑨
	報告	1	静岡市教育振興計画に基づく平成25年度の事業計画について	
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局運営方針について ・体罰に関する調査について ・適正規模・適正配置について ・市内中学校生徒の問題行動について 	
6月7日 (定例会)	議案	9	委員の委嘱について(静岡市社会教育委員)	⑩
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市立幼稚園の保育料及び入園料減額基準の一部改正に関する意見公募手続きについて ・静岡市立幼稚園の在り方検討会について ・いじめ等悩み事に関するアンケート調査の結果について ・市立中学校生徒の問題行動について ・教職員の問題行動に関する経過について ・「静岡市学校施設整備計画」案について 	
7月18日 (定例会)	議案	10	委員の委嘱について(静岡市文化財保護審議会委員)	⑩
	議案	11	委員の委嘱について(静岡市スポーツ推進審議会委員)	⑩
	議案	12	委員の委嘱について(静岡市登呂博物館協議会委員)	⑩
	議案	13	委員の委嘱について(静岡市芹沢銈介美術館協議会委員)	⑩
	議案	14	平成26年度使用静岡市立の高等学校用教科用図書採択について	⑫
	報告	2	損害賠償示談締結について	
	報告	3	静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について	
	報告	4	平成26年度静岡市立の高等学校における入学者選抜について	
	報告	5	学校施設損壊事件に対する告訴について	
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・6月市議会定例会における教育関係の質問答弁について ・学校給食への異物混入について ・懲戒処分に関する情報の公表について(教育委員からの提案) ・静岡市立の幼稚園の在り方検討会第2回作業部会の概要について ・個人情報文書の不明について ・市立中学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立高等学校生徒の問題行動について 	
8月15日 (臨時会)	協議		体罰に関する調査の結果と対応について	
8月28日 (定例会)	議案	15	委員の委嘱について(静岡市図書館協議会委員)	⑩
	議案	16	静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について	⑪
	議案	17	平成25年度補正予算案について	⑬
	議案	18	平成25年度における静岡市特別職の職員、教育長及び一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	⑬
	議案	19	教職員の人事について	⑭
	議案	20	訴えの提起について	⑭
	報告	6	静岡市スポーツ推進審議会からの建議について	
	報告	7	第2次総合計画の要求及び重点事業の提案について	

8月28日 (定例会)	報告	8	学校施設損壊事件に対する告訴について	
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市立幼稚園の保育料及び入園料減額基準の一部改正に係る意見公募手続きの結果について ・市事務事業市民評価会議の結果について ・『はだしのゲン』の閲覧可能状況について ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・平成26年度の組織機構改正への局要望について ・就学援助費の誤支給について ・全国学力・学習状況調査の結果について 	
9月11日 (定例会)	議案	21	教育委員会の点検・評価について	⑰
	報告	9	訴えの提起の取り止めについて	
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備計画について ・しずおか教師塾について ・訴訟への対応について ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立中学校生徒の問題行動に関する経過について 	
10月18日 (定例会)	議案	22	平成26年度当初予算案に対する意見の申出について	⑱
	議案	23	平成25年度末の教育職員(幼稚園・小学校・中学校)の人事異動方針について	⑤
	報告	10	静岡市スポーツ推進審議会に対する諮問について	
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度市町村教育委員会研究協議会への出席報告(教育委員からの報告) ・9月市議会定例会における教育関係の質問答弁について ・静岡マラソン2014について ・平成25年度静岡市体罰実態調査について ・学校給食への異物混入等について ・学校給食費の改定案について ・学校情報の誤削除について ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立の高等学校における個人情報書類の誤配布について 	
11月8日 (定例会)	議案	24	静岡市社会教育委員条例の一部改正に関する意見公募手続きについて	⑱
	議案	25	平成25年度補正予算案について	⑱
	議案	26	静岡市立高等学校学則の一部改正について	②
	協議 ・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策推進法に係る「地方いじめ防止基本方針」の策定について ・電柱等設置に伴う行政財産の目的外使用に係る調査の結果について ・藁科学校給食センターの平成25年度学校給食表彰受賞について ・組織における女性の活躍に向けて(教育委員からの提案) ・市立中学校における課題対応について 	
12月4日 (臨時会)	議案	27	静岡市立幼稚園・保育所移行方針(案)に関する意見公募手続きについて	⑲
12月18日 (定例会)	議案	28	教育委員会職員の人事について	⑲
	議案	29	教育委員会職員の人事について	⑲
	報告	11	静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について	

12月18日 (定例会)	協議・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・11月市議会定例会における教育関係の質問答弁について ・北部給食センターの建替整備事業へのPFI方式の導入について ・学校給食への異物混入について 	
1月24日 (定例会)	議案	30	平成25年度補正予算案について	⑱
	議案	31	静岡市篤志奨学基金条例の一部改正について	⑱
	議案	32	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	⑱
	議案	33	教職員の人事について	⑨
	議案	34	教育委員会職員の人事について	⑲
	議案	35	静岡市立幼稚園・保育所移行方針について	⑲
	報告	11	静岡市立幼稚園の在り方に係る検討結果について	
	協議・ 情報 提供		<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度全国学力・学習状況調査について ・意見公募手続きの扱いについて ・ノロウイルス対策及び学校給食への異物混入について ・勤務条件に関する措置の要求への対応について 	
2月7日 (定例会)	議案	36	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について	①
	議案	37	静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について	⑪
	議案	38	静岡市浜石野外センター条例の一部改正について	⑱
	議案	39	静岡市文化財資料館条例の一部改正について	⑱
	議案	40	静岡市総合運動場条例の一部改正について	⑱
	議案	41	静岡市体育館条例の一部改正について	⑱
	議案	42	静岡市城北運動場公園条例の一部改正について	⑱
	議案	43	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について	⑱
	議案	44	静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について	⑱
	議案	45	静岡市スポーツ広場条例の一部改正について	⑱
	議案	46	静岡市清水駅東口ライミング場条例の一部改正について	⑱
	議案	47	静岡市キャンプ場条例の一部改正について	⑱
	議案	48	静岡市清水庵原球場条例の一部改正について	⑱
	議案	49	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について	⑱
	議案	50	静岡市立学校給食センター条例の一部改正について	⑱
	議案	51	静岡市社会教育委員条例の一部改正について	⑱
	議案	52	静岡市博物館条例の一部改正について	⑱
	議案	53	静岡市少年自然の家条例の一部改正について	⑱
	議案	54	静岡市青少年の家条例の一部改正について	⑱
	議案	55	静岡市立の高等学校入学料等徴収条例の一部改正について	⑱
議案	56	市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について	①	
	報告	12	静岡市指定文化財の指定に関する諮問について	
	報告	13	平成26年度当初予算案について	

2月7日 (定例会)	報告	14	平成25年度管理職の勤務評定について	
	報告	15	校長・教頭の登用について	
	協議・ 情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の中学校教員による不祥事を受けて実施した学校への通知等について ・静岡市文化財資料館条例施行規則の一部改正に関する意見公募手続きについて ・静岡市博物館条例施行規則の一部改正に関する意見公募手続きについて ・静岡市立高等学校学則の一部改正に関する意見公募手続きについて ・市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・市立中学校における課題への対応について ・学校施設損壊事件に関する経過について ・子どもが亡くなった件について ・処分のあった教員に関する経過について ・免許外授業に関する経過について 	
2月17日 (臨時会)	議案	57	市立南中学校で行われた免許外授業の評価について	⑱
3月12日 (臨時会)	議案	57	市立南中学校で行われた免許外授業の評価について(再審議)	⑱
	議案	58	静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について	②
	議案	59	静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について	②
	議案	60	静岡市教育センター処務規則の一部改正について	②
	議案	61	静岡市図書館処務規則の一部改正について	②
	議案	62	静岡市いじめ防止等のための基本方針の決定について	⑱
	議案	63	教職員の人事について	⑱
	議案	64	教育委員会職員の人事について	⑥
	議案	65	教育職員(指導主事)の人事について	⑥
	議案	66	教育職員(幼稚園・高等学校)の人事について	⑦ ⑧
	議案	67	教育職員(小学校・中学校)の人事について	⑦ ⑧
	報告	16	静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う人事委員会との協議について	
	協議・ 情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食への異物混入について ・市立安倍川中学校の校舎屋上の貯水槽の蓋が開いていた件について ・勤務条件に関する措置の要求への再意見書について ・免許外授業について(教育委員から提案) 	
3月24日 (定例会)	議案	68	地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について	②
	議案	69	静岡市博物館条例施行規則の一部改正について	②
	議案	70	静岡市文化財資料館条例施行規則の一部改正について	②
	議案	71	静岡市立高等学校学則の一部改正について	②
	議案	72	静岡市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について	②

3月24日 (定例会)	議案	73	静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について	②
	議案	74	静岡市指定文化財の指定について	⑬
	議案	75	教育委員会職員の人事について	⑲
	報告	17	平成26年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について	
	協議・ 情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月市議会定例会における教育関係の質問答弁について ・ 定期監査の結果について ・ 三保松原保全活用計画策定に関する意見公募手続きについて ・ 全国学力・学習状況調査の結果の公表について ・ 静岡市教育施設整備計画策定の進捗について ・ 学校給食の放射能検査について ・ 市立小学校における工事作業時に発生した事故について ・ 長期研修の教員に関する報告 ・ 市立高等学校における体育授業中の事故の経過について ・ 市立の高等学校生徒の問題行動に関する経過について ・ 体罰に関する調査の概要について ・ 市立中学校における課題に関する経過について 	



子どもたちと一緒に給食を喫食・歓談（新通小学校）

2 教育委員会会議以外の活動

教育委員会協議会においては、教育課題の研究や関係機関等との意見交換、学校等への視察、会議や行事への参加など、様々な活動を行っている。平成 25 年度の主な活動は、次のとおりである。

(1) 教育委員会協議会の開催

教育行政に関する研究や喫緊の課題への適時対応等を目的に、協議会を行っている。前年度までは、毎月の定例会と同日に行うことを基本としていたが、平成 25 年度からは、毎月 2 回を基本とし、必要に応じて臨時的にも開催することとした。平成 25 年度の開催実績は 27 回である。

協議会では、教育委員が自らの調査研究に基づいて情報や意見を交換し合うほか、事務局から提供される情報を基に協議を行っている。



静岡県・浜松市 教育委員会との意見交換会

【平成 25 年度協議内容】

開催日	研究課題等
4月24日	教育委員会の点検・評価について 平成 25 年度の活動について 静岡県及び浜松市の教育委員会との意見交換会について
5月29日	子ども・子育て支援新制度について 平成 24 年度文部科学省派遣職員からの報告 静岡県及び浜松市の教育委員会との意見交換会について
6月7日	教育委員会の点検・評価について
6月28日	教育委員会の点検・評価について
7月1日	教育委員会の点検・評価について
7月9日	教育委員会の点検・評価について
7月10日	教育委員会の点検・評価について
7月18日	教育委員会の点検・評価について
7月24日	教育委員会の点検・評価について
8月28日	市長との意見交換について（事前打合せ）
9月11日	下半期の協議会その他の活動について
10月8日	学校応援団推進事業の拡充について
10月18日	学力向上のための具体的取組みについて 小学校の統合に関する検討について 第 3 次総合計画と第 2 期教育振興基本計画について
10月21日	三鷹市コミュニティ・スクールの視察について
11月8日	三鷹市コミュニティ・スクール視察の振り返り 平成 25 年度事業の点検評価について

11月22日	清水江尻小学校 学校運営協議準備会視察の振り返り 第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
12月4日	静岡市いじめ防止基本方針について 第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
12月11日	第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
12月18日	静岡市いじめ防止基本方針について 第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
1月10日	静岡市いじめ防止基本方針について 第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
1月24日	第3次総合計画と第2期教育振興基本計画について
2月7日	第2期教育振興基本計画について 指定都市教育委員・教育長協議会の内容報告
2月17日	喫緊の課題・事案についての報告（4件）
2月28日	市立南中学校で行われた免許外授業への対応について
3月12日	子ども・子育て支援新制度への移行に向けて 生涯学習推進大綱について
3月18日	第2期教育振興基本計画について
3月24日	小学校の統合について 第2期教育振興基本計画について

(2) その他の活動（会議出席、学校訪問、意見交換など）

教育委員は、年間を通じて、国、指定都市、県などの様々な会議に参加し、横断的な教育課題の把握や連携の強化を図っている。また、学校現場の視察や関係機関との意見交換を通じて、課題の共有や交流の促進に努めている。

平成25年度は、教育委員会制度改革に関する具体的な検討が国レベルで行われたが、教育委員は各種会議に出席し、情報収集を図った。

様々な課題について研究する中、平成25年度は特に、「学校と地域の連携」を大きなテーマに位置づけて活動した。まず、市長との意見交換において、学校応援団推進事業とコミュニティ・スクールについて意見を交わした。また、全国学力・学習状況調査の結果、静岡県内の小学校の正答率低下が大きな課題として顕在化したことを受け、保護者や校長会、一般教員と意見交換を行い、学校・地域・家庭が連携して子どもたちの学力向上に取り組むことの重要性を確認し合った。

さらに、コミュニティ・スクールの先進市である東京都三鷹市に赴き、教育委員会事務局と学校現場で行われている具体的な取組や課題等を聴き取り、静岡市におけるコミュニティ・スクールの在り方についての研究を進めた。

市内においては、コミュニティ・スクール研究校や統合が検討される学校を視察し、現状の確認や課題の聴き取りに努めた。



統合が検討される学校を視察（美和小）

月	日	分類	内容
4	9	会議	静岡県市町教育委員会委員長・教育長会（静岡市）
	11	行事	静岡市立清水桜が丘高等学校 開校記念式典
	16	会議	静岡県市町教育委員会連絡協議会総会・委員長研修会（静岡市）
	16	行事	静岡県立駿河総合高等学校 開校記念式典
	19	会議	静岡県都市教育長協議会役員会及び総会（沼津市）
	26	行事	当初校長会
5	9・10	会議	関東地区都市教育長協議会総会（東京都）
	10	会議	静岡市国際交流協会理事会・総会
	20	視察	統合が検討される学校の視察（新通小学校・駒形小学校）
	31	会議	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会（茨城大会）（つくば市）
6	1	行事	静岡熱血教師塾第4期生卒塾式
	6	意見交換	静岡県及び浜松市の教育委員会との意見交換会
	11	行事	静岡市教育委員会表彰式（永年勤続者）
	13	会議	第1回指定都市教育委員・教育長協議会（相模原市）
	26	視察	学校評議員会及び学校関係者評価委員会（葵小学校）
	27	その他	コミュニティ・スクールに関するフォーラム（静岡市）
7	3	視察	統合が検討される学校の視察（安倍口小学校・美和小学校）
	16	会議	静岡県都市教育長研修会・正副会長会議（静岡市）
	17	その他	静岡市立幼稚園の在り方検討会作業部会 傍聴
	30	その他	全国コミュニティ・スクール研究大会 in 京都（京都市）
8	15	意見交換	教育委員会の点検・評価にかかる学識経験者との意見交換
	19	会議	静岡県市町教育長研修会・正副会長会議（浜松市）
	22	その他	静岡市立幼稚園の在り方検討会作業部会 傍聴
9	3	会議	県と市町教育委員会教育長による臨時正副会長会議
	4	意見交換	市長との意見交換会
	20	その他	静岡市女性校長会との懇談会
10	4	視察	第42回静岡市清水区なかよし体育大会
	17	会議	市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）（名古屋市）
	20	行事	しずおか教師塾第5期生入塾式
	21	意見交換	市長との意見交換会（子ども未来局関係）
	21	意見交換	静岡市PTA連絡協議会及び静岡市校長会との意見交換会
	29	その他	教頭選考（第2次・面接）
	31	視察	コミュニティ・スクール先進事例の視察（三鷹市）
11	6	会議	第2回 県と市町教育委員会教育長による臨時正副会長会議
	11	会議	静岡県市町教育委員研修会（浜松市）
	14	その他	校長選考（第2次・面接）
	16	視察	静岡市版コミュニティ・スクール研究校（清水江尻小学校）
	19・20・26	視察	静岡市立小・中学校音楽交流会（市民文化会館ほか）
	23	行事	新静岡市誕生10周年記念式典及び記念祭
	25	視察	研修指定実践発表会（東中学校）
12	5	視察	研究指定実践発表会（大里東小学校）
1	15	意見交換	静岡大学教職大学院生との意見交換
	21	行事	静岡市教育委員会表彰式（優秀教職員）
	25	その他	静岡市の教育を語るシンポジウム 聴講
	29	会議	第2回指定都市教育委員・教育長協議会（東京都）
2	20	その他	展示「わたしと地球の環境展」内覧会
3	27	会議	第3回 県と市町教育委員会教育長による臨時正副会長会議

3 総括（教育委員会の自己評価）

(1) 教育委員会会議について

会議に当たって、各委員は、教育委員会事務局から議案等に関する事前説明を受けている。議案の内容を確認し、詳しい説明や必要な資料について予め指示しておくことにより、審議の効果を高め、円滑な運営を図っている。議案は、審議会委員の委嘱などの定例的なものから、事務の基本方針の決定に至るまで幅広く提案され、教育委員は、それぞれの経験に基づく視点から活発に発言し、丁寧な審議に努めている。

平成 25 年度は、二つの大きな方針を決定した。一つは、9月に施行された「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」を受け、

いじめの未然防止・早期発見・適切な対応等を、静岡市の実情に即して総合的かつ効果的に推進するための「静岡市いじめ防止等のための基本方針」である。基本方針には市と学校の役割を表すとともに、保護者や地域の心構えも示した。これについては、運用状況を注視して、継続的に見直しを図っていく。

もう一つは、平成 27 年度にスタートする子ども・子育て支援新制度に向けた静岡市立幼稚園の「幼保連携型認定こども園」への移行の方針である。スムーズな移行には、幼稚園教諭が、実体験を通じて確かな保育のノウハウを身に付けることが必要であり、平成 17 年に設置した「安東幼保園」の 9 年間の実績を活用した取組を進めていく。

市議会議案に意見を付す案件としては、予算に関するもののほか、数多くの条例改正に対応した。条例に関する事案の多くは、行財政改革と消費税等改定の 2 つの視点から、博物館やスポーツ振興施設などの使用料の適正化を目的とした改正であった。

人事については、組織における女性の登用を一層積極的に推進するよう、今年度の教職員の人事異動方針に「計画的な女性の登用を図る。」と明記した。また、教職員の信用失墜行為については、引き続き大きな課題と受け止めている。今後も、人権や倫理観等を学ぶ研修を実施するとともに、静岡市教職員倫理向上委員会や校内コンプライアンス委員会の機能強化等により、法令遵守の重要性に関する認識を高め、不祥事の根絶に努めていく。

会議では、審議終了後に、事務局からの情報提供や時宜の課題に関する協議等も行っている。平成 25 年度は、学校給食に調理機器のネジなど異物が混入する事故への対策について、協議を重ねた。学校給食については、日常から安全衛生に力を注ぎ、調理員のノロウイルス感染の際にも迅速な対策によって感染拡大を防ぐなど、管理体制を徹底している。異物混入もそのほとんどを喫食前に発見し、子どもたちの健康被害は発生していないものの、件数は減少しない。調理現場の職員一人ひとりの意識向上を継続的に図るとともに、調理機器の改良など抜本的な改善方法についてメーカーに意見を求めることなども検討する必要がある。



統合が検討される学校を視察（安倍口小）

(2) 教育委員会協議会、意見交換会等について

協議会については、教育委員が自ら設定した課題について研究するほか、予算編成時には次年度の重点事業について協議するなど、計画的に活動している。また、喫緊の課題が生じた際にも即時対応するなど、柔軟な運営を図っている。

教育委員会の点検・評価については、委員と事務局が多くの時間をかけて協議を重ね、報告書を作成した。平成24年度は、計画の中間点に当たることから、事業の進捗状況と最終年度の達成見込を表し、残る2年間の取組を強く意識する内容とした。また、報告書が、本市教育の理念や目標、取組状況を市民に発信する有効なツールとなることを踏まえ、見やすさに配慮して様式を見直した。点検と評価を通じて課題と目標を明確にし、これを教育委員会と学校現場が共有することが、本市教育振興基本計画の確実な達成につながる。最終年度に向け、また、次期計画を視野に、点検・評価した内容を、今後の取組に有効につなげたい。

平成27年度からの第2期教育振興基本計画については、期間を一にする静岡市第3次総合計画との整合を図り、重点事業を確実に掲載していく必要がある。そのため、平成25・26年度の2年をかけて討議を重ねることとし、25年度はまず、骨子の構成や課題の洗い出しに取り組んだ。次期教育振興基本計画の期間は8年と長期にわたるが、その間に生じるであろう社会環境の変化や国の制度改正等に柔軟に対応し得る計画を策定するため、引き続き議論を進めていく。

関係機関との意見交換については、まず、静岡県と浜松市の教育委員会を招き、「学校・家庭・地域の連携」に関するそれぞれの取組を発表し合い、意見を交わした。

市長との意見交換は、前年度に引き続き、2回行った。市長からは、第3次総合計画への考えが語られ、第2期教育振興基本計画については、市民にとって分かりやすく、全編から静岡市らしさがあふれるような計画を策定してほしいとの意向を伺った。子ども・子育て支援新制度については、子ども未来局の参加も得た意見交換とし、新制度の内容や移行準備等について認識の共有を図った。移行後は、実態を注視していく必要があると考えている。

また、全国学力・学習状況調査の結果を受け、子どもたちの学力向上について、市PTA連絡協議会及び市校長会との意見交換を行った。日常の生活習慣や家庭学習が学力に大きく関係することを共に認識し、教育委員会・学校・家庭がそれぞれの役割に基づいて具体的な行動を起こすことを確認し合った。それぞれの取組が有機的に結びついて、子どもたちの学力向上に確実につながり、ひいては子どもたちの自己肯定感の醸成につながることを期待する。

学力・学習状況調査については、結果の公表の在り方が全国的な議論となった。静岡市は、校長が学校の実情に応じて公表方法を決定するという在り方を、改めて確認した。事務局は、公表のモデル事例を示し、校長の判断を支援する。



コミュニティスクール研究校での協議（清水江尻小）

(3) その他の意見等

平成 25 年度は、国の政策に基づき、大きな方針を決定した。

まず、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進することを目指した「静岡市いじめ防止等のための基本方針」については、市及び教育委員会、学校がそれぞれ果たすべき役割を具体的に示すとともに、保護者や地域も主体的な意識を持って子どもたちを見守り、社会全体でいじめの防止や解決に当たる旨を記した。これに基づき、平成 26 年度には、学校ごとに「いじめ防止等基本方針」を作成する。学校は、子どもたちや保護者、地域の信頼の上に立ち、関係機関とも連携して、個々の問題に適切に対応し、実情に応じた実効性のある対策を推進する。また、市及び教育委員会は、組織や体制を構築し、諸施策の実実施を通じて、現場の取組をしっかりと支えていくことにより、最重要課題の一つであるいじめ対策を進め、子どもたちの豊かな心の育成につなげていきたい。

次に、子ども・子育て支援新制度に向けては、原則として市立の全幼稚園を平成 27 年 4 月に「幼保連携型認定こども園」に移行する方針を決定した。認定こども園は、従来、保護者の就労状況等によって幼稚園か保育所に振り分けられてきた就学前児童に、教育と保育を総合的に提供する「幼保一体化」施設である。本市は、教育振興基本計画に「幼保一元化等の推進の検討」を掲げ、市立の幼稚園や保育所を中心に協議や実践を重ね、平成 24 年度には、幼保に共通する「めざす子ども（就学前児童）の姿」を明らかにした。新制度の「質の高い学校教育と保育を総合的に提供する」という目的を確実に実現できるよう、移行に伴う様々な課題に取り組んでいく。

学校や教育委員会の組織の運営の在り方を改めて考えさせられる事案として、中学校における免許外教科指導の問題が発生し、これに対応していく中で、教職員の法令遵守意識や事務局の危機管理体制が十分でないことが顕在化した。研修等を通じて、全ての教員について一層の意識向上を図っていくとともに、事務局については、横断的な組織運営によって、危機管理体制を強化していくことが必要である。

また、数ある課題の中でも、学校現場の多忙化や教員の多忙感については、教育の根幹に関わる大きな問題だと捉えている。「こころの教育支援事業」による市費の臨時講師の配置などにより学校現場を支援しているが、抜本的な解決にはなかなか至らない。次々と発生する課題や新たな施策に適切に対応し、よりよい教育環境を子どもたちに提供するために、解決に向けて研究を重ね、教育委員会と学校現場の双方が対策や工夫を講じていく必要がある。

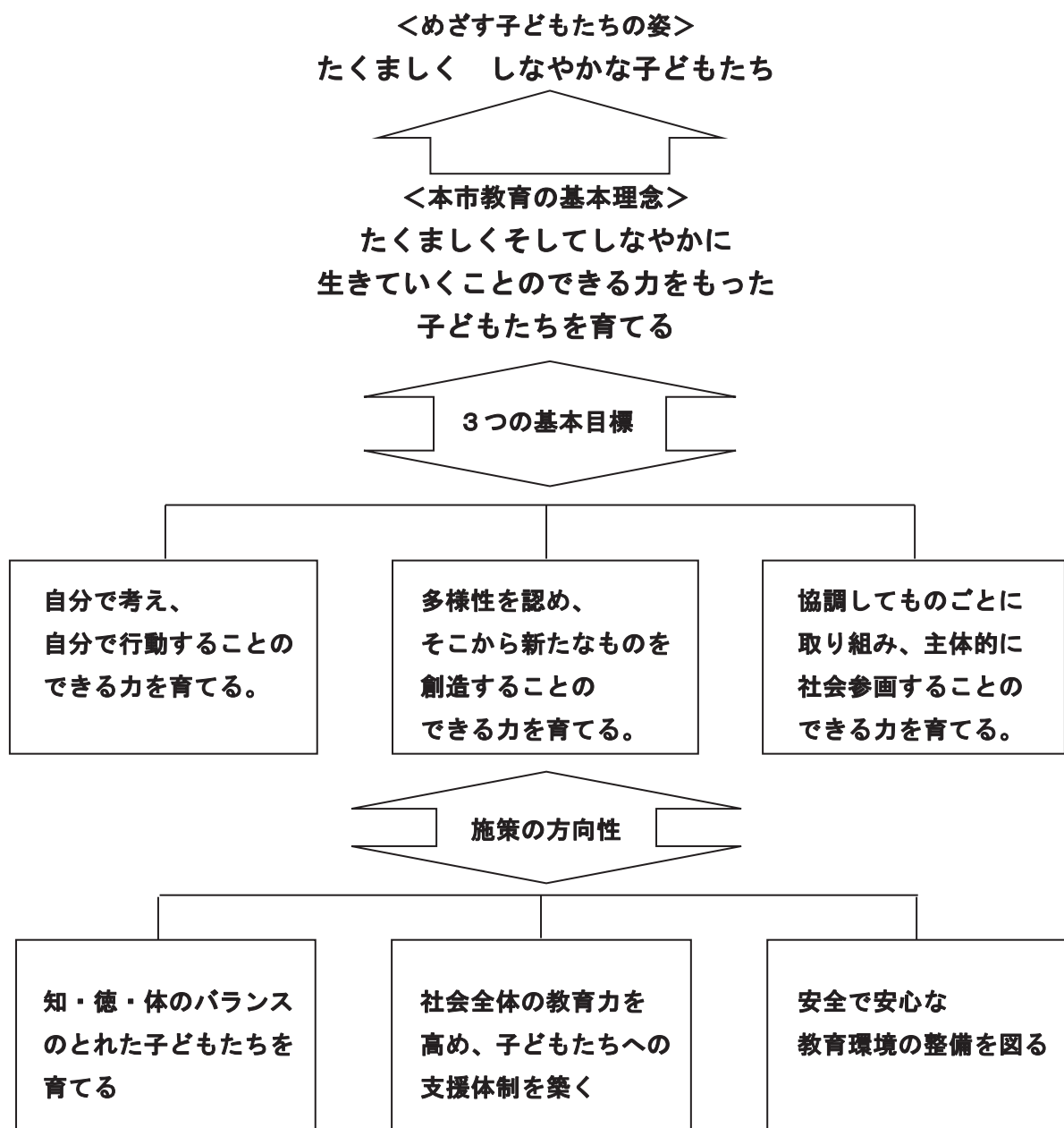
平成 27 年度を開始期とする第 2 期静岡市教育振興基本計画の策定に当たっては、本市教育行政の課題に対応する施策を確実に掲載し、保護者や地域との協働の上に、何よりも子どもたちにとってよりよい学びの環境の創出に努めたい。

教育委員会制度改革については、平成 26 年 6 月の法改正により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、従来の制度における課題の改善を図る新たな制度が、平成 27 年度からスタートすることとなった。委員長と教育長の役割の統合や、市長と教育委員会の協議・調整の場として教育に関する「大綱」策定などを行う「総合教育会議」の設置など、大きな改革がなされる。改革の趣旨を市長部局と共に理解し、連携して、「教育行政の責任の明確化」、「迅速な危機管理体制の構築」、「首長との連携強化」等の確実な実現に努め、次代を見据えた教育行政の在り方を追求していきたい。

Ⅲ 基本目標達成のための具体的事業の点検・評価

本市教育委員会では、これまでの教育基本構想（平成 17～21 年度）に続く 5 か年（平成 22～26 年度）の計画として、今後の本市教育のビジョンを示す教育振興基本計画を策定した。ここでは、本市教育の基本理念「たくましくそしてしなやかに生きていくことのできる力をもった子どもたちを育てる」を具現化する 3 つの基本目標を達成するために、取り組むべき各施策及び具体的事業について、3 つの基本的方向性ごとに整理し、点検・評価を行った。

【静岡市教育振興基本計画の体系図】



静岡市教育振興基本計画の3つの施策の方向性と点検・評価事務事業との関係

施策の方向性	大施策	中施策	No.	点検・評価事務事業	所管課	頁
1 知・徳・体の バランスのとれた子 どもたちを 育てる	① 確かな学力の育成	1 「分かる授業」の推進	1	学校訪問事業	学校教育課	50
		2 学力、学習状況の把握と授業改善の推進	2	学力向上支援事業	学校教育課	52
		3 学習指導要領を基に社会情勢に 適応した取組の推進	3	外国人講師派遣事業	教育総務課・ 学校教育課	54
			4	複式学級への非常勤講師配置事業	教職員課	56
		4 環境教育の推進	5	環境教育の推進	学校教育課	58
			6	野外活動宿泊指導等事業	教育総務課	60
		5 防災教育の推進	7	防災教育の推進	学校教育課	62
	② 豊かな人間性と健やかな体の 育成	1 心の教育の推進	8	「静岡版道徳教育」推進事業	学校教育課	64
		2 豊かな心をはぐくむ体験活動の 推進	9	次世代育成プロジェクト事業	学校教育課	66
			野外活動宿泊等指導事業（No.6 再掲）			
		3 問題を抱える子どもたちへの 適切な対応	10	スクールカウンセリング事業	学校教育課	68
			11	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	70
		4 「絆づくり」による不登校対策の 推進	※適応指導教室事業（点検評価対象外）			
		5 学校体育の充実	12	学校体育における新体カテストの実施	学校教育課	72
			13	中学校部活動指導員の配置	学校教育課	74
		6 食育の推進	14	食育の推進事業	学校給食課・ 学校教育課	76
			15	地産地消推進事業	学校給食課	78
		7 健康教育の充実	16	児童・生徒の健康管理	学校教育課	80
	17		薬物乱用防止教室	学校教育課	82	
	③ 情熱と指導力のある教員の 育成	1 人材の確保	18	教員採用事業	教職員課	84
			19	しずおか教師塾事業	教職員課	86
		2 信頼される教員の育成	20	教職員研修事業	教育センター	88
			21	近隣校研修	教育センター	90
	④ 信頼される学校づくりの推 進	1 学校組織運営の改善	22	学校評議員制度	教職員課	92
			23	学校評価システム推進事業	教育総務課・ 学校教育課・ 教職員課	94
		2 PTAと一体となった学校の活 性化	市PTA連絡協議会補助金（点検評価対象外）			
	⑤ 幼児教育の推進	1 幼保一元化等の推進の検討	24	幼児教育振興事業	教育総務課	96
			25	幼保小連携協議会	学校教育課	98
		2 子育て支援機能の充実	26	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	教育総務課	100
	⑥ 高等学校教育の推進	1 高等学校教育の推進	27	高等学校基本計画推進事業	教育総務課	102
28			清庵地区新構想高等学校（仮称）等整備 事業	教育施設課	104	
⑦ 個に対応した教育の支援	1 特別支援教育の充実	29	特別支援教育推進事業	学校教育課	106	
	2 帰国・外国人児童生徒の受入 態勢の充実	30	日本語指導が必要な児童・生徒の支援事 業	学校教育課	108	

施策の方向性	大施策	中施策	No.	点検・評価事務事業	所管課	頁		
2 社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く	① 学校・家庭・地域等における連携の推進	1 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり	31	学校応援団推進事業	教育総務課	110		
		2 民間活力を教育に活かす施策の推進	32	学校給食施設整備事業	学校給食課	112		
		3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり	33	放課後子ども教室推進事業	教育総務課	114		
		4 有害環境から守るための取組の推進	34	情報モラル教育の推進	学校教育課	116		
	※地域ぐるみの青少年健全育成事業（点検評価対象外）							
	② 家庭における教育力の向上	1 家庭の教育力向上に向けた取組の推進		家庭教育学級の実施（点検評価対象外）				
		2 子育て支援の機能の充実（再掲）		ブックスタート・ブックステップ事業（点検評価対象外）				
	③ 地域における教育力の向上	1 キャリア教育等による実践的教育の推進		次世代育成プロジェクト事業（No.9 再掲）				
		2 地域における人材の育成		※人材養成事業（点検評価対象外）				
				※市民大学講座の実施（点検評価対象外）				
	④ 生涯にわたって学べる環境の整備	1 生涯学習社会の推進		※生涯学習施設整備事業（点検評価対象外）				
		2 生涯学習の視点からの社会教育の推進		※特別史跡登呂遺跡整備事業（点検評価対象外）				
		3 生涯学習の視点からの図書館の充実		35	図書館資料整備事業	中央図書館	118	
		4 地域における生涯スポーツの推進		※生涯スポーツの推進（点検評価対象外）				
	3 安全で安心な教育環境の整備を図る	① 安全・安心で快適な学校づくり	1 安全で安心な教育環境の基盤整備		36	学校施設整備事業	教育施設課	120
					清庵地区新構想高等学校（仮称）等整備事業（No.28 再掲）			
			学校給食施設整備事業（No.32 再掲）					
2 学校安全システムの構築			37	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課	122		
3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり（再掲）		日本スポーツ振興センター共済制度（点検評価対象外）						
		放課後子ども教室推進事業（No.33 再掲）						
② 質の高い教育環境の整備		1 学校の情報化の充実		38	小・中学校ICT環境整備事業	学校教育課	124	
		2 学校図書館の整備の推進		39	学校図書館教育推進事業	学校教育課	126	
③ 国公立学校との連携づくり		1 連携による教育研究の振興		幼保小連携協議会（No.25 再掲）				
		2 私学助成その他の総合的支援		40 県立・私立高等学校との連携				
	教育総務課			128				
		私学振興助成事業（点検評価対象外）						
④ 教育機会の均等の保障	1 就学援助等による経済的支援		就学援助事業（点検評価対象外）					
			私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業（点検評価対象外。平成25年度から市長部局へ移管）					
	2 山間地における通学等の支援		奨学金貸付事業（点検評価対象外）					
		遠距離通学費補助金交付事業（点検評価対象外）						
⑤ 少子化に対応した教育環境の整備	1 適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進		41	小中学校適正規模等検討事業	教育総務課	130		
			高等学校基本計画推進事業（No.27 再掲）					
	2 通学区域の弾力化の研究		42	通学区域審議会	学事課	132		

(注) 「所管課」は平成25年度の組織名称により表示しています。

点検評価対象外の中施策のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により市長部局が補助執行しているもの（※のついた事業）については、次頁以降にも記載がありません。

施策の基本的方向性 1

(知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる)

○方向性 1 大施策① 確かな学力の育成【対象事業No. 1～7】

<教育委員会自己評価>

「知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる」という基本的方向性のもと、確かな学力の育成をめざし、「『分かる授業』の推進」、「学力、学習状況の把握と授業改善の推進」、「学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進」、「環境教育の推進」、「防災教育の推進」の5つの施策を掲げ、様々な取組を継続的に展開している。

中施策 1 「『分かる授業』の推進」については、指導主事が学校を訪問して授業づくりを支援する「学校訪問事業」を積極的に進めてきたが、平成 25 年度は特に、学習指導要領に基づいた教育課程が全ての小中学校で適切に編成されていることや、指導要領に沿った授業が確実に行われていることを確認した。また、各教科において付けるべき力が付く授業を実施するよう、指導要領や子どもの思考の流れを踏まえた単元構想の作成を重点とし、事例に基づき指導助言を行った。このことにより、「分かる授業」の実施に向けた教員の意識を高めた。

中施策 2 「学力、学習状況の把握と授業改善の推進」については、全国学力・学習状況調査の結果から把握した静岡市の子どもたちの課題を、全ての学校に示した。各学校では、学校全体と個々の子どもたちの課題を明らかにして改善計画を作成し、指導改善に取り組んだ。また、学力向上専門家委員会が派遣する専門家による学校の研修の支援や、放課後学習を支援する「学力アップサポート事業」を、引き続き実施した。平成 26 年 3 月 7 日には、学力向上支援事業実践報告会を開催し、市内全小中学校に事業の成果を紹介した。

中施策 3 「学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進」については、国際化が進行する社会においてたくましく生き抜く力を身に付けるための基本として、子どもたちの言語能力やコミュニケーション能力の育成と国際理解の促進を図るため、小・中学校、高等学校に計 34 名の外国人の外国語指導助手を配置した。また、社会福祉協議会の支援を得て、子どもたちが多様な学習体験から社会福祉問題を自らの課題として捉え、理解を深めていく福祉教育を進めている。

異なる学年の子どもが一人の教員のもとで学習する複式学級は、増加傾向にある。平成 25 年度は 18 校 36 学級に非常勤講師 26 名を配置し、全ての対象校において基本 4 教科における複式解消を図った。

中施策 4 「環境教育の推進」については、理科、社会、国語等複数の教科に共通したテーマとして「富士山」を扱うなど、各教科において横断的な指導を行うことに重点を置いた。また、新聞記事の活用、清掃センターの見学、調査学習等を通して、環境問題を自分たちの問題として捉えさせるよう工夫し、環境保全に対する意識を高めるとともに、生活習慣を振り返る学習を実施した。

中施策 5 「防災教育の推進」については、各学校で想定別の避難訓練を複数回実施した。また、平成 26 年度から導入する D I G (災害図上訓練) の実施に向け、モデル校にて授業を実施した。さらに、防災の専門家である防災アドバイザーより、各校の立地や地域の特性などを踏まえた助言や指導を受けて、改善を図った。

今後は、全国学力・学習状況調査の結果をいかに活用して、児童生徒の学力の向上につなげるかが重要な課題である。平成 25 年度の調査結果から明らかになった静岡市の 3 つの課題（付けるべき力が付く授業、「読み取る力」「書く力」の育成、家庭学習の質の向上）を踏まえ、教育活動改善のための具体的な取組を実施するとともに、学校訪問等を通じて、各学校が調査の結果を多面的に分析し、それを具体的な授業改善につなげるための手法を伝える必要がある。また、日常の生活習慣や家庭学習の重要性について、保護者・学校・教育委員会が意見を交わし、認識を共有し、それぞれの役割において取組を展開することとした。今後は、それぞれの取組のために必要な情報を共有する方法について検討する必要がある。

方向性 1 大施策① 中施策 1 「分かる授業」の推進【対象事業No. 1】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「学校訪問事業」を通して、新学習指導要領のねらいや考え方に基づいた授業改善に向けて効果的な指導助言が展開され、充実した授業や校内研修が推進できている。しかし新たな教育内容や教育課題に対する教材開発やその指導方法等について、教員に対して具体的な情報提供や助言・指導が必要となる。

「学校訪問事業」が、教員の学習指導力を向上させ、子どもの学びを一層充実させる取組となり、また各学校の特色を生かした学校力を発揮させる上で質の高い協働した事業となることを期待する。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

学校訪問での実際の授業場面において、「授業改善支援資料Ⅳ」を活用しながら指導助言を行うことにより、幼稚園教育要領や小中学校学習指導要領の考え方に基づいた授業改善に取り組んでいる。また、全国学力・学習状況調査から把握した本市の課題に対応する授業づくりの視点や考え方を具体的に示した資料を作成し、教員一人一人に配付するとともに、研修主任を通じて内容の周知を図った。さらに、教育課程ヒアリングや当初訪問の際に、指導主事はその資料を活用しながら、各校の特色を生かして学校力を発揮するよう、学校の重点目標の実現に向かう教育課程について指導助言を行った。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

各校の特色を生かす教育課程の編成に関する指導や「分かる授業」の推進を図るための効果的指導の工夫（「授業改善支援資料Ⅳ」等の活用や授業づくりに関する資料の配布等）に関する指導が積極的かつ計画的に学校と関わりながら行われており、授業改善に向けた成果が着実に出てきている。

新たな教育内容や教育課題に関する教材開発やその指導方法等については、先導的な研究事例や情報収集、さらには大学等との連携による共同研究を推進し、明確かつ根拠ある助言・指導を行うことが望まれる。また、各校の実態や特色等を生かした地域学習の充実や、地域と連携・協働した活動をより一層工夫し、児童・生徒が「地域から学び地域に学ぶ」素晴らしさやその醍醐味を実感できる学習が、より学習への意欲を高める契機となる。実感を持って「深く分かる」学習をいかに構成するかも、学校力を高め、発揮する大切な視点である。

方向性 1 大施策① 中施策 2 学力、学習状況の把握と授業改善の推進【対象事業No. 2】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

全国学力・学習状況調査の結果分析をもとにした改善計画の立案・報告は、今後の教育活動の充実や授業改善に向けて必要となる具体的方法といえる。しかし、これは各校が自校の強みや弱みを明確にするための一つの視点であることを忘れてはならない。大切な点は学校や教員が自校の特色や独自性、地域性等との関連から実態をいかに具体的に把握できるかであり、目に見える学力のみを追究することに注意を払わなければならない。「子どもに実力をつける」校内研修の在り方も今後の検討課題である。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

全国学力・学習状況調査は、学習指導要領で求められている学力が身に付いているかを把握する一つの指標である。本市では、調査結果から、「付けるべき力が付く授業」を課題の一つに挙げたが、この「付けるべき力」とは、学校教育法に明確に位置付けられた三つの学力（「基礎的な知識及び技能」・「思考力、判断力、表現力その他の能力」・「主体的に学習に取り組む態度」）に基づくものである。その力を子どもたちに付けさせるためには、「生きる力」の理念のもと、子どもたちの実態や地域性なども踏まえた上で、目標を明確にした授業改善が必要である。具体的には、「授業改善だより」を市立小中学校の全教員に配付して授業改善に向けた方策を示すとともに、指導主事が直接学校を訪問して授業を分析し、助言指導を行うなどした。単にペーパーテストの点数を上げることだけでよしとするような学力観に捉われない授業改善の方向性を、様々な場面で発信した。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「全国学力・学習状況調査」の結果を一つの指標とし、「三つの課題」の達成を目指した「授業改善

だより」の発行や説明会・報告会等によって、着実に授業改善の方向性を学校現場に周知させてきていることは評価できる。特に、具体的な取組事例等を基にした事例紹介や報告、研究交流等を推進することが授業改善への大きな基盤となっている。今後は、各校が子どもの実態を生かした独自の方法や取組を工夫した研修を一層推進する必要がある。

なぜ授業改善が必要なのか、何のために授業改善を行うのか、本市がこれまで取り組んできた成果をより一層明確にし、その成果の上に問題や課題を具体的に整理する必要がある。単なる方法論に陥らない授業改善を期待したい。

方向性 1 大施策① 中施策 3 学習指導要領を基に社会情勢に適応した取組の推進

【対象事業No. 3、4】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

国際化・グローバル化が進行する社会において、学校では子どもの学習意欲を高め、コミュニケーション力を培う授業の充実が一層必要となる。そのために ALT や非常勤講師等を増員し、有効に活用した取組は着実に成果を上げてきている。しかし ALT や非常勤講師の指導力に対する点検や向上に対する研修等の配慮、学校・教員との共通理解や指導方法等の検討等が必ずしも十分であるとは言えない。ALT や非常勤講師の指導力向上とともに、教員のグローバル化に対する指導力向上を図る研修プログラム等の開発を期待する。また各校が地域の強みを活かした事業を工夫し、展開することが重要となる。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

新人 ALT に対して、夏休みの 1 週間を使って、指導力向上を目指した研修会を行った。また、年に 2 回行う授業研修会では、実際の授業を ALT が互いに参観し合い、事後に意見を交わすことで指導の改善点を確認し合った。教員に対しては、小中学校の英語担当主任者会（年 2 回開催）で、平成 25 年度の指導の重点と改善について共通理解を図った。また、8 月には全ての英語科を担当する教員を対象とした静岡市英語研修会を開催し、指導力の向上を図った。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

ALT を対象にした研修会や英語・外国語活動担当の教員を対象とした研修会等、積極的な研修計画の下で指導力向上を目指す取組が意欲的に行われている。また、計画的に非常勤講師配置による複式授業の解消を図る努力も進んでいる。

「社会情勢に適応した取組」は、「対応」に主眼が置かれるのではなく、21 世紀を担う子どもたちにとって何が必要で、学校教育で何を育成するのかという「開拓型」の取組でなくてはならない。その鍵概念が「持続性」である。社会を持続させるために必要となるリテラシー（知識や情報を活用する能力）を明確にし、教員にどんな力を身に付けさせ、学校においてどのように教育課程を編成し、学習内容や学習活動をどのように構成するべきかを熟慮した上で、取組を展開することが重要である。各校の実態や特色を生かした取組を推進して成果の上がった事例や考え方を紹介し合うほか、ワークショップ等を通して、学校・教員の意識改革及び力量形成を図る継続した取組及び新たに生じた教育課題に対する発見的・開発的な取組を期待する。

方向性 1 大施策① 中施策 4 環境教育の推進【対象事業No. 5、6】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

環境の素晴らしさを実感させ、環境について考え、環境について学ぶという計画的・意図的な取組は学校の教育活動において極めて重要である。それはまさに日本そのものを理解し、ひいては地球そのものを理解することにつながるからである。放射線教育の推進にあわせて、これからはエネルギーを通して環境を考えるという「エネルギー環境教育」への取組が必要となる。持続可能な社会形成に向けて、確かな知識を備え、問題解決できる資質・能力を育て、市民としての自覚や責任・誇りを培う事業をさらに期待したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

世界文化遺産「富士山」のごみ問題というタイムリーな話題を授業で取り上げたほか、新聞記事の活用、清掃センターの見学、調査活動で得たごみの量や処理費用等の統計資料に基づいたごみ減量の方法の追及など、工夫した授業を実践した。また、少年自然の家での活動において、自然の素晴らしさや厳しさに触れるとともに、野外炊飯等での「エコクッキング」など、体験を伴う学びの場面を設定した。

また、エネルギー資源の大切さを子どもたちに意識させるため、複数の教科における横断的なエネルギー環境教育を行った。具体的には、小学校の理科（火山活動と火山地形）や社会（世界文化遺産）、中学校の理科（大地のつくり、生物と環境、自然の恵みと災害、自然環境の保全と科学技術の利用）や国語（富士山に関する短歌の創作）など、「富士山」という身近な素材を複数の教科の共通テーマに設定し、実感が持てる環境教育を実践した。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

環境教育という視点から、身近にある様々な問題や課題に関する教材を工夫し、実感や必要感を伴った学習として構成し、積極的かつ工夫した取組が順調に展開されている。また、エネルギー環境教育に対しても横断的なカリキュラムを構成したり、自然を活かした体験的プログラムを構成・提供したりして充実した教育が推進されている。

今後は、さらに世界的視野から、社会の事実や実態等について確かなまなざしをもって見つめ、問題を発見し、解決するための政策や対策を創造させる「責任ある市民」としての発想からの環境教育が必要である。そのためにも、まず教師自身が環境や社会に対しての問題的状況を自覚・意識し、こうした観点からの研修等を繰り返し、「何が問題で、何を考えなくてはならないのか」という視点から、教材開発や授業づくり、体験的プログラムの開発に取り組むことを期待する。

方向性 1 大施策① 中施策 5 防災教育の推進【対象事業No. 7】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

想定される地震や津波等の自然災害に対して各校では防災安全対策を見直し、学校行事等として強化してきている。避難訓練の実施回数増や防災アドバイザーによる指導はその改善的取組と言える。しかしこれに加えて、子どもの発達段階に応じた体系的・系統的な防災教育目標や指導内容を各教科等との関連から明確にするとともに、その具体的授業例や実践を提供しあい共有できるシステムや場が必要であると考えられる。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

各学校の実情に合わせて想定別避難訓練や防災マニュアルの再検討を行うとともに、学校毎の安全対策を体系的・系統的に推進するために、教科、特別活動、校内研修、学校行事等の多面的な視点から「学校安全計画」を作成した。また、防災アドバイザーから指導を受ける際には、近隣の学校や立地条件の似ている学校の教員も参加するなど、知識と情報の共有を図った。教員に対して、学校防災のあり方に関する講義やD I Gの体験など、実践的な研修会を実施した。児童生徒向けには、第4次地震被害想定ハザードマップを利用したD I Gのモデル授業を実施した。

小学生・中学生・高校生の発達段階に応じた系統的かつ横断的な指導をすることができるように学習指導要領の安全に関する内容を整理するものとして静岡県教育委員会が作成した学校安全指導資料「命を守る力を育てる」の活用について、各校に周知した。各校では、この資料等を活用して、子どもの発達段階に応じた想定別避難訓練や体験的な防災学習を実施した。そして、各校の防災担当者を対象とした研修会などを通じて、各校で実践した防災教育の内容の共有を図った。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

各校の実情に応じた積極的かつ綿密な計画のもとで着実に防災教育が展開されている。また、小学生・中学生・高校生の発達段階に応じた系統的かつ横断的な学習も推進されており、教員・子ども・地

域が一体となった取組も推進されている。

これからの防災教育は、「生命・身体を守る力を育てる」こととともに、「財産を守る」という視点も必要である。つまり、ハザードマップやD I G等を活用した授業の目的は、災害が起きた際の避難等の対策にあるのではなく、自分が住んでいる場所の現状・状況を把握し、未然に防ぐ工夫を施す知識や知恵、さらには自分のこれからの生き方を考えさせる点にあるからである。「レジリエンス（困難な状況にあっても強くしなやかに生命と財産を守りぬくこと）」という考え方をしっかりと位置付けた指導が、これから必要となる真の防災教育である。

○方向性 1 大施策② 豊かな人間性と健やかな体の育成【対象事業No.6、8～17】

<教育委員会自己評価>

「豊かな人間性の育成」のため、子どもたちが様々な分野の大人や社会に接する機会を創出し、自らの経験を通じて、思いやりの心や命の大切さを学び、規範意識や道徳性を身につけ、また、現実感をもって将来の夢や目標を描けるような職業観をはぐくむなど、よりよく生きるための基礎を築くことをめざした事業を展開している。「健やかな体の育成」については、たくましい精神と体を育て、健康で充実した生活を送る能力を養うため、運動やバランスのよい栄養摂取の必要性、飲酒、薬物や生活習慣に起因する危険性などの知識の習得を図っている。

中施策 1 「心の教育の推進」については、道徳の時間と各教科の授業を結び付け、学校教育全体で行う道徳教育の充実に取り組んだ。中学生向け礼儀マナー集「よりよい自分へ しずおかマナーブック」とワークシート集の活用については、道徳主任会で、ワークシートの作成例を示し、生徒たちが礼儀マナー集を活用する方法を示した。各学校を対象に礼儀マナー集の活用調査を実施したところ、生徒の職場体験学習の事前指導中に具体的に言葉遣いやお辞儀の仕方を実践しながら指導するなど、全ての中学校と小学校 11 校で活用されていた。

また、学校での取組内容を家庭や地域でも実践するために、地域や保護者と一体となったあいさつ運動を展開するなど、連携の強化に努めた。

中施策 2 「豊かな心をはぐくむ体験活動の推進」については、文化芸術体験、職場体験学習（中学生）、集団宿泊体験、総合的な学習の時間による探究的な体験活動などの多様な体験学習を通じて、他者と適切に関わり、社会に参画する力の育成を図った。さらに、子どもたちに「地域の大切な一員である」という意識を持って社会に貢献しようとする意識をはぐくむため、小・中学校の全ての子どもたちに地域防災訓練等への積極的な参加を働きかけた。

中施策 3 「問題を抱える子どもたちへの適切な対応」としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、多様化・複雑化する子どもの姿やその環境等の課題に対応した。また、小・中学校の全児童・生徒を対象に悩み事に関するアンケート調査を年 3 回実施し、いじめをはじめとする状況の把握や、課題の早期発見・早期対応に努めた。いじめ対応マニュアル詳細版については、修正点を検討し、アンケートの項目について見直しを図った。マニュアルについては、今後も随時見直していく。また、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の施行に伴い、「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を定めた。基本方針には、市・教育委員会、学校の役割を明確に示し、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進する体制づくりを行った。

中施策 5 「学校体育の充実」については、体力向上専門家委員会の支援を受けた学校の取組内容と成果を体育主任会において全学校に紹介することや中央研修会に派遣した教員が体得した指導法や技術を体育実技指導者講習会において他校の教員に伝達することにより、効果的な指導方法の全学校での共有と市全体の教員の指導力向上を図った。学校訪問では、授業計画案と実際の授業を見て、目標に迫るための効果的な教師の支援について助言を重ねた。また、全国調査や県新体力テストなどの結

果を踏まえ、自校の児童・生徒の状況を把握し、課題改善に向けた取組を進めた。さらに、中学校においては、部活動指導員を配置することで、顧問教員をサポートし、生徒の技能の向上とスポーツに親しむ態度の養成に努めた。

中施策6「食育の推進」については、平成22年度に策定した静岡市教育委員会食育推進計画と、これに基づいて学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、各学校で学校給食における食育指導を行っている。指導では、毎年開催している食育講習会の内容や食育資料等も活用し、食に対する子どもたちの正しい理解を促進している。また、学校給食に関する指導等を行う栄養士が研修として農業を体験し、食に関する指導の公開授業を行うなど、指導者のスキルアップにも取り組んだ。子どもが自ら弁当作りを行う取組については、学校の実態に即した支援を継続して行っていく。今後も各学校における食育の推進に取り組んでいきたい。

中施策7「健康教育の充実」については、子どもとその保護者への啓発活動を充実させるとともに、平成28年4月1日から施行される健康診断の改正に対応するために国の動向を見極めながら関係機関との連携調整を強化していく。

今後の課題については、問題を抱える子どもへの支援が特に重要だと考えている。そのための取組として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを適正に配置し、子どもや保護者、教職員への支援体制を強化する。また、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、各学校で個別の支援計画を作成し、きめ細やかな支援を行う。いじめについては、「いじめ防止対策基本方針」を策定したところであるが、各学校においても、いつでもどこでも起こりうるという意識を持ち、学校全体で組織的に取り組む体制を整えるとともに、関係機関と連携しながら、迅速かつ丁寧に対応していく。不登校については、子ども個々の実態を踏まえ、必要に応じて適応指導教室との連携を図り、学校内での居場所づくりにも配慮するなどの対応をしていく。

方向性1 大施策② 中施策1 心の教育の推進【対象事業No.8】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

「静岡版道徳教育」が、子どもの発達段階に応じ、学校教育全体を通じて適切に指導・実施されている。特に地域との連携を図ったあいさつ運動や中学生向けに作成された道徳冊子・ワークシートの活用は、今後さらに各教科等との関連を図り、指導の充実を一層期待したい。また人権教育に関しての実践交流や情報交換等を盛んにし、教員の指導力向上を期するとともに心の醸成に生かしていきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

道徳冊子・ワークシートの活用を促進するために、4月の道徳主任会において参加者に道徳冊子の内容を具体的に提示し、また、ワークシートの活用法についても説明した。12月に実施した研修会において、「学校教育全体で行う道徳教育の充実に向け、道徳の時間と教科の授業や他の活動をどのようにつないだか」について、実践報告会を行った。その中で、「行事に向けての事前指導において道徳冊子を用いることにより道徳実践力と道徳的行為を同時に教えることができた」などの報告があった。各校において、道徳冊子を積極的に活用する取組が行われた。

人権教育については、各校の人権担当者を対象とする5月の研修会において、実際に授業で使える演習を行った。12月の研修会においても、国の研修会に参加した教諭によって、各校の人権担当者を対象に、各校における実践につながるようアクティブトレーニングの演習を行った。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

道徳冊子を積極的に活用し、道徳実践力と道徳的行為を高める指導が効果的に行われている。また、教員間の情報交換や実践研究等も着実に進められており、優れた実践が共有化され、教員の指導力向上へとつながってきている。道徳の教科化を見据え、教員間で協働した教材開発や指導方法の検討等、段階的・計画的・先導的な取組が急がれる。道徳が本来持つ特質や目的を明確に整理し、徳目の押し付けにならない身についた豊かな人間性を培うことができるカリキュラム開発も必要となる。大学や研究機関等との連携・協働による先導的な取組を期待したい。

方向性 1 大施策② 中施策 2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進【対象事業No. 6、9】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校行事として位置付けられることが多い様々な体験活動のねらいを明確にするとともに、子どもに体験のねらいや意味を理解させ、子ども自身がその体験活動を通して何を学びたいのか、何を知りたいのか、どんな力を身に付けたいのか等、明確に意識して取り組むことができるようにすることが重要である。そのために学校は体験活動の位置付けやその意味等を体系的・系統的に整え、また地域や企業等から学習プログラムや子どもの様子についての評価をもらい、連携した取組となることを期待する。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

平成 25 年度は、体験活動を通して、子どもたちの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を行うことをねらいとした。子どもたちにもそのねらいを理解させるために学校教育全体の中での位置付けを明確にし、保護者・地域・企業と連携して、組織的に取り組んでいる。

学校は、活動実施後に内容を自己評価するとともに、地域や家庭にも意見を求め、活動の充実を図っている。少年自然の家とは、活動のねらいが確実に達成できるよう、事前事後に綿密に協議している。少年自然の家は、地元の特徴を活かした自然体験活動を学校に提供しているが、活動後のアンケート調査によってねらいの達成度を把握して、プログラムの内容向上等に努めている。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

少年自然の家と学校が連携し、充実した体験プログラムの構築とともに活動の充実に向けてアンケート等を活用した改善を図ろうとする意欲的・探究的な取組が着実に成果に結びついている。また、「キャリア教育」という視点から将来の自立した社会人・職業人育成を図ろうとする取組も拡大・活性化している。今後は、さらに各校の教育課程及び教科指導等との連動や関連を図り、「何のためのキャリア教育か」「何のための体験活動か」を常に問い、地域の方、企業の方等からの声を反映しながら、明確な位置付けのもとで子どもの実態を生かした改善と充実を期待する。

方向性 1 大施策② 中施策 3 問題を抱える子どもたちへの適切な対応【対象事業No.10、11】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置により、問題を抱える児童生徒へのフォローアップ体制が充実してきている。また、教職員との情報共有体制や関係機関等との組織的な支援体制も整備されてきており、適切な対応が図られるようになった。アンケート調査等により積極的な問題の情報収集等を行っている。しかし教職員には日頃の教育活動において子どもの状況を的確に判断できる資質・能力を備えることが必要である。全教職員への研修機会をより充実させなければならない。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

様々な立場や視点から情報を収集、整理することによるアセスメントとプランニングを主に行うケース会議に参加した教職員は、会議を通じて子どもの状況を的確に判断する能力の向上に努めた。第 2 回スクールソーシャルワーカー連絡会において行った情報交換やスーパーバイザーの助言を受ける研修に各配置校のコーディネーターも参加し、その資質向上を図るとともに、各校の教職員に内容を周知した。また、教頭が参加した第 1 回スクールカウンセリング連絡会、生徒指導担当者会においては、問題解決能力を向上させるため、福祉的な視点や手法を用いた子どもが置かれた環境の改善や関係機関とのネットワークの活用についての研修を行った。さらに、校長会、教頭会においてスーパーバイザーによる講演を行い、スクールソーシャルワーカーからの視点で、学校現場を取り巻く現状と課題や学校における危機管理、学校と家庭の関係等について研修を行った。配置校においては、スクールソーシャルワーカーが、教職員に対して、子どもが置かれている環境や福祉的な対応方法についての研修を行った。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校における教職員のそれぞれの立場（職種・校務分掌等）に応じた研修の機会が充実してきており、

確かな知識を身に付け、事例に応じた地域、保護者、関連施設等との連携方法やその対応の仕方等について実践的に必要となる力量を高めている。また、「支援計画」に基づく組織的、機能的な支援が着実に進んでいる。さらにスクールソーシャルワーカーの配置も進んでおり、分野を超えた学校関係者が連携・協働して対処するシステムが整ってきている。

今後、教職員の研修機会や情報交換の場を一層充実させるとともに、問題への対処だけでなく、未然に防ぐための生徒指導の在り方等に対する教育的指導の方法や理念を一層明確にし、教職員、保護者が共通理解を図り、各種専門機関等との連携を強化させる必要がある。

方向性 1 大施策② 中施策 5 学校体育の充実【対象事業No.12、13】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校体育の充実を図るには、まず新学習指導要領に基づくカリキュラムの見直し・改善を図るとともに、目の前の児童生徒の実態を的確に把握することが肝要である。またこれまでの指導方法について、学習形態の工夫や視聴覚教材等の導入等による改善を、学校全体としての問題として検討し合うことも重要となる。各校が課題・問題を明確にし、短期的に解決・改善すべきことと、長期的に改善すべきことを区別し、計画、目標として明確にすることが必要である。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

各校が、新学習指導要領の周知、実践に向けて年間指導計画を作成するに当たっては、平成 24 年度の実践から見直しを図り、平成 25 年度の計画を作成した。学校訪問の際に年間指導計画を確認し、必要に応じて指導助言を行った。各校は、全国調査と県新体力テスト（小学校では水泳や器械運動の調査）など、各種調査の結果や体育授業に関する評価を基に自校の課題を分析し、授業改善と運動習慣改善の視点で作成した改善計画書に基づいて授業実践等を行った。その成果と課題を分析して自校評価として報告書を作成した。また、各校の要望に応じて課題改善のための講師派遣による体力向上支援を実施した。さらに、学校訪問を行い、訪問した小中学校において、公開授業での指導の様子及び児童生徒の表れを把握し、体育指導の成果と課題、改善方法について具体的に助言した。数年かけて、全ての小中学校について学校訪問を実施し、指導をする予定である。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

各校が各種調査結果及び体育・保健体育科の授業評価を通して児童生徒の実態や課題を把握したり、授業改善や運動習慣の視点から「改善計画書」及び「報告書」を作成したりして、体力向上に向けた P D C A サイクルに基づく取組が意欲的に推進されている。今後、学校体育の効果的な指導方法についての研修をさらに充実させたり、中学校においては、学校の規模、教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の適正配置とともに部活動指導指針の共通理解を一層図る必要がある。

方向性 1 大施策② 中施策 6 食育の推進【対象事業No.14、15】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

食に関する基礎的知識や食の重要性等について、教職員の意識と理解を深める機会を一層充実させる必要がある。なぜならば、例えば給食指導に関してはその考え方には大きな差異があり、同じ指導観の下での取組が重要だからである。また各校では地域性を生かし、各教科等と関連させた食育に関する内容について体系的・系統的指導が図れるように、教育活動全体を通して、家庭・地域との一層の連携を期待する。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

学校の指導の参考になるように、各校から集めた「食に関する指導の実施計画」の「指導内容」を教科別に分けた資料を、全ての学校に配付するとともに、教職員対象の食育講習会を開催した。

家庭と連携した食育を進めるため、保護者に地場産物や献立の紹介等を載せた給食献立表や給食だよりを配付して、保護者の食育に対する意識向上を図るとともに保護者の代表を食教育推進委員

会や献立委員会の委員とし、食に関する情報の交換を積極的に行った。

「子どもが作る弁当の日」については、実践校の様子や感想を全ての学校に配付し、ホームページに掲載するなどの情報発信を行い、子どもたちが食に関わる喜びや感謝の心を持つことができるように努めた。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

「食」の重要性や「食」を通じた教育の在り方やその必要性を、様々な機会を通じて子ども・教員・保護者等に積極的に働きかけ、指導し、改善を図る工夫に積極的に取り組んでいる。「子どもが作る弁当の日」や「ふるさと給食の日」の実施によって、「食」に対する関心や意欲を高め、知識や理解も深めている。

「食」を楽しみ、「食」に関心を持ち、「食」の大切さや必要性等の「食に関する指導」について、各校の実態や特色、地域性を生かした教育内容や指導内容、指導方法を検討し、教職員が共通理解のもとで食育を一層推進していくことが必要である。

方向性 1 大施策② 中施策 7 健康教育の充実【対象事業No.16、17】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

児童・生徒の心の健康を保持、育成するためには、教職員に向けた研修会の充実を一層図ることが重要である。また養護教諭と連携した授業（体育＜保健＞、社会、理科、家庭科、学級活動等）の開発や指導法の工夫を図り、教職員が常に教育活動全体から児童生徒へ働きかけ、考えさせていくような場を意識して設定する必要がある。そのためにも「心の健康」を系統的・体系的に学ばせるカリキュラム整備をさらに検討しなければならない。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

養護教諭の 5 年経験者及び 10 年経験者の研修において、保健学習の授業研修を実施した。また、新規採用養護教諭及び 5 年経験養護教諭の勤務校への計画訪問に出向き、授業研究を行った。心の健康とカリキュラムを位置付けるために、文部科学省が発行した保健学習補助教材である「わたしたちの健康」（小学校第 5 学年向け）を、総合的な学習の時間や道徳及び特別活動時にも関連付けて活用するよう指導した。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

児童生徒の様々な健康問題への対応が適切に図られるよう、関係教員及び養護教諭を対象とした研修が計画的に実施され、かつ、児童生徒や保護者に向けた薬物乱用防止教室が開かれる等、健康教育推進に向けた取組が着実に成果をあげている。また、養護教諭が保健学習へ積極的に参画し、連携・協働した教育活動が展開されている。

健康教育に対する教職員の共通理解を一層図る研修機会の充実とともに、児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム整備を推進したい。

○方向性 1 大施策③ 情熱と指導力のある教員の育成【対象事業No.18～21】

＜教育委員会自己評価＞

「教育は人なり」と言われるように、学校教育は教員の資質に負うところが極めて大きいため、人材の確保を図るとともに信頼される教員の育成を推進した。

中施策 1 「人材の確保」においては、採用試験応募者数を増加させるため、地元や山梨県、岐阜県だけでなく関東の大学でもガイダンスを行なった。また、静岡市の求める人材や採用試験の具体的な

状況や実施内容が理解できるようプレゼンテーションを工夫しガイダンスを実施した。このほか、即戦力となる人材の育成を目的とする「しずおか教師塾事業（熱血教師塾事業から名称変更）」の第4期卒業生32名から、特別選考試験により18名を採用した。また、平成25年度「しずおか教師塾事業」では、31名の第5期生を入塾させ、10月より講座を開始した。心身のたくましさや連帯感の向上を目的に新たに宿泊体験講座を設けるなど、より優れた人材の育成を目指し、カリキュラムを改善した。

中施策2「信頼される教員の育成」においては、教職員の資質や専門的な力量の向上を図るため、目標や課題に応じた研修を実施した。年代別、役職別等に分けて実施する経年研修、職能研修等のほか、希望研修では、文部科学省から3名の教育課程調査官を招き、学習指導要領の改訂ポイントである「言語活動の充実」について理解を深める研修会等を開催した。希望研修の参加者は、目標の2,000人を大幅に超え、過去5年間の最高となった。近隣校研修における小中連携研修については、全教職員が参加したという学校が71.3%に増えた。また、全小中学校が、自分たちの地域の子どもに共通する課題の解決に向けた具体策を明確にし、実践に取り組んだ。

今後の課題としては、引き続き、授業改善や倫理向上に関する研修を充実させるとともに、いじめ問題の対応や若手教職員の育成、女性のキャリアアップ支援を図る研修の改善や新設が挙げられる。また、参加者に、受講内容を校内研修等学校での取組にどう生かすか、又は、どう生かしたかについてアンケートを取り、今後の研修事業の改善に役立てることが必要である。

方向性1 大施策③ 中施策1 人材の確保【対象事業No.18、19】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

教員採用試験ガイダンスの実施や熱血教師塾事業の展開は、静岡市教育の充実・発展に資する人材を確保するための重要な施策の一つとなっている。退職者の増加により年々採用人数も増加しているが、熱血教師塾卒業生の特別選考試験による採用が、受験者にとっては狭き門のイメージとなり、静岡市の教員を志望しているが、仕方なく受験を見合わせる傾向も生じているのが実態である。この受験システムを明確に理解してもらえるように、広報の内容や方法を検討する必要がある。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

採用試験ガイダンスの方法として、視覚的に分かりやすいプレゼンテーションを作成し、より理解しやすい方法に改善した。しずおか教師塾事業（熱血教師塾事業から名称変更）の入塾案内から卒業生対象の特別選考試験、一般選考試験までの一連の受験システムや応募者数や合格率の推移などを図やグラフにして分かりやすく説明した。また、採用試験ガイダンスをこれまでの大学等に加え、受験者実績のある愛知の大学においても実施し、採用試験について周知を図ったことで、志願者数が14名増加した。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

より質の高い人材を確保するために採用試験に関するガイダンスを拡大・充実させたり、市独自に開塾するしずおか教師塾事業（以下、教師塾）の成果や魅力を積極的に広報したりした結果、志願者数を増加させることにつながった。また、教師塾のカリキュラムを改善したり、採用試験における個人面接やグループ活動の課題内容を見直し、改善を図ったりして、より優秀な教員採用に向けての手立てを積極的に講じている。

小学校教員採用については教師塾の成果が出つつあるが、今後幼稚園、中学校の質の高い教員確保に向けて、これまでの実績をもとにさらに具体的な取組を検討する必要がある。

方向性1 大施策③ 中施策2 信頼される教員の育成【対象事業No.20、21】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

充実した研修機会の提供が教師の力量形成へとつながっている。また、年代別・役職別、教科別等に分けての研修は、学校現場に生かすことができる研修といえる。しかし一過性の研修にもなりがちなため、教職員が明確な目的をもって継続的・段階的・系統的に学ぶことができる研修も重要となる。それ

により教職員個々の専門性を培い、優れた指導力を備えることができる機会となる。課題としては研修成果の学校現場への還元方法を校内研修とのかかわりで検討する必要がある。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

年代別・役職別・教科別等の研修では、参加者が共通の認識や課題意識をもって学べるグループ協議や演習が効果的で、学校での実践に生かしやすいといったことを踏まえて、各研修会の内容の工夫・改善を図った。また、研修会が単発ではなく継続的・段階的・系統的に学ぶことができるよう、初任者研修や 10 年経験者研修、ミドルリーダー研修、教科リーダー研修等では、それぞれにおいて回ごとの内容のつながりを重視した年間計画を立てて実施した。希望研修では、同じ領域や課題について数回にわたって発展的・系統的に学べるよう「シリーズ研修」の充実を図った。

これまで教育センターでは、希望研修等の参加人数の増加等を数値目標として掲げていたが、今後は、研修の効果についても捉えていく必要がある。希望研修のアンケートを取り、受講内容を校内分掌や自己課題の解決にどう生かそうと考えたか、また、実際にどう生かしたかを把握して研修内容を改めることが大切である。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

研修については、新たな教育課題への対応力や子どもを理解する力を高め、授業改善に向けた希望研修の講座が充実しており、教員の主体的な学びを保障する工夫がなされている。また、経験年数や職務等に応じた研修等も整備されてきており、参加者が明確な目的をもって参加できるシステムが整えられている。さらに、近隣校研修や全ての中学校区で実施されている小中連携研修へも、教職員が積極的に参加している。

研修成果は、内容やキャリア等によって効果がすぐに表れるものとそうでないものがあるが、研修成果を参加者がどのように学校に還元したのかなど、その有効性やその具体的還元方法等について、アンケート等を活用して把握し、理解する必要がある。参加者数だけで研修成果を判断することのないように十分注意したい。

○方向性 1 大施策④ 信頼される学校づくりの推進【対象事業No.22、23】

＜教育委員会自己評価＞

学校に寄せられる要望や意見の内容がますます多様化している中で、信頼される学校づくりを推進するために、教育活動などの成果を検証する「**学校組織運営の改善**」や、保護者と学校の連携により「**PTA と一体となった学校の活性化**」に努めている。

中施策 1 「学校組織運営の改善」としては、保護者や地域住民から学校運営について意見を聴くための「学校評議員制度」を全校で実施している。評議員ができるだけ学校の現状を把握できるよう、学校公開日や学校行事のほか、職員研修や職員会議等への参加を求めると学校訪問の機会を増やす工夫をした。また、145 校中 89 校（幼稚園、小中学校、高校）において、コンプライアンス委員会に評議員の参加を求め、教職員の倫理向上等についての意見や助言を受けた。

「学校評価システム推進事業」においては、学校が自ら行う評価をもとに、保護者や地域住民が学校関係者評価を行い、課題の顕在化や学校運営の改善に努めている。平成 25 年度には、新任を対象に学校関係者評価委員研修会を各地区（葵・駿河地区、清水地区）で 1 回ずつ行い、学校関係者評価の目的及び役割について理解を深めた。また、関係各課に学校運営改善の進捗状況や学校評価における効果測定の結果を配付することにより、指導主事等が各園・学校に学校運営改善の推進を図る際の指導資料として活用した。

中施策 2 「PTA と一体となった学校の活性化」としては、学校と保護者が、自校や地域の実態に即した特色ある PTA 活動を行うことにより、相互の連携を図り、喫緊の課題についての協議を行うことが

できた。静岡市 PTA 連絡協議会では、子どもの安心・安全確保の視点から、防災教育に重点を置き、10 周年記念事業では「NPO 法人 地球のステージ」による講演会を行った。また、東日本大震災の際にボランティア活動に取り組みました「おもかげ復元師」笹原氏による講演会や県地震防災センターでの研修を行った。全体会長会では、学校規模別のグループを編成し、「家庭で何ができるか」をテーマに、家庭教育のあり方について協議を深めた。

今後の課題としては、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みの改善が考えられる。学校評議員については、学校を訪問する機会を増やすなどの工夫により活発に意見を出しやすい環境をつくる必要がある。また、学校評価については、新任の評価委員に対する研修を行うことに加え、学校運営の改善に生かされた事例等を各種研修会や「学校評価だより」で情報発信し、活用を促す必要がある。

方向性 1 大施策④ 中施策 1 学校組織運営の改善【対象事業No.22、23】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

近年、コミュニティ・スクールの推進とともに学校・地域・家庭・行政が連携を取り合いながら学校運営を推進する取組が活発化している。静岡市でもコミュニティ・スクールの導入について検討されてきているようだが、現段階では「学校評議員制度」が子どもの健全育成を図る、よき支援者・推進役となりつつある。また、学校評価を積極的に活用した学校運営がさらに重要である。教職員全員が経営感覚をもち、地域や家庭との連携ありきではなく、学校のリーダーシップのもとでの連携・協働システムを構築することが必要である。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

学校評価においては、各学校の自己評価に関する教職員とは異なる視点からの客観的な評価として、学校関係者評価委員から評価や意見を得るとともに、学校が抱える課題について具体的な提案をもらったりしながら学校運営の改善に努めている。

また、各学校において学校運営改善のために目標の重点化や評価指標の具体化が行われているか、教職員のコミュニケーションの向上や改善に向けた組織的な取組が行われているかなど、学校運営改善の進捗状況や学校評価システムにおける効果測定について経年比較を行い、その結果を指導主事等の指導資料として活用するように関係各課に情報提供した。

一方、コミュニティ・スクール実践研究校である清水江尻小学校では、学校長をはじめとした学校関係者や自治会長、PTA 会長等の地域人材で構成した「学校運営協議準備会」を年間 5 回開催した。さらに、「学校運営協議準備会」の下部組織である「学校支援部会（学習・活動・安全・環境）」では、放課後学習教室や地域あいさつ運動など具体的な支援活動を計画的・継続的に実施するなど、学校と家庭・地域との新たな連携・協働体制づくりが構築されてきている。

今後も、「学校運営協議準備会」と「学校支援部会」を中心に、学校長のリーダーシップのもとで学校運営への参画・協働体制のより一層の充実を図るとともに、その成果を市内全小中学校に発信する予定である。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「学校評議員制度」が、学校組織運営に有効かつ効果的に反映されており、学校の活性化に大きな役割を果たしている。また、学校評議員や学校関係者評価委員へ積極的に新たな人材を登用したり、学校運営協議準備委員会、学校支援部会等による学校と家庭・地域との連携・協働を重視した取組が行われるなど、家庭・地域と一体となった信頼される学校づくりが推進されている。

なお、本市では学校評価システムによる学校運営改善を進めているが、学校評価に関する有効かつ効果的な取組を整理し、より学校運営改善に資するシステムとして、本評価システム自体の検証を行う必要がある。

○方向性 1 大施策⑤ 幼児教育の推進【対象事業No.24～26】

<教育委員会自己評価>

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであるため、幼保一元化等の推進の検討や子育て支援機能の充実により、よりよい幼児教育を推進するとともに、保護者同士や保護者と幼稚園等の交流・情報交換を促進し、幼児期の子育て支援に努めている。

中施策 1 「幼保一元化等の推進の検討」については、12 の地域ブロックごとに設置した支部幼保協議会を中心に、幼稚園教諭と保育士が保育参観や意見交換を行って、「(就学前児童として) めざす子どもの姿」を具現化するための手立てを明らかにするなど、一元化に関する教職員の意識向上や幼保の交流を促進した。また、静岡市立幼稚園の在り方検討会を実施し、さらに子ども未来局との協議を経て、全ての静岡市立幼稚園・保育所は、平成 27 年 4 月から幼保連携型認定こども園等に移行するという方針を 12 月に公表した。

中施策 2 「子育て支援機能の充実」については、公私立幼稚園において未就園児と保護者を対象に「子育て広場」を実施し、子ども同士の交流、保護者同士の情報交換、育児相談の場を提供するなど、地域の幼児教育センター的な役割を果たすべく工夫を重ねている。

今後の課題としては、幼保連携型こども園等の運営体制の整備、教育・保育内容の基準づくり等が挙げられる。これらについて、子ども未来局、幼稚園教諭等と連携し、早急かつ丁寧に検討を行い、円滑な移行に向けた準備を進めていく。

方向性 1 大施策⑤ 中施策 1 幼保一元化等の推進の検討【対象事業No.24、25】

<平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見>

「幼保一元化」が、生涯にわたる学びの基礎を培う幼児教育を推進する上で必要な施策であるという共通理解を図ることがまず何よりも重要である。子ども・子育て関連 3 法の公布に伴い開設された「子ども未来局」が幼児教育の考え方、在り方をより具体化させるための推進役となるよう、その責任と役割を明確にした取組を期待する。

<上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組>

3 年目を迎えた支部幼保協議会を通じて、幼稚園教諭と保育士が互いの取組を理解し合い、幼保一元化に取組むことを確認した。さらに、幼保連携型認定こども園への移行を前にして、教育力と保育力を向上させたいという意識を高めた。

また、4 月から、静岡市立幼稚園の在り方検討委員会及び同作業部会を開催し、国及び市の方針や利用者ニーズを踏まえ、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を推進するための方策について協議を重ねた。12 月に、静岡市立幼稚園・保育所移行方針(案)を公表した。今後は、子ども未来局と連携・協力して、幼保連携型認定こども園移行に向けた課題解決に取り組む。

≪平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見≫

質の高い幼児教育・保育の推進を図るために、地域の実情や保護者のニーズ、本市の幼児教育の考え方や、幼小の円滑な接続等について、支部幼保協議会や幼保小連携協議会を中心とした活動を通して理解促進が図られてきている。また、平成 27 年度 4 月からの幼保連携型こども園への移行に向けた準備も着実に進められている。

幼児期の質の高い教育と保育の実現のために、子ども未来局と連携・協力して、円滑な移行に向けた運営体制の整備、教育・保育内容の基準づくり、及び保護者・地域住民・幼稚園職員への積極的な情報提供・説明を計画的に行い、本事業の目指す方向を明確に示し、理解を促進させる必要がある。

方向性 1 大施策⑤ 中施策 2 子育て支援機能の充実【対象事業No.26】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

今日の社会的状況から「子育て支援」対策の充実は必要不可欠である。また幼稚園がその支援の中核施設として機能することへ期待は大きい。しかし、幼稚園本来の機能・役割を充実させた上での施策でないと幼稚園への過剰負担や教育機能の低下を招くおそれもある。幼稚園を核とした地域の様々な社会教育施設との連携を図る対策も必要であり、就学前教育そのものの在り方を子ども未来局が中心となり様々な社会教育施設との可能性や具体性を検討いただきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

平成 24 年度の「子育て広場」に関するアンケート調査で、最も意見の多かったのが「子育て広場の回数を増やしてほしい。」であった。保護者の「子育て広場」に対する期待の大きさの分かる意見であったが、在園児の活動を妨げるものであってはならない。そこで、平成 25 年度は、在園児と一緒に活動や地域の子育てサークルとの連携による活動を推進した。

平成 27 年度に、市立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した後は、子ども未来局が所管することとなり、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを支援する役割が増える予定である。親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるための方策について子ども未来局と連携して検討していく。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

幼稚園がもつ人的・物的教育機能を活用した「子育て広場」の実施回数を増やし、積極的に遊びや育児相談の場が提供されたため、参加者の満足度や期待が高まっている。安心して子育てが出来る環境として「子育て広場」は大きな役割を担っている。

子育てに対する地域や保護者のニーズに対して必要となる内容や場を適切に位置付けていくことをより一層重視するとともに、幼稚園が地域の子育て拠点として有効に活用され、機能していくことを期待する。また、平成 27 年度の幼保連携型認定こども園への移行を見据えた、新たなプロジェクトの構築も必要となるが、地域に特化した取組と本市全体のバランスから各園の担う役割を明確にすることも重要であり、子ども未来局が調整役となって本事業を推進することを期待する。

○方向性 1 大施策⑥ 高等学校教育の推進【対象事業No.27、28】

＜教育委員会自己評価＞

中施策 1 「高等学校教育の推進」においては、時代や社会のニーズに対応するため、平成19年10月に策定した静岡市高等学校基本計画に基づき、市立高等学校の改革を推進している。

静岡市立高等学校においては、平成 23 年度に科学探究科(理数科)を設置し、将来の理数系人材育成につながる実験・実習等のプログラムを実践している。科学研究科一期生である平成 26 年 3 月に卒業した生徒は、その 90 パーセントが四年制大学(うち 72 パーセントが国公立大学)へ進学した。また、文部科学省から 5 年間の研究指定を受けたスーパーサイエンスハイスクール研究事業を開始した。普通科においても生徒が希望する進路に進むための指導に尽力している。

清水桜が丘高等学校においては、再編前の高校に入学した 2、3 年生と、清水桜が丘高等学校に入学した 1 年生が共存する中で、教育内容や学校運営について、さらに改善の検討を続け、新しい高等学校としての取組を進めた。体育館等は工事等が継続しているため、生徒の学習環境・運動環境の維持や安全の確保に努めた。

方向性 1 大施策⑥ 中施策 1 高等学校教育の推進【対象事業No.27、28】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

静岡市立高等学校の取組や静岡市と静岡県との共同再編整備計画によって開校する「新構想高等学校」2校に対して、地域からの期待は極めて大きい。再編がこれまでの高等学校教育の課題・問題をどのように克服し、教育への効果はどのようにあらわれたのか等、「新構想高等学校」2校の開校後、学校経営等の状況を具体的に把握できる評価システムを構築・整備するとともに、「設置の趣旨」と照らし合わせた検証を確実に実施し、新たな高等学校教育の在り方を提言できるよう積極的な取組を期待する。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

静岡市立高等学校は科学探究科、スーパーサイエンスハイスクール研究の実践において、小中学生への実験実習講座や学校公開を通して、将来の静岡市を支える理数系人材の育成につながる取組ができた。

市・県の共同再編整備計画により開校した清水桜が丘高等学校は、再編した両校の伝統を受け継ぎつつ、新しい学校として校訓や学校経営計画を刷新した。学校評価により学校経営等の状況を詳細に検証することで、学校改善に努めている。また、高等学校での学習の基幹となる教育課程については生徒のニーズと、学校が求める生徒像に合わせて見直しを行った。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

スーパーサイエンスハイスクールの推進や清水桜が丘高等学校の開校は、まさに学校の特色化による本市高等学校教育の役割・使命を明確にした施策であり、多様化する生徒や社会のニーズに対応した取組として大学進学率等にもその成果が出始めている。

静岡市高等学校基本計画による一連の関連事業ではあるが、策定から5年以上を経ており、しかも社会情勢も東日本大震災以降大きく変化しているため、基本計画の点検・評価を行い、さらなる質の高い高等学校教育の在り方についての検討（確認・修正・改善・発展等）を行い、新たに必要となる視点を整理し、基本計画の見直しを図る必要がある。

○方向性 1 大施策⑦ 個に対応した教育の支援【対象事業No.29、30】

＜教育委員会自己評価＞

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を提供するための体制を強化し、個に対応した教育の支援の推進を図った。

中施策 1 「特別支援教育の充実」では、学習や生活、就学先などについて不安を抱える本人・保護者や園・学校に対して、丁寧な相談活動を行うとともに、適正な就学指導に努めた。また、特別支援教育に関する教員の力量を高めるための研修会や学校訪問を実施し、園・学校の適切な教育活動を支援するための市費負担特別支援教育支援員を 136 名配置した。さらに、特別な支援を要する子どもたちに対し、臨床発達心理士等の資格を有する相談員や特別支援学校教員が、巡回相談を実施して学校や保護者への支援を行い、より高度な専門性を要する相談ケースに関しては、ケース検討会議で検討し支援を強化した。特別支援学級間の交流活動の推進については、特別支援学級連絡協議会を教育委員会事務局におき、様々な活動を支援した。

このほか、特別な支援を要する人に対する関係各機関の連携・支援の充実を図るため、具体的な情報共有や役割調整を行う場として、「静岡市特別支援連携協議会」を開催した。また、幼児言語教室では、指導員の研修会を設けて力量を高めるとともに、指導方法の工夫等により、待機児童数の減少を図った。

中施策 2 「帰国・外国人児童・生徒の受入態勢の充実」については、日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業として、日本語指導センターにおいて、通級指導・訪問指導・母国語による適応相談を実施しており、65 名の子どもたちが通級している。ここでは、日本語の初級指導はもとより、日本で

の日常生活・学校生活への早期適応を支援している。また、学校ごとの取組としては、外国人の保護者の協力を得て、「モーニングイングリッシュ」の時間を設けているほか、大学生ボランティアの活用も積極的に行うなど、子どもたちが異文化に触れ、多様性を理解するきっかけ作りをしている。

今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、特別支援教育支援員の適切な配置、特別支援教育に関する教員の専門性の向上、早期からの支援と他機関との連携、合理的配慮の観点を踏まえた適切な就学先の決定が、課題としてあげられる。また、日本語指導が必要な児童・生徒への支援については、対象となる子どもたちが日本の生活習慣や学校生活に一日も早く慣れるよう、初期及び初級レベルの指導の充実を図る。指導の充実のために、日本語指導センターと学校、保護者との連携体制を強めていく必要がある。

方向性 1 大施策⑦ 中施策 1 特別支援教育の充実【対象事業No.29】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

特別支援教育の充実に向けて、子どもの実態を的確に把握し、個に応じた指導・支援の方法を具体的に検討しながら推進している。保護者の思いや願いを受け止めながら、一方では保護者には指導の状況や手だて等を十分説明したり理解を図ったりする機会を設定し、よりの確な指導・支援が行えるような連携した取組を期待する。さらに教職員・指導員・支援員の専門性を高める事例研究等を含めた研修機会の充実を図っていただきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

子どもに対する、保護者との連携による的確な指導・支援に関する取組については、指導主事、特別支援相談員、巡回相談員による個々の保護者への丁寧な面談を通し、推進した。また、教職員や特別支援教育支援員の専門性を高めるため、12 講座の研修会を実施するとともに、指導主事による学校訪問の際に指導・助言等を行った。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた適切な指導・支援の充実を図るために、支援員の適切な配置や就学相談、就学指導、巡回指導等が進められている。また、対応の難しい事案に関しては専門家チーム会議が開かれたり、教育活動を充実させるための研修会の実施や静岡市特別支援連携協議会における情報交換をしたりして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性、指導力を向上させる取組が計画的に実施されている。

しかし、普通学級において特別な支援教育を要する子どもへの指導も課題であり、教職員の専門性、指導力が一層問われている。学校内で特別支援教育に対する理解推進とその指導に関して協議・検討したりする機会が重要となる。指導主事や巡回相談員、さらには専門家等からの助言指導や教職員が気軽に相談できる施設や部署をより充実させるとともに静岡市の教職員全体の理解力、指導力、専門性を高める必要がある。

方向性 1 大施策⑦ 中施策 2 帰国・外国人児童生徒の受入態勢の充実【対象事業No.30】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

国際化・グローバル化の進展に伴い、帰国・外国人児童生徒への対応は益々必要となっている。日本語指導センターは学校等との連携を図りながら、着実な指導効果を上げてきている。今後は、各学校における指導体制の整備と充実を図るとともに、国際理解教育を推進する教職員の指導力等を向上させる研修内容・研修プログラムを一層充実させる必要がある。さらに外国人保護者との連携を図る具体的方策を各学校の実態に応じて検討し、特色ある学校経営・運営に生かすよう検討いただきたい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

日本語指導が必要な児童生徒は増加の一途にあるが、これまでは日本語指導は教育課程に位置付けられておらず、また、指導者にも、日本語指導に関する指導計画作成等が求められていなかった。子どもたちが一定の質が担保された日本語指導を受けられるよう、平成 26 年度からは、文部科学大臣が定め

る一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合に、「特別の教育課程」を編成・実施できることとなった。これは、専門の知識等を有する教員を主たる指導者とするものであり、各学校においては、より一層の指導体制の充実や教職員の指導力の向上が求められる。これに備え、平成 25 年度に、各学校の受入態勢や課題を把握し、改善の方向性を明らかにするために、「静岡市日本語指導が必要な児童生徒の受入状況調査」を行った。また、平成 26 年度から実施する教員対象の「日本語指導担当者研修会」の内容について、有識者と協議し、計画案を策定した。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

国が基準として「特別な教育課程の編成・実施」の制度を設けたことを受け、本市では早速これまでの支援体制について検討するとともに「静岡市日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況調査」を実施し、本市の課題を明確にし、その改善に向けて積極的に対策を講じている。

日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にある本市において、日本語指導センターだけの支援には限界が予想される。また、市街地から離れた地域に在住する児童生徒への支援にも限界がある。そこで各校における指導についても検討する必要があるが、特別支援教育同様、専門家等との連携体制の構築とともに教職員の指導力、専門性が求められる。研修機会も含めて日本語指導センターとの連携、協働方策等について具体的にそのシステムを構築していく必要がある。



清水区小・中学校なかよし体育大会を参観し、子どもたちとラジオ体操
(清水総合運動場)

施策の基本的方向性 2

(社会全体の教育力を高め、子どもたちへの支援体制を築く)

○方向性 2 大施策① 学校・家庭・地域等における連携の推進

【対象事業No.31～34】

<教育委員会自己評価>

社会全体で子どもを見守る体制が取りにくくなっている今、学校・家庭・地域等の連携を推進するため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりに努め、社会全体の教育力の向上を図った。

中施策 1 「地域ぐるみで学校を支援する体制づくり」では、「学校応援団推進事業」において、小学校 12 校と中学校 1 校に配置された学校応援団本部コーディネーターが、学校と地域ボランティアとの連絡・調整を行うことにより、学校の要請に応じた学校応援団の活動を行ってきた。また、市内全小・中学校に対して活動費を支援し、事業の拡充を図った。さらに、各支部教頭会等での事業説明や学校応援団だより等による広報活動により、教職員及び市民への周知を図った。

中施策 2 「民間活力を教育に活かす施策の推進」については、北部学校給食センターの建替整備において、施設の設計から建設、調理運営に至るまでの事業をより効果的に進めるため、民間の資金や技術力、経営能力を活用する P F I 方式を導入することとした。また、平成 22 年度から休止していた旧西部学校給食センターの改修整備を完了し、新たに「丸子学校給食センター」とした。平成 26 年度から、委託事業による給食の調理と配送を開始する。

中施策 3 「放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり」では、放課後子ども教室を、これまでの 10 校に新たに 2 校を加えて 12 校で実施した。地域・学校・行政の連携のもと、放課後の子どもたちのために、学校施設を活用して安全で健やかな活動場所を確保するとともに、体験学習や異世代間交流等の学びの場を提供することができた。

中施策 4 「有害環境から守るための取組の推進」については、情報機器の発達により、子どもたちが使用する情報ツールが、携帯電話以外にもスマートフォン、パソコン、音楽プレイヤー、ゲーム機等と拡大していることから、従前の「携帯電話アンケート」調査を見直し、「通信機器に係るコミュニケーション調査」として内容を検討した。これについては、平成 26 年度に実施する。また、「静岡市の情報モラル教育」を、その重要性を踏まえ、各校で教育課程に位置付けて、必ず実践することとした。

今後の課題としては、文部科学省が推進するコミュニティ・スクールの導入に向けた研究がある。平成 25 年度には、清水江尻小学校で、これまでの学校応援団としての活動実績を土台に、学校運営協議会制度の実践研究を開始した。これは、校内分掌とリンクした学校運営協議準備会を設置し、地域や家庭と連携した学校運営の在り方を研究する取組である。平成 26 年度には文部科学省補助事業に発展させて研究を継続するとともに、研究の成果を市立の全小中学校に発信し、静岡市としてのコミュニティ・スクールの在り方等について検討していく。

方向性 2 大施策① 中施策 1 地域ぐるみで学校を支援する体制づくり 【対象事業No.31】

<平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見>

学校応援団推進事業では各ブロックに拠点校を設置し、本部コーディネーターに対しても学習会等の研修をはかりながら事業は推進されており、非常に積極的な動きが見られる。今後もし是非活発な事業展開が行われることを期待したい。

尚、この学校応援団事業と関係し、地域の教育資源を学校の運営においても活かすべく、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールのしくみを導入する動きが全国的に拡大している。静岡でも「学校支援型コミュニティ・スクール」への発展が検討されているがこれらの新たな制度を

本事業やPTAや学校評議員制度とも関連づけ、今後どのような地域と学校の関係のあり方を構築していくべきか、長期的な方策についても検討してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

学校応援団については、前年度に引き続き、市内を13に分けた各ブロックの拠点校に本部コーディネーターを1名ずつ配置し、事業を推進した。各地域本部コーディネーターは、ブロック内の学校に「学校応援ブロックだより」を通して特色ある活動事例を紹介するなど、情報の共有と活動の拡大に努めている。活動の充実に伴い、中心的な役割を担う地域人材を確保している学校も見られるようになったが、反面、同じブロックであっても学校によって活動状況に大きな差があることも事実である。今後も、地域人材の発掘や育成の仕組みづくりに努めたい。

コミュニティ・スクールについては、平成25年度に清水江尻小学校を本市の研究校に指定し、学校運営協議準備会を設置した。学校運営協議準備会は、校長ほか学校関係者と自治会、保護者等の地域人材の計15名で構成し、全員が協働して学校運営を行う体制づくりを研究するとともに、研究内容を実際の活動に結びつけて展開している。この研究は、平成26年度からは2年間の文部科学省補助事業とし、同校の実績を基に、本市におけるコミュニティ・スクールの導入に向けた具体的な研究に発展させていく。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校応援団、コミュニティ・スクールとも、計画に従って着実に推進されているようで教育員会事務局の真摯な努力がうかがわれる。

平成25年度の取組の中でも述べられていることではあるが、これらの事業の推進に関しては地域による基礎的条件の差が大きく、市内一律に計画を推進することは現実的ではない。地域の状況を踏まえつつ、コーディネーターを核に地域社会の学校支援ネットワークを育てていくという姿勢が重要となるであろう。今後のさらなる進展を期待したい。

方向性2 大施策① 中施策2 民間活力を教育に活かす施策の推進【対象事業No.32】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

PFIについては、様々な懸念も議論されてはいるが、学校給食についてはPFIの長所がより顕著にあらわれる分野である。財政的にも効果があるとすれば緻密な検討を重ねた上で、是非積極的にこれを推進し、学校給食の充実と食育の推進を図ってほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

PFI方式については、施設の建設や維持管理、調理・配送等の運営に至るまでのあらゆる工程で民間のノウハウを活用することにより、よりよいサービスの提供が期待できる。実際に、この方式を導入した西島学校給食センターは、供用開始から3年が経過したが、良好に運営されている。

北部学校給食センターの建替整備に関するPFI導入可能性調査を行った結果、事業期間である17年間全体で2.9%の経費節減が見込まれることが分かったことなどから、PFI方式の導入を決定した。施設の運営については、献立の作成と食材調達業務はPFIの対象とせず本市栄養士が行うことにより、民間力の活用と学校給食の充実や食育の推進を両立させる体制とする。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

PFI方式の導入が奏功しているとのことで、事業は順調に推移している様子が見受けられる。

給食に限らず、校舎（特に複合施設）の管理運営等についてもPFIは有効であろうし、また、PFI以外のかたちでも多様な民間活力の導入が考えられる。今後は、必要に応じ、教育委員会の所管する他の事業領域についても、必要に応じて柔軟に検討して欲しい。

方向性 2 大施策① 中施策 3 放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり

【対象事業No.33】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」とも、子ども達の安全・安心な居場所づくりや、保護者（特に女性）が安心して働くことのできる環境づくりのためにも非常に重要な事業である。とりわけ放課後や休日における子どもの遊びのコミュニティが、危機管理的な視点からも難しくなっている今日、これらの事業のように、学校教育の論理とは異なった視点から子どもの成長を見守る機会はより重要になってくるであろう。

それぞれの取組において、具体的な成果指標を求めることも重要であるが、地域が主体となって、子育ての環境が整備されたこと自体が成果に値するものといえることから、今後も学習アドバイザー（平成 25 年度より「教育活動サポーター」）の理解を深め、育成を続けながら関連する部署との情報の共有に努めつつ、事業を活性化していったほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

放課後子ども教室は、前年度より 2 校増の 12 校で実施し、それぞれの教室で、地域の実情等を踏まえた組織を構成して特色ある活動を行った。未整備の対象校 8 校については、今後も学校や地域の意見を取り入れ、ニーズに沿った放課後子ども教室づくりを進めていく。

また、教育活動サポーターの意見や考えを把握するため、これまでは学校訪問の際に意見聴取を行っていたが、放課後子ども教室についてのアンケート調査に教育活動サポーターも加え、どのような気持ちで子ども達と接しているか等の思いや考えを把握するとともに、意見を活動に取り入れた。今後は、必要に応じてコーディネーターに情報をフィードバックし、一層の環境整備に役立てる。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

家庭環境が多様化する中、子どもの学校外での成長を支援するため、また、今後の男女共同参画社会の実現のためにも、引き続き、放課後子ども教室の整備が急がれる。

同事業においては、学校教育に比して、教育活動サポーターの裁量による活動選択の余地が大きく、教育活動サポーターの力量や考え方に運営が左右されやすい。教育活動サポーターの主体性を活かしつつも、不安を取り除いて積極的に子ども達に働きかけることが可能となるよう、教育委員会による支援と環境整備が一層重要となるであろう。

今後とも継続的に事業の内実が進化していくことを期待したい。

方向性 2 大施策① 中施策 4 有害環境から守るための取組の推進 【対象事業No.34】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

携帯やネットを通じた事故や事件は連日のように報道されており、有害環境から子どもを守り、情報モラル教育の取組内容を教育課程に位置付けて指導することは今日非常に重要な課題であり、機敏な対応が求められる。同時に、今日の情報環境の中では、行政や施策の対応を上回るスピードで新たなメディアは社会に浸透していくし、さらに教員よりも児童生徒の方が新たなメディアに対する習熟は総じて早い。その意味では、有害な情報環境から児童生徒を保護するという視点と同時に、一人一人の児童生徒が、情報とどのようにつきあっていくか、より広く情報リテラシーの観点に立って施策を推進してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

近年、情報機器の発達により、子どもたちが使用する情報ツールは、携帯電話以外にもスマートフォン、パソコン、音楽プレイヤー、ゲーム機等と拡大しており、利用時間の長時間化やいじめにつながる書き込み等の問題が生じている。そこで、これまでの「携帯電話アンケート」調査に替えて、児童生徒の実情により即した調査を行うため、各専門家からの助言を得ながら、「通信機器に係るコミュニケーション調査」の原案を作成した。また、生徒指導主任者を対象とした静岡市立小・中学校生徒指導担当

者会や、校長・教頭が集まる研修会や協議会など、生徒指導に関係する全ての会合において、インターネットトラブルの現状を繰り返し伝え、学校現場の危機意識を高めるとともに、具体的な対応方法を示すことにより、対策の強化を図った。さらに、教科・教科外担当者会において「静岡市の情報モラル教育」の重要性について周知し、各学校が教育課程に位置付けて、必ず実践することとした。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

スマートフォンの普及に伴い、「ネットいじめ」や「LINE 疲れ」、「スマホ依存」等々、インターネットに関連するトラブルが増加している。静岡市においては、すでに様々な対応措置が取られているところであるが、これらのトラブルの特徴は、学校内外で時間を問わずに問題が発生しうることである。したがって、こうした課題に対応していくためには、学校応援団やPTA 等とも連絡を取り合いつつ、家庭と協働で問題に対処することが重要となるであろう。

全国的に様々な試みが開始されているので、これらの先進事例を吸収しつつ、積極的な対応を望みたい。

○方向性 2 大施策② 家庭における教育力の向上 【対象事業No.26】

＜教育委員会自己評価＞

少子化や核家族化、情報化等の社会の変化や、地域における人間関係の希薄化などを背景として、地域社会や家庭における教育力が低下している中、家庭における教育を推進するため、家庭の教育力向上に向けた取組の推進を図るとともに、子育て支援の機能の充実の推進に努めた。

中施策 1 「家庭の教育力向上に向けた取組の推進」については、図書館の職員が、新生児の6ヶ月育児相談のために保健福祉センターを訪れた保護者に、赤ちゃん向けの絵本とおすすめの絵本のリスト、読み聞かせアドバイス集が入った「ブックスタートパック」を贈る「ブックスタート事業」を実施している。また、そのフォローアップ事業として、1歳6ヶ月児健康診断時に「ブックステップ事業」も実施している。ブックスタート事業に関するアンケートでは、98%の保護者が「家庭で読み聞かせをする。」と回答し、92%が「ブックスタートの絵本を活用している。」と回答している。また、読み聞かせについては、「楽しい」、「子どもとふれあう時間になる」との感想が多く、4割の家庭において「兄弟と一緒に」読み聞かせをしているとのことである。子どもが人生で初めて出会う本を提供するだけでなく、絵本を通じて親子や兄弟がふれあう時間を創出する一助となるこの事業は、本を通じて子どもの学びや保護者の子育てを応援する市立図書館の思いを伝える事業でもあり、今後も大切に継続していきたいと考えている。

中施策 2 「子育て支援の機能の充実」については、公私立幼稚園において未就園児と保護者を対象に「子育て広場」を実施し、子ども同士の交流、保護者同士の情報交換、育児相談の場を提供するなど、地域の幼児教育センター的な役割を果たすべく工夫を重ねている。幼稚園教諭からのアドバイスや、保護者同士の仲間づくりや情報交換を通して、子育ての不安を解消し、子育てに意欲的に取り組めるよう支援を続けている。

方向性 2 大施策② 中施策 2 子育て支援の機能の充実 【対象事業No.26】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識を社会で共有することが必要であると同時に、保護者自身が孤立した環境にある家庭も多く存在することを考えておかなければならない。

こうした課題にどの程度対応していけるかは地域社会の成熟度が問われるところであろうが、そうし

た社会の共助のために行政として何が可能か、現行施策にとらわれず積極的に検討してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

子ども・子育て関連 3 法の一つである子ども・子育て支援法に、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、あらゆる分野の人々が各々の役割を果たし、相互に協力すること」と定められている。子育て支援への地域の協力をより多く得るために、各園の取組を回覧板やポスター、ホームページ等を通じて広く紹介することに取り組んだ。また、在園児の保護者が未就園児の保護者に子育ての先輩としてアドバイスする機会を設けるなど、子育て初心者が孤独感を抱かずにいられる環境づくりにも取り組んだ。

＜平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見＞

「在園児の保護者が未就園児の保護者に子育ての先輩としてアドバイスする機会を設ける」といったネットワーク構築による支援は、子育てに不安を抱える保護者にとっては精神的にも非常に有意義であろう。今後ともこうした取組を拡大するなどして、子育てについては「保護者が責任をもち、地域ぐるみでこれを支える」環境づくりに取り組んで欲しい。

○方向性 2 大施策③ 地域における教育力の向上【対象事業No. 9】

＜教育委員会自己評価＞

子どもたちの社会的、職業的に自立する能力や態度を育てていくため、キャリア教育等による実践的教育を推進した。

中施策 1 「キャリア教育等による実践的教育の推進」については、「次世代育成プロジェクト事業」において、廃止した『『スペシャリスト』派遣事業』の人材リストを「民間教育力活用事業」の資源として活用することとし、1 年間で 445 件、約 2200 人の民間講師を各学校に招いて、児童生徒の学習の充実を図った。この事業では、社会人による講話や地域の方による地元で伝わる話の伝承、福祉体験など、学校ごとに創意工夫した取組が見られた。

「自立をはぐくむ職場体験学習推進事業」（中学生による職場体験学習）では、各学校の取組を支援するため、条件整備や事務手続の改善を図った。また、学校教育で目指しているキャリア教育や職場体験学習の意義等を民間事業所に説明し、理解を得て、受入事業所の開拓を進め、受入事業所登録数を前年度の 144 箇所から 199 箇所に増やした。

方向性 2 大施策③ 中施策 1 キャリア教育等による実践的教育の推進【対象事業No. 9】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

スペシャリストの派遣は全国で実践されているが、本来のキャリア教育とは、個々の児童生徒の持ち味に応じた職業生活を自らデザインし、それに向けて主体的に成長を図ってするための取組であり、第一線で活躍する人材が実践の中核である必然性はない。その意味で、キャリア教育のあり方はイベントや担当分掌の活動という次元から、全ての教員が日常的に取り組むべき組織的活動へと深化させるべきであり、こうした観点から施策を推進してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

「キャリア教育担当者会」にグループワークを取り入れ、小・中学校が連携したキャリア教育を推進しているが、平成 25 年度は「静岡市キャリア教育推進状況調査」を行い、本市におけるキャリア教育推進の課題を明確にした。地域の小・中学校が互いにどのような取組を行っているかを理解し合い、地域の子どもたちの共通課題やより効果的な連携の在り方を見出すことができたが、一方では、学校現場

には、全職員にキャリア教育の在り方に関する十分な理解を図ることが難しく、小・中学校共通の実践は難しいという思いが根強くあることも浮き彫りとなった。今後は、把握した課題の改善を図りながら、全ての教員が連携して取り組むキャリア教育を推進する。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

「静岡市キャリア教育推進状況調査」において、全職員にキャリア教育の在り方に関する十分な理解を図ることが難しい実態があることが分かったとのことであるが、このことは大きな前進であると言える。今後は、その原因が一体どこにあるのか検討した上で、必要な改善策を検討して欲しい。というのも、国際的な学力研究が共通して指摘しているように、自己の将来ビジョンの形成とその上に立った自律的な成長は、今後の変動社会において一つの鍵となる力となることが予想されるからである。

また同時に、この課題については企業や地域住民の教育力が大きく貢献できるところでもある。まさに「民・官・学・地」を巻き込んで活発な議論が行われることを期待したい。

○方向性 2 大施策④ 生涯にわたって学べる環境の整備【対象事業No.35】

＜教育委員会自己評価＞

中施策 3 「生涯学習の視点からの図書館の充実」に向けて、図書館資料を整備するとともに、各種講座やイベント等を開催し、図書館利用の促進を図っている。

平成 25 年度は富士市との相互利用を本格的に実施した。本市での貸出業務には大きな影響はなく、貸出点数は昨年度と大きく変わらなかったが、本市の図書館の存在意義を広域に広げている。

電子書籍については一定程度の利用は定着してきているが、紙媒体の主導権を奪うほどの急激な勢いは見られない。しかし、電子化は確実に進んでおり、特に地域の資料については、その地域の自治体でデータ保存を進める以外に資料を保存する手段がないため、本市では清水中央図書館で所蔵する徳川文庫について、平成 27 年度に公開すべく、順調に電子化を進めている。

また、小中学生の学習を支援する取組として、特定のテーマについて関連する資料や情報の調べ方の「道しるべ」となるリーフレット「ブック通（ツー）リスト」を作成した。この「ブック通（ツー）リスト」は、学校での調べ学習はもとより、夏休みの自主研究や日常の家庭学習など、子どもたちのあらゆる学びの場面を、地域の市立図書館が支える新たな取組として、各市立図書館やウェブサイト等で広く活用を呼び掛けている。

さらに、県立機関や民間機関と連携して、図書館において、展示やイベントを行った。本を借りるという目的だけでなく、図書館を訪れる様々なきっかけを広く提供することにより、「市民にとって身近な図書館」として、存在の認知の促進に努めた。

方向性 2 大施策④ 中施策 3 生涯学習の視点からの図書館の充実【対象事業No.35】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

平成 24 年度はシステム更改等による休館等の影響もあり、個人貸出点数は目標を下回る結果となったが、他の政令市と比較して、図書館の利用率は依然非常に高い水準にあることを指摘できる。ただし、生涯学習の視点からすると、利用者の拡大のみならず、図書館を活用して教養を高めていく手立てが総体として問われるべきであろう。電子書籍の影響も含め、読書のあり方を広く検討していく必要があるのではないだろうか。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

図書館の機能を活用して教養を高めていくための取組として、平成 25 年度は特に、静岡市美術館や芹沢銈介美術館、清水エスパルス、J C（静岡青年会議所）、県立特別支援学校等各種機関との連携

による事業に積極的に取り組んだ。例えば、美術館の展示に際しては、関連する資料や情報を提供し、期間中は全館で関連した展示や特集を企画するなど、一体感のある展開で、催しを広くPRした。

電子書籍については一定の普及が見られるが、図書館への導入には貸出可能なコンテンツの少なさなど利用環境整備上の課題が多い。まずは地域資料の電子化を進め、県立図書館等と共同で運営する方法を検討したい。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

書籍の貸出点数自体については様々な要因が関係するので、これに一喜一憂する必要はないように思われる。一方で富士市との相互利用、資料の電子化、「ブック通（ツー）リスト」作成、展示やイベントなど、平成 25 年度も非常に精力的に事業展開に取り組まれているようで、非常に心強く感じる。静岡市民にとっていかなる図書館が最も望ましいか、基本的な課題認識を念頭に置きつつ、今後とも積極的な事業展開を期待したい。



静岡市PTA連絡協議会・静岡市校長会
との意見交換（清水庁舎）



施策の基本的方向性 3

(安全で安心な教育環境の整備を図る)

○方向性 3 大施策① 安全・安心で快適な学校づくり

【対象事業No.28、32、33、36、37】

＜教育委員会自己評価＞

子どもたちがのびのびと安心して教育を受けられるよう、安全で安心な教育環境の基盤整備に取り組み、学校と地域、警察等関係機関との連携を図る学校安全システムの構築を進めている。

中施策 1 「安全で安心な教育環境の基盤整備」については、耐震対策として児童・生徒はもとより地域住民の避難場所となる 4 校の中学校武道場の天井落下防止対策工事を実施し、同様の対策を必要とする残り 26 校の工事費の補正予算について、2 月議会で議決を受け、繰越事業として平成 26 年度に工事を実施することとした。老朽化対策としては、トイレリフレッシュ工事、屋上防水工事等の施設改修工事を計 30 校で実施した。また、幼・小・中学校 58 校（園・教職員住宅）の校舎・体育館等の外壁全面打診点検調査を実施し、落下の恐れのある箇所への緊急修繕を行った。さらに、学校施設の多くが改築や大規模改修の時期を迎えていることから、施設の整備を効率的に進めるため、中長期的な学校施設整備計画の検討を進めた。防災対策としては、総務局危機管理部防災対策課と協議の上、周辺に避難可能な建物がない清水駒越小学校に津波避難階段を設置した。

中施策 2 「学校安全システムの構築」では、各校の実情に応じて学校安全ボランティアを増員し、下校時刻を示す日課表を配布して下校時の見守りを依頼するほか、地域の交番や防犯パトロールとの連携を深めるなど、地域ぐるみの安全対策に取り組んだ。

中施策 3 「放課後・休日における体験・交流活動等の場づくり」としては、「放課後子ども教室推進事業」において、放課後児童クラブが整備されていない市内 12 小学校で、地域・学校・行政の三者連携により、学校施設を活用して様々な体験学習や異世代間交流等を行うことで、子どもたちに学びの場を提供し、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行った。

今後の課題としては、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の更なる充実が重要である。協力者の増加が犯罪の抑止につながるため、今後は、学校安全ボランティアの数を増やすことと、そのボランティアの核となる人材の確保と育成に取り組むこととする。

方向性 3 大施策① 中施策 1 安全で安心な教育環境の基盤整備【対象事業No.28、32、36】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校の安全・安心は学習環境整備の基本であり、児童生徒の学校生活の基礎となるものであり、着実に整備を行ってほしい。また、今後想定される東南海地震に向け、耐震や津波等への対応を行っていくことはもちろん、避難場所や学校への児童生徒の留め置きなど、複合的な状況を加味した整備を行ってほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組＞

学校施設整備を着実に実施するため、学校施設整備計画の策定に当たり、第 3 次静岡市総合計画に位置付けるよう関係課との協議を進めた。幼・小・中学校の校舎・体育館等の外壁については、平成 24 年からの計画に基づき、全面打診点検調査を実施し、落下の恐れのある箇所について、緊急修繕を実施し安全の確保に努めた。また、学校施設は、児童生徒はもとより地域住民の避難場所に指定されていることから、避難した者の安全を確保するための天井落下防止対策として、小・中学校の体育館・武道場等の天井を撤去する工事を実施した。平成 25 年度に工事を実施した中学校 4 校のほか、対策が必要な小・中学校 26 校の工事費の補正予算について議会の議決を受け、繰越事業として平成 26 年度に工事を

実施することとした。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

第 2 次静岡市総合計画に則り、着実に事業が推進されているようである。本事業の推進に関しては、予算的制約がネックとなることから、市長部局との連携が重要であることは繰り返すまでもないが、今後の中長期的な学校施設整備計画の検討にあたっては、学校統廃合や小中一貫教育校の推進、複合施設化等、様々な変動要因が関与してくるものと思われる。今後は長期的ビジョンに立ち、PFI 等の事業推進方法と併せて柔軟に検討する体制についても考えて欲しい。

方向性 3 大施策① 中施策 2 学校安全システムの構築【対象事業No.37】

＜平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見＞

スクールガードリーダーによる巡回指導が平成 24 年度で終わり、今後は学校安全ボランティアに受け継がれることになるので、今後はスクールガードリーダーによるノウハウの蓄積を、どのように継承・発展していけるかが鍵となる。学校安全をより地域に密着したかたちで、主体的かつ柔軟に推進していけるよう、行政による支援のあり方が問われることであろう。

＜上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の実施＞

スクールガードリーダーによる巡回指導が平成 24 年度で終わったことを受け、今後の児童の安全確保のための学校側の対策をアンケートにより集約した。その結果、多くの学校で学校安全ボランティアが児童の安全確保のために精力的に活動をしている実態が分かった。引き続き、これまでに培ったノウハウを研修会や文書を通して学校安全ボランティアに伝え、学校安全への協力と理解を深める。また、通学路における危険箇所については、地域との協議会や「交通安全リーダーと語る会」、青パトによる学校安全ボランティアからの聞き取り等を行い、改善の要望を各関係機関に示して、呼びかけた。

《平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見》

スクールガードリーダーによる巡回指導が培ったノウハウを、研修会等を通して学校安全ボランティアに伝え、学校安全への協力と理解を深める努力をしているとのこと、学校安全の構築に向け、積極的に努力している姿勢がうかがわれる。今後とも継続的にこうした努力を続けて欲しい。

○方向性 3 大施策② 質の高い教育環境の整備【対象事業No.38、39】

＜教育委員会自己評価＞

質の高い教育環境の整備を目指し、教育の情報化や学校図書館の充実を図っている。

中施策 1 「学校の情報化の充実」としては、高速インターネット回線を使用し、インターネットを活かした授業を増やすとともに、授業におけるデジタル教科書の利用率を高め、子どもたちの学力向上につなげている。また、教員の ICT 活用スキルを向上させるため、機器の導入業者や ICT 支援員と連携し、操作方法や活用例を中心とした研修を行った。

今後は、授業改善はもとより、校務処理の効率化に向けたネットワークづくり等の検討も必要である。

中施策 2 「学校図書館の整備の推進」としては、学校図書館の読書センター、資料センター及び学習情報センターとしての機能の充実を図るために、6 学級以上の学校 103 校（平成 24 年度は、8 学級以上の学校 96 校）に司書教諭の補助として学校司書を配置した。

今後、学校司書の勤務日数を拡大すること、及び学校司書が配置されていない 5 学級以下の学校の学校図書館の機能を充実させていくことが課題である。

方向性3 大施策② 中施策1 学校の情報化の充実【対象事業No.38】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校の情報化には、PC設備の充実やネットワークの整備などのハードウェアの側面と、ICTを活用して教育成果の向上を目指して行くソフトウェアの側面がある。このうち、ハードウェアの整備は計画しやすく、投入される資源に見合う成果が見込まれるのに対して、ソフトウェアの側面については絶えざる創意工夫が要求される。とりわけ、ICTの活用については教科間のニーズの違いや、教員間でのスキルの格差が大きいことから、より柔軟できめ細かい対応が求められる。こうした環境の中で、学校の情報化を推進していくためには、単なるツールとしての活用という視点を脱却し、ICTの活用により、学校の運営や児童生徒の学びがどのように変化していくことになるのか、中長期的な視点に立ったグランドデザインが必要であろう。今後の議論の深まりを期待したい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

学校現場においてICT活用における細かなニーズや活用スキルの差が存在することについては、把握している。授業におけるICT活用については、「学習を支援する活用」を推進するという従来からの認識に違いはない。平成25年度は、児童・生徒の内容理解、学力向上に寄与する活用について研修会等で、より詳細に伝えた。また、授業におけるICT活用について、具体的な事例を示したり、事業者等を講師に招いて質疑に応じる体制を整えたりするなど、不得手な教員にも分かりやすい内容の研修を実施した。一方で、学校から推薦された研修員による研修会を実施し、学校現場においてヒントになるような先進的な活用について検討・実践した。これらの成果や活用事例については、教育センターのホームページに掲載し、市内教員の共有財産として活用できるようにした。今後も継続して蓄積していく予定である。

授業での活用に加え、校務支援へのICT導入により学校の運営がどう変わっていくかは、現在行われている「校務情報化実証実験」の結果をもとに、検証していく。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

平成25年度は、授業におけるICT活用研修会の実施や、学校現場においてヒントになるような先進的な活用についての研究、教育センターのホームページへの成果や活用事例の掲載など、市内教員の共有財産としてのICTの活用について、積極的な事業展開がなされた形跡がうかがわれる。

今後は、教科の学習のみならず、情報モラル教育の観点からも、教員のICTのスキルや情報活用能力を高めることがますます重要となっていくはずである。今後とも精力的な事業展開を望みたい。

方向性3 大施策② 中施策2 学校図書館の整備の推進【対象事業No.39】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校司書の配置や研修会は着実に進んでおり、この点は高く評価できる。ただし、学校図書館教育が本当に活性化されているか否かは、学校における日常の授業や休み時間の中、学校図書館をどの程度積極的に活用していけるかによる。学校司書の学校内での活用のあり方など、総合的な視点から施策を推進してほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

平成25年度は、学校司書の研修会を校種別の学校図書館で実施した。その中で、学校司書が教職員や児童生徒にどのように働きかけたらよいか、授業でどのような働きかけをしているかなどについて、講義や情報交換を通して理解を深めた。研修会の会場を学校図書館としたことにより、具体的な配架や本の紹介などの様子についても自校と比べることができ、実践につなげることができた。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校図書館の充実は生涯にわたる読書週間の基盤となるものであり、そのために核となるのが学校司書の働きであり、その点で研修会などの取組は評価することができる。ただ、学校において学校図書館を活用した活動が活発になるためには、全校的に図書館を活用した活動をどのように展開していくか、

校長や教頭のリーダーシップが学校司書の力量に劣らず重要となる。今後は学校における図書館を活用した教育活動の展開についても支援を検討すべきではないか。

○方向性3 大施策③ 国公立学校との連携づくり【対象事業No.25、40】

＜教育委員会自己評価＞

中施策1「連携による教育研究の振興」のためには、公私立の枠を超えた連携体制をも築くことが必要である。

「幼保小連携協議会」の取組としては、「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」を新たな取組として立ち上げ、幼稚園・保育園と小学校が互いの教育について理解を深め、教育課程の円滑な接続を目指した。各小学校では、公開授業の実施状況や内容を調査し、成果と課題の把握に努めた。

また、「県立・私立高等学校との連携」については、既に校務分掌（業務分担）・教科・部活動等の各分野で情報交換及び研究協議が行われている。平成25年度も引き続き、静岡市立高等学校の生徒・教員が、県立高等学校及び私立高等学校と連携して「青少年のためのる・く・る『科学の祭典』」に参加した。

方向性3 大施策③ 中施策1 連携による教育研究の振興【対象事業No.25、40】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

市内の幼保小の連携、県立・私立高等学校と市立高等学校の連携など、連携下で行われる教育研究により、得られる成果は非常に大きい。しかしこれら異種の施設間の連携は、物理的な距離や文化の違い、多忙やリーダーシップの難しさなどからとかく敬遠されがちである。この点を踏まえ、教員委員会として可能な手立てを模索し、ガイドライン等を設定して着実に実施して欲しい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

各分野で行われる情報交換について、教育委員会、学校が同じ情報を共有するとともに、重要な事柄については、学校の教職員に対し、指導伝達等を行い、活用を工夫するように改善を図った。

教育委員会事務局としても各種協議会への参加・聴講を心掛けるとともに、テーマ設定の工夫等を要請した。

県立・私立高等学校と市立高等学校の連携については、生徒指導、進路指導、各教科において研究会や連絡協議会が持たれており、情報交換等がされている。また、平成25年度には静岡市立高等学校がスーパーサイエンスハイスクールの研究指定校となり、市内の同指定校である県立清水東高等学校、静岡北高等学校と連携して発表会等を実施した。

＜平成25年度事業に対する学識経験者の意見＞

幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業や県立・私立高等学校の研究協議会など、学校現場が多忙な中でも活発な事業展開が図られている様子がうかがわれる。私学等については設置主体が異なっているが、静岡市における公教育サービスの担い手という点では、公立学校と変わらないので、それぞれの特徴を活かした切磋琢磨が期待される。

○方向性 3 大施策④ 教育機会の均等の保障

<教育委員会自己評価>

経済的な理由により就学や進学が困難な者に対しては就学援助等による経済的支援により、また住居地が山間地等であるため通学が不便である者に対しては山間地における通学等の支援により、教育機会の均等に努めた。

中施策 1 「就学援助等による経済的支援」のうち、「就学援助事業」では、経済的な困難を抱える小・中学生の保護者に対し、学用品費・給食費等の一部を援助することにより、負担の軽減を図った。援助対象となる児童・生徒数は増加したが、支給総額は減少した。平成 26 年 3 月末現在、4,483 人に 293,372,495 円を支給した。

優秀な人材育成を目的とする「奨学金貸付事業」においては、高校生（月額 8,000 円）、短大生（月額 15,000 円）、大学生又大学院生（月額 20,000 円）に対し計 39,792,000 円を貸与した。

また、奨学金給付事業において、高校生 8 人（50,000 円）、短大生 7 人（100,000 円）、大学生 7 人（100,000 円）に対して計 1,800,000 円を給付した。

中施策 2 「山間地における通学等の支援」としては、市立小・中学校の児童生徒の遠距離通学に係る経費について、補助金を交付することにより 896 人の児童生徒の保護者の経済的負担を軽減した。今後も引き続き、就学にあたり経済的支援が必要な児童生徒の保護者に対して、適切な支援を行っていく。

方向性 3 大施策④ 中施策 1 就学援助等による経済的支援

方向性 3 大施策④ 中施策 2 山間地における通学等の支援

<平成 24 年度事業に対する学識経験者の意見>

児童生徒の経済的環境等の差が児童生徒の学力差と関連していることが指摘されている。教育の機会均等は公教育の基本原則の一つであり、児童生徒の家庭の経済的環境による学習環境の違いを最小化できるように、不断の取組を行ってほしい。

<上記学識経験者の意見に対する平成 25 年度の取組>

教育の機会均等は教育の重要な理念であり、それを確保するための就学援助等による経済的支援及び山間地における通学等の支援は大切な事業であるので、そのために必要な人員、予算の確保に継続的に取り組み、経済的環境等の差が学力の差に影響しないよう努めた。

≪平成 25 年度事業に対する学識経験者の意見≫

教育実態を少しでも教育の機会均等の理念に近づけていくためにも、経済的に恵まれない児童生徒に対する支援は引き続き重要である。経済的支援等のハードウェアと情報提供や相談体制などのソフトウェアの両面から引き続き取り組んで欲しい。

○方向性 3 大施策⑤ 少子化に対応した教育環境の整備【対象事業No.27、41、42】

<教育委員会自己評価>

中施策 1 「適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進」では、少子化だけでなく地域特性等による過大規模校や過小規模校を解消し、よりよい教育環境を維持していくため、「小中学校適正規模等検討事業」を進めている。平成 25 年度は、静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会から平成 24 年 10 月に受けた「適正規模・適正配置の具体的な方策」に係る答申の実現に向けて作業を送ってき

たが、方向性の決定や統合計画の策定には至らなかった。

中施策2「通学区域の弾力化の研究」では、児童生徒の通学区域に係る諸問題について「通学区域審議会」に諮り、通学の安全性、通学距離、地域性や歴史的経緯などを総合的に判断して、より実態に合った通学区域のあり方を研究し、改善に努めている。今後の課題としては、通学区域については、実情に応じた通学区域の弾力化の研究を行う必要がある。また、学校の規模と配置の適正化については、統合検討対象校について引き続き検討を重ね、方針を決定する必要がある。また、検討対象校以外の過小・過大規模校の適正化についても、市全域のバランス等を考慮しつつ、長期的な視点に立った方向性を研究する必要がある。

方向性3 大施策⑤ 中施策1 適正規模・配置に基づく魅力ある学校づくりの推進

【対象事業No.27、41】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

学校統合の検討は地域社会の問題でもあり、非常に困難を伴う場合が多い。児童数の推計なども加味し、子どものことを考えた検討が求められる。また、規模が小さいということは、教員一人に対する児童生徒の数が少ないということでもあり、その分だけきめ細かい教育ができる余地がある。規模が小さいことによるメリットとデメリットを考慮し、将来を見据えた学校統合を検討することも必要ではないか。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

適正規模という観点から静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会から統合検討対象として答申された学校のPTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員その他関係者に答申内容を説明して理解を求めるとともに、要望や意見を聴取した。

《平成25年度事業に対する学識経験者の意見》

少子化、人口減少は、その程度については議論があるにせよ、日本の社会にとって不可避の現実であり、長期的見通しに立って戦略的に適正規模を設定し、学校配置を検討していくことは、非常に重要である。その際、現在導入推進が進められているコミュニティ・スクールや、その導入が検討されている義務教育学校（仮称）等の施策は、将来ビジョンの構築に大きな影響を与える可能性がある。こうした施策の動きも考慮に入れながらビジョンの構築がなされることを期待したい。

方向性3 大施策⑤ 中施策2 通学区域の弾力化の研究【対象事業No.42】

＜平成24年度事業に対する学識経験者の意見＞

通学区域の弾力化は、より細かく児童生徒のニーズに対応した学校教育の可能性を拡大する一方で、学校間の非生産的な競争や保護者の不公平感を生む結果にもなり得る。透明な教育行政のためには、今後の社会展望に立ち、様々な影響を見据えた上で、通学区域の弾力化に取り組んでほしい。

＜上記学識経験者の意見に対する平成25年度の取組＞

東静岡地区新都市拠点事業が行われ、学区境の道路が新設された地域や特別支援学級が新設された地域の通学区域の変更について、保護者や地域の要望だけでなく、今後の社会展望を考慮しながら、通学区域審議会でも審議し、調整を行った。

《平成25年度事業に対する学識経験者の意見》

東静岡地区新都市拠点事業等、人口の流動が激しい地域においては、通学区域の弾力化は教育サービスの向上のために必要な対応であろう。こうした地域においては、必要に応じ、今後とも従来の慣例にとらわれない対応を望みたい。

学校訪問事業 <方向性1－大施策①－中施策1－事業No.1>

1 内容

学習指導要領に基づいた「授業研究の推進」「教育課程の改善の推進」などの施策を踏まえ、学校教育課指導主事が計画的に訪問する。学校評価を踏まえた教育課程の実施状況の把握及び授業改善や校内研修について指導助言を行う。「授業改善支援資料Ⅳ」*の周知を図り、各幼稚園、小・中学校における教育実践の一層の充実・向上を図る。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 教科の力を育むために、新学習指導要領と子どもの実態を踏まえた単元構想の充実、言語活動の充実、組織的な校内研修の推進を図る必要がある。
- ② 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づいた保育や授業について、どのような指導方法が効果的であるかを実証していき、継続して優れた事例を集めていく必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 「授業改善支援資料Ⅳ」を使用した「教科の力を育む単元構想」、「子どもたちがじっくり考える場面での言語活動の充実」、「組織的な校内研修」を、引き続き推進する。平成25年度の重点は、「教科の力を育む単元構想」の質の向上である。単元目標の実現に向けて、教科の力を育む視点と子どもの思考の流れの視点から、各校における単元構想を充実させるよう、学校訪問や研修主任会等を通して働きかける。
- ② 幼稚園教育要領や小・中学校の学習指導要領に基づいた保育や授業について、優れた事例の収集と発信を行う。
- ③ 学校評価を踏まえた教育課程・校内研修の実施状況及び教育環境（安全点検、理科室薬品管理状況、教室環境・掲示物、道徳コーナー等）の把握を行い、各校の重点目標の実現に向け指導助言を行う。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 新学習指導要領への移行に伴う対策(平成23年度に小学校、平成24年度に中学校で全面实施)

新学習指導要領の内容を学校現場に周知して理解を促すため、全面实施よりも早い平成21年度から、国の基準*に加えて一部の教科を先行実施した。

(2) 学校訪問によって、上記(1)の先行実施の状況を確認し、平成23年度以降は前年度の課題や全国学力・学習状況調査の結果分析から本市の課題と改善内容を踏まえて、各校の実態に応じて指導助言した。

- ① 当初訪問* 全幼稚園、全小・中学校を対象に5～7月に実施
- ② 計画訪問 6～12月に実施（参考：平成25年度実績 235回）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	8園	6園	8園	6園	8園
小学校	43校	42校	44校	42校	44校
中学校	22校	21校	22校	21校	22校

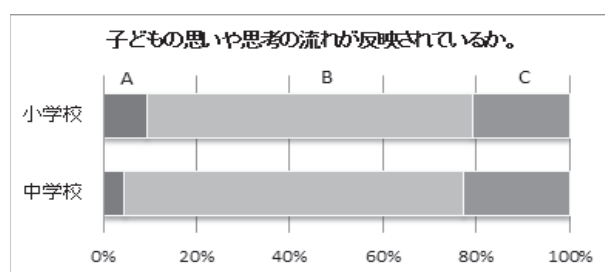
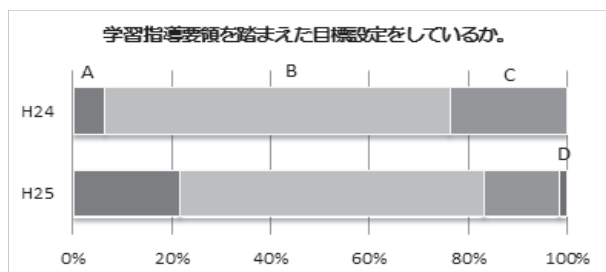
③ 要請訪問* 幼稚園、小・中学校からの要請による訪問（指導主事訪問のべ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼・小・中	125回	125回	180回	80回	78回

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学校訪問を通じて、「授業改善支援資料Ⅳ」を活用した授業改善の取組を支援した。平成 25 年度の改善点として、「子どもの思いや思考の流れを意識した単元構想立案」を重点に指導した。この結果、「子どもの思いや思考の流れが反映されている」と評価できる授業が小中学校とも全体の 8 割を占めた。また、「学習指導要領を踏まえた目標設定」についても、前年度より適切な目標が設定された授業が増えた。（下記グラフ参照）



H24 と H25 の計画訪問実施校（小中学校）の評価

H25 計画訪問実施校の小中学校別評価

（担当指導主事の評価 A:大変満足できる B:おおむね満足できる C:どちらとも言えない D:努力を要す）

- ② 幼稚園教育要領や学習指導要領に基づいた保育や授業について、各校の優れた実践事例を集めた。研修主任会や教科主任者会等でそれらの事例を紹介するとともに、授業改善の具体的資料として全教員に配付し周知を図った。各校は、付けるべき力が身に付く授業を実現するために校内研修基本構想の見直しなどを行い、授業改善への意識を高めることができた。
- ③ 年度末の教育課程ヒアリングにおいて、各校の次年度の教育課程編成について指導助言を行った。当初訪問では、学校評価に基づいて各校が設定した重点目標、教育課程の実施状況及び教育環境の把握を行った。これにより、各校の実態を踏まえた特色ある教育活動の計画・実施が浸透してきている。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ①各校が、学習指導要領及び子どもの実態を踏まえた「単元構想の充実」、「言語活動の充実」、「組織的な校内研修の推進」を、継続して実施する必要がある。とりわけ、子どもに付けるべき力を明確にして設定した目標に照らして、子どもの学習状況を確実に評価する授業を積み重ねるよう、学校訪問を通じて指導助言する。
- ②保育や教科等の授業について、引き続き、優れた事例の収集と発信を行うことが必要である。さらに、付けるべき力が付く授業を具体的に構想できるよう、参考資料を作成して各校に示す必要がある。
- ③各学校の教育課程の実施状況や教育環境を適切に把握し、指導助言を行う必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ①付けるべき力が付く授業を推進させるため、組織的な校内研修が行われるように、校内研修基本構想の見直しと研修内容の充実に向けた指導助言を行う。
- ②幼稚園教育要領や小・中学校の学習指導要領に基づいた保育や授業の優れた事例を収集し、それを基に具体的な資料を作成して各校に示し、付けるべき力が付く授業が行われるようにする。
- ③学校評価を踏まえた教育課程・校内研修の実施状況及び教育環境（安全点検、理科室薬品管理状況、教室環境・掲示物、道徳コーナー等）の把握を行い、各校の重点目標の実現に向けた取組に対する指導助言を継続して行う。

学力向上支援事業 《方向性 1－大施策①－中施策 2－事業No. 2》

1 内容

全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の結果から、学力や学習状況等に課題の見られる学校の改善に向けた取組に関する実践研究を実施し、その成果の普及を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 全国調査の結果をどのように活用し授業改善につなげていけばよいかについて、分析の仕方や具体的な改善方法を提供することにより、各校の検証改善サイクルの質をさらに高めていく必要がある。
- ② 新たに 7 校の支援が行われた。「学力向上専門家委員会」による支援が行われた学校については、支援内容を他校と共有しようという動きも見られ、近隣校との連携も広がっている。また、本事業をきっかけに授業改善に向けた自立的な取組につなげた学校もある。今後、本事業を活用することが、自校の課題改善に有効であることを全小・中学校に周知し、普及させていく必要がある。
- ③ 「学力アップサポート事業」*で行われている全国調査の結果を活用した個に応じたきめ細やかな学習支援の方法と併せて、支援の結果学力の向上が見られたこと、またそのことにより子どもの自己肯定感が高まったこと等の成果を、全小・中学校に伝えていく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 全国調査の結果の有効な活用の仕方に関する説明会を実施し、全校に対する調査の分析、活用について周知することを通し、各校の検証改善サイクルの質的な向上を図る。さらに、本市の調査結果の分析から見られる傾向について、「授業改善だより」で国語、算数・数学、理科における具体的な改善例を示し、全小・中学校の教員に配布するとともに、教育課程編成説明会、研修主任会、教科・教科外担当者会で説明を行い全小・中学校へ周知する。
- ② 支援校の課題に応じた支援プランを提案し、学力向上に向けた検証改善手法をモデル化するなどして、支援校の課題改善に向けた取組への「学力向上専門家委員会」による支援を充実させる。
また、「学力向上専門家委員会」の支援を受けた学校の成果を市内全小中学校へ報告する機会を設け、学力向上のための検証改善手法について共有・普及を図る。
- ③ 「学力アップサポート事業」実施校 6 校における学習支援の取組とその成果を全小中学校に示し、実施校以外の学校においてもそれぞれの状況に応じた取組を促進する。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 全校に調査結果の分析と活用を指導

- ① 「全国調査の活用に関する説明会」を実施（10/17）
 - ・各校において調査の活用を進めるために、全小中学校から担当者各 1 名（計 129 名）が出席した。
 - ・専門家 2 名による講演を行った。（調査結果の分析手法及び授業改善につなげる考え方）
- ② 「学力向上研修会」を実施（12/4、2/4）
 - ・調査結果から静岡市全体の課題とされた「付けるべき力が付く授業」の実施のために、授業を具体的にどのように改善したらよいかについての研修を行った。ここでは、学力向上専門家委員の大学教授が、国語と算数の具体的な授業例を示しての指導を行った。
（参加希望制。12/4：172 名、2/4：123 名）
- ③ 「授業改善だより」を発行
 - ・静岡市の 3 つの課題（付けるべき力が付く授業、「読み取る力」「書く力」の育成、家庭学習の質

の向上) についての解説と具体的な改善の取組を示した「授業改善だより」を市内小中学校の全教職員に1部ずつ配付した。これについては、今後の各種研修の資料として活用する。

(2) 学校支援

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学力向上専門家委員会による学校支援	19校	8校	9校 (うち5校新規)	11校 (うち7校新規)	11校 (うち6校新規)
学力アップ支援員による学校支援				新規事業 6校	6校 (H24より継続)
文部科学省委託事業	2校	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし

① 「学力向上支援事業実践事例報告会」の実施 (3/7)

- ・「学力向上専門家委員会」による支援を受けて研修を進めた学校や、「学力アップサポート事業」を実施した学校による実践事例の紹介を行った。各校には、これらの実践事例を参考に、自校の全国調査の結果を活用した取組を促した。
- ・各校の校内検証改善委員1名以上に参加を求めた。(内訳は右表の通り) 合計132名が参加した。

校長	2
教頭	67
主幹・教務	32
研修主任	13
その他	13

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 「全国調査の活用に関する説明会」の実施や「授業改善だより」の発行により、調査結果の活用や3つの課題等を示し、各校の検証改善サイクルが質的に向上した。
- ② 学力向上専門家委員会による支援を受けた学校は、課題改善に向けた確かな指導助言を得て、研修の充実に繋げることができた。また、その成果を「学力向上支援事業実践事例報告会」で全小・中学校に紹介した。
- ③ 「学力アップサポート事業」の放課後学習支援を受けた児童の多くは、特に算数において4月の全国調査よりも年度末に行った同等の問題による調査の結果が大きく上回った。また、その成果に至った取組の詳細を「学力向上支援事業実践事例報告会」で全小・中学校に紹介した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 平成25年度全国調査は、特に小学校において看過できない結果となった。各校では、それらの結果を基に本市が独自に示した3つの課題(付けるべき力が付く授業、「読み取る力」「書く力」の育成、家庭学習の質の向上)を踏まえて、教育活動改善のための具体的な取組を継続する必要がある。
- ② 学力向上専門家委員会による支援を各校の校内研修に計画的に位置付け、授業改善に生かすことが必要である。
- ③ 学力アップサポート事業については、事業実施校の校数や1校ごとの支援回数を拡大し、より効果的な学習支援を行う必要がある。さらに、支援内容を他校にも周知し、事業実施校以外の独自の取組につなげる。

(2) 平成26年度の目標

- ① 全国調査の結果を活用した各校の教育活動改善の取組を更に促進し、平成27年度全国調査において、全教科の正答率が全国平均以上になることを目指す。また、すでに全国平均を上回っている教科でも、全国との差を前年度比で0.1ポイント以上改善させる。
- ② 学力向上専門家委員会による支援の実施時期を見直し、校内研修計画により効果的に位置付ける。また、1回の支援に参加する教職員の数を増やす。
- ③ 学力アップサポート事業については、事業実施校の校数を12校に、1校ごとの支援回数を60回に増やす。加えて、支援内容を周知させるための「学力向上支援事業実践事例報告会」を継続して実施する。

外国人講師派遣事業 《方向性 1－大施策①－中施策 3－事業No. 3》

1 内容

外国人の外国語指導助手を小・中・高等学校に派遣し、児童・生徒が外国人と気軽に接する機会を設ける。これにより、コミュニケーション・ツールとしての英語学習の意欲を高めるとともに生の英語による語学力の向上を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

小学校外国語活動の充実と中学校・高等学校におけるコミュニケーション能力の一層の育成を目指すために、ALT の更なる指導力の向上が課題である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 平成 25 年度は、34 名の ALT を各学校に派遣する。(昨年度より 1 名減ったのは、高校の再編整備により市立高校が 3 校から 2 校となったためである。) 派遣にあたっては、児童・生徒が生の英語に触れる機会をより多く設けるため、効率のよいローテーションを設定する。
- ② ALT に対し、県主催の指導力向上研修会に積極的に参加するよう促す。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

外国語指導助手 (ALT) を、学校教育課及び市立高等学校に配置した。学校教育課に配置した ALT は、小学校や中学校を訪問し、語学指導を行った。

(1) ALT 招致人数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ALT 招致人数	22 名	27 名	29 名	35 名	34 名
	小中学校 19 名 市立高校 3 名	小中学校 24 名 市立高校 3 名	小中学校 26 名 市立高校 3 名	小中学校 32 名 市立高校 3 名	小中学校 32 名 市立高校 2 名

(2) ALT 招致数と出身国 (平成25年度末)

JET* 16 名

(アメリカ 11、ジャマイカ 1、
ニュージーランド 1、カナダ 1、
シンガポール 1、バルバドス 1)

独自招致 18 名

(アメリカ 10、イギリス 5、
カナダ 1、イタリア 1、
オーストラリア 1)

合計 34 名



ALT との授業の様子

(3) 指導力向上のための活動

- ・ALT 会議を毎月 1 回開催し、互いの授業案をはじめ、外国語活動や英語科指導のあり方、教材や教具の活用等について意見交換を行い、授業の改善に努めている。
- ・新任 ALT が日本の学校を理解するためのガイダンスを 8 月に行い、先輩 ALT が業務内容や授業のあり方についての指導を行っている。
- ・年に 2 回、ALT が授業を参観し合って協議することで指導力向上を図る研修会を実施している。
- ・県主催の指導力等向上研修会に本市ALTが日本人教員と共に参加した。他市町のALTや教員と合同で、効果的な授業方法や実践例について模擬授業を行ったほか、意見交換等を行っている。
- ・各小学校において、外国語活動担当教員とALTが協力して、外国語活動のスキルアップのための英会話講座や授業で使える英語のアクティビティ演習を企画し、実施している。



指導力向上研修会

(4) 学校等における活動状況

ALT は日本人教員と協力して授業作りを行い、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成に努めている。授業以外にも、放課後や夏季休業中にスピーチ指導を行うなど、生徒の英語表現力の向上に貢献しており、各種のスピーチ大会等で静岡市の生徒が優秀な成績を修めている。また、青少年育成課主催のサマーキャンプに参加するなど、様々な人と交流を図っている。児童・生徒は、授業以外で英語に触れることも楽しみにしており、ALT との交流が、異文化を理解する良い機会となっている。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 平成 25 年度は、計 34 名の ALT を招致し、以下のとおり配置した。

【内訳】小中学校 32 名（うち ALT の相談業務等も行うカウンセリング担当 2 名）

高等学校 2 名（市立高校に各 1 名が常駐、再編整備により 3 校から 2 校となった。）

中学校の授業 5～6 回に 1 回、小学校の授業 4 回に 1 回の訪問ができるように ALT を配置し、全小中学校の児童・生徒が外国人に接する機会を確保した。

- ② 平成 25 年 11 月 14 日（木）・15 日（金）に行われた県主催の指導力等向上研修会に ALT15 人が参加し、外国語教育に関する諸問題についてのワークショップを行い、効果的なチーム・ティーチングについて研修を深めた。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題

国の動向（小学校高学年の英語教科化）に対応した小学校外国語活動の充実、中学校・高等学校におけるコミュニケーション能力の一層の育成のために、①ALT の配置拡大、②指導力の更なる向上が課題である。

- (2) 平成 26 年度の目標

- ① 平成 26 年度は、35 名の ALT を各学校に派遣する。派遣にあたっては、児童・生徒が生徒の英語に触れる機会をより多く設けるため、学校規模に応じた効果的な配置をする。
- ② 県主催の指導力向上研修会への積極的な参加だけでなく、ALT 会議や学校訪問を通して、ALT の指導力向上に努める。

複式学級への非常勤講師配置事業 《方向性 1－大施策①－中施策 3－事業No. 4》

1 内容

複式学級*では、異なる学年の子どもたちが一人の教師のもとで学習するため、子どもたちの学習内容の定着や授業のやり方等において困難が生じがちである。この困難を解消するため、市内の複式学級を有するすべての小学校に非常勤講師を配置して、複式授業*の解消を図っている。解消教科は、「国語、社会、算数、理科」の基本4教科である。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

基本 4 教科以外でも、複式授業の解消を図ることでより効果的な授業ができる場面がある。

- ・学年毎の学習内容が大きく異なる場合、必要に応じて複式授業の解消を行う必要がある。

(例) 2・3年生の複式学級における音楽の授業での、3年生のリコーダー学習への対応

(2) 平成 25 年度の目標

各学校の工夫により基本 4 教科以外の教科においても、必要に応じて複式授業の解消を試行する。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 複式授業の解消

複式学級を抱えるすべての学校に非常勤講師を配置し、複式授業の解消を図った。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
複式学級配置校数	12校	16校	18校	18校
複式学級数	24学級	30学級	35学級	36学級
非常勤講師配置人数	16人	22人	26人	26人

25 年度配置学校名

賤機北小、大河内小、梅ヶ島小、玉川小、井川小、水見色小、大川小、清沢小、久能小、北沼上小、松野小、峰山小、清水穴原小、清水中河内小、清水和田島小、清水小河内小、清水西河内小、由比北小

(2) 非常勤講師の資質向上

平成 25 年度の非常勤講師 26 名のうち教員経験者が 10 名、講師経験者が 7 名で多くの経験者の配置を図った。

また、週 1 時間の教材研究や評価の時間を設けることで、非常勤講師による授業の質向上を図った。



(複式学級の授業風景)



4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 必要により基本 4 教科以外における複式授業の解消を図った。これによって、教員が単学年の子どもに向き合うことができ、各学年の発達段階に合わせた指導を行うことができたと同時に、単学年の学習計画や準備、教材研究の充実が進んだ。
 - 【例】・ 音楽の時間における学年毎の合奏・合唱の練習 ・ 家庭科における準備の軽減
 - ・ 2つの教室を教員が往復しながら指導しなくて済む学習指導の実施
- ② 週に 1 時間の教材研究の時間を設けることや、管理職や研修主任等が授業参観や指導・助言を行うことで、非常勤講師による授業の質向上を図った。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題
 - ① 基本 4 教科以外での複式解消授業のあり方について検討する必要がある。
 - ② 若手の非常勤講師の資質を、より向上させる工夫が必要である。
- (2) 平成 26 年度の目標
 - ① 引き続き基本 4 教科以外での複式解消授業を試行し、その結果について検証して、効果や課題等について整理する。
 - ② 非常勤講師の授業の質の向上のため、より多くの熟練の非常勤講師の配置や若手非常勤講師に対する校内研修の実施を図る。

環境教育の推進 《方向性 1－大施策①－中施策 4－事業No. 5》

1 内容

子どもたちの身近な自然及び地球環境問題やエネルギー問題などについて考えていき、よりよい環境保全に参画していく姿勢を育てる。学校では、地域の実情に応じて、ごみの分別回収や清掃活動への参加、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の意識啓発など環境に対する理解を深める。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

子どもたちが、よりよい環境作りや環境保全に配慮した望ましい行動がとれる能力と態度を育てるためには、各教科等の学習を進める中で、身近な問題を教材として取り上げることや、体験や活動を重視すること等、子どもの発達段階を踏まえた指導の工夫が必要である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 次の 3 点に留意し、各教科等において環境教育の教材を工夫する。
 - ア 世界文化遺産に登録された富士山・三保の松原等、子どもの身近な問題を取り上げる。
 - イ 校外教育活動などの野外活動や社会体験を重視する。
 - ウ 映像や新聞などの様々な資料を活用する。
- ② 各教科で横断的な指導を継続して行っていく。
- ③ 文部科学省発行「放射線教育」副読本を活用し、放射線に関する子どもたちの正しい理解を図る。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

- ① 県や市（清流の都創造課、静岡科学館等）、企業などが主催する環境教育に関連する事業についての情報を小中学校に提供し、各校の環境学習において活用するよう促している。
- ② 関係機関から配信される環境問題や環境保全に関する情報を各校に提供し、内容の周知を図っている。また、静岡科学館る・く・るにおける環境学習や井川少年自然の家における自然体験活動等も紹介し、利用促進を図っている。
- ③ 児童・生徒が身近な環境について問題を自ら見出し、考え、判断して、環境保全に配慮した望ましい行動ができるよう、各教科や総合的な学習の時間において体験を重視した学習の実践に努めている。
- ④ 昨年度に引き続き、子どもたちがその発達段階に応じて、放射線に関する知識を身につけられるよう、文部科学省発行の「放射線教育」副読本と、それを用いた授業例を示した市教育委員会作成の「放射線教育授業案集」の活用を、理科主任会を通じて各校に働きかけた。
- ⑤ 身近な環境教育として、省エネや節電に対する意識の向上を図ることを学校訪問時に各校に指導した。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 各教科等における環境教育の教材の工夫については、「健康なくらしとまちづくり」（4年社会科）を題材にした実践事例が見られた。富士山のゴミ問題を取り上げた新聞記事、清掃センターの見学、調査活動で得たゴミの量や費用等の統計資料などを素材とした授業により、子どもたちがゴミの増加による問題点を明らかにし、ゴミ減量のために何ができるのかを明確な根拠に基づいて発見していく授業が実践された。世界文化遺産となった富士山のゴミ問題という身近でタイムリーな問題を取り上げることにより、他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる工夫がなされ、環境保

全に対する意識を高めるとともに、生活習慣を振り返る学習が実施された。

- ② 各教科で行う横断的な指導については、学習指導要領解説に記載された環境教育に関わる学習を実践し、環境保全や限りあるエネルギー資源を大切にしていこうという意識を子どもたちに持たせることができた。具体的には、世界文化遺産となった富士山を、小学校では理科（火山活動と火山地形）と社会（世界文化遺産）、中学校では理科（大地のつくり）と国語（富士山に関する短歌の創作）など、複数の教科に共通したテーマとして扱うことにより、環境教育を推進する取組があった。富士山と三保の松原については、音楽、図画工作、美術、道徳、総合的な学習の時間で、それぞれの教材としても取り上げられた。

また、環境に対する意識を高めるために、各種団体が身近な事柄を取り上げて行う事業の情報を、学校を通じて子どもたちに提供し、各家庭での環境学習の機会を増やすよう働きかけた。

実績については以下のとおり。

- ・（公社）静岡県産業廃棄物協会「夏休み産業廃棄物処理施設親子見学会」

[参加状況]清水地区：児童20名、保護者17名 静岡地区：児童20名、保護者19名

- ・静岡県（くらし・環境部環境局環境ふれあい課）による「こども環境作文コンクール」への参加
県内 小学校76校、中学校53校、計129校 1021作品が応募された。静岡市の子どもたちから、
県知事賞1点（安東中）、県教育長賞2点（南中、伝馬町小）、佳作8点が入選

- ③ 文部科学省発行「放射線教育」副読本を活用し、放射線に関する子どもたちの正しい理解を図るよう各校に働きかけた。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

各教科における環境教育の内容については、年間指導計画に位置づけられ実施されている。平成 21 年に県が 2 月 23 日を「富士山の日」に制定したことや、平成 25 年に世界文化遺産に登録されたことによって、身近な素材である富士山や三保の松原を授業で取り上げる事例が多く見られるが、学習指導要領に示された各教科における環境教育と関連付けた授業が少ないことが課題である。年間指導計画の作成時に、環境教育との関連について教員の共通理解を一層深めるよう取り組む必要がある。

また、環境教育は学校教育だけで行うのではなく、家庭や地域社会など様々な場面で行うことが有効であるため、適時に情報を収集して提供していく必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

学習指導要領に基づき、各教科の内容と環境教育とを関連づけた授業を中心に、環境教育を推進していく。授業では、身近な問題を教材として取り上げることや、体験活動を重視することなど、子どもの発達段階を踏まえた指導を行うよう工夫する。また、複数の教科による横断的な指導を行う際、子どもたちの環境に対する興味や関心を高めていくために以下の 3 点に留意し、教材を工夫する。

- ① 世界文化遺産に登録された富士山・三保の松原等、子どもの身近な問題を取り上げる。
- ② 校外教育活動などの野外活動や社会体験を重視する。
- ③ 映像や新聞などの資料を活用する。

また、環境教育を推進する各学校の取組については、モデルとなる事例を広く周知し啓発していく。

学校では、毎年、子どもたちが入れ替わっていくことや、環境教育については即効性より積み重ねが有効であることなどを前提に、節水や節電など、日頃から環境保全に対する意識をもたせるよう子どもの実態を見ながら指導を継続していく。

野外活動宿泊指導等事業 《方向性1－大施策①－中施策4－事業No.6》

1 内容

自然の素晴らしさや厳しさにふれながら自然に親しむ心や社会性、たくましく生きる力を育てるため、野外活動や宿泊活動を実施する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

① 井川少年自然の家は、平成26・27年度に実施される耐震補強工事と老朽化対策工事について、工期や改修内容等による利用団体への影響を考慮しつつ、具体化させていく必要がある。

清水和田島少年自然の家は、道路復旧工事や中部横断道路建設工事の経過を把握しつつ、活動コースの安全確保に努め、必要に応じて迂回コース等の準備を行う。

② 利用の促進を図るため、両施設とも各方面へのPR活動や情報発信等を継続して実施する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

① 主催事業全体の応募率100%達成、利用者の満足度90%以上を目指す。

② 新東名開通により、他市や他県からの新たな利用者も期待されるため、県内にとどまらず、県外へも広域的にPR活動や情報発信等を推進していく。

③ 井川少年自然の家は、耐震補強工事と老朽化対策工事の内容と工期を具体化する。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) 施設利用状況について 表中の()内の数値は、他市・他県からの利用数

施設名	井川少年自然の家					清水和田島少年自然の家				
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24
利用団体数	88 (11)	99 (17)	87 (19)	89 (11)	70 (8)	116 (21)	107 (19)	117 (18)	107 (11)	118 (12)
利用人数 (実人数)	6,777 (515)	7,150 (839)	6,482 (1,482)	4,057 (465)	3,416 (532)	7,132 (1,572)	7,388 (1,469)	7,828 (1,221)	7,243 (869)	7,605 (881)
利用人数 (延べ人数)	16,797 (1,178)	17,698 (2,218)	16,963 (4,159)	10,263 (1,509)	9,268 (1,909)	14,432 (3,532)	14,166 (2,970)	15,315 (2,549)	13,723 (1,737)	14,396 (1,899)

井川少年自然の家は、H23年9月の台風による幹線道路崩落による復旧工事が、H24,25年度末まで続いたため、大型バスでの来所ができず、利用者が減少した。

(2) 主催事業について

施設名	井川少年自然の家					清水和田島少年自然の家				
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24
事業数	16	15	13	14	17	7	8	9	9	8
全体応募率%	194.8	166.9	169.0	135.1	165.3	142.5	152.2	133.2	199.8	141.1

平成25年度の特徴（改善・工夫した点など）

利用者の満足度を高めるために、各施設の特徴を活かしたプログラムを実施するとともに、新たなプログラムの開発を行った。また、主催事業のプログラムや情報を各所のホームページや所報、市政広報紙等で発信し、新たな利用者の獲得を目指した。

<井川少年自然の家>

- ・自然を活かしたプログラム（登山・山菜グルメ・紅葉狩り・里文化体験・もの作り等）を行ったほか、新たな主催事業「トムソーヤ日帰りスキー教室」を実施した。また、「井川もみじマラソン」においてブースを出し、地域との交流と施設のPR活動の場とした。
- ・利用者のニーズに応じたより良い事業にするため、毎事業後に全所員が参加して振り返りを行った。

・安全を最優先するため、定期的に、また利用者が利用する前に、必ずエリア点検を行った。

<清水和田島少年自然の家>

・応募率の高い日帰り主催事業では、参加者を少しでも増やせるよう運営方法を見直した。

「親子沢のぼり」・・・実施日を2回に増やし、最大20家族まで参加できるよう改善した。

「家族オープンデー」・・・抽選漏れの3家族に補欠当選を連絡し、キャンセルを有効に活用した。

・地域との交流と施設の活動内容を紹介する機会として、地域主催の両河内まつりに参加した。

(3) 悪天候時における野外活動の危機管理マニュアル（平成24年度見直し）の運用について

悪天候時における野外体験活動の中止や代替プログラムの提供に関する説明を徹底するとともに、事前説明会や研修会、事前打合せ時に注意事項を文書にして配布した。また、利用団体の代表者のみならず、参加者全員にマニュアルの内容を周知し、安全管理意識の向上に努めている。

(4) 利用促進のためのPR活動について

年度の早い時期（6～7月）及び閑散期に、学校等への訪問活動や各種団体へのPR活動を行った。井川少年自然の家は、市内外の小中学校36校、静岡・清水子ども会、青少年活動団体、市PTA連絡協議会、静岡市中央体育館へ出向き、施設や事業等を紹介するとともに、各地域体育館にパンフレットの配布を依頼した。清水和田島少年自然の家は、利用後のアンケート調査に来年度の利用希望の欄を設けて継続した利用の意思を確認するとともに、未定の団体には定期的に継続利用を働きかけた。また、他市、他県への広域的な情報発信の手段として、ホームページの充実を図った。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

(1) 主催事業及びオープンデーの応募率については、100%以上を達成できた。

満足度については、利用者に行った事後アンケートにおいて、90%以上から満足との回答を得た。

(2) PR活動の成果として、他市・他県からの新規利用予約が以下のとおり増加した。（多くは、ホームページから施設の情報を得たとのことである。）

・井川少年自然の家・・・吉田町1・神奈川県3・東京都2・関東関西各1団体

・清水和田島少年自然の家・・・浜松市・菊川市・富士市・愛知県からそれぞれ1団体

(3) 井川少年自然の家は、26年度に実施する耐震補強と老朽化対策の工事の工期と内容を具体化した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

① 井川少年自然の家は、耐震補強工事と老朽化対策工事による利用団体への影響を考慮しながら、事業を進める必要がある。清水和田島少年自然の家は、耐震補強工事と老朽化対策工事の工期や改修内容等について、利用団体への影響を考慮しつつ、具体化させていく必要がある。また、清水和田島少年自然の家は、第三次静岡市総合計画に耐震補強工事と老朽化対策工事の位置づけを要望していく。

② 例年と同程度の利用人数の確保と更なる利用促進を図るため、PR活動や情報発信等を継続実施する。

③ 現在の主催事業の内容を精選するとともに、魅力あるプログラムを開発する必要がある。

(2) 平成26年度の目標

① 井川少年自然の家は、工事による影響を最小限に止めるため、丁寧な利用者対応と工事に関する計画的な情報発信により、安全を確保する。清水和田島少年自然の家は、第三次静岡市総合計画に耐震補強工事と老朽化対策工事を位置づけるため、事業概要調書等の資料を作成する。

② 新東名SAにパンフレット等を置いてもらうなど、更なる利用促進の手立てを具体化する。

③ 主催事業の運営方法や内容を利用者目線で見直すとともに、利用者が魅力を感じるプログラムの開発を行う。

防災教育の推進 <<方向性 1－大施策①－中施策 5－事業No. 7 >>

1 内容

想定別の避難訓練を繰り返し実施するなどして、自らの危険を予測し、回避する能力を高め、主体的に行動する態度を育成する。

また、各学校の安全担当・防災担当者等を対象に研修を行い、教職員の資質向上も図る。

さらに、外部の専門家を防災アドバイザー*として学校に派遣して指導・助言を行う。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 災害の発生時間や場所に変化を持たせた避難訓練の実施
- ② 防災に関する研修会の充実
- ③ 防災アドバイザー派遣の継続

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 静岡県防災教育基本方針に基づき、総合的・体系的な防災教育を行う。特に、県教育委員会が作成した学校安全指導資料「命を守る力を育てる」を自校の年間計画に位置づけ、日頃から防災上必要な安全教育を行うよう周知する。また、学校では様々な災害について多様な想定の下における訓練等の実践的な活動を通して、幼少期には大人の指示に従いながら適切な行動をとること、成長するに従い地域の人々の安全に役立つことができることなど、発達段階に応じた防災対応能力を身に付けることができるように指導をする。
- ② 各校の防災教育の実践を紹介し、防災に関する研修会の持ち方を工夫する等、教員が積極的に防災教育を推進していこうとする意識を高める。
- ③ 防災アドバイザーの指導・助言をもとに、減災への理解を深め、各校の防災教育の推進に役立てる。

3 平成 25 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 避難訓練総回数


	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
避難訓練総回数 (幼・小・中143校)	458回	470回	499回	510回	510回

(2) 平成25年度

- ① 防災に関する研修 平成25年12月5日(木)開催
小中学校安全(防災)担当教諭を対象とした悉皆研修
防災講話・災害図上訓練(DIG*)の進め方
- ② 防災アドバイザーの派遣 (常葉大学富士キャンパス 阿部郁男准教授)
市内5校に派遣(駒形小・長田南小・清水浜田小・由比小・籠上中)
- ③ 専門家による防災出前講座の実施 (YY防災ネット 吉田亮一氏)
専門家を静岡市内4校派遣(清水袖師小・清水小河内小・蒲原西小・城内中)
- ④ 災害図上訓練(DIG)モデル授業の実施 (大里東小)
- ⑤ 「しぞーか防災かるた」の普及活動 (清水不二見小)

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 教育活動全般にわたって総合的かつ体系的な安全教育を行うよう各校に指導助言し、学校安全指導資料「命を守る力を育てる」の周知を図った。各校では、立地環境等に応じて工夫した防災訓練を行うほか、抜き打ちの訓練や保護者への引き渡し訓練も行われ、特に幼稚園と小学校で訓練の実施内容が定着した。緊急地震速報を活用した訓練も、平成 24 年度と比べて増加（幼稚園 21.4%→21.4%、小学校 22.1%→34.9%、中学校 9.3%→27.9%）した。子どもたちが揺れを感じたり緊急地震速報の受信後、直ちに安全確保の初期対応ができるよう、発達段階に応じた想定別避難訓練や体験的な防災学習が行われた。
- ② 各校の防災教育の実施状況についてアンケートをとり、授業で活用している教材や防災訓練の持ち方等を取りまとめ、文書及び研修会場で各校に紹介した。
子どもが教師や保護者と一緒にはいない場合の災害発生に備え、子どもと保護者が避難行動について話し合うことが防災教育上有効であると考え、市防災対策課と連携しながら、第 4 次地震被害想定ハザードマップを使った災害図上訓練（DIG）のモデル授業を行った。各校に平成 26 年度の災害図上訓練（DIG）導入を依頼するとともに、指導にあたる教職員を対象に研修会を行った。
- ③ 防災アドバイザー派遣事業を 5 校で行った。想定される津波の浸水深や到達時間をもとに、避難行動についての指導助言を受け、緊急対応について理解を深めることができた。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題
 - ① 学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた防災教育
 - ② 登下校時など教師・保護者不在の時の避難行動
 - ③ 効果的な防災アドバイザーの活用と教職員のスキル向上
 - ④ 保護者、地域との連携強化
- (2) 平成 26 年度の目標
 - ① 発達段階に合った防災教育を推進し、子どもたちが自分の安全を確保するための基本的な知識と行動を身につけるとともに、中学生については地域社会の一員としての役割を認識し行動できることをめざす。
 - ② 沿岸部を中心に各校で災害図上訓練（DIG）を実践し、登下校時などの避難行動を考える。
 - ③ 防災アドバイザー派遣事業や市教委主催の研修会・その他各地で行われている防災講座等を周知し参加することによって教職員の知識やスキルの習得をめざす。特に防災アドバイザーからの、各校の実情に合わせた指導助言を活かし減災に努め、各校の防災教育の推進に役立てる。
平成 26 年度防災アドバイザー事業実施校（城北小 久能小 高部東小 清水袖師小 清水二中）
 - ④ 家庭における防災教育の必要性について保護者の理解を求めるとともに、子どもたちの地域防災訓練への参加等を通して地域との連携を強化する。

「静岡版道徳教育」推進事業 <方向性1－大施策②－中施策1－事業No.8>

1 内容

義務教育9年間を通して、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てることを目標としている。方策としては、すべての学校で地域の方々の体験などを基にした臨場感のある道徳授業の実施や各教室に道徳授業の定着を図るための「道徳コーナー」*を設置するなど、人間としてのあり方・生き方を考える実践的・継続的な道徳教育を行う。

また、幼稚園から高等学校までのすべての子どもたちが、あいさつの励行など基本的な礼儀作法の大切さを学び、自ら実践できるためのあいさつ、礼儀作法の冊子を作成し取り組む。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 教育振興基本計画にある「心の教育の推進」の充実のために、学校・家庭・地域の連携について協議したが、各校における課題の洗い出しができた段階である。
- ② 「心の教育の推進」の取組の一つとして、中学生向けの礼儀マナー集「よりよい自分へ」を作成し、全校に配付した。配付のねらい（ア、学校教育全体で行う道徳教育の充実を図る。イ、生徒に、相手に対する思いを表す方法を伝える資料とする。）や活用方法を周知していく必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 各校で洗い出した課題について、道徳（人権）教育担当者会で協議する。その協議の中で、学校・家庭・地域が連携した心の教育の具体策を探り、各校の実践につなげる。
- ② 道徳主任会を通して、礼儀マナー集についての理解を深めると共に、活用状況調査を行い、参考となる実践事例を集めて、今後の取組を充実させる。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 学校訪問

学校訪問において、「道徳の全体計画」、「年間指導計画」、「静岡版道徳教育」*の実践状況を確認するとともに、道徳の中心授業や公開授業についての指導助言を行った。

(2) 道徳主任会・道徳（人権）教育担当者会を実施

（各小・中学校から道徳教育担当者もしくは人権教育担当者1名が参加）

【道徳主任会】4月

目的： 学校教育全体で行う道徳教育の要である「道徳の時間」を充実させるため、ねらいとする道徳的価値がぶれない授業が実践されるよう、主任としての役割を理解する。

内容： 担当指導主事による説明「子どもの実態と指導観を明確にした授業」「家庭や地域と連携した道徳教育」「道徳の時間と他教科や行事とを関連づけた道徳教育」「よりよい自分へ―しずおかマナーブッカー」作成の意図について

【道徳（人権）教育担当者会】（5月、12月）

目的： ・各学校の道徳主任に向けて、各教科の授業や各領域の活動と「道徳の時間」をどのように関連させるのかについて伝達講習を行う。担当者としての役割を理解させ、自校の教育実践に資する。

・学校教育全体で取り組む道徳教育や、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める行動や態度の育成をする人権教育について、子どもたちを指導する立場の教員自身が理解を深めると同時に、道徳主任（道徳教育推進教師）及び人権教育担当者としての役割を自覚し、自校の取組の重点を明確にしていく。

内容： 教育振興基本計画「心の教育」の推進についての講義、グループワーク「学校と家庭地域が養う道徳的心情や判断力」（各校の課題を踏まえて）、人権啓発指導員による講義等

(3) 道徳教育推進状況調査の実施

具 体 策	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
①地域人材を活用した道徳授業（行事等を含む）を実施する	61%	62%	73%	74%	84%
②学校訪問時に道徳授業を全校公開する	100%	100%	100%	100%	100%
③各教室に「道徳コーナー」を設ける	97%	99%	99%	100%	100%
④地域・保護者に道徳授業の内容を紹介し、地域や家庭での具体的実践の協力を求める	58%	69%	73%	71%	70%

※ 毎年度末（2月）に全ての小・中学校を対象に調査し、次年度の取組に活かしている。

※ 「⑤「心のノート」を具体的に活用する」「⑥授業後の板書の記録を蓄積する」については、学校訪問等の事業を通して把握し、実施率の拡大や内容の充実に努めている。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

① 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進について

- ・地域の参加や協力を得て道徳教育を実践した学校が増えた。特に、中学校では、その増加が顕著であった。しかし、学校での取組内容を家庭や地域に紹介し、家庭や地域においても実践するよう依頼した学校は多くない。地域や保護者の道徳教育への理解を深め、学校教育全体で行う道徳教育の内容を地域や家庭においても実践してもらうための取組が、今後も必要である。
- ・道徳主任会及び道徳（人権）担当者会では、道徳主任及び担当者が道徳の時間と各教科の授業や活動、地域、家庭を意図的につなぎ、道徳教育を充実させる方策について理解を深めた。地域や家庭において児童生徒を道徳的価値と向き合わせるために、学校はどんなことができるかについて協議し、理解を深めた。

② 礼儀マナー集「よりよい自分へーしずおかマナーブッカー」の活用について

- ・道徳主任会において、道徳主任に礼儀マナー集のワークシートのサンプルを提示し、作成時に想定した活用方法の例を示した。「中学生の生活に密接に関係した内容で活用しやすい」との評価であった。
- ・活用状況調査により、全中学校で礼儀マナー集が活用されていることを確認した。さらに、小学校 11 校において、授業で活用したとの報告があった。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 教育振興基本計画にある「心の教育の推進」の充実のために、学校教育における各教科の授業や各領域の活動と「道徳の時間」を意図的につなぐことの重要性が教員に理解されたが、そのための具体的な取組が十分でない。
- ② 礼儀マナー集を学校教育全体で行う道徳教育の資料としてさらに活用するため、よい活用事例の収集と発信を行う必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 学校教育全体で行う道徳教育の充実を目指し、道徳教育の全体計画に対する理解を深め、「道徳の時間」と他の各教科の授業や活動（学校行事や地域・家庭と連携した活動）を関連づける有効な道徳の時間の年間指導計画の立案方法について、各校において理解を深める。
- ② 研究授業の実践をもとに研修の成果を発表し、各校の道徳の時間の授業改善に資する。
- ③ 礼儀マナー集のよい活用事例を全校に発信し、さらなる活用を促す。特に、各校は、生徒が家庭や地域での生活や活動においても、礼儀やマナーを身に付けた言動ができるよう、礼儀マナー集の活用を努めるようにする。

次世代育成プロジェクト事業 《方向性1－大施策②－中施策2－事業No.9》

1 内容

次代を担う子どもたちが、自分の将来に夢や希望を抱き、その実現をめざして努力していくことができるよう、職業等将来の生活への子どもたちの関心を高め、自立心や社会性をはぐくんでいくことをめざして、次の事業を進めていく。

(1) 「スペシャリスト」派遣事業

静岡市にゆかりのある各界の第一線で活躍する専門家を学校に招き、講師の方々の生き方や専門的知識・技術力に学ぶ。

(2) 民間教育力活用事業

民間の様々な教育力（主に地域の人材）を積極的に活用し、講師から体験談を聞いたり、技に触れたりすることで、児童・生徒の学習の充実を図る。

(3) 自立を育む職場体験学習推進事業

連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施する。そのための条件整備を行う。職業や仕事を体験するとともに、様々な働く人々に接して、その仕事に対する姿勢や態度を学ぶことを目的としている。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 事業再編に伴い「スペシャリスト」派遣事業は廃止となるが、「スペシャリスト」派遣事業の人材リストを民間教育力活用事業に移行させる必要がある。各校の外部人材の活用を特定の教科での授業で終わらせることなく、他教科等との関連を図って展開させたい。
- ② 継続して受入事業所リストの掲載数や職種を増やしていくことは、生徒の選択肢を広げること、また、学校の受入事業所探しの負担軽減につながる。その他には、教育委員会が受入事業所リストの公示時期や、各校から提出される希望事業所の取りまとめ時期をできるだけ早くして、学校の事務手続きを支援する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

① 新たな民間教育力活用事業

- ・「スペシャリスト」派遣事業の人材リストを取り入れ、新たな民間教育力活用事業を計画する。
- ・キャリア教育担当者会*等で、効果的な人材の活用の仕方について指導助言し、教育活動の充実を図る。

② 自立を育む職場体験学習推進事業

- ・生徒の選択肢を増やせるように、継続して受入事業所リストの充実を図る。
- ・受入事業所リストの公示時期や、各校から提出される希望事業所の取りまとめ時期を改善する。



ベーカリーでの職場体験学習

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 年度ごとの取組

(平成26年 3月20日現在)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
「スペシャリスト」派遣事業の実施件数	37校で38件	45校で56件	48校で59件	53校で56件	民間教育力活用事業へ継承
民間教育力活用事業講師活用件数と人数	413件 (約1,900人)	437件 (約2,100人)	415件 (約1,800人)	484件 (約2,200人)	445件 (約2,200人)
中学校職場体験学習連続3日間以上の実施率	95.3% (インフルエンザの影響)	100%	100%	100%	100%
中学校職場体験学習受入事業所リスト拡大	75事業所	133事業所	132事業所	144事業所	199事業所

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

① 民間教育力活用事業

- ・「スペシャリスト」派遣事業の人材リストに基づき、新たな民間教育力活用事業を整備した。
- ・キャリア教育担当者研修会*等で、「民・学・官・地（地域）」の連携による効果的な人材活用や体験的な学習についての、担当者の力量向上を図った。

② 自立を育む職場体験学習推進事業

- ・全中学校で連続3日間以上の職場体験学習を実施した。
- ・受入事業所については、新たに55カ所を登録し、登録数は199事業所に増えた。
- ・各校の実施報告書の要望事項をもとに、受入事業所リストの公示時期や希望事業所の取りまとめ時期を早めたり、受付時期を実施月毎に細分化したりした。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

① 民間教育力活用事業

- ・「スペシャリスト」派遣事業との統合によって外部人材活用の予算や機会が制限され、各校の体験的な教育活動が縮小傾向にある。

② 自立を育む職場体験学習推進事業

- ・職場体験学習の実施に際し、学校は事前準備に相当の時間と労力を費やしている。各校の職場体験学習が円滑に行われるように、教育委員会が継続して受入事業所リストの登載数や職種を増やし、重複する実施日や希望事業所の取りまとめを行って、支援する必要がある。
- ・中学校での職場体験学習だけに終始せず、小・中学校の課題や子どもたちの発達段階に即したキャリア教育を推進する必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

① 民間教育力活用事業

- ・地域の無償ボランティアの活用拡大、学校応援団事業との連携強化や将来的な統合を視野に入れて、事業を見直し、新たな事業計画を作成する。

② 自立を育む職場体験学習推進事業

- ・職場体験学習が円滑に行われるよう、継続して受入事業所リストの登録所を増やすとともに、学校と事業所との連絡調整、申請書等の様式を改善し、学校の負担を軽減する。
- ・キャリア教育担当者会で、本市の小中共通の課題としてあげられている、「人間関係形成・社会形成能力」を視点に協議し、自校の課題に即した重点的なキャリア教育を推進する。

スクールカウンセリング事業 《方向性 1－大施策②－中施策 3－事業No.10》

1 内容

いじめや不登校、問題行動等、児童・生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー*及び教育相談員*を小・中学校に配置し、学校における組織的相談機能の向上を目指す。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 校内連絡会の実施について、スクールカウンセラーを交えて定期開催している小学校は、全体の 41%にとどまっているので、スクールカウンセラーの配置時間を増やすことや、教職員との時間調整を工夫すること等により、全校で定期開催ができるようにしていく必要がある。
- ② 「予防」の視点からの心理教育を展開していく。
- ③ 緊急対応について、今後も多くのスクールカウンセラーが研修や経験を積む必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 全小学校の配置時間を増加（全小学校が月 12 時間の配置）させ、校内連絡会を定期開催（月 1 回）する。中学校と同様に個別の「支援計画」の充実を図り、個別支援における校内外の関係者・機関の役割分担を明確にすることにより、組織的・機能的な支援が行われることを目指す。
- ② 「いじめ」を含めた心理・集団教育について、「予防」という視点からのアプローチを実施する。
- ③ スクールカウンセラーと連携し「いじめ対応マニュアル」の検討、精査を実施する。
- ④ 緊急対応ケースについては、その背景や他の児童生徒への影響等を含めた多面的な分析が必要であり、また、外部機関との連携も不可欠であることから、そのような点を主眼とした研修を充実させる。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 事業拡大と要綱など（ガイドライン）の整備

平成17年度 静岡市の単独事業として開始。中学校にスクールカウンセラーと教育相談員を配置。
平成18年度 小学校へのスクールカウンセラー派遣を開始。
平成19年度 小学校へのスクールカウンセラーの配置を開始。中学校は時間増。実施要綱が施行。
平成20年度 中学校は配置時間増。
平成21年度 相談ケースの多い小学校（5校）の配置時間増。
平成22年度 相談ケースの多い小学校は、スクールソーシャルワーカー活用事業との連携で対応。
平成23年度 「静岡市スクールカウンセリング事業 業務ガイドライン*」の施行。
平成24年度 児童数600名以上の大規模小学校の配置時間増。「緊急サポートガイドライン」の施行。
平成25年度 小学校（小規模校を除く）の配置校時間数が年間105時間になる（昨年度600人以上の大規模校は年間85時間、それ以外の学校は年間34時間）。

(2) 事業を通じた校内教育相談体制の確立

年間 3 回実施される連絡協議会において、「支援計画」の効果や必要性について、モデルや実際のケースを挙げながら検証し、「支援計画」に基づく役割分担が、組織的で機能的な相談体制の確立になることを学校、スクールカウンセラー、教育相談員が確認することができた。

(3) 学校で発生した事件事後後の緊急サポートの整備

「緊急サポートガイドライン」に従い、学校で発生した人命に係る事件、事故等の惨事に遭遇した児童生徒、教職員等に対し、心理的な被害の拡大防止及びストレス障害の軽減を図るために「緊急サポートチーム」の派遣等の学校支援を行った。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 小学校の配置時間が増え（月 12 時間）、月 1 回の校内における連絡協議会を行うことができる状況になった。8 月の研修時の調査では、88%の小学校が実施していると回答した。「支援計画」の実施率も 80%を超え、関係機関を含めた組織的・機能的な支援が行われた。
- ② 「いじめ」を含めた心理・集団教育についての「予防」という視点からのアプローチとして、児童生徒を対象とした「心理教育」を 46 校で実施した。今後も多くの学校での実施を推進する。
- ③ いじめ対応として、いじめ対応マニュアルにある「悩み事アンケート」について、緊急サポートチームのスクールカウンセラーとの協議を行った。
- ④ こども病院の医師、精神保健福祉課による講演を 2 回実施し、子どもの発達に悩んでいる、あるいは自身が精神疾患を抱えている保護者に対する理解を深め、対応の在り方についての認識を共有した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 小規模校について、要請があった場合の速やかなスクールカウンセラー派遣と、年間数回の定期的な派遣ができるような対応が必要である。
- ② 命に係る事案の対応が多くあり、スクールカウンセラー、教育相談員を対象に子どもの発達、家庭環境も含めた視点について研修する必要がある。
- ③ 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、スクールカウンセラーと教育相談員の役割を明確にする必要がある。
- ④ 相談件数が増加傾向にあり、相談内容も複雑化していることからスクールカウンセラーや教育相談員が対応する必要性が高まっている。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 小規模校の小中学校からの要請派遣については、緊急対応を除き、各校が提出する年間計画活用書を吟味検討の上、配置時間及び日程を調整する。
- ② 命に係る事案については、児童生徒の発達の問題、家族関係、成育歴などの複合的な要因があることに十分留意するとともに、医療と確実に連携しながら対応する。複合的な要因の理解、医療へのつなぎ方やタイミング、視点を研修する。
- ③ いじめ防止対策推進法第 23 条 3 項において「学校は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」と、いじめに対する措置について定められている。

平成 25 年度に作成した「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を参照して作成する「学校いじめ防止基本方針」に、スクールカウンセラー、教育相談員を位置づけることを各学校に指導する。

- ④ 月例報告や年度末調査においてスクールカウンセラー、教育相談員の実績、効果、課題を調査する。

スクールソーシャルワーカー活用事業 《方向性 1－大施策②－中施策 3－事業No.11》

1 内容

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

スクールソーシャルワーカーが校内で組織的に動けるようになってきたが、より手厚い支援を行えるように、積極的に関係機関との連携を行っていききたい。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① スクールソーシャルワーカー 5 名を小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置する。
- ② 配置校以外の学校への派遣を、1 回 4 時間、年間 35 回で合計 140 時間設ける。
- ③ 年間対応ケース数を配置校 10 校で 330 ケース、配置校以外で 70 ケースの対応を目指す。
- ④ 関係機関による多面的な支援や、関係機関と学校の連携による環境調整の効果をさらに確実なものとするよう、学校が迅速に連携できる関係機関を増やしていく。
- ⑤ スクールソーシャルワーカー連絡会議を年 4 回開催し、本市のケースの事例研究や他都市の事例検討等を行うことにより実践力の向上を図る。
- ⑥ 「いじめ対応マニュアル」の検討、精査に向けて、スクールソーシャルワーカーの立場からの意見を求める。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 取組内容

スクールソーシャルワーカー 5 名を任用し、学校や地域の状況に応じて配置校を選定している。

- ① 問題を抱える児童生徒の状況把握、問題の整理。
- ② 校内ケース会議に参加し、問題を抱える児童生徒のアセスメント、プランニング、各関係機関や専門家との連携等について指導・助言。
- ③ 児童生徒の置かれた環境改善を図るために、教職員への指導・助言。
- ④ 必要に応じて保護者に対する相談活動、学校と家庭との関係調整。
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会等に参加し、関係機関等とのネットワークの構築及び円滑な連携のための調整を行う。(虐待の問題は児童相談所、養育の問題は保育児童課や生活支援課、非行の問題は県警の少年サポートセンターや生活安全課等と連携する)。

(2) 配置校

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
任用人数	4	4	4	5	5
時間数	6校×7h×40週	8校×6h×35週	10校×6h×35週	10校×6h×35週	10校×6h×35週
ケース数	146	225	327	370	298
校内ケース会議	334	661	728	883	662
機関連携ケース会議	12	31	25	24	28

(3) 配置校以外

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
時 間 数	0	0	140	140	140
ケ ー ス 数	6	8	68	80	80
校内ケース会議	4	6	44	98	119
機関連携ケース 会議	8	2	31	18	30

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① スクールソーシャルワーカー 5 名を小学校 10 校に、1 回 6 時間、年間 35 回ずつ配置した。
葵 区・・・番町小、竜南小、西奈小
駿河区・・・宮竹小、西豊田小、長田南小
清水区・・・清水辻小、清水駒越小、清水袖師小、蒲原西小
- ② 配置校以外の学校への派遣を、1 回 4 時間、年間 35 回で合計 140 時間設けた。
- ③ 年間対応ケース数については、配置校 10 校で 298 ケースと昨年度よりも減少したものの、配置校以外では 80 ケースと増加傾向にある。
- ④ 機関連携ケース会議数は、配置校 10 校で 28 回、配置校以外で 30 回と増加した。いずれのケースも、学校と関係機関が迅速かつ効果的に連携して対応した。また、各区の要保護児童対策地域協議会へも参加し、関係機関とのネットワークの構築を図った。
- ⑤ スクールソーシャルワーカー連絡会議を 4 回開催し、各スクールソーシャルワーカーが対応している困難なケース等について事例研修を行い、実践力の向上を図った。
- ⑥ 「いじめ対応マニュアル」の改善策として校内いじめ対策委員会の構成員にスクールソーシャルワーカーを含めることで、直接的な意見を求められる体制となった。(スクールソーシャルワーカー連絡協議会において、『いじめ対応マニュアル』の検討、精査の際、スクールソーシャルワーカーより出た意見。)

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 小学校に比べ、中学校からのスクールソーシャルワーカー派遣要請が少ないので、特に中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用を進める必要がある。
- ② いじめ防止対策推進法の施行や静岡市いじめ防止等のための基本方針の策定に伴って、スクールソーシャルワーカーの位置づけや役割を明確化する必要がある。
- ③ 教職員に、スクールソーシャルワーカー活用の情報発信と啓発活動を行う必要がある。
- ④ スクールソーシャルワーカー活用における効果を検証する必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 指導主事が参加する中学校でのケース会議にスクールソーシャルワーカーを参加させるなどを通して、中学校への普及啓発に努める。
- ② 各校で作成するいじめ防止対策基本方針の中に、スクールソーシャルワーカーを位置づける。
- ③ スクールソーシャルワーカーを講師とした校内研修会等を通して、スクールソーシャルワーカー活用の情報発信を行う。
- ④ 月例報告や年度末調査において、スクールソーシャルワーカーの実績・効果・課題を調査する。

学校体育における新体力テストの実施<方向性1－大施策②－中施策5－事業No.12>

1 内容

体力・運動能力を測る一つの指標として、各小・中学校で新体力テストを実施し、現状の把握をすると共に、課題の洗い出しをする。各校や各児童・生徒が、体力向上や運動能力向上に向けたさらなる目標を設定する際に生かしていく。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 体力向上に関する支援事業は多岐に及ぶ。体力向上専門家委員会による学校支援事業及び体育実技指導者講習会による指導力向上支援事業に重点をおいて取り組む必要がある。
- ② 新体力テストの結果を基に、課題改善への取組内容を工夫する必要がある。
 <<課題>> 小学校：敏捷性（反復横跳び）、筋力・瞬発力（立ち幅跳び）、投力（ソフトボール投）
 中学校：全身持久力（持久走シャトルラン）

【H24年度の結果】

平成24年度	反復横跳び	20mシャトルラン	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	平成24年度	反復横跳び	20mシャトルラン	持久走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
小5男子(市)	41.62 回	54.41 回	152.74 cm	21.96 m	中2男子(市)	53.47 回	90.25 回	379.61 秒	201.80 cm	22.58 m
小5男子(県)	43.30 回	54.40 回	155.86 cm	22.94 m	中2男子(県)	54.32 回	90.58 回	376.79 秒	203.16 cm	22.36 m
小5女子(市)	39.28 回	43.07 回	145.51 cm	14.08 m	中2女子(市)	47.47 回	61.96 回	282.52 秒	174.55 cm	14.23 m
小5女子(県)	40.96 回	43.73 回	149.31 cm	14.61 m	中2女子(県)	47.69 回	60.19 回	280.53 秒	174.38 cm	13.89 m

(2) 平成25年度の目標

- ① 体力向上専門家委員会の支援を受けた学校の取組内容とその成果を、市内全小・中学校に示し、効果的な指導方法を共有する。
- ② 平成25年度の体育実技指導者講習会では、投力が小学校の課題であることを踏まえ、ボール運動系の講習会を実施し、教員の指導力向上をめざす。
- ③ 学校訪問時に、学校が公開する体育・保健体育の授業実践を基に、課題解決に向けた授業改善の視点を伝えていく。
- ④ 全小・中学校において、本市と県のテストの結果を意識して課題の改善に取り組み、その内容を教育委員会事務局に報告する。取組にあたっては、各校はそれぞれPDCAサイクルを構築する。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 平成25年度の目標に則して、次の取組を行った。

- ① 平成24年度に体力向上専門家委員会の支援を受けた学校の取組内容と成果を、体育主任者会で全校に紹介し効果的な指導方法を共有した。平成25年度の成果についても同様に紹介した。
- ② 教員を中央研修会に派遣して、小学校で必修のボール運動の指導法を体得させ、その技術を体育実技指導者講習会で他校の教員に伝達し、市全体の教員の指導力向上を図った。
- ③ 学校訪問を行った小中学校において、公開授業での指導の様子及び児童生徒の表れを把握し、体育指導の成果と課題、改善方法について具体的に助言した。
- ④ 各校は、全国調査と県新体力テスト（小学校では水泳や器械運動の調査）など、各種調査の結果や体育授業に関する評価を基に自校の課題を分析した。そして、授業改善と運動習慣改善の視点で改善計画書を作成し、これに基づいて授業実践等を行った。その成果と課題を分析して自校評価として報告書を作成し、次年度の取組につなげていく。

(2) その他の取組

平成24年度から、中学校で新たに必修となった武道（柔道）とダンスについての教員の指導力向上を目的に、外部講師を招聘して体育実技指導者講習会を行った。

4 平成 25 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 体力向上専門家委員会の支援については、支援校の 5 年生の投力が大きく向上した。また、効果的な指導方法等について、体育主任会で周知した。支援を希望する学校数も増えている。

H24：4 小学校 5 支援（1 校 2 支援有り）→ H25：11 小学校 14 支援（1 校 3 支援、1 校 2 支援有り）

【参考：支援校 A 小学校の投力指導の成果】

単位：m

	支援校 A 小学校 5 年生			本市平均	市平均との比較	
	支援前	支援後	前後比較		支援前	支援後
男子平均	17.50	22.90	+5.40	21.43	-3.93	+1.47
女子平均	13.10	16.40	+3.30	13.48	-0.38	+2.92

- ② 課題に焦点を当てた体育実技指導者講習会には、前年度より多くの教員の参加を得て指導力の向上を図ることができた。

【参考】平成 25 年度 小学校体育実技指導者講習会 アンケート結果

全参加者	92	アンケート数	61	回答率	66.3%	5段階評価 (5~1)		
		アンケート数	5	4	3	2	1	無回答
①参加してよかった	61	90.2%	8.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
②理解しやすかった	61	73.8%	18.0%	6.6%	0.0%	0.0%	1.6%	
①5~4の高評価	98.4%							
②5~4の高評価	91.8%							

- ③ 学校訪問の際に、本市評価規準モデルを活用した授業構想や、体育・保健体育科を通じた学習活動の工夫（言語活動の充実）など、課題解決に向けた授業改善の取組が確認できた。
- ④ 各種調査結果及び体育・保健体育科の授業評価から、各校が児童・生徒の課題を把握し、授業改善や運動習慣の視点を持った「改善計画書」を作成した。取組を検証した上で「報告書」も作成し、学校毎のPDCAサイクルを構築した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 体力向上専門家委員会の支援から得た効果的な指導方法等の理解及び実施について、支援校のみに止まっている。
- ② 平成 25 年度の全国調査の結果、本市小学校児童の課題として、投力が弱いことが顕著になった。

投力 m	本市平均	全国平均	全国比較
5 年男子	21.43	23.19	-1.76
5 年女子	13.48	13.94	-0.46

- ③ 現行学習指導要領の目標と内容を十分に理解した上で、運動学習や保健学習で付けるべき力を設定しなければならない。付けるべき力が付く授業の実現に向けて、各評価の観点（技能、思考判断、知識、態度）の趣旨を理解し、目標と評価が一致するような授業を構想する必要がある。
- ④ 平成 25 年度から各校で取り組みを始めた「改善計画書」及び「報告書」による PDCA サイクルを推進していく必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 支援校からの報告書を体育主任会で紹介し全校に配付することで、効果的な指導方法について、市内全校に広めていく。
- ② 投力に大きな課題があることを体育・保健体育主任者会で明確に伝え、専門家の支援を受けた学校の成果や効果的な指導方法を紹介する。また、小学校体育実技指導者講習会（希望研修）を開催し、効果的な指導方法を伝達する。
- ③ 付けるべき力（学習指導要領の目標と内容）が身に付く授業（目標の実現）について、学校訪問の体育・保健体育科公開授業を通じ、具体的に指導助言する。併せて、各評価の観点の趣旨を理解することの大切さや目標と評価が一致するような授業を構想する重要性を伝えていく。
- ④ 「改善計画書」及び「報告書」（平成 26 年度より「体力向上プラン」に名称を変更）を、平成 26 年度も引き続き実施し、体力向上に向けた PDCA サイクルを推進する。

中学校部活動指導員の配置 ‹‹方向性 1－大施策②－中施策 5－事業No.13››

1 内容

中学校の部活動の指導において、主に技術的な面で顧問の教師を補佐する外部指導員としての「中学校部活動指導員」*を学校の要望に応じて適切に配置し、部活動運営をより円滑にする。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

‹‹Plan››

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学校の規模及び教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の配置をする必要がある。
- ② 部活動指導員は、部活動を学校教育の一環としてとらえ、顧問教員の補佐としての役割を果たすこと、体罰及び不適切な言動をとらないことを周知徹底していく必要がある。
- ③ 特に体罰については、大きな社会問題となり、文部科学省からも、体罰禁止を趣旨とする部活動指導ガイドラインが示された。体罰は絶対に許されないものであることを、顧問教員及び指導員に対して徹底していく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 学校の規模及び教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の適正配置に努める。
- ② 部活動指導員と生徒、顧問教員との間のコミュニケーションが十分に図られ、体罰等の防止も含め、円滑な部活動運営が行われるよう、校長は、今後も継続的に面接を実施していく。
- ③ 体罰を根絶するため、文部科学省のガイドラインに基づく部活動指導指針を作成して顧問教員及び指導員に配布する。また、校長に対して、この指針を活用して顧問教員や指導員への指導を行うことを徹底する。

3 平成 25 年度までの取組内容

‹‹Do››

(1) 部活動指導員の配置

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
配置校	4 1 校	4 1 校	4 1 校	4 1 校	4 1 校
配置総数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人

※平成 23 年度 140 人に増員希望申請を行った。

- ① 部活動指導員を任用する際の通知で、各中学校において部活動指導員への指導を徹底すること、部活動指導員の人選に関しては、必ず校長が面接をし人物確認を行うこと、顧問や保護者会等の推薦のみで決定することのないよう徹底することを周知した。また、4月に実施する各教頭を対象とした学校教育課所管事業説明会においても周知を図った。
 - ② 体罰を根絶するために、文部科学省のガイドラインに基づき、現行の「学校用 部活動指導員の指導マニュアル」の見直しを行った。このマニュアルに「体罰及び不適切な言動が発生しないように任用時または適宜、面接や研修を行うこと」を加え、本市部活動指導指針とした。
- (2) 部活動指導員の実績報告等が円滑に行われるように、市中体連と連携し、各校に事務手続きにおける留意点の周知を図った。
- (3) 平成25年度部活動指導員120名の月平均指導時間は25.48時間と、本市部活動指導員設置規則に定める月の指導時間の目安10時間を大きく上回った。部活動指導員が熱心に取り組んでいることがうかがえる。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 平成 25 年度当初の各学校からの希望指導員数は、120 名の任用枠に対して 133 名であったため、学校の規模及び教員の現状、学校からの要望を十分考慮して優先順位を決め、適正に配置した。
- ② 配置校においては、部活動指導員の新規任用及び任用更新の際に、また、必要に応じて、校長による面接や研修を実施した。これにより、部活動指導員の「学校教育として部活動運営を支える」という意識が高まった。
- ③ 中体連実行委員会及び部活動振興育成会の場で、「文部科学省のガイドライン」、「県部活動の手引き（運動部編）」、「本市部活動指導マニュアル」、「静岡市立中学校部活動申し合わせ事項」を周知し、各校においても校長の指導のもと上記文書を活用した自校の部活動の決まりを共通理解するための職員研修を行った。また、校長が指導員との面接や指導員研修の機会を設けたり、教頭や部活動顧問が部活動指導員の指導状況を把握し、必要に応じて学校運営方針に基づき指導助言をしたりして、職員研修で共通理解したことを、部活動指導員に伝達した。



静岡県中部中学校バスケットボール選手権にて（西奈中－清水第五中）

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 各学校からの部活動指導員の配置希望人数は任用枠を大幅に上回っているため、学校の実情やこれまでの任用実績等を踏まえて適切に配置していく必要がある。学校の主な希望理由としては、「顧問教員の高齢化による身体的・体力的な問題から支援を必要とする」、「生徒の減少により教員数も減り、部活動指導ができる教員が減少している」、「部活動の顧問が自身の競技歴や指導歴がなく顧問をしている教員が多くいる」等がある。学校の実情、部活動指導員の効果を踏まえて、任用枠拡充を図ったが、財政上の理由から現状据え置きであった。また、平成 25 年度の市民評価でも財政上、現状維持であった。
- ② 各中学校において、適宜、面接または研修を実施しており、ほとんどの指導員は、学校の指導方針に従って指導をおこなっている。しかし、若干数ではあるが、学校の方針と異なる独自の指導観で指導し、生徒や保護者の信頼を損なう言動が見られる指導員がいた。
- ③ 部活動指導員による身体的な体罰は報告されていないが、教育的な配慮に欠けた発言や指導方法については、今後も適宜指導していかなければならない。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 部活動指導員の任用枠の拡充が望めないため、引き続き、学校の規模及び教員の現状、学校からの要望に沿った部活動指導員の適正配置に努める。
- ② 配置校においては、校長が部活動指導員に対して面接や研修を引き続き実施する。部活動指導員が学校の指導方針を理解し、勝利至上主義にとらわれない等の適切な指導を行うよう指導助言する。
- ③ 国、県、市、各学校で定めたガイドライン等に基づき、学校長の責任と指導のもと、引き続き部活動指導員の体罰根絶に努める。

食育の推進事業 《方向性 1—大施策②—中施策 6—事業No.14》

1 内容

- (1) 栄養教諭及び栄養士による子どもたちへの食育指導
- (2) 食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

- (1) 平成 24 年度末における課題
 - ① 教職員や保護者の「食育推進」の意識は少しずつ向上してきているが、まだ十分とは言えない。今後とも継続した指導・支援が必要である。
- (2) 平成 25 年度目標
 - ① 教職員の食育を高め、全ての児童生徒に「食に関する指導」を実施
 - ② 食育に関する情報の発信と学校への支援
 - ・冊子やファイルの配付や、「子どもが作る弁当の日」の成果の発信、教職員の食育講習会の開催

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

- (1) 教職員を対象にした食育講習会の開催(平成21年度から開催)

各学校の食育指導者に合わせた内容で、講演・実践発表・グループワークなどに加え、25年度は、講演「ちょこっと食育」を開催し、授業や給食時間で食の教材を取り入れた指導方法について学習した。参加した教職員は、授業だけでなく、給食の時間に食材について話すことや、食事のマナーを確認することについても「食に関する指導」につながることを理解した。
- (2) 全ての児童生徒に「食に関する指導」を実施

栄養教諭・栄養士が教員と一緒に、全ての児童生徒に対して「食に関する指導」を行った。授業や学級活動においても、「みそ汁一品の中に含まれる栄養素」や「消化と吸収 栄養は体内にどのように取り入れられるか」、「集中力を高めるための食生活」等の指導を行った。
- (3) 各学校における「食に関する指導」の支援
 - ① 各学校では、「食に関する指導の全体計画」を作成し、その内容に沿って「食に関する指導」を行っているため、「食に関する指導の全体計画」のモデル案を作成し、各学校の計画作成を支援した。
 - ② 平成25年度は、各学校の「食に関する指導実施報告書」を教科ごとに分けたものを全校に配付することで、教職員が、他の学校の実践例を指導に活用できるようにした。
 - ③ 全ての小・中学生と教職員に、静岡県の地場産物や学校給食献立作成テーマ等を紹介するクリアファイルを配付するとともに、クリアファイルを用いた授業案を一緒に送付し、教職員の「食に関する指導」を支援した。
 - ④ 「子どもが作る弁当の日」については、実施にあたり参考になるように、実施校の児童生徒や保護者の感想文を各学校に配付した。また、各学校の平成25年度実績と平成26年度計画を取りまとめた結果についても、全ての学校に配付した。

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
食育講習会	参加者数	145人	137人	161人	165人	114人
	受講対象者	給食主任 養護教諭	食育推進 担当	教務主任	特別活動 主任	採用3～5年 目の教員
食に関する指導	全体計画 作成率	10.1%	56.0%	100%	100%	100%
	実施校	122校	124校	124校	129校	129校

【市立小中学校における実践状況】

()は、うち栄養士・栄養教諭が実施した校数

子どもが作る弁当の日		平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校での取組	全 校	1 校	8 校 (0)	1 4 校 (2)
	特定の学年や学級	8 校	2 9 校 (4)	1 6 校 (5)
中学校での取組	全 校	—	6 校 (2)	5 校 (2)
	特定の学年や学級	2 校	4 校 (2)	4 校 (0)



玉川中学校の子どもが作る弁当の日

食材や彩りを考えて、作りました。

(4) 食育に関する情報の発信

- ① 小学校の入学説明会（2月頃）に、学校給食の紹介と食育の大切さを伝える冊子を新入生の保護者に配付し、早くから規則正しい食生活が送れるよう情報提供した。
- ② 全保護者を対象に、定期的に給食日より「食事と健康」を配付し、家庭と連携して望ましい食生活が送れるよう情報提供した。
- ③ ホームページに、給食日より「食事と健康」や、学校の「食に関する指導」の取組の様子、「子どもが作る弁当の日」の実践校の成果を掲載した。
- ④ 静岡市食育推進計画推進委員会で、学校現場における食育推進事業の取組内容を紹介した。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- (1) 教職員を対象とした食育講習会の開催により、教職員の食育への意識を高めるとともに、全ての児童生徒に「食に関する指導」を実施できた。
- (2) 食育講習会の開催、「食に関する指導の全体計画」のモデル案や、クリアファイルとそれを用いた授業案の配付により、各学校の食育推進を支援することができた。また、学校の「食に関する指導」の取組や「子どもが作る弁当の日」の様子をホームページに掲載し、学校における食育推進の様子をPRした。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題
 - ① 各校の「食に関する指導の全体計画」が、児童生徒の実態や地域の特性に即していない。
 - ② 児童生徒だけでなく、教職員や保護者の食育意識を向上させる取組を支援していく必要がある。
- (2) 平成 26 年度の目標
 - ① 各校の、児童生徒の実態や地域の特性に即した「食に関する指導の全体計画」作成への支援。
 - ② 食育意識を向上させるための学校支援。
 - ・食育講習会の開催、活用事例を添付したクリアファイルを配付、「子どもが作る弁当の日」の成果の配付等。
 - ・平成 26 年度、10 名に増員された栄養教諭によるきめ細やかな支援。
 - ③ 献立表を通した日々の情報発信、ホームページの活用等による、保護者への食の情報の発信。
 - ④ お茶を取り入れた献立づくりの工夫と、お茶に関する情報の提供。

地産地消推進事業 《方向性 1－大施策②－中施策 6－事業No.15》

1 内容

学校給食における、地場産物（県内産食材）の活用推進を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 児童生徒の、地域で収穫される農作物等への関心が低い。
- ② 県内産・市内産食材について、安定した品揃えや量、流通ルート等確保のための情報収集や関係機関との協議の継続が必要である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 栄養士の食農体験を児童生徒に伝えることで、地産地消や地場産物に対する意識を高める。
- ② 県内産食材の使用率 40%以上。
- ③ 「ふるさと給食週間」や「ふるさと給食の日」を設定し、県内産食材や地域の食文化を活かした献立の提供。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 食材の調達や流通に関する意見交換

地産地消推進事業連絡会（生産・流通・消費の各関係者で組織）において、近隣の農家等が生産する野菜や加工品（味噌）を購入して学校給食に活かす取組など、食材の調達や流通に関する意見交換を行っている。平成25年度は、参加された県中部農林事務所から、地場産物の流通状況等について説明を受けた。

(2) 地場産物の活用促進

県の「学校給食モデル事業業務委託」を受け、「由比地区学校給食地場産品導入推進協議会」を設立し、協議会が「さくらえび」を使った新しい献立集をまとめた。

また、地元の食材を使って昔から食されている郷土料理「駿河汁」を給食のメニューとし、ホームページでも紹介している。

(3) 栄養教諭・栄養士に対する食農研修の充実

栄養教諭・栄養士が、地産地消に関する理解を深めるため、駿河区西島でヤーコン(シャキシャキ感のある新型野菜)の苗の植え付けや収穫の体験、調理を実習した。研修を通じて、栄養教諭や栄養士が食材に関する知識や理解を深めるとともに、生産者の努力や苦勞を直接聞く機会を設け、地元でよい食材の生産に努めてくれる方への感謝の気持ちを実感することができた。

この研修については、内容や感じたことなどを給食だよりやホームページに掲載して児童生徒や保護者に伝えることにより、地元で生産される食材への理解の促進や意識の向上を図った。

(4) 県内産食材使用率の状況（11月の調査結果）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
県内産食材使用率	24.2%	31.1%	28.7%	39.5%	44.2%

(5) 県内産食材や地域の食文化を活かした給食を提供する。

① 毎年の取組

6月に「ふるさと給食週間（連続した5日間）」を設け、各学校に県内産食材や地域の食文化を活かした給食や献立情報を提供している。

また、1月の学校給食週間では、県内産食材を活用した「全市共通メニュー」を設定している。

② 毎月の取組

調理場ごと各月の献立に、1回以上「ふるさと給食の日」を設定し、お茶や黒はんぺんなど県内産食材や地域の食文化を活かした給食とともに献立情報を学校に提供している。

	22年度	23年度	24年度	25年度
ふるさと給食の日実施回数 (30調理場×11ヶ月の計)	527回	536回	550回	551回

※各調理場が、毎月1回「ふるさと給食の日」を実施すると、合計で330回になる。

【ヤーコン栽培の様子（栄養士研修）】



4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 食農体験で得た生産者への感謝の気持ちや、生産者の農作物を大切に思う強い思いを、栄養教諭・栄養士が給食時間に放送するなど、児童生徒の地場産物についての意識を高める取組が行われた。
- ② 県内産食材使用率 44.2%（11月調査）
- ③ 6月の「ふるさと給食週間」を全調理場で実施。「ふるさと給食の日」の実施 延べ551回。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 県内産食材は季節や気候により収穫量の変動が生じ、県外産より価格が高くなることもあり、その確保に苦心しているが、地産地消推進事業連絡会における協議等を通じて、学校給食に活用する地場産物の比率を維持していくことが必要である。
- ② 地元業者に食の安全に関する指導を行うとともに、地場産物を学校給食に活用する要件等について情報交換を密にとることが重要である。
- ③ 児童生徒の「ふるさと給食週間」への関心を高めるため、指導や支援の継続が必要である。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 県内産食材の使用率 40%以上を維持する。
- ② 地産地消推進事業連絡会等を活用し、生産者や業者等との情報交換を行う。
- ③ 「ふるさと給食週間」や「ふるさと給食の日」の設定により、県内産食材や地域の食文化を生かした学校給食の提供を継続実施する。26年度は、「ふるさと給食週間」のテーマを「静岡を感じる献立」とし、県内産食材を活用した給食の提供とともに、使用した地域の食材の情報を発信し、啓発を図る。

児童・生徒の健康管理事業《方向性 1－大施策②－中施策 7－事業No.16》

1 内容

子どもたちの健康管理と疾病の早期発見を図るため、検診及び学校環境衛生の検査を実施し、学校保健・学校環境の円滑な管理・運営を行う。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① さまざまな救急対応に関して校内連携を引き続き図る必要がある。
- ② 定期健康診断の大幅な改正が見込まれるため、国の動向を見極め迅速に対応する必要がある。
- ③ 児童・生徒の心の健康をはじめとするさまざまな健康問題に関する教職員の意識を、引き続き高めていく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① アレルギー疾患への対応を始め、さまざまな健康問題に起因する救急対応に備え、研修や校内連携の充実を図る。
- ② 定期健康診断の改正の動向がわかり次第、改正後のスムーズな実施に向けて迅速に対応する。
- ③ 児童・生徒の心身の健康問題を早期発見するためには、健康診断や日頃の健康観察等が重要であり、このことについて、引き続き教職員への啓発を図る。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) アレルギー疾患等健康問題のある児童生徒の対応について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
食物アレルギーを有する児童生徒数	407人	418人	473人	593人
アドレナリン自己注射薬*を処方されている児童生徒数	12人	13人	23人	43人

※アレルギー疾患学校生活管理指導表の運用は平成22年度から開始

アレルギー疾患緊急対応講習会

アドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒の在籍している30校だけでなく、25年度は受講を希望する学校35校を加えた65校を対象に、講習会を実施した。25年度は、アレルギー疾患の基礎知識をはじめ、校内研修の充実や校内連携の構築の必要性を重点に、専門医等と連携して指導を行った。

また、市内の各支部で行っている養護教諭研修において、アレルギー疾患以外にも緊急対応を要する児童生徒への対応について、事例に基づいた検討を行った。

(2) 児童生徒の健康管理について

すべての幼稚園と小中学校において、学校医等を委嘱し、計画的な健康診断を実施した。諸検査の結果、精密検査が必要な児童生徒については、随時再検査を実施した。

(3) 児童生徒の心の健康について

① 保健学習

小学校では「心の健康」、中学校では「欲求やストレスへの対処法と心の健康」の単元において、心の健康についての学習を行っている。専門性を生かした指導を行うため、養護教諭が授業者とし

て積極的に参画するよう指導している。また、文部科学省から配布される教材冊子「わたしたちの健康」の有効活用についても、保健担当者（養護教諭または保健主事）研修会で指導した。

② 教職員の研修

児童生徒の心の健康上の諸問題に関する教職員への研修として、「子どもと家族の精神保健ネットワーク」を活用した研修会や相談会を年間4回開催している。ここでは、事例検討会等を通じたスキルアップを図った。また、日頃の健康観察の重要性について、養護教諭のみならず、学級担任など校内全体で取り組むよう指導した。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① アレルギー疾患等、緊急対応を要する児童生徒への適切な対応について、関係教員及び養護教諭を対象とした研修を実施し指導助言した。
- ② 今後の健康診断の在り方等に関する検討会（平成 25 年 12 月開催）の意見を基に文部科学省がまとめた定期健康診断の今後の方向性について、養護教諭研修会において周知した。
（改正内容）・学校における健康診断の目的・役割
 - ・保健調査の意義
 - ・事後措置
 - ・健康診断項目の見直し
 - ・健康診断における各分野の課題 等
- ③ 養護教諭全体研修会、養護教諭支部代表者会、新規採用教員研修会、養護教諭 5 年経験者研修会の折、健康診断の意義、健康観察の重要性等について指導した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① アレルギー疾患等、さまざまな健康問題に起因する救急時の対応に関して、校内の危機管理意識をさらに高める。
- ② 定期健康診断の改正について、迅速に対応する。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① アレルギー疾患を含む要管理児童生徒について、各校において全職員が確認周知する場を設定するとともに緊急時の校内体制を確立する。
また、食物アレルギーを有する児童生徒について、保護者の承諾を得た上で、学級のまたは学年の他の児童生徒に必要な情報を伝え、緊急時には適切な行動がとれるようにする。
- ② 定期健康診断の改正の方針が決定次第、改正後のスムーズな実施に向けて迅速に対応する。

薬物乱用防止教室事業 <方向性 1－大施策②－中施策 7－事業No.17>

1 内容

学校薬剤師等を講師として、各学校で乱用防止教室を開催し、喫煙、飲酒、薬物（覚せい剤、麻薬等）の体への弊害の周知徹底を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 薬物乱用防止教室については、保護者の参加人数、実施校数ともにまだ少ない状況である。より多くの保護者の参加を促し、保護者が参加しやすい薬物乱用防止教育の場を設定する必要がある。
- ② 児童・生徒の発達段階に応じて、薬物を取り巻く最新の状況に対応した内容を取り入れた啓発活動を行う必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 児童・生徒の発達段階に応じて、各校において薬物乱用防止教室を実施する。
- ② 学校保健委員会や学習発表会、学校公開日など、保護者が参加する行事に薬物乱用防止教室を組み入れるなど、多くの保護者が参加しやすい状況を設定する。

3 平成 25 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 薬物乱用防止教室開催校数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校（86校）	83校	84校	86校	86校	86校
中学校（43校）	43校	43校	43校	43校	43校
高等学校（定時制含む）	4校	4校	4校	4校	3校
（うち開催回数2回以上）	14校	14校	21校	24校	51校

* 高等学校は定時制も含め平成24年度までは4校。平成25年度から統併合し3校となる。

平成25年度も、すべての学校で開催し、2回以上開催した校数も倍増した。

(2) 薬物乱用防止教室の開催の工夫について

保護者が参加する学校保健委員会などに合わせて開催し、保護者の参加率を高めた。また、発達段階に応じて、学年ごとのテーマを設定し、そのテーマに適した講師を招聘して実施した。平成25年度の保護者の参加人数は263人で、平成24年度の236人より微増している。

(3) 薬物乱用防止教育について

各校が、子どもや地域の実情に応じて取組を工夫した。中学校区単位で、子どもの発達段階や小中学校の連携を重視した薬物乱用防止教育の取組を実施した地区があった。また、学校薬剤師だけでなく、さまざまな専門家を講師として招いて薬物乱用防止教室を開いた学校もあった。

また、近年の新たな課題である危険ドラッグの知識理解を深めるため、養護教諭対象に研修会を実施した。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学校保健委員会、学習発表会等に薬物乱用防止教室を設定したことで、保護者の参加人数を増加させることができた。
- ② 近年の新たな課題である危険ドラッグについて、保護者の知識理解を深めるために、学校薬剤師、警察職員以外に薬物乱用防止教育についての専門家を講師として招いた。



外部講師を招き、小学校で薬物乱用防止教室を実施

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題
 - ① 薬物乱用防止教室の内容の充実を図り、薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図る。
 - ② 引き続き、薬物乱用防止教室への保護者の参加を促す。
- (2) 平成 26 年度の目標
 - ① 新たな薬物（危険ドラッグ等）について児童生徒、保護者が知識理解を深めるために、各校において、学校薬剤師、警察職員、その他専門的知識を持つ外部講師を招いて薬物乱用防止教室を開催する。
 - ② より多くの保護者に対して、薬物乱用問題に関する認識を高めるため、また、正しい知識の普及と広報啓発を図るため、引き続き、薬物乱用防止教育の取組について情報発信する。

教員採用事業 《方向性 1－大施策③－中施策 1－事業No.18》

1 内容

静岡市独自の教員採用システムを構築し、適性のある教員を確保する。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① より質の高い人材を確保するため、採用試験の広報活動をさらに拡充することにより、志願者数の増加を図る必要がある。
- ② 年金の受給年齢引き上げにより再任用制度が新設されることから、再任用制度をどのように活用するのか、しずおか教師塾卒塾者からの採用枠をどうするのかなど、教員採用事業の全体的枠組みを明確にする必要がある。
- ③ より優秀な教員を採用するために、毎年度、新規採用教員の勤務状況を基に、採用試験の内容を吟味・改善していく必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 新規の広報活動を取り入れ、静岡市の採用試験の周知を図る。
- ② 再任用制度の活用方法やしずおか教師塾からの採用枠などを含め、教員採用事業の全体的な枠組みを検討する。
- ③ 新規採用教員の受験時の得点データと採用後の貢献度を比較し、面接試験やグループ活動試験の内容の改善を図る。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

- ① 市内にある 2 大学へ赴き採用試験ガイダンスを行うほか市庁舎で一般向けのガイダンスを行った。また、県外では都留文科大学や東京学芸大学、玉川大学のほか、新たに愛知教育大学と名古屋女子大学でもガイダンスを行った。この結果、全国的に採用数が増え志願者数の維持が喫緊の課題となる中、静岡市の志願者数は、14名の増加となった。

【平成26年度教員採用選考試験の状況】

*特別選考志願者は、小学校の「一般・教職・身障」の選考試験にも志願。

校種・教科	志願者数		特別選考 受験者数		特別選考 合格者数		1次受験者 数		1次合格者 数		2次受験者 数		2次合格 者数		採用者数				
	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差	前 年度 差					
小学校	特別選考	32	-1	32	-1	18	-3											18	-2
	一般・教職・身障	228	10					201	7	95	11	93	9	48	6	48	6		
	合計	228	10	32	-1	18	-3	201	7	95	11	93	9	48	6	66	3		
中学校	国語	13	-2					11	-2	7	-3	7	-3	3	-1	3	-1		
	社会	27	-3					24	-6	10	-2	10	-2	5	2	5	2		
	数学	25	2					23	0	6	-6	6	-6	3	0	3	0		
	理科	33	7					33	8	12	0	12	0	4	-3	3	-4		
	音楽	17	1					14	1	5	-1	5	-1	2	0	2	0		
	美術	6	0					4	0	2	0	2	0	1	0	1	0		
	体育	29	7					27	7	14	2	14	2	6	3	6	3		
	技術	5	1					5	2	3	1	3	1	1	0	1	0		
	家庭	3	0					3	0	2	0	2	0	1	0	1	0		
	英語	30	5					27	3	16	2	16	2	9	0	9	1		
合計	188	18					171	13	77	-7	77	-7	34	1	34	1			
小中合計	416	28	32	-1	18	-3	372	20	172	4	170	2	82	7	100	4			
養護教員	23	4					22	4	10	4	10	4	4	2	4	2			
幼稚園教員	40	-18					36	-17	5	-5	4	-6	1	-1	1	-1			
合計	479	14	32	-1	18	-3	430	7	187	3	184	0	87	8	105	5			

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校教員受験者	164人	171人	188人	215人	219人
中学校教員受験者	176人	182人	160人	158人	171人
養護教員受験者	22人	34人	26人	18人	22人
幼稚園教員受験者	50人	45人	40人	53人	36人
合計	412人	432人	414人	444人	448人

- ② 本市独自の試験項目であるグループ活動試験により、人間関係調整力やコミュニケーション能力等についても十分に観察することができ、よりの確な採用選考につながった。
- ③ 新規採用教職員の受験時の得点データと採用後の貢献度を比較し、面接試験やグループ活動試験の内容の改善を図った。
- ④ 静岡熱血教師塾の第4期卒塾生を対象に特別選考試験*を実施し、静岡市の教育に情熱と使命感を持ち、即戦力となり得る人材18名を採用することができた。
- ⑤ 本年度より小中学校の教員及び養護教員の採用試験に補欠判定者制度を取り入れ、2次合格者の中から辞退者が出たため、4名が繰り上げ合格となった。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 市内の大学等以外に、受験者実績のある愛知県の愛知教育大学と名古屋女子大学においても、採用試験ガイダンスを新たに実施した。
- ② 小学校の退職者数が増加しているが、再任用制度による採用数が増加したことで新規採用者数への影響はほとんどなく、検討した結果、しずおか教師塾（第5期生より静岡熱血教師塾を改名）卒塾生を対象とする特別選考試験の採用枠の改正をしないこととした。
- ③ 新規採用教員の勤務状況や新採指導担当者からの情報を基に、個人面接の内容やグループ活動の課題内容を見直して、改善した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 現在は再任用制度の希望者が退職者の3割程度であるが、今後、年金の受給年齢の引き上げにより再任用制度の希望者の増が見込まれる。このため、新規採用者数やしずおか教師塾卒塾生対象の特別選考試験による採用枠などの将来推計が難しい状況にある。
- ② より優秀な教員を採用するために、毎年度、新規採用教員の勤務状況や新採指導担当者からの情報を基に、採用試験の内容を吟味・改善していく必要がある。

(2) 平成26年度の目標

- ① 新規の広報活動を行うなど静岡市の採用試験を積極的に周知し、志願者数の増加を図る。
- ② 再任用制度の希望状況を注視し、しずおか教師塾卒塾生対象の特別選考試験による採用枠など、平成27年4月採用に向けた教員採用事業の全体的な枠組みを検討し決定する。
- ③ 新規採用教員の受験時の得点データと採用後の貢献度を比較し、面接試験やグループ活動試験の内容について、一層の改善を図る。

しずおか教師塾事業 《方向性 1－大施策③－中施策 1－事業No.19》

1 内容

昨今の学校現場を取り巻く環境は、これまでに増して厳しい状況にあり、特に小学校に新規採用される教員には、学級担任などを受けもつことのできる即戦力としての能力が必要とされる。本事業は、こうした小学校現場の教育的ニーズにこたえるため、市独自に開塾するしずおか教師塾（旧熱血教師塾）と小学校教員採用を連動させた事業である。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 第 4 期卒業生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の 3 分の 1 程度を採用する。
- ② 塾の成果や魅力を広く発信し、第 5 期生応募者の増加を図る。
- ③ 第 5 期カリキュラムと塾運用に係る改善計画の円滑な実施

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 第 4 期卒業生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の 3 分の 1 程度を採用する。
- ② 第 5 期応募者数を前年度比 10%増をめざす。
- ③ 第 5 期に向けて作成したカリキュラムと塾運用に係る改善計画の確実な実施（名称変更・入塾選考試験における試験項目の追加・宿泊体験活動の実施等）

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 開塾までの取組

- ① 3月に、入塾生の募集要項・募集案内・掲示用ポスター等を作成し、4月から募集を開始した。
- ② 2度の入塾選考試験を実施し、入塾生を決定した。
- ③ 10月 入塾式 6月 卒業式

	平成21年度 第1期生	平成22年度 第2期生	平成23年度 第3期生	平成24年度 第4期生	平成25年度 第5期生
応募人数	94	70	66	71	69
入塾者	31	29	34	32	31
卒業生	30	29	34	32	
特別選考試験合格者	14	18	20	18	
教員採用試験合格者	6	1	1	2	
新規採用者	20	19	21	20	

(2) 開塾後の取組

- ① 10月から翌年6月までの9ヶ月間を3ステージに分け、「入学講座」「教官ゼミナール・教職専門演習講座」を実施した。
 - 第1ステージ(10月～12月) 教育現場に必要なことを観る眼を養う課程
 - 第2ステージ(1月～3月) 教育現場に必要な専門的スキルを身に付ける課程
 - 第3ステージ(4月～6月) 教育現場に必要な実践的態度を養う課程

- ② 「人学講座」では、塾長である市長の特別講義のほか様々なジャンルの講師を招き、講義を実施。
- ③ しずおか教師塾第4期卒塾生を対象にした特別選考試験を実施し、小学校教員採用予定者数の3分の1程度を採用した。
- ④ 第5期生を募集（69名が応募し、うち31名が入塾）
- ⑤ 「しずおか教師塾」を周知して応募者数の増加を図るため、市内大学や関東圏、中京圏の大学でガイダンスを実施した。
- ⑥ 卒塾生の勤務状況を把握するため、教職員課による学校訪問に合わせ、授業参観、校長や本人との面談及び「1年の振り返り」をテーマとしたアンケート調査を実施。校長からは、真面目で一生懸命に取り組み、子どもたちに温かく関わり、初任者として謙虚な気持ちを持って頑張っている等の評価を得ている。
- ⑦ 第5期の新カリキュラムとして、一泊二日の宿泊体験講座を、三保で実施。卒塾生に学ぶ会、絆を深める会、読書会のほか、三保から日本平往復の剛健ウォークでは20km以上を歩いた。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① しずおか教師塾第4期卒塾生32名を対象にした特別選考試験を6月に行い、小学校教員採用予定者数（60名）の3分の1程度として、18名を教員採用した。
（教員採用試験合格による採用者2名を含め、卒塾生20名が教員に採用された）
- ② 応募者確保については、前年度10%増は達成できなかったが、以下の取組によって、前年度並みの応募69人（前年度は71人）を得た。
 - ア 教師塾の広報活動として、県内大学（静岡大学と常葉大学）で各3回（前年度は2回）、関東圏の大学で4回（前年度は3回）、中京圏の大学で2回（前年度なし）のガイダンスを実施するとともに、募集期間を1年半延長した。
 - イ 市内2大学に、ガイダンスの他に、教師塾の周知と質疑対応を行った。
 - ウ 現場講師に対する公開ゼミナールを5回実施し、認知度アップを図った。（参加者34名）
- ③ 第5期のカリキュラムと塾運用に係る改善計画の実施について
 - ア 第5期生より、「しずおか教師塾」と名称変更を行った。
 - イ 運用改善策として、入塾選考試験において適性検査を実施した。
 - ウ 新カリキュラムの「宿泊体験講座」では、宿泊することで塾生同士の親睦を深めるほか、塾生同士や卒塾生との意見交換を行い、また、三保、日本平間の剛健ウォークを実施した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

- (1) 平成25年度末における課題
 - ① より質の高い人材を確保するため、教師塾の成果や魅力を広報・周知することにより、第6期応募者の増加を図る必要がある。
 - ② より多くの応募者を得るため、カリキュラムの充実を図り、魅力ある教師塾を目指す必要がある。
- (2) 平成26年度の目標
 - ① 入塾説明会や参観見学会、大学でのガイダンス等の広報を幅広く行ってしずおか教師塾の周知を図り、応募者数の増を図る。
 - ② 魅力ある教師塾にするために
 - ア 塾生や卒塾生の意見や感想、学校現場の意見や評価をもとに、第5期カリキュラムを検証する。
 - イ 学生や講師が参加しやすい開塾日の調整、学校現場での実践に参加する講座の実施を検討する。
 - ウ 他市の教師塾の情報も参考に、必要に応じてカリキュラムの内容の見直しを行う。

教職員研修事業 <方向性 1－大施策③－中施策 2－事業No.20>

1 内容

教職員を対象とした初任者研修、5年、10年経験者研修などの経年研修、教育ニーズに合わせた希望研修の開催。

喫緊の教育課題に対する教育課題講演会の開催や先行研究を行い、啓発を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学習指導要領が求める授業改善や特別支援教育の充実などの喫緊の教育的課題に対応した研修の更なる拡充を図る必要がある。
- ② 倫理に関する研修などを実施し、体罰を含めた不祥事根絶に向けて教職員の資質向上を図る。
- ③ 教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修を引き続き実施する。また、本市では女性教員の管理職登用が遅れていることから、女性教員のキャリアアップ支援を目的とする研修等についても検討する。

(2) 平成 25 年度目標

- ① 授業づくり及び学級経営における子どもへの指導に対する喫緊の教育的課題に対応した希望研修（教育課題講演会、子ども理解・授業づくり研修等 30 講座）を展開するとともに、積極的な広報を進める。
- ② 経年研修、臨時的任用教員研修及び希望研修において、不祥事根絶に向けての更なる資質の向上を図る研修会（6 講座）を実施する。
 - 経年研修（初任者、5年・10年経験者）及び 臨時的任用教員研修 4 講座
 - ・コンプライアンス遵守の法的根拠、違反者への罰則等の理解
 - ・信用失墜行為発生の原因と予防対策（セクハラ、体罰等の根絶）
 - ・子ども、保護者・地域からの信頼を得るための心構え
 - 希望研修（「危機管理」マネジメント研修 第2回及び第4回） 2 講座
 - ・学校内の人権意識の向上のための講義・演習 ～セクハラ・体罰の根絶に向けて～
 - ・校内組織による危機管理のための講義・演習 ～いじめ・体罰の訴訟事例に学ぶ～
- ③ 希望研修において、教職員の教育に対する熱意や使命感を高め、仕事への意欲を支える研修（9 講座）を実施する。また、女性教員のキャリアアップ支援を目的とする研修会実施に向けた検討を行う。

3 平成 25 年度までの取組内容

<<Do>>

研修実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経年研修や希望研修等の実施数	59事業 (177講座)	54事業 (164講座)	56事業 (174講座)	60事業 (180講座)	61事業 (183講座)
希望研修参加者数	1,647人	1,954人	2,106人	2,231人	3,119人
特徴的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領への対応として、英語活動等国际理解指導者養成研修や新カリキュラム講座開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望研修についてPDCAサイクルを実施し次年度計画に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動のシリーズ研修授業づくり研修、学級経営力向上研修ほか開催 ・希望研修の積極的な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業づくり研修、通常の学級における特別支援教育研修、学校チェンジ・マネジメント研修ほか開催 ・希望研修の積極的な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・3人の文部科学省教科調査官をパネリストに迎え、教育課題講演会を開催 ・希望研修の積極的な広報

平成25年度経年研修、希望研修の様子

【経年研修】初任者研修



初任者研の班別研修で熱心に授業案を検討

【希望研修】教育に生きるコーチング研修



対話を通して相手のやる気を引き出し、目標達成をサポートするコーチングスキルを学ぶ。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 3回の教育課題講演会や授業づくり研修等32講座を開催し、教育課題への対応力や子ども理解力等を養い、授業改善への意欲向上を図った。また、希望研修一覧パンフレットの全教職員への配付や、校長会等でのPRなどを実施し、積極的な広報に努めた。
- ② 経年研修、臨時的任用教員研修、危機管理マネジメント研修（希望研修）において、教職員の不祥事根絶に向けて倫理意識の向上を図る研修を計6講座実施した。
- ③ マイスター講座や学級経営力向上研修、学年経営マネジメント研修など、経験年数や職務に応じて、課題解決する力を高め、仕事に対する意欲の高揚を図る希望研修を9講座実施した。また、女性のキャリアアップ支援を目的とする研修会の平成26年度実施について検討した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 希望研修の参加人数だけでなく、参加者が研修内容を自己の実践や学校全体の教育活動の充実にどのように生かしたかといった、「効果」の表れを捉えていく必要がある。
- ② 不祥事根絶のための倫理向上に加えて、児童生徒の学力向上やいじめ問題に対応した研修の充実にさらに力を入れ、教職員の資質向上を図る必要がある。
- ③ 職員の大量退職及び採用期を迎え、人材育成の視点から研修体系を見直す必要がある。また、女性教員のキャリアアップを支援する研修を組み入れる必要がある。

(2) 平成26年度の目標

- ① 各種研修会の研修内容が職場でどのように生かされているかについて、参加者を対象に活用状況を調査し、効果を検証して、研修会の工夫と改善を図る。
- ② 不祥事根絶のための倫理向上を目的とした研修6講座、児童生徒の学力向上を図るための授業づくり研修15講座、いじめ問題に適切に対応する学級経営や生徒指導の力量向上を目的とした研修4講座を開設し、それぞれの内容の充実に努める。
- ③ 3年目の教員を対象とした研修を開設し、若手の育成に力を入れる。また、10年経験者研修に女性のキャリアアップを図ることをねらいとした「女性のキャリアアップ講座」を開設するとともに、次年度に向けて実施方法や内容の検討を行う。

近隣校研修 《方向性 1－大施策③－中施策 2－事業No.21》

1 内容

義務教育 9 年間の子どもの学びの連続性の保障やその地域の子どもに共通する課題の解決を目指して、近隣の小・中学校に勤務する教職員が共に学び合う研修。

本研修により、教職員一人ひとりの資質向上を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 小中連携研修は、より多くの教職員が連携することによって大きな成果が期待されることから、全教職員が研修に参加する学校を更に増やしていく。
- ② 小中連携研修において、自分たちの地域の子どもに共通する課題や、その解決のために小・中学校が互いに何をつなげるかを明確にする必要がある。

(2) 平成 25 年度目標

- ① 現在、市内の 88 校 (68.2%) の学校で全教職員が小中連携研修に参加している。これを 97 校 (75.2%) に拡大する。
- ② 全ての中学校区で実施されている小中連携研修において、小学校と中学校の教育をスムーズに「つなげる」ための具体策を検討・実施する。また、その成果を小・中学校教職員で共有し、来年度の研修内容に生かす。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

研修実施状況等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施状況	中学校区を中心とした41地区全ての地区で実施（小学校同士、中学校同士の連携含む）	36地区で実施（小学校同士、中学校同士の連携含む）	小中連携を目的とした研修会の実施率 93.8%。このうち全教職員が参加した学校数は70校で、全学校129校の 54.3%	小中連携を目的とした研修会の実施率 100%。このうち全教職員が参加した学校数は88校で、全学校129校の 68.2%	全学校が小中連携研修会を実施したが、このうち全教職員が参加した学校数は92校で、全学校129校の71.3%
広報や情報共有、学校への指導などの状況	・16地区20回の実施内容をホームページ等で広報	・24地区33回の実施内容をホームページ等で広報 ・かわら版（年3回発行）で研修の趣旨を徹底	・取材活動とともに、研修の指導助言を実施 ・かわら版（年3回発行）で研修の趣旨を徹底	・取材活動とともに、研修の指導助言を実施 ・かわら版（年5回発行）で研修の趣旨を徹底 ・事業報告会で研修を充実させるための具体策を全学校に提案	・取材活動とともに、研修の指導助言を実施 ・かわら版（年5回発行）で研修の趣旨を徹底 ・事業報告会で研修の実践発表を実施し、全学校に成果を広める

平成25年度 近隣校研修の様子

各地区の小中連携がより一層図られるための次の一步として、小・中学校の教職員が共に取り組む「小学校と中学校の教育をスムーズにつなげるための具体策」が必要である。そこで、各地区の課題に応じた具体策「つなげる具体」を設定して、実践した。

【各地区の「つなげる具体」】 ～近隣校研修実施計画書より～

【生活・生徒指導】

- ・「時間、あいさつ、返事」の凡事徹底
- ・「時を守り、場を清め、礼を正す」指導
- ・無言清掃
- ・自尊感情の育成
- ・防災教育
- ・道徳の充実

【学習指導・学力向上】

- ・話し方、聞き方ステップ表
- ・聞いて考える授業
- ・家庭学習の充実
- ・言語能力個人シート
- ・中学校教員の小学校への出張授業
- ・中学校の授業における小学校教員とのチーム・ティーチング

【授業改善】

- ・授業研究でつなぐ
- ・学んだことを実感できる授業
- ・小学校の教員が中学校で授業、中学校の教員が小学校で授業を行う授業交換



「つなげる具体」の指導の徹底を図るための工夫を検討



小・中学校の教科書を互いに見て、学習内容を確認



小学校の教員が、中学校で授業を実践

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 全教職員が小中連携研修会に参加したという学校は、92校（市内の71.3%）で、当初の目標達成には至らなかった。
- ② 全ての中学校区で実施されている小中連携研修において、「小学校と中学校の教育をスムーズにつなげるための具体策」を検討・実施した。また、その成果を全小中学校に広報することで情報を共有し、各校において今後の取組について検討した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 小中連携研修の良さや必要性は、参加することによって実感し、理解することができる。このことから全教職員が研修に参加する学校（中学校区）を更に増やす必要がある。
- ② 地域の子どもの課題解決の手だてを明確にして小中で共通して取り組み、子どもの表れから小中連携研修の成果を把握できるようにする。

(2) 平成26年度の目標

- ① パンフレット（第2号）の配布を通して、小中連携研修の有効性について更に教職員の理解を深め、全教職員が小中連携研修に参加したという学校を97校（75.2%）に拡大する。
- ② 各地域において子どもの課題を解決するための具体策を1つに絞り込み、内容を明確化した上で、継続した実践を行う。また、その評価（子どもの表れを通した小中連携研修の成果の把握）を工夫し、次年度の研修内容に活かすよう、教育センターが支援する。

学校評議員制度 <<方向性 1－大施策④－中施策 1－事業No.22>>

1 内容

学校運営に関して、地域住民や保護者を学校評議員として委嘱し、以下の内容で意見を聞く。

- ① 教育目標及び教育計画に関する事項
- ② 教育活動に関する事項
- ③ 学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
- ④ その他校長が必要と認めた事項

各校 5 名程度の学校評議員を委嘱

学校評議員会の開催

学校評議員の教育活動参観

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 学校評議員からより有効な意見や助言をいただくために、学校への訪問機会を増やす工夫をする必要がある。
- ② 学校評議員会がより活性化するように、評議員の人選方法も含め、学校評議員会の運営方法を改善していくことが必要である。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 学校評議員がより学校の現状を理解することで、学校評議員制度がより有効に働き、学校が活性化するように、学校評議員の学校への訪問機会を増やす工夫を行うよう教育委員会から各学校に対し働きかける。
- ② 平成 26 年度に向けて学校評議員会が活性化する運営方法についてのガイドラインづくりを検討する。

3 平成 25 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 学校評議員に関する全校への指示

- ① 特別な行事の参観だけでなく、日常の学校訪問を継続的に依頼すること。
- ② 学校内に組織するコンプライアンス委員会の構成員に学校評議員を加えること。
- ③ 学校評議員の構成員については、地域との結びつきに配慮しつつ、新たな人材の導入を意識すること。

この結果、平成 24 年度は学校評議員 739 人中 217 人 (29.2%) が新たな人材となり、

平成 25 年度は学校評議員 738 人中 224 人 (30.4%) が新たな人材となった。

(2) 各学校での取組

- ① 学校公開日や学校行事への参加を依頼するだけでなく、学校便りや学校の予定表を配付するなどして気軽に学校訪問できるように工夫をした。また、職員会議や学年会への参加を促し、学校運営に係る意見を聞く機会を増やした。
- ② 平成 25 年度は、静岡市全体で 738 人の学校評議員を委嘱し、1 校平均年間 3.8 回の学校評議員会を開催した。開催回数は横ばい傾向にあるが、学校の行事のみならず日常の様子を紹介する機会をもつなどして、学校への共通理解を深め、学校評議員同士の活発な意見交換が行われた学校も多く、以下のように学校評議員制度により成果が上がったと答えた学校の割合が向上した項目もある。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校経営	83.1%	87.3%	90.7%	88.5%
教育課程、学習指導	88.3%	90.4%	89.4%	90.0%
生徒指導	90.2%	86.5%	88.9%	89.3%
学校の危機管理、 子どもの安全管理	84.0%	84.7%	92.8%	86.8%
地域との連携・協力	95.8%	95.8%	95.7%	96.4%
学校の施設設備	61.0%	63.6%	73.9%	72.0%

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

① 学校訪問で学校評議員会の現状について聞く際や実施計画書、実施報告書の作成を依頼する中で、訪問機会を増やす工夫等について働きかけた結果、以下の取組についての報告があった。

ア 学校公開日や学校行事への参加のほか、職員研修や職員会議等への参加、学校便りや学校の予定表の配付などを行った。

イ 校内コンプライアンス委員会への参加

145 校中 89 校（幼稚園、小中学校、高校）において、学校評議員が校内コンプライアンス委員会に出席し、教職員の倫理観向上等についての助言を行った。

② 運営方法のガイドラインづくりについての検討

ガイドライン作成のための第一段階として、活動状況の把握のために、平成 25 年度の各学校・園の学校評議員会実施状況を調査した。

また、ガイドラインを以下の 3 つのポイントで整理し、平成 26 年度に各学校に配付することとした。

ア 各校の特徴的な活動を紹介する。

（会議を催すことだけでなく、教育活動を具体的に知る活動や訪問機会など）

イ 学校評議員会の組織（年齢層、分野、男女比等など）を紹介する。

ウ 学校評議員会の情報発信の方法を紹介する。



5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

① 学校評議員からより有効な意見や助言をいただくために、学校への訪問機会を増やさなければならない。授業や行事等の参観にとどまらず、職員との意見を交わす機会を増やすよう働き掛ける必要がある。

② 学校評議員会がより活性化するように、評議員の人選方法、学校関係者評価委員会との兼ね合いも含め、学校評議員会の運営方法を改善していくことが必要である。

(2) 平成 26 年度の目標

① 学校評議員がより学校の現状を理解することによって学校評議員制度がより有効に働き、学校が活性化するように、学校評議員の学校への訪問機会を増やす工夫を行う。また、そのために教育委員会から各学校に引き続き働きかける。

② 学校評議員会が活性化する運営方法に向けたガイドラインを各学校に配付する。

学校評価システム推進事業 《方向性1－大施策④－中施策1－事業No.23》

1 内容

教育活動その他の学校運営の状況について、学校が自ら行う自己評価とその自己評価をもとに保護者や地域住民が行う学校関係者評価を行うことによって学校運営改善を図るとともに、開かれた学校づくりをとおして教育の質の保障や向上をめざす学校評価システムの推進を行う。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 市共通項目10項目の進捗状況について平成23年度との比較及び教職員による学校運営改善の効果測定を分析した結果、市共通項目によっては改善が必要な園及び学校がある。
- ② 学校関係者評価委員学習会を実施したところ、参加が主に新任委員であり、経験年数に応じた学習会が実施できなかった。
- ③ 関係各課に平成23年度学校評価書を配付し、学校運営改善のための資料として活用するよう働きかけてきたが、市共通項目において改善が必要な園及び学校があることを踏まえると、今後も学校運営改善のための資料として、学校評価書を活用するよう促す必要がある。

(2) 平成25年度目標

- ① 学校運営改善の進捗状況から、市共通項目において特に改善を必要とする園及び学校を訪問し、事情を聞き取るとともに、改善を図るための方策について検討を促す。
- ② 新任委員の研修へのニーズが多いため、新任委員対象の研修に重点を置き、学校関係者評価委員研修会を各地区（葵・駿河地区、清水地区）で年1回7月に開催する。
- ③ 学校評価を通じた学校運営改善を推進するために、学校教育課、教職員課及び教育施設課との連絡を密にし、運営面の支援や条件整備を進めていく資料として、学校評価書の活用を促す。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) 学校評価システムの普及

（平成21年度）

- ・全ての幼小中高校において学校評価システムを開始
- ・学校評価を担当する各学校教務主任に「静岡市学校評価システムの手引き」を配付し、着実な取組を依頼
- ・学校関係者評価委員学習会を実施（105人参加）



(2) 学校評価システムの構築及び検証

（平成22年度～平成25年度）

- ・各幼小中高校の学校評価書をもとに学校運営改善の進捗状況を分析し、その結果と好事例を周知
- ・校長会学校評価部会で、事例の研究やシステムについての意見交換を実施（年4回）
- ・学校関係者評価委員学習会を各地区（葵・駿河地区、清水地区）で年1回実施
- ・学校評価システムにおける学校運営改善の効果について教員へ意識調査を実施
- ・学校評価書や教員意識調査から学校運営改善の状況や効果を分析し、学校訪問等での指導に活用

4 平成 25 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 改善が必要な園及び学校への学校訪問を計画していたが、幼稚園において、改善が必要と認められる項目が 10 項目中 7 項目であったことや教育活動等を重点化し組織的に取り組むこと、教職員と学校関係者評価委員との間で、成果や課題を共有し有益な意見（改善策）を得ること等において課題が見られたため、園及び学校訪問の代わりに、幼稚園教員全体研修会に出席し指導・助言を行った。また、全小中高等学校に対しては、「学校評価だより」を配布し、学校評価を学校運営の改善に活用するよう促した。
- ② 新任の学校関係者評価委員のための研修会を開催し、学校評価システムに関する講話及びグループ別研修を通して、学校関係者評価の目的及び役割について理解を深めた。
（【葵・駿河地区】 7 月 9 日（火）<73 名> 【清水地区】 7 月 16 日（火）<37 名> 計 110 名参加）
（学校関係者評価の意義や目的の理解度：90%以上達成、グループ研修の有効性：90%以上達成）
- ③ 関係各課に学校評価書と学校運営改善の進捗状況の結果を配付することにより、指導主事等が各園・学校に学校運営改善の推進を図る際の指導資料として活用できた。

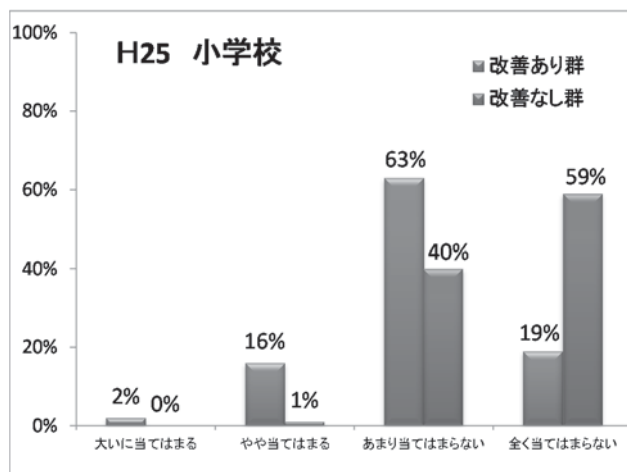
5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 学校評価システムによる学校運営改善の効果について、各園及び学校の中堅教員を対象として意識調査を実施した結果、右記のグラフのとおり、教職員が共通して取り組むことが重点化され、多忙化が軽減したと実感している教員が少ないことから、各園及び学校運営改善のために、目標及び活動の重点化、教職員の組織的な取組を促す必要がある。

「学校評価システムによる学校運営改善の効果」に対する教職員意識調査結果（一部抜粋）



- ② 学校が実施する第 1 回学校関係者評価委員会の時期をもとに開催時期を見直す必要がある。（H25 年度は 7 月 9 日・16 日に各地区（葵・駿河地区、清水地区）で実施した。）
- ③ 重点施策と関連付けた評価指標を追加設定することにより、学校運営改善の一つとして位置付けられる「家庭・地域住民との連携」の進捗状況を把握する必要がある。また、関係各課に平成 24 年度学校評価書を学校運営改善のための指導資料として活用するよう働きかけてきたが、今後も引き続き指導資料として活用を促す必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 各園・学校において、目標及び活動の重点化や教職員の組織的な取組等における好事例を「学校評価だより」を通して紹介することにより、学校運営改善の効果的な取組を促す。
- ② 学校関係者評価の目的及び役割について理解を深めるために、各地区（葵・駿河地区、清水地区）で新任委員を対象にした学校関係者評価委員研修会を開催する。（年 1 回 5 月に開催予定）
- ③ 重点施策である「学校応援団活動」に関する評価指標を設定し、各小中学校における「家庭・地域住民との連携」の進捗状況を把握する。また、関係各課に、学校評価書を運営面の支援や条件整備を進めていくための指導資料としての活用を促し、全園及び学校における学校運営改善を推進する。

幼児教育振興事業 《方向性 1－大施策⑤－中施策 1－事業No.24》

1 内容

幼稚園児も保育園児もともに「就学前教育(保育)を受ける子ども」と捉え直し、幼稚園と保育園それぞれのよさを取り入れた教育(保育)の実現を図るとともに、その成果としての教育(保育)内容や運営方法を他の幼稚園・保育園に広める。

研究会を開催し、幼児教育の総合的推進を図る。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 支部幼保協議会では、支部内の幼稚園教諭と保育士の交流を継続していくとともに、各自の課題が解決できるような場の工夫を検討していく。
- ② 私立幼稚園と公立幼稚園では、それぞれが独自で研修等を進めているため、今まで交流の機会がほとんどなかった。同じ静岡市の就学前教育に携わる職員として、その機会を作る必要がある。
- ③ 特別な支援が必要と思われる幼児の数が増加の傾向にあり、市立幼稚園への入園も増えているため、就園相談会の実施回数を増やし、保護者、幼児、園を支援していく必要がある。
- ④ 子ども子育て支援新制度*については、最新の情報を収集するとともに、子ども未来局の関係各課との連携を深めていく必要がある。教育委員会として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び保育の量的拡大のため、市立幼稚園の今後の在り方について検討をしていく必要がある。

(2) 平成 25 年度目標

- ① 市内 12 の支部幼保協議会において、各支部年間 1 回以上の協議会を開催し、幼稚園教諭と保育士の互いの理解を深めるとともに、意見交換会ではテーマを設定し、各自の課題を解決する場とする。
- ② 私立幼稚園と公立幼稚園がそれぞれ独自で実施している研修会及び公開保育について、参加可能なものについて案内を出し合い互いに参加し合う。できるだけ多くの機会を確保できるよう就学前教育懇話会を通して、理解と協力を呼びかける。
- ③ 静岡市就園相談会を年 2 回実施するとともに、各園で行う子育て広場において医療専門家による相談会を実施する。
- ④ 静岡市立幼稚園の在り方検討委員会及び作業部会を立ち上げ、地域の実情や保護者ニーズも踏まえ、本市における幼児教育の考え方及び市立幼稚園の今後の在り方について、平成 25 年度末までに意見をまとめる。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

平成 17 年 4 月

- ・安東幼保園の開設 幼児教育研究委員会の設置

平成 20・21 年度

- ・幼児教育研究委員会内での市立の幼稚園と保育園の交流を図った。(参観し合って互いの良さを認識し、運営や活動に対する認識の共有化を図る。)

平成 22 年度

- ・幼児教育研究委員会内で、幼保交流ペア園をつくり積極的な交流を図った。
- ・「子ども・子育て新システム」の情報提供及び学習会を実施した。

平成 23 年度

- ・幼児教育研究委員会で「支部幼保協議会」を立ち上げた。各支部で幼稚園教諭と保育士が交流し、互いの取組についての理解促進を図った。(幼稚園が保育を公開し、意見交換会の場を提供)

平成 24 年度

- ・「支部幼保協議会」を継続実施。保育園が保育を公開し、意見交換の場を提供した。協議会では、静岡市の幼児について、「めざす子どもの姿」を明確化した。
- ・(仮称) 静岡市私立公立幼稚園懇話会*に向けた準備会を実施。(平成 25 年度には「静岡市就学前教育懇話会」として取組を開始。)
- ・発達障害者支援センターきらりと連携して、静岡市就園指導相談会を新規に 11 月に実施。
- ・8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立。平成 25 年 4 月の子ども未来局*を新設することとなり、新制度に向けて関係各課と協議を進めた。

平成 25 年度

- ・「支部幼保協議会」を継続実施。幼稚園が保育を公開して意見交換の場を提供した。協議会では、「めざす子どもの姿」を具現化するための手立てに関する協議を行った。
- ・「静岡市就学前教育懇話会」の一環として、市立幼稚園の職員が私立幼稚園の研修会に参加。また、私立幼稚園の職員が市立幼稚園の研修会に参加。
- ・発達障害者支援センターきらりと連携し、子育て広場相談会及び就園相談会を 9 月～12 月に実施。
- ・市立幼稚園の今後の在り方に関する作業部会及び検討委員会を開催。幼保連携型認定こども園移行に向け、関係各課との協議を進めた。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 市内 12 の支部において、計 20 回の支部幼保協議会の実施。
めざす子どもの姿を具現化するための手立てが明らかになった。
- ② 私立と公立の幼稚園職員が計 7 回の講演会及び研修会に共に参加し、意識や理解を共通化した。
- ③ 子育て広場での医療専門家による相談会(子育て広場相談会)を 9、10 月に計 4 回実施。
静岡市就園相談会を 12 月に 2 回実施。
- ④ 静岡市立幼稚園の在り方検討作業部会を 5、7、8 月に実施。検討委員会を 9 月に実施。市立幼稚園の移行方針を作成し、子ども未来局との協議を経て、すべての静岡市立幼稚園・保育所は平成 27 年度 4 月から幼保連携型認定こども園等に移行するという方針を 12 月に公表した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 支部幼保協議会では、支部内の幼稚園教諭と保育士の交流を継続していくとともに、幼保連携型認定こども園での教育・保育内容についての協議を深めていく必要がある。
- ② 特別な支援が必要と思われる幼児の数が増加傾向にあり、市立幼稚園への入園も増えているため、相談会の内容を充実させ、保護者・幼児の早期支援につなげていく必要がある。
- ③ 平成 27 年度からの移行に向け、幼保連携型認定こども園等の運営体制の整備、教育・保育内容の基準づくりなどの課題について、早急かつ丁寧に検討するとともに、保護者・地域住民・幼稚園職員に丁寧に情報発信する必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 市内 12 の支部幼保協議会において、協議会をそれぞれ 1 回以上開催し、移行に向けた教育・保育内容の検討を進める。
- ② 子育て広場相談会と就園相談会を年 6 回実施する。子育て広場相談会で在園児の相談にも応じる。
- ③ 幼保連携型認定こども園等の運営体制の整備、教育・保育内容の基準づくりなどの課題を、公立移行検討分科会(例規、人事、教育・保育内容)で検討し、円滑な移行への準備を進める。また、教育・保育内容分科会に、幼稚園や保育園の代表者が参加する教育・保育課程検討委員会を設置し、幼児期の質の高い教育と保育の実現のために、具体的な方策を検討する。加えて、保護者・地域住民・幼稚園職員への丁寧な情報提供・説明を行う。

幼保小連携協議会 <方向性 1—大施策⑤—中施策 1—事業No.25>

1 内容

小学校校長代表、公立私立幼稚園長代表、公立私立保育園長代表により、円滑な連携の方法等についての協議や公開保育の協議を行う。また、幼保小の円滑な連携の事例や情報提供を行う。これにより、小一プロブレム*への対応につなげていく。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成 24 年度末における課題

幼稚園教諭・保育士が小学校の子どもたちの学習や生活の様子について知り、小学校教育についての理解を深めるための取組を推進する必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

- ① 幼小の教育課程の円滑な接続をめざして、幼稚園・保育園と小学校の双方が互いの教育について理解を深めるために、「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」を新規の取組として立ち上げ、周知を図る。
- ② 各小学校において実施した公開授業について、その実施状況や内容を調査し、成果と課題を把握する。

3 平成 25 年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 幼保小連携協議会の実施

- ・幼小の教育課程の円滑な接続をめざして、前年度の各園・各校における連携事例の情報交換、及び本年度の連携に関する計画や方向性について協議を行った。
- ・幼児期・児童期の子どもたちの発達や学びについて理解を図る取組（公開保育、公開授業）について、前年度の成果と課題等を踏まえ、本年度の取組について協議・決定した。
- ・平成 21 年度より本協議会への保育課の出席を依頼し、平成 22 年度より市立幼稚園長代表の協議会委員を 2 名増員するなどして、協議の充実を図っている。

[平成 25 年度の実施状況]

実施日：平成 25 年 6 月 17 日（月）

協議会委員： 14 名（内訳）市立小学校長代表 3 名 市立幼稚園長代表 3 名
私立幼稚園長代表 3 名 市立保育園長代表 2 名
私立保育園長代表 3 名（1 名欠席）

協議内容：・小学校入学予定児童に関する個人情報の引継ぎについて
・静岡市の幼保小の連携状況についての情報交換
・公開保育、公開授業の実施についての検討
・幼保小の連携を推進するための行政的取組について（他事業とのタイアップ等）

(2) 公開保育の実施

- ・幼児期の子どもたちの発達や学びについての理解を深めるために、国公立・私立の各幼稚園と保育園が小学校に向けた公開保育を実施している。
- ・実施後に、公開園と参観者のアンケートを集約し、その結果をもとに、幼保小連携協議会で実施上の改善点を明らかにして、翌年度の公開保育の実施に生かしている。

[公開保育実施の概要]

公開園：幼稚園と保育園が、毎年交互に公開
実施時期：毎年 1 月 2 日間

〔公開保育の実施状況〕

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施日		1月20, 22日	1月19, 20日	1月18, 19日	1月16, 17日	1月16, 17日
公開園		保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園
公開園数		—	64園(93%)	96園(91%)	65園(94%)	95園(91%)
参観者数	小学校教諭	—	218名	229名	241名	220名
	保育士	—	101名	74名	75名	73名
	幼稚園教諭	—	—	—	—	—

(3) 「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」(H25 新規事業)の実施

- ・児童期の子どもの発達や学びについての理解を深めるために、小学校が公・私立の幼稚園と保育園に向けた公開授業を実施した。
- ・公開側の小学校と参観側幼稚園・保育園の教職員にアンケートを実施し、実施状況を把握した。

(4) 他事業との関連を図った取組

- ・小学校教諭に対し、平成25年度静岡市幼稚園教員全体研修会への参加を募り、幼児期と児童期の教育のつながりについて理解を深める場を設けた。
- ・小学校の教務主任に対し、教育課程編成説明会において、幼小の教育課程の円滑な接続について講義を行い、理解を図った。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」を新規事業として企画立案し、周知した。
- ② 各小学校で実施した公開授業について、その実施状況や内容を調査し、成果と課題を把握した。
〔実施状況〕

		平成25年度
公開案内を送付した小学校数		80校(93%)
学校が公開案内を送付した園数		延べ557園
参観の申込みを受けた小学校数		51校(59%)
参観に赴いた園数	幼稚園	35園(52%)
	保育園	47園(45%)
	計	82園(48%)
参観者数	幼稚園教諭	134名
	保育士	127名
	不明	10名
	計	271名

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 公開授業に参加した幼稚園・保育園の教職員数は多かったが、教職員を派遣した園に偏りがある。
- ② 公立幼稚園・保育園の認定子ども園等への移行に伴い、本協議会の位置付けを検討する必要がある。

(2) 平成26年度の目標

- ① 平成25年度の「幼稚園・保育園に向けた小学校の公開授業」について把握した実施状況及び成果と課題について改善策を検討し、さらに積極的な公開(小学校)と参加(幼稚園・保育園)を促す。
- ② 平成27年度の公立幼稚園・保育園の認定子ども園等への移行を見据え、本協議会がもつ意義や協議内容、組織等について検討する。

地域に開かれた幼稚園づくり推進事業 《方向性 1－大施策⑤－中施策 2－事業No.26》

1 内容

保護者の育児不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりの一環として、幼稚園が「地域の幼児教育センター的役割」*を果たすため、幼稚園がもつ人的・物的教育機能や施設を開放する。未就園児にはふれあいや遊びの場の提供、保護者には仲間づくりや情報交換・育児相談の場とする。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

① 「子育て広場」に参加した保護者へのアンケートでは、「回数を増やしてほしい。」との意見が多い。園の教育活動を第一に考えながら可能な限りの回数増を目指し、保護者のニーズに応じていく必要がある。

平成 24 年度実施回数 市立 286 回、私立 158 回

② 「子育て広場」には、発達や行動が気になる幼児の参加が増えている。「子育て広場」が、こうした幼児の子育てに悩む保護者への支援や幼児本人の発達に対する早期支援の窓口となり、専門機関と結びつける契機となる必要がある。

(2) 平成 25 年度目標

① 市立幼稚園全 14 園で、「子育て広場」を計画的に実施し、回数増をめざす。(私立幼稚園については、平成 25 年度より子ども未来局で実施)

② 市立幼稚園において子育て広場に関するアンケート調査を実施し、参加保護者の満足度 8 点以上(10 点満点)を維持する。

③ 市立幼稚園の中で拠点園を 4 園決め、各拠点園の育児相談に年 1 回医療専門家を派遣し、発達が気になる幼児の早期発見、早期対応をめざす。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

・「静岡市教育基本構想」に基づき、幼稚園に地域における幼児教育のセンターとしての役割をもたせ、市民に対する子育て支援の一環として開かれた幼稚園づくりの推進が位置づけられた。

・市内の公私立幼稚園において未就園児を対象とした「子育て広場」を実施した。

(取組実績については、次ページの表を参照)

子育て広場の一環として育児相談も併せて実施。

(平成 25 年度より、私立幼稚園の「子育て広場」は子ども未来局が所管)

(私立幼稚園は、静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会にて実施園を選出)

【平成 20～25 年度における実施状況】

年度	「子育て広場」の実施園数及び参加者数 (延べ人数：上段・未就園児 下段・保護者)					育児相談件数
	市立	私立	合計	市立	私立	
H20	14 園	4,532 人	19 園	7,668 人	12,200 人	市立 79 件
		4,279 人		7,163 人	11,442 人	私立 159 件
H21	14 園	4,011 人	19 園	6,254 人	10,265 人	市立 96 件
		3,853 人		6,091 人	9,944 人	私立 109 件
H22	14 園	3,414 人	19 園	7,271 人	10,685 人	市立 68 件
		3,396 人		7,043 人	10,439 人	私立 85 件
H23	14 園	3,756 人	19 園	7,350 人	11,106 人	市立 52 件
		3,623 人		7,109 人	10,732 人	私立 94 件
H24	14 園	3,654 人	19 園	7,341 人	10,995 人	市立 20 件
		3,489 人		6,910 人	10,399 人	私立 78 件
H25	14 園	3,832 人	19 園	7,140 人	10,972 人	市立 22 件
		3,552 人		6,903 人	10,455 人	私立 101 件

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 平成 24 年度 286 回→平成 25 年度 275 回（市立幼稚園）
「子育て広場」の実施に加え、別の機会に園を開放して、積極的に遊びや育児相談の場を提供する取組が行われた。（園庭開放 83 回）
- ② 「子育て広場」参加者へのアンケート調査 満足度 8.44 点（10 点満点）
- ③ 東豊田幼、大谷幼、清水高部幼、西奈幼の 4 園を拠点園として、「子育て広場」相談会を 9、10 月に実施。計 7 組の幼児、保護者が参加。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成 25 年度末における課題
 - ① アンケート結果から、保護者同士の交流に期待感を持つ保護者が増えてきていることが把握できた。一方では、子育てを一人で抱え込み、不安を持つ親が増えてきていることも明らかになった。今後は、保護者同士の気軽な交流を促進し、仲間づくりを支えていく必要がある。
 - ② 発達や行動について気になる点がある幼児の「子育て広場」への参加が増えている。「子育て広場」には、子どもの発達状態等に悩む保護者や幼児本人への早期支援の窓口となり、必要な専門機関に結びつける契機となることが、一層求められている。
- (2) 平成 26 年度の目標
 - ① 保護者同士が気軽に交流できる場を増やすとともに、地域の方や在園保護者等との交流も推進し、仲間づくりの輪を広げていく。
 - ② 「子育て広場」に関するアンケート調査を今後も行い、ニーズに対応することに努め、参加保護者の満足度 8 点以上（10 点満点）を維持する。
 - ③ 昨年度に引き続き、市立幼稚園の拠点園を 4 園指定し、各拠点園の育児相談に医療専門家を年 1 回派遣して、発達状態が気になる幼児の早期発見・早期対応及び保護者への支援を実施する。

高等学校基本計画推進事業 《方向性 1－大施策⑥－中施策 1－事業No.27》

1 内容

静岡市高等学校基本計画に基づき、普通高等学校及び商業高等学校の改革等を推進し、学校の特色化を図ることにより、多様化する生徒や社会のニーズに対応する。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

- ① 平成 25 年度には静岡市立高等学校科学探究科が 3 学年そろい、第 1 期の生徒の進路が注目される。普通科の生徒と同様に理数系国公立大学や難関私立大学への進学を希望している生徒の進路実現への指導、援助体制を整える必要がある。また、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業に対する指導助言が必要である。
- ② 定時制課程の 25 年度入学者数が前年度の 5 人から 17 人に増加したが、単年度の現象かニーズの変化か、今後数年間の経年変化の状況を判断しつつ、将来のあり方を定める必要がある。
- ③ 静岡市立清水桜が丘高等学校は、体育館等の施設、グラウンドの整備事業と、平成 26 年度末まで工事が継続する。工事期間の教育環境が維持されるよう対応が必要である。
- ④ 県立駿河総合高等学校と静岡市立清水桜が丘高等学校の 2、3 年生が新高校の体制に適応できる配慮を行う必要がある。

(2) 平成 25 年度目標

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)の研究推進を支援し、理数教育の改善を行う。
- ② 定時制課程のあり方について、県教育委員会と連絡調整を行い平成 28 年度までに方向を定める。
- ③ 静岡市立清水桜が丘高等学校の教育環境が維持されるよう関係機関と連絡調整を行う。
- ④ 駿河総合高等学校の状況について、県教育委員会と積極的な情報交換と出来る対応を行う。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

平成19年10月 「静岡市高等学校基本計画」策定 市立 3 高等学校の改革の方向性を示す。

平成20年 1 月 「静岡市内の公立高等学校の共同再編計画」策定

3 月 「静岡市内の公立高等学校の共同具体構想」策定

平成20～21年度

- ① 「理数教育推進委員会」で静岡市立高等学校の理数科設置について検討
「静岡市立高等学校における理数教育推進計画」策定(平成21年 9 月)
- ② 清庵地区及び静岡地区新構想高校(仮称)設置準備委員会において、教育内容を検討
「清庵地区及び静岡地区新構想高等学校(仮称)基本計画」策定(平成22年 3 月)

平成22年度

- ① 市立高等学校の理数科開設の準備、学科名「科学探究科」の決定、実験教室の改修、備品等の整備、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)＊申請
- ② 「清庵地区及び静岡地区新構想高校(仮称)実施計画」策定(平成23年 3 月)
- ③ 市立高等学校定時制課程について、生徒実態調査、教職員の聴取り調査で現状を把握

平成23年度

- ① 清庵地区及び静岡地区開校準備委員会の開催、新制服の決定
- ② 清庵地区新構想高校(仮称)の校名の決定 「静岡市立清水桜が丘高等学校」
- ③ 新しい体験学習を取り入れた市立高等学校科学探究科の運営(探究プログラム、外国人研究者

による出張講義、英語でプレゼンテーション、大学・研究機関との連携)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)申請

- ④ 市立高等学校定時制課程の今後のあり方を、県教育委員会との間で連携、協議

平成24年度

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)申請を支援。理科教育の充実や科学探究科の課程の円滑な実施のため、理科教員の増員について市当局と調整。
- ② 県教育委員会と情報交換。定時制課程のあり方について検討する必要があることを確認した。
- ③ 平成25年4月の新構想高等学校2校の開校に向け、市立清水桜が丘高等学校は15回、県立駿河総合高等学校は14回、会議を実施。また、それぞれの学校の校章と校歌を決定し、公表した。

平成25年度

- ① 4月に、市立清水桜が丘高等学校を開校。夏休みに実施した一日体験入学には90校以上の中学校から約1200人の生徒・保護者が参加した。教育環境整備の一環としてICT関連の運用等について定期的に学校と連絡調整を行い、教育事務の効率化に努めた。
- ② 駿河総合高等学校長と定期的に情報交換を行い、生徒や学校の課題について支援した。
- ③ 市立高等学校のスーパーサイエンスハイスクール(SSH)を定期的に訪問し、指定1年目の課題を把握するとともに対応を検討した。
- ④ 市立高等学校科学探究科一期生は、90%が四年制大学(国公立72% 私立18%)へ進学した。

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定1年目として、SSH運営指導委員会委員を委嘱するとともに指導委員会を運営し、理数教育の改善に関する意見を得た。
- ② 市内の高等学校における定時制課程の在り方について、県教育委員会と11月、3月に情報交換を行った。
- ③ 市立桜が丘高等学校のICT関連の運用や、部活動における施設利用について、関係機関と連絡調整を行い、可能な限り支援した。
- ④ 県立駿河総合高等学校の校長と情報交換を行い、外部から支援を行った。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 市立高校のスーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業では、とくに外国人ティーチングアシスタント(TA)の人材確保や、研究協力機関の拡大について支援が必要である。
- ② 定時制課程の入学状況等を、県教育委員会と共に今後も注視し、将来的なあり方を検討する必要がある。
- ③ 平成26年度末まで施設整備工事が続く市立清水桜が丘高等学校において、引き続き、安全や教育環境の確保が必要である。

(2) 平成26年度の目標

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)の研究推進を支援し、理数教育の改善を行う。
- ② 市立高等学校科学探究科について、学校と連携して中学校への広報、周知に努める。
- ③ 県教育委員会と定時制課程のあり方を検討し、平成28年度までに方向を定める。
- ④ 市立清水桜が丘高等学校の教育環境が確保されるよう、引き続き関係機関と連絡調整を行う。

市立清水桜が丘高等学校等整備事業（旧 清庵地区新構想高等学校(仮称)等整備事業）

《方向性 1－大施策⑥－中施策 1－事業No.28》

1 内容

清水商業高等学校と県立庵原高等学校を再編整備して新構想高等学校を設置する。

設置場所は、清水商業高等学校校地と旧清水文化センター敷地とし、岡生涯学習交流館との複合施設として整備する。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 開校後も、平成26年度まで長期に渡り工事が継続されるため、その間の生徒の教育活動等に対する影響、特に旧施設を解体するまで運動場が狭小なことによる部活動への負担を、引き続き最小限に抑える必要がある。

(2) 平成25年度の目標

「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健やかな心身」・「たくましい自己実現力」・「次代を担う社会力」を育成するとした本校の指導方針を達成するために必要な施設整備を推進する。

- ① 運動場実施設計及び旧校舎・体育館の解体設計
- ② 体育館・岡生涯学習館棟建築工事進捗率80%達成及び工事の安全管理
- ③ 校舎と旧体育館を結ぶ連絡通路として暫定活用する旧校舎の安全管理
- ④ 部活動のための校外体育施設の確保及び生徒移動のためのバス賃貸借管理

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

(1) 基本計画

平成20年度末に定められた学校規模（1学年7学級）や設置学科（普通科及び商業科）に基づき、平成21年度に基本設計を実施。新校舎を清水商業高等学校グラウンド北東部分に、新体育館と生涯学習交流館は現在の文化センター敷地に配置することとした。

(2) 施設整備

- ① 校舎：鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 延床面積 12,360㎡
- ② 体育館（屋上プール、視聴覚ホールを含む）
：鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 延床面積 7,680㎡

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
校舎	実施設計	建設工事着手	建設工事完成	開校
体育館		実施設計	建設工事着手	建設工事進捗率80%
その他	地質調査他 各種調査	文化センター等 解体工事	文化センター等 解体工事 一部民有地取得	旧校舎・体育館解体工 事着手



【校舎完成写真】



【体育館完成予想図】

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 運動場実施設計及び旧校舎・体育館の解体設計を完了した。
- ② 体育館・岡生涯学習館棟建築工事進捗率80%を達成し、無事故であった。
- ③ 校舎と旧体育館を結ぶ連絡通路として暫定活用する旧校舎の安全管理を徹底し、無事故であった。
- ④ 部活動のための校外体育施設を確保し、生徒移動のためのバス賃貸借管理を実施した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

- (1) 平成25年度末における課題
 - ① 計画どおりの事業の執行
 - ② 敷地内の民有地(借地)の取り扱い
 - ③ 工事期間中の運動場代替地の確保
 - ④ グラウンド整備、工事車両の通行、桜橋駅利用者による迷惑駐輪等に関する自治会等との協議
- (2) 平成26年度の目標
 - ① 市立清水桜が丘高等学校整備事業全体の完成
 - ② 敷地内の民有地について、関係地権者と交渉のうえ、取得または借上とする。
 - ③ 工事期間中の運動部の活動について、引き続き清水庵原球場、清水総合運動場、静岡県草薙総合運動場などを代替地として確保し、生徒移動のためのバス賃貸借を継続する。
 - ④ グラウンド整備、工事車両の通行、桜橋駅利用者による迷惑駐輪等に関して自治会等と協議を行い、課題解決に向けての具体策を決定する。

特別支援教育推進事業 <方向性1－大施策⑦－中施策1－事業No.29>

1 内容

一人ひとりに応じた適切な指導・支援の充実や校内支援体制の整備・充実を図るため、特別支援教育支援員*の配置、就学指導委員会*の設置、特別支援相談*を行う。

また、特別支援学級が合同で実施する教育活動の充実のため、特別支援学級連絡協議会*を設置する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 就学相談、就学指導、巡回相談の充実が引き続き必要である。
- ② 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性及び指導力の向上が必要である。
- ③ 特別支援教育支援員配置事業の充実が引き続き必要である。
- ④ 学校間及び発達障害者支援センター等の関係機関との連携の強化が必要である。
- ⑤ 幼児言語教室待機幼児数増加への対応が必要である。

(2) 平成25年度の目標

- ① 丁寧な就学相談、就学指導、巡回相談を心掛け、本人・保護者・学校に対する支援を充実させる。
- ② 特別支援教育に関する研修及び学校訪問による指導の充実を図る。
- ③ 特別支援教育支援員については、各園・学校の実態と、配置基準に基づいた適切な配置をめざすとともに、研修の機会の充実に努める。
- ④ 学校間及び発達障害者支援センター等の関係機関との連携を強化するとともに、静岡市特別支援連携協議会*を立ち上げ、関係部門等との連携について協議し、特別支援の推進を図る。
- ⑤ 幼児言語教室待機児童数の減少を図る。
- ⑥ インクルーシブ教育*システム構築のための、特別支援教育の推進を図る。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）配置実績

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
市費負担支援員	85	104	130	134	136
県費負担支援員	37	38	39	27	29

市費負担及び県費負担が有り、それぞれ配備基準を設けて、配置を進めている。

(2) 特別支援相談実績回数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
幼 児	470	552	539	790	705
児童・生徒	185	115	113	197	109

発達検査、子どもの行動観察、保護者面接等を行う「専門調査」を主要業務として行う。

(3) 静岡市就学指導委員会*審議実績件数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
審 議 件 数	1,197	1,264	1,365	1,546	1,575

年3回（6、10、1月）実施している。

(4) 巡回相談実績件数等

① 臨床発達心理士等の専門家5人による巡回相談件数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
実 施 件 数	100	139	205	203	214

小中学校からの要請に基づき学校訪問し、児童生徒観察、検査、面談、学校や保護者へのアドバイスを行う。

② 専門家チーム会議

- ・巡回相談だけでは対応の難しい事案は、「ケース検討会議」*を開催し、医療、保健福祉、教育の連携による支援を行った。
- ・医師2名、臨床心理士等有資格者4人、学識経験者2人、専門的な知識・技能を有する職員（指導主事を含む）若干名で構成され、年間6回開催した。

(5) 特別支援学級交流事業

- ・連絡協議会（4・5・7・9・2・3月） ・社会見学（6月） ・交流ゲーム大会（6月）
- ・なかよし体育大会（10月） ・中学校体験入級 ・交流持久走大会（11月）
- ・中学校区交流会（12月） ・伸びゆく児童・生徒作品展（1月） ・交流学習発表会（2月）

(6) 幼児言語教室

指導計画の見直しや教育相談時間の設定増加、お楽しみ会等の行事の実施をはじめ、静岡市特別支援連携協議会早期支援部会での情報提供を行い、待機幼児に対する対応を図った。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
指導児童数	451	489	508	520	557
待機児童数	—	146	142	194	172

特別支援教育センター内、麻機小内、南部小内、清水浜田小内の4教室合計

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 上記実績の通り、保護者及び園・学校からの要望に基づき職員が直接訪問し、丁寧に対応した。
- ② 経年・職能研修6講座12回、推薦研修2講座12回、希望研修4講座7回を開催し、今年度からは特別支援学級の教科指導力向上研修も実施し、学校訪問での指導・助言の充実を図った。
- ③ 幼稚園及び小中学校の実態を踏まえ、配置基準に基づいた適切な配置（市費負担136人）を行うとともに、研修会2回を実施した。
- ④ 特別支援学校や発達障害者支援センター等主催の研修会を各小中学校に案内したり、研修会講師や会議委員としての招聘を行った。今年度立ち上げの関係各機関が参加する静岡市特別支援連携協議会では、3つの部会を2回ずつ、本会議を2回実施し、情報交換を中心とした連携を協議した。
- ⑤ 幼児言語教室では、対応により、前年度比指導児童数を37名増加し、待機児童数を22名減少させることができた。
- ⑥ 局内会議、課内会議、校長会、特別支援教育に関する研修会の中でインクルーシブ教育システムに関する説明等を行い、基本的内容に関する周知を図るとともに、インクルーシブ教育システム構築の推進のため、昨年度に続き、中学校に2校目の発達障害対応の通級指導教室を新たに開設した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 特別な教育的支援を必要とする子どもの増加や障害の多様化により、適切な教育活動実施のために特別支援教育支援員のさらなる配置を求める学校が増加している。
- ② 障害があるなど、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに対応するために、適切な情報獲得や専門的な知識等の習得の機会、具体的な指導・助言を求める学校が増加している。
- ③ 就学先決定の仕組みの改正を主とする、改正学校教育法施行令への対応が必要である。
- ④ 幼児言語教室の待機児童数が多い。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 各園・学校の実態と、配置基準に基づいた、適切な特別支援教育支援員の配置を行うとともに、特別支援教育支援員のための研修会の充実を図る。
- ② 指導主事や巡回相談員の学校訪問による指導・助言、他機関等との連携による情報共有、特別支援学級の教科指導力向上研修、特別支援教育に関する研修会を実施し、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を図る。
- ③ 丁寧な就学相談により、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、学校や地域の状況、専門家の意見等を踏まえた、本人・保護者、学校、教育委員会の合意の形成に基づく就学先の決定を追求する。
- ④ 平成 26 年度に新たに清水袖師小学校内幼児言語教室を開設することにより、待機児童数の減少を図る。

日本語指導が必要な児童・生徒の支援事業《方向性1－大施策⑦－中施策2－事業No.30》

1 内容

日本語指導が必要な児童・生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。

- ① 通級指導＊ 3つの日本語指導センターを設置。1人あたり週1回2時間、年間33回。
- ② 訪問指導＊ 日本語初期・初級レベルの児童・生徒、または、保護者の都合により送迎ができず通級教室に通えない児童・生徒を対象とする。1人あたり、年間10回程度。1回1時間。
- ③ 適応相談＊ 母国語を話す相談員が在籍校を訪問し、保護者やその児童・生徒が新しい生活に適応するための相談（教育相談、事務手続き等）を行う。年間3回程度。1回2時間程度。ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語の5言語に対応している。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

近年の動向を見ると、日本語指導が必要な児童・生徒については、市街地から離れた地域に散在する人数が少しずつ増加している。そして、その当該児童・生徒が訪問指導を希望する事が多い。これに対して、保護者や学校側が通級指導と訪問指導の特質を十分理解していないことや、保護者の地理的な把握の浅さなどが影響し、適切な指導に結びついていないことが課題としてあげられる。

訪問指導は1人あたり最高でも10時間までの指導である。訪問指導は、日本語の習得が中級レベルに近い児童・生徒であれば、学校生活への適応の手立てとして効果はあるが、初期・初級の児童・生徒にとっては十分な指導とはいえない。このような実態を踏まえて、当該児童・生徒の実情に合わせた効果的な指導を行うためには、通級指導と訪問指導の内容について保護者や学校側の理解を図ることや、当該児童・生徒の日本の生活歴や家庭環境などに配慮する必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 教育委員会と日本語指導センターが、本人の学習や家庭の状況を十分に把握しながら支援計画を立てる。そして、学校や保護者と情報交換を図りながら、当該児童・生徒とその保護者を支援していくようにする。
- ② 日本語指導センターにおける参観会等の場を活かし、当該児童・生徒についての課題の洗い出しを行う。そして、その課題に対する支援の仕方について、センター指導員、保護者や学校と共通理解を図り、指導に活かしていく。その他、保護者や学校の求めに応じて、他の関連機関等と連携を図り支援する。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) 通級指導・訪問指導・適応相談の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通級指導児童・生徒数	55人	64人	69人	66人	65人
訪問指導児童・生徒数	35人	32人	34人	26人	26人
適応相談児童・生徒数	10人	15人	9人	8人	8人

(平成26年3月31日現在)

(2) その他の支援活動等

- ・日本語指導センター入級申請や学校や保護者からの相談に応じて、当該児童・生徒とその保護者を支援するための教材及び支援冊子、学校からの諸通知の翻訳集を配付する。
- ・「保護者参観会」と「担任参観会」の実施：日本語指導センターでの授業参観及び指導員との懇談を通じて、児童・生徒の理解に努め、日々の学校生活上の諸問題の解決に資する。
- ・日本語指導センター通級状況報告書及び訪問指導実績報告書を学校に提出：日本語指導における児童・生徒の学習状況等を学校に報告し、日本語教室と学校が連携して支援を行うようにする。
- ・「高校進学ガイダンス」の実施：当該児童・生徒とその保護者に、高等学校に進学する意義や日本の入学者選抜の仕組み、高校生活の様子等について理解を図る共に、進学への意識を向上させる。
- ・「日本語指導支援学生ボランティア派遣」：NPO法人ONES（静岡大学）及びニョッキ☆（静岡県立大学）と連携し、両大学の学生を日本語指導支援学生ボランティアとして派遣する。
- ・来年度就学予定の幼児の保護者や幼稚園、学校等からの相談に応じて、市内の日本語教室の紹介や就学時検診、入学説明会等での適応相談員の派遣を行う。
- ・「静岡市日本語指導が必要な児童生徒の受入状況調査」を実施する。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 毎月末に行っている教育委員会担当者と日本語指導員との報告会等での情報を元に、以後の指導のあり方について学校と連絡をとって共通理解を図った。また、日本語の習得状況に合わせて指導時間や指導員の配置を工夫するなど、個に応じた指導計画を進めることができた。
- ② 当該児童・生徒の課題の洗い出しとその支援については、毎月末に行っている指導報告会や日本語指導センターにおける参観会等だけでなく、「静岡市日本語指導が必要な児童生徒の受入状況調査」も実施し、幅広い視点で課題を捉えて支援活動をした。

家庭で大きな問題を抱えている生徒・保護者に対しては、学校、教育委員会の生徒指導担当主事や児童相談所など他の関連機関を交えて支援対策会議を開催し、今後の指導計画を立てて対処した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 本年度、国が日本語指導の新たな指針として、「特別な教育課程の編成・実施」の制度を設けた。国が求める基準を本市の支援体制に照らし合わせると、まだまだ基準に達していない。
- ② 本市の当該児童生徒は少数散在型で、わずかではあるが年々増加傾向にあり、支援のニーズは高まっている。しかし、少数散在型であるため教員の加配措置の対象とならず、結果として、日本語指導センター事業の支援に頼るところが大きくなってしまっている。現在の日本語指導センター事業の予算では、支援体制に限界があり、指導を十分に受けられない者も少なくない。
- ③ 日本語指導センターの支援に限界があるため、教員が当該児童・生徒の受入や支援の仕方について、十分に研修して認識を深め、学校における指導体制を改善する必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 当該児童・生徒が在籍する学級担任等の学校代表者及び、日本語指導センター指導員を対象にした、「日本語指導担当者会」を実施する。当該児童・生徒の受入体制や日本語指導、日本語指導センター指導員との連携について研修を行い、今後の本市における帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育の基礎を築く。
- ② 国の「特別な教育課程の編成・実施」の趣旨をふまえた、今後の日本語指導センター事業計画を『日本語指導センター事業検討委員会』の開催や、日本語指導センターでの学級担任との懇談会等を通して立案する。

学校応援団推進事業 《方向性2—大施策①—中施策1—事業No.31》

1 内容

子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により学校を応援する体制を整える。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 本部コーディネーターが、ブロック内の各校における活動についても指導や調整等の役割を果たしていくことができるよう、その力量を高めていく必要がある。
- ② 拠点校における活動を、その他の学校にも着実に広げていくためには、特に活動の中心となる地域の人材を確保・育成していく必要がある。
- ③ 学校によっては、事業についての理解が十分でない。一層の情報発信に努め、学校への事業説明や地域本部コーディネーター紹介等の機会を増やし、教職員や学校評議員の理解を深める必要がある。
- ④ 消耗品費の活用状況は93%であり、一部の学校で活用しない学校があった。各小中学校に本事業の周知を徹底し、更なる応援団活動の活性化を図る必要がある。

(2) 平成25年度目標

- ① 地域本部コーディネーターを対象に、情報交換や活動視察等を含めた実践的な研修を実施する。
- ② 活動の中心となる地域の人材を確保・育成するため、ブロック内の各校に対し広報活動や人材リストの作成等を通して働きかけをするよう、地域本部コーディネーターを指導する。
- ③ 各学校が、地域本部コーディネーターからの働きかけに応じて、地域人材の確保や地域への情報発信等に積極的に取り組み、応援団活動を充実させるよう、支部教頭研修会等を通して周知するとともに、学校応援団だよりやリーフレットを作成・配布して活動例の紹介等を行う。
- ④ 年度末に全小中学校の教員を対象とするアンケートを実施し、学校応援団事業への満足度80%以上をめざす。
- ⑤ 清水江尻小学校において、「静岡市版コミュニティ・スクール研究事業」を実施し、学校と家庭・地域の連携のあり方等について研究成果を公表する。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) これまでの経過

平成19年度 関係各課による検討委員会を立ち上げ、方針や研究校等を検討

平成20年度 研究校3校（小学校）による実践研究（横内、長田西、清水有度第一）

平成21年度 実践校13校（小学校）において学校応援団事業を開始

（井宮北、横内、西奈南、賤機南、南藁科、中田、南部、長田西、清水有度第一、清水、清水江尻、清水興津、蒲原東）

平成22・23年度 中学校3校が加わり実践（観山、城山、清水第五）

平成24年度

- ① 市内13の各ブロックに拠点校1校を指定。拠点校に学校支援地域本部を設置し、ブロック内の他校の取組を支援。

【拠点校】井宮北小、横内小、賤機南小、南藁科小、観山中、中田小、南部小、長田西小、清水有度第一小、清水小、清水江尻小、清水興津小、蒲原東小

※関係各課による検討委員会及び作業部会を設置し、拠点校の決定や事業の企画立案等を実施

- ② 各小中学校に対し、活動に必要な消耗品購入のための財政的支援を実施

- ③ 外部有識者等による地域教育協議会を設置し、事業に係る指導・助言、成果の普及などを実施。

(2) 平成25年度

平成24年度の取組のほかに、平成25年度から「静岡市版コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の研究として、清水江尻小学校に学校運営協議準備会を設置し、地域住民等が学校運営に参画・協働する体制づくりを進めている。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 地域本部コーディネーター研修会（全4回）の開催により、ブロック間の活動情報の共有及び地域本部コーディネーターの積極的な活動視察を行うことができた。
- ② 地域本部コーディネーターが各ブロック内の学校に「学校応援団ブロックだより」による広報活動を通して特色ある活動を紹介することにより、各学校におけるボランティア活動が充実してきたとともに、活動の中心的な役割を担う地域人材を確保している学校も見られた。
- ③ 地域本部コーディネーターが各支部教頭会やPTA会合等でブロックだよりやリーフレットを活用した活動の紹介により、ボランティア活動が充実してきている。
- ④ 年度末の教員対象アンケートによると、学校応援団事業への満足度は、小学校で92%、中学校で93%であった。
- ⑤ 清水江尻小学校では、「学校運営協議準備会」を中心とした家庭・地域等による学校運営への参画・協働体制が確立し、家庭や地域と連携した各教育活動が展開されている。

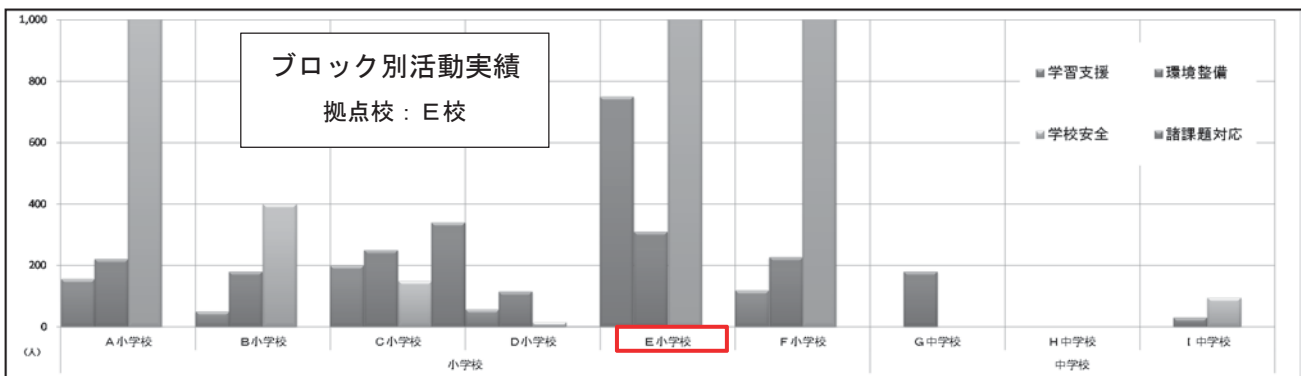


5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 同じブロック内であっても学校によって、ボランティア活動の実施状況に差が見られ、学校を支援する地域人材の発掘及び育成する体制づくりが不十分である。（下図「ブロック別活動実績」参照）
- ② 「学校運営協議準備会」及び「支援部会」の発足により地域住民等との協働体制は整ってきたが、学校組織（校内分掌）とリンクした効率的な運営により、保護者・地域住民等が学校運営に参画し協働する体制づくりをより一層推進し、その成果を全小中学校に発信する必要がある。



(2) 平成 26 年度の目標

- ① 学校応援団推進事業においては、地域本部コーディネーターが各ブロック内の学校訪問を積極的に行うとともに、拠点校以外で希望する学校に配置した「学校応援団連絡係（仮称）」と連携し、学校支援ボランティア活動の活性化及び地域人材の発掘に努める体制づくりを進める。

※ボランティア活動参加者延べ人数【目標値】：（小学校1,000人以上）50%（中学校200人以上）40%）

※教職員及び地域住民対象のアンケート：「学校と家庭・地域との連携」実現度80%以上

- ② 静岡市版コミュニティ・スクール研究事業においては、文科省補助事業として、清水江尻小学校で「学校運営協議会制度」の実践研究を継続し、校内分掌とリンクした学校運営協議準備会を中心とした地域住民等の参画・協働体制の在り方について研究を行う。また、その研究の取組の成果を市内全小中学校に発信し、今後の導入拡大について検討する。

※「静岡市版コミュニティ・スクール研究推進フォーラム（仮称）」平成27年1月23日（金）開催予定

学校給食施設整備事業 《方向性2—大施策①—中施策2—事業No.32》

1 内容

西島学校給食センターのPFI*手法による建替え及び両河内学校給食センターに引き続き、西部学校給食センター、北部学校給食センターの改修及び清水区に2センターを建設し、学校給食施設整備を進める。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

① 北部学校給食センターの整備推進

ア 平成26年4月の西部学校給食センター再稼働に合わせて休止し、整備を進める。

イ 市PFI検討会の審議に基づき、PFI手法の導入可能性調査を実施し、調査結果から、PFI導入の適否を的確に判断する必要がある。

② 西部学校給食センターの再稼働にかかる諸準備

今後調理・配送等委託契約の締結など、再稼働にむけた準備をする。

(2) 平成25年度の目標

① 北部学校給食センター整備の推進

PFI導入可能性調査を実施し、経営会議等の審議を経て整備手法を決定する。調査結果及び整備手法について、ホームページで公表する。

② 西部学校給食センターの再稼働準備の完了

平成26年4月の稼働に向けて、平成25年12月までに調理設備の試験運転を、平成26年3月に試験調理を、それぞれ実施し、全ての機器の試運転・作業手順等の確認を完了する。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) 学校給食センターの整備状況

センター名	H22年度	23年度	24年度	25年度	備考
両河内 (新設)	4月 供用開始				
西島 (改築)	9月 供用開始				
丸子 (改修・旧西部学校給食センター)	7月から 休止	《実施設計》 H24.2完了	《改修工事》 H25.2着工	竣工H25.12 《試運転・試験調理》	名称変更 旧施設名「西部学校給食センター」 新施設名「丸子学校給食センター」
北部 (改築)				《PFI導入可能性調査》 H25.5 《PFI導入決定》 H25.10	整備のため、H26年度から休止する。休止中は中吉田学校給食センターから配送する。H30年度に再稼働予定。

(2) 丸子学校給食センター（旧：西部学校給食センター）整備の推進

改修工事にかかる実施設計 (平成24年2月)

改修工事及び調理用備品調達にかかる契約の締結、工事着工 (平成25年3月)

竣工、調理機器の試運転 (平成25年12月)

- 試験調理(調理作業等手順の確認) (平成26年3月)
 供用開始 (平成26年4月)
- (3) 北部学校給食センター整備の推進
 改築にかかるPFI導入可能性調査の実施 (平成25年5月)
 静岡市経営会議におけるPFI導入の決定 (平成25年11月)

市街地学校給食センター

(平成25年5月1日現在)

名称 区分	東 部	北 部	中吉田 (丸子代替)	西 島
所在地	葵区東瀬名町	葵区門屋	駿河区中吉田	駿河区西島
開 設	昭和48年5月	昭和53年9月	平成19年4月	平成22年8月
給食校数	小11校 中4校 1日 9,267食	小16校 中8校 1日 8,378食	小13校 中5校 1日 10,390食	小11校 中6校 1日 9,651食

小規模学校給食センター

(平成25年5月1日現在)

名称 区分	藁 科	井 川	梅ヶ島小学校 給食室	両河内	庵 原	由 比
所在地	葵区大原	葵区井川	葵区梅ヶ島	清水区和田島	清水区庵原町	清水区 由比町屋原
開 設	昭和59年4月	昭和43年11月 (平成11年4月 建替)	昭和37年4月 (昭和60年10月 改築)	平成22年3月	平成9年4月	平成12年3月
給食校数 及び食数	小5校 中2校 1日 324食	小1校 中1校 1日 29食	小1校 中1校 1日 59食	小6校 中2校 1日 640食	小1校 中1校 1日 788食	小2校 中1校 1日 713食

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- (1) 北部学校給食センター整備の推進
 同センターの改築整備にかかるPFI導入可能性調査の結果を受け、静岡市経営会議で審議し、PFI方式の導入を決定した。決定内容及び調査結果について、ホームページで公表した。
- (2) 丸子学校給食センター(旧：西部学校給食センター)の再稼働準備の完了
 平成26年4月の稼働に向け、改修工事を完了し、調理・配送等受託事業者を選定した。また、調理設備の試験運転及び試験調理を実施し、作業手順等の確認を全て終了した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

- (1) 平成25年度末における課題
- ①北部学校給食センター整備の推進
 PFI導入にかかる要求水準書策定に関し、撤去工事及び光熱水費の支払主体や責任分担等について検討を進める。
 - ②清水区における学校給食センターの検討
 - ③異物混入の再発防止策の徹底
- (2) 平成26年度の目標
- ①北部学校給食センター整備の推進
 PFI事業アドバイザリー契約の締結(平成26年6月)、要求水準書案の作成(27年1月)
 - ②清水区における学校給食センター整備の検討
 静岡市第3次総合計画の策定作業において、整備に関する検討を行う。
 - ③異物混入の再発防止策の徹底
 設備の老朽化等に留意し、日常的に部品脱落等安全確認を徹底するほか、調理機器の動作点検や予防的修繕を実施する。

放課後子ども教室推進事業 <<方向性2－大施策①－中施策3－事業No.33>>

1 内容

放課後児童クラブ整備対象外の小規模小学校で、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、地域・学校・行政の三者連携により、学校施設を活用し、子どもたちの様々な体験学習や異世代間交流等の「学びの場」を提供する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 放課後子ども教室のねらいの1つには、異学年交流による集団遊びを通じて社会性を育むなどの観点がある。既実施校では、各小学校に地域で実行委員会を形成し、放課後子ども教室を実施しているが、今後拡充していく中で、児童数が5人に満たないような、特に小規模校*での実施に関しては、これまでの実施形態では対応できないことが想定される。従って、今後整備を進めていく中で、学校や地域の実情を具体的に把握し、どのような形態で実施していくのが効果的なのか、継続的に検討していく必要がある。
- ② 継続的な課題として、コーディネーターの後継者育成と教育活動サポーターの人材確保を図る必要がある。

(2) 平成25年度目標

- ① 放課後児童クラブが整備されていない、中山間地域の小規模小学校12校において、学校・地域の実情を踏まえ、放課後子ども教室を計画的に実施する。
- ② 特に児童の少ない学校において放課後子ども教室を実施する場合の仕組みについて、検討する。
- ③ コーディネーターの後継者育成と教育活動サポーターの人材確保を図る。

<<実施予定校>>

継続校 10校（松野小・玉川小・大河内小・清水小河内小・清水宍原小・賤機中小・清沢小・中藁科小・清水和田島小）
新規校 2校を予定

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 放課後子ども教室の拡充

平成20年度より放課後子ども教室推進事業を実施し、以下の通り実施校を拡充している。なお、この事業については、各地域（学区）内において実行委員会を組織し、教室の運営を行っている。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施校	平成20年度実施校 (松野小・玉川小・大河内小) +清水小河内小 +清水宍原小	平成21年度実施校 +賤機中小 +清沢小	平成22年度実施校 +中藁科小 +清水和田島小	平成23年度実施校 +水見色小	平成24年度実施校 +大川小 +梅ヶ島小
校数	5校	7校	9校	10校	12校

(2) 放課後子ども教室リユース活動

放課後子ども教室では、活動の中で必要となった消耗品や、遊び道具、机椅子などの備品について、新しく購入する前に、庁内ネットワークの掲示板にて他課や家庭に不要となっているものがないか呼びかけ、新たに購入せず、必要品を配布する取り組みを実施し、ボードゲームや長机などを譲り受け、経費節減ができた。この取り組みは随時実施する。

(3) コーディネーターおよび実行委員への指導助言

定期的に学校への訪問を行い、放課後子ども教室の運営に関することやこれに伴う事務・会計についての指導・助言を行った。また、応急手当の実践など児童の安全管理に関する研修や、子どもの発達段階ごとの特色など子どもへのアプローチについての専門的な研修を実施し、また教室の運営に関しての情報交換会を実施した。

(4) 静岡市における総合的放課後児童対策の調整

静岡市における放課後児童対策事業の所管課と各事業の進捗及び方針の確認・検討を行っている。平成25年度には、他学区と合同の児童クラブが遠く通いづらい場所にあった由比北小学校を、子ども未来課との調整の上、放課後子ども教室の整備対象校とした。今後、実施に向け学校及び地域と調整を図る。

《活動風景》



4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ①平成 24 年度実施校である 10 校で引き続き実施するとともに、新たに大川小学校、梅ヶ島小学校を加え計 12 校において放課後子ども教室を実施した。
- ②特に児童の少ない学校で放課後子ども教室を実施する場合について、放課後子ども教室の目的の一つでもある、集団遊びや異学年交流を効果的に体験させるため、隣接学校の放課後子ども教室への参加や、広域的な放課後子ども教室の開設など、様々な方向から検討を行ったが、課題が大きいため、今後も検討を継続する必要がある。
- ③コーディネーター及び教育活動サポーター（特に会計担当者）の後継者については、活動していく中で、適性のある人材が見つかった場合、交代前から協働して役割をこなしていくなど、スムーズに引き継ぎの行える方法について助言した。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ①特に児童の少ない学校での放課後子ども教室を実施する場合について、放課後子ども教室の目的の一つでもある、集団遊びや異学年交流を効果的に体験させるためには、単独校での教室開設ではなく、隣接学校の放課後子ども教室への参加や、広域的な放課後子ども教室の開設など、新たな教室開設のための課題解決について更なる検討が必要である。
- ②研修会の際にコーディネーターより、他校の活動見学や、活動実績（イベントなど）の紹介をしてほしいとの要望があったが年度内に実現できなかったため、来年度より取り組む予定である。

(2) 平成 26 年度の目標

- ①児童クラブが整備されていない、新規 1 校を含む中山間地域の小規模小学校 13 校において、地域や学校などの実情を踏まえながら、計画的に放課後子ども教室を実施する。
- ②コーディネーターからの希望である他校の見学や活動紹介を実施するとともに、平成 25 年度より開始した教育活動サポーターへのアンケート（年 1 回）を継続的に実施し、これまでも実施してきた児童・保護者・学校関係者のアンケート結果と共に記録して、教育活動サポーターの感想や意見なども把握していきたい。

情報モラル教育の推進 <方向性2－大施策①－中施策4－事業No.34>

1 内容

各小・中学校を通してすべての子どもたちと保護者あてに「携帯電話アンケート」を実施し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」の啓発に努めるとともに、各学校では、関係機関から講師を招いて講話を受けるなどしながら、各教科等を通して「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」の育成を図る。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 5年間の「携帯電話アンケート」調査結果の集約及び浮き彫りにされた課題（小学生の保護者に比べ中学生の保護者の方が、子どもとのルールを決めていなかったり、子ども任せにしていたりする割合が高いなど）以外に、インターネット利用時間の増加やネット依存による生活習慣の乱れが問題化してきている。また、スマートフォンの使用により、ソーシャルゲームやアプリ、メールなどでのコミュニケーション、音声や映像などのデジタルコンテンツの閲覧などをすることによって、利用時間が長時間になることや、いじめにつながる書き込みをするなどの問題が起きている。
- ② いじめ問題の未然防止にもつながる情報モラルの育成にさらに力を入れていきたい。各学校で具体的に取り組むための働きかけを検討し、指導・助言を行いたい。

(2) 平成25年度の目標

- ① 5年間の「携帯電話アンケート」調査に替えて、上記の課題に合った調査を、専門家から助言を得て作成し実施する。PTAや家庭教育学級と連携して、保護者向けの啓発、指導を図る。
- ② 「静岡市の情報モラル教育」の取組内容を教育課程に位置付けて指導するように、各学校の情報化推進担当を通して周知を図る。生徒指導担当者会や学校・関係機関に係る研修会、静岡市中学校・警察連絡協議会などにおいても、「いじめ防止対策推進法」に基づき、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。インターネットによるいじめ防止を推進するために、警察署員による「インターネット環境における非行・被害防止教室」、総務省のe-ネットキャラバンのような講座の開催を働きかける。また、情報モラル教育に関する実践状況調査を実施し、推進する。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 「携帯電話アンケート」調査に替わる新たな内容のアンケートについて

インターネットに接続可能な機器は、従来からあるパソコンや携帯電話だけでなく、スマートフォンや携帯ゲーム機の普及によって多様化している。子どもたちの実態を調査するため、情報モラルに関する新たなアンケートの原案を作成し、警察関係者、医療関係者、保護者代表、情報通信関連の業務従事者等の専門家の助言を得て、内容の充実を図った。アンケートは、「通信機器に係るコミュニケーション調査」として、平成26年度に実施する予定である。

(2) 情報モラル教育に関する知識を深め、関係機関との理解の共有化を図るための研修会等の実施

◎第1回静岡市立小・中学校生徒指導担当者会（平成25年4月25日）

参加者：生徒指導主任・主事129名

◎第1回静岡市中学校・警察連絡協議会（平成25年6月5日）

参加者：校長10名、生徒指導主事43名

◎学校・関係機関に係る研修会（平成25年6月14日）

参加者：教頭123名

◎第2回静岡市立小・中学校生徒指導担当者会（平成25年8月19日）

講演「いじめや犯罪と隣り合わせのインターネット」

参加者：生徒指導主任・主事の129名

◎警察署員による「インターネット環境における非行・被害防止教室」

実施校：小学校34校、中学校33校

◎総務省のe-ネット被害防止講座を活用した授業 開催校：14校

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ①「携帯電話アンケート」調査に替わる新たな内容のアンケートについて
 - ・警察関係者、医療関係者など各方面の専門家の助言を得て、新たなアンケートの原案を作成した。
 - ・PTAの母親委員会や健全育成大会等において、インターネット利用についてのアンケートを行って実態の把握に努めたほか、子どもたちの携帯電話やスマートフォンの適切な利用環境について、啓発活動を行った。
- ②教育課程に位置づけた情報モラル教育の推進及びインターネットによるいじめ防止対策について
 - ・教科・教科外担当者会を通じて「静岡市の情報モラル教育」の重要性を訴え、各校が取組内容を教育課程に位置付けて必ず実践するように指導した。
 - ・学校でインターネット被害防止講座を開催するよう働きかけ、各校でインターネットに係る問題から児童生徒を守ることを目的とした授業を実施した。
 - ・あらゆる会合の機会を捉えてインターネットトラブルの現状を生徒指導関係者に伝え、担当者の緊張感と危機感を高めるとともに、具体的な対策を示して対策の強化を図った。
 - ・24校の中学校が、学校ネットパトロールを実施した。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ①携帯電話やスマートフォン、パソコンだけでなく、ゲーム機や音楽プレイヤー等の多様な通信機器を利用してインターネット上のコミュニケーションを取る子どもが増加している。また、ネットパトロールができないソーシャルネットワーキングシステム（SNS）等の新しい問題も起きている。長時間利用や不適切な利用による「ネット依存」、誹謗・中傷などの「ネットいじめ」、なりすまし・ネット詐欺などの「ネット被害」等を未然に防ぐために、利用状況の実態を把握する必要がある。把握した実態から重点的に取り組むべき事柄を明確にし、生徒指導や情報モラル教育の具体的な手法を学校に提案することが重要である。
- ②「静岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づいて、市・学校・保護者・地域が協力してインターネットによるいじめ防止対策を推進することが重要である。

(2) 平成26年度の目標

- ①教育委員会は「通信機器に係るコミュニケーション調査」を7月から9月に実施し、課題分析を行い、11月に指導すべき内容を学校に提示し、12月に保護者・地域向けリーフレットを配布する。
- ②学校は、社会科や保健体育、道徳などの教科等で、一方的に知識や対処法を教えるだけでなく、児童生徒が自ら考える活動を重視して、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度、判断力を育てる。
- ③教育委員会は、校長会、小・中学生指導担当者会、中学校・警察連絡協議会等の場で、「静岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づくインターネット上のいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するよう、関係職員等を指導する。
- ④教育委員会は、保護者向けの研修会やリーフレットで、保護者にインターネットの2面性（利便性と危険性）について伝え、ネット依存やネットいじめ等から子どもを守るようにする。

図書館資料整備事業 <方向性2－大施策④－中施策3－事業No.35>

1 内容

図書館の資料（本・雑誌・AV資料）を整備し、子どもの読書活動推進や市民の図書館利用促進を図る。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

所蔵資料のデジタル化や電子書籍についての研究・調査も含め、時代のニーズにあった図書館のあり方を考えていく。また、年齢に関係なく誰もが図書館に来てもらえるように創意工夫を行う必要がある。

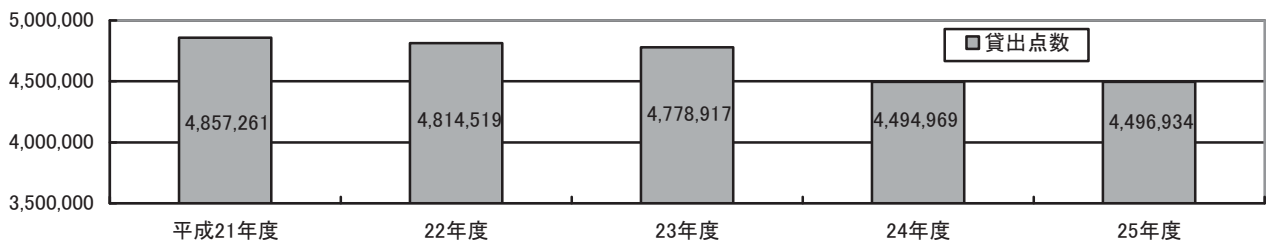
(2) 平成25年度の目標

- ① 貸出点数 5,067,000点
- ② 美術館等他の公共施設と連携し、情報発信することにより、利用者の拡大に努めていく。
- ③ 時宜に合った書籍の特集や展示、好評を得ている地域学や成人対象の講座の継続実施などにより、利用者の知的ニーズに対応する。
- ④ 静岡市だけが所蔵しているものも多数含まれる徳川文庫（清水中央図書館所蔵）の一部をデジタル化するとともに詳細目録を作成し、平成27年度の徳川家康公400年顕彰に合わせてデジタルライブラリーとして公開する等の対応をする。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

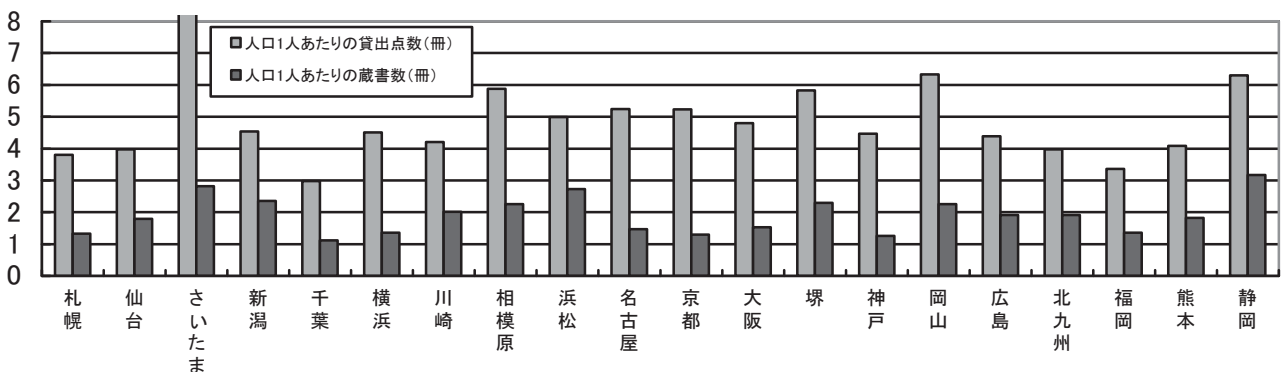
(1) 個人貸出点数推移



(2) 平成24年度政令指定都市20市の比較のうち

(日本の図書館2013より)

人口一人当たりの貸出点数 6.30点 (第3位) 人口一人当たりの蔵書数 3.17冊 (第1位)



(3) 「ブック通（ツー）リスト」の発行

調べ学習等でよく挙がるテーマ40項目について、参考になりそうな資料や施設の案内等調べ方を記したリーフレット「ブック通（ツー）リスト」を、小学校の教諭のアドバイスを得ながら作成した。「ブック通（ツー）リスト」は、校長会で周知して、全小中学校に配布し、活用を促した。また、市立の各図書館にも「ブック通（ツー）リスト」のコーナーを設置するほか、ウェブサイトにも掲載し、広報に努めた。

これに加えて、調べ学習に必要な百科事典の貸出も始めるなど、学校との連携を深め、子どもの学びへの支援を拡充した。

4 平成 25 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 貸出点数は 4,496,934 点であり、計画策定当初の目標を下回った。
- ② 静岡市美術館や芹沢銈介美術館、清水エスパルス、JC（静岡青年会議所）、県立特別支援学校等幅広い機関との連携を図った。美術館の展覧会では「はじめての美術 絵本原画の世界 2013」に際して希少な絶版本を貸出し、「没後 100 年 徳川慶喜展」では清水中央図書館で保管している徳川文庫の一部資料を提供、また両展覧会期間中、図書館全館で関連展示や特集を組み、市として一体感を持った情報発信を行った。市以外の機関とも、作成した展示物の図書館内の掲示や、機関に出向いての図書館の宣伝や読み聞かせ等を行った。
- ③ ②のように市美術館での展覧会に合わせた展示や特集を企画した他、静岡県で推進していた海外交流支援事業（韓国・台湾）や県内書店と県立図書館が企画した静岡書店大賞等に関連した特集等も催した。また、児童・成人対象の講座等も継続して実施している。
- ④ 平成 27 年度に徳川文庫の一部をデジタルライブラリーとして公開するため、25 年度から 26 年度の 2 か年に渡る参考図書調べ、解説文作成等の準備作業のうち、約半分の作業工程を行った。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 貸出点数及び入館者は、平成 24 年度実績を上回り、数年来の減少傾向に歯止めをかけることができたが、目標には到達しなかった。
- ② 建築年数が 20 年を超える施設が 5 館あり、建物本体、建築設備において、施設の大量更新時代の到来を迎えており、これらにかかる維持管理費用の増大が大きな課題となっている。
- ③ 国立国会図書館で著作権の切れた資料の電子データ作成・送信が開始される等、電子書籍や紙資料の電子化が浸透してきており、本市でも電子化への対応が望まれる。
- ④ 平成 25 年の全国学力・学習状況調査国語分野において、静岡県の小学生は読解力に弱点がある傾向が明らかとなった。図書館が果たすべき役割が大きくなっていると捉えている。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 成人対象講座の充実やフェスティバル等で新たな来館者を呼び込んだり、ボランティアを増やす等でも利用者を増やし、貸出数の拡大を目指す。
- ② 都市局建築部等と協議して、公共建築物の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図る。
- ③ 平成 27 年度の徳川家康公 400 年顕彰の一つとして、引き続き徳川文庫のデジタルライブラリー化を行う。
- ④ 子どもの読解力向上の基盤となる読書習慣の定着に向けた取組として、学校と連携し、教室に教科書で紹介している図書を中心に選書した「ちょい読み文庫」の設置を試行する。併せて、ブック通リストの改訂版の作成などを適宜行い、調べ学習への支援を一層強化する。

学校施設整備事業 《方向性3－大施策①－中施策1－事業No.36》

1 内容

子どもたちが一日の大半を快適に過ごすため、校舎の改修やトイレフレッシュを行う。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、計画に基づいた学校施設の整備を行う。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

- ① 東日本大震災の被害状況を受け、改めて学校施設の防災機能の強化が求められており、構造保全事業の重要性が増している。また、トイレフレッシュ事業は学校施設の避難所機能の向上に繋がるため、早期実施が望まれる。
- ② 建設後数十年を越えた多くの学校施設が、改築又は大規模改修の時期を迎えており、構造保全事業やトイレフレッシュ事業等を包括した中長期的な施設整備計画の策定が必要となっている。

(2) 平成25年度の目標

- ① 現在の第2次静岡市総合計画に基づき、計画的に施設の整備を進める。
- ② 計画的な施設の整備を図るため、次期の第3次静岡市総合計画に登載できるように、学校施設整備計画の策定をめざす。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) 耐震対策事業

- ① 校舎等の改築・耐震補強工事により、平成21年度までに全ての学校施設において、文部科学省の補助基準*（Is値0.7以上）の耐震性能を達成
- ② 構造保全事業として賤機北小学校（校舎1棟）の補強工事を実施
- ③ 非構造部材の耐震対策として、中学校4校の武道場の天井落下防止対策工事（吊天井の撤去）を実施。同様の対策が必要な小・中学校26校の工事費を確保（補正予算）

(2) 学校施設の老朽化対策

- ① トイレフレッシュ事業を延べ16校で実施
- ② 校舎屋上防水改修工事、プール改修工事、その他施設工事を順次実施
- ③ 校舎・体育館等の外壁打診点検を実施し、落下の恐れのある個所について緊急修繕を実施

(3) 学校施設整備計画の策定

- ① 計画の策定へ向け、資料収集やデータ整理を行い、基本的な考え方をまとめた。

(4) 防災対策

- ① 津波避難ビルに指定された校舎について、塔屋があって避難が可能な校舎の屋上に転落防止柵を設置
- ② 周辺に避難可能な建物が無い清水駒越小学校に、津波避難階段を設置

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
改築・耐震補強・構造保全事業	(改築・耐震補強) 全校達成	(構造保全) 賤機北小1棟			
非構造部材の耐震改修					(天井落下防止) 大里中他3校
トイレリフレッシュ事業		清水船越小 他6校	東豊田小 他2校	清水入江小 他2校	清水高部小 他2校
校舎屋上防水改修工事	清水第一中	賤機北小 他9校	南部小 他4校	足久保小 他8校	清水興津小 他4校
プール改修工事	清水庵原小 他1校	清水江尻小 他7校	高松中 他1校	川原小 他4校	新通小 他5校
外壁打診点検・改修				新通小 他32校	賤機北小他57校 (園・教職員住宅)
防災対策工事			(転落防止柵) 長田南小他7件		(避難階段) 清水駒越小
その他の改修工事	松野小 他10校	清水高部小 他9校	服織小 他21校	長田西小 他9校	中島小 他15校



武道場の天井(改修前)



武道場の天井(改修後)

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① トイレリフレッシュ事業、校舎屋上防水改修工事、プール改修工事、外壁打診点検・改修工事等を実施するとともに、災害時の避難場所としても使用される武道場や体育館の天井落下防止について総合計画の実施計画に追加し、工事を実施した。
- ② 計画的な施設の整備を図るため、次期の第3次静岡市総合計画に登載できるように、学校施設整備計画の策定にあたり、企画部局と調整を図った。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 老朽化した学校施設を計画的に改修していく必要がある。
- ② 建設後数十年を越えた多くの学校施設が、改築又は大規模改修の時期を迎えており、構造保全事業やトイレリフレッシュ事業等を包括した中長期的な施設整備計画の策定が必要となっている。
- ③ 教育施設であるとともに、災害の際には地域住民の避難場所ともなる武道場や体育館について、天井の落下防止対策工事を早急に行う必要がある。

(2) 平成26年度の目標

- ① トイレリフレッシュ事業3件、校舎屋上防水改修工事3件、プール改修工事1件、外壁打診点検・改修工事2件等を実施する。また、森下小学校校舎改築のための実施設計を行う。
- ② アセットマネジメントの基本方針を踏まえながら、学校施設整備計画を策定する。併せて、第3次総合計画への登載を行う。
- ③ 小・中学校26校の武道場や体育館の天井落下防止対策工事を、平成26年度中に完了する。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 《方向性3－大施策①－中施策2－事業No.37》

1 内容

小学校を中心に、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、スクールガードリーダー*による子どもの安全確保のための巡回指導を実施するとともに、地域の学校安全ボランティア*への指導を行い、連携を取り、協力しながら地域ぐるみで安全確保に努めている。また、学校安全ボランティアの活動を支援するための講習会を開催する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

《Plan》

(1) 平成24年度末における課題

平成17年度から始まったスクールガードリーダーは、学校安全体制基盤が整い平成24年度をもって終了した。今後は、これまでのノウハウを生かし、各校の実情に応じて組織している学校安全ボランティアを中心に防犯活動を行っていく。地域の協力者の増加が犯罪の抑止力となるため、学校応援団との連携等により、学校安全ボランティアを増やすとともに、その核となる人材の育成を図っていく。

(2) 平成25年度の目標

- ① 各校においては、学校安全ボランティアを増やし、併せてボランティアの核となる人材を確保・育成するため、教頭を中心に、地域への働きかけに努める。また、学校と学校安全ボランティアの役割分担を明確化するなどして活動の充実を図る。
- ② 交番や派出所との連携を深め、不審者や危険箇所等の情報を交換・共有する。また、市職員による青パトの活動を通して、地域の情報を積極的に取り入れる等、学校安全を支えていく。
- ③ 子どもひなん所を増やし、地域のひなん所の場所や利用方法等を児童生徒に周知する。

3 平成25年度までの取組内容

《Do》

(1) スクールガードリーダー及び学校安全ボランティアによる活動状況（隔年調査）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
スクールガードリーダーによる小学校巡回校数	86校	65校	65校	65校	0校
業者委託巡回校数	0校	21校	21校	21校	0校
学校安全ボランティア実施校数		67校		72校	77校

学校安全ボランティア等の調査は隔年で行っている。スクールガードリーダー事業は平成24年度で終了したため、平成25年度のスクールガードリーダーによる小学校巡回校数および業者委託巡回校数は0である。その後の各校の実態を把握するために、25年度にもアンケート調査を行った。

① 平成25年度の学校安全ボランティアについて

市立小学校86校のうち77校において学校安全ボランティアが活動している。主にPTAや老人会、交通安全協会などが、登下校時に交差点など通学路の危険箇所に立って子どもたちを見守り、安全確保を図っている。その総数は6,461人である。また、毎日活動している学校は65校である。

② スクールガードリーダー終了後の活動の変化について

平成24年度まで活動した方が、引き続き学校安全ボランティアとして活動している……………5校
 PTA等を通して学校安全ボランティアの増員を呼びかけた……………10校
 平成24年度よりも交通安全指導や地域巡回等を自校の教職員に依頼することが増えた…17校
 平成24年度までの実績を基盤に校内の安全体制が整備された……………33校

(2) 子どもひなん所の数の推移（隔年調査）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもひなん所総数		31,527箇所		31,171箇所	31,356箇所
子どもひなん所ステッカー配付数	611枚	731枚	1,640枚	455枚	567枚

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

① 各校の実情に応じて学校安全ボランティアを増員し、下校時刻を示す日課表を配付して下校時の見守りを依頼するほか、地域の交番や防犯パトロールとの連携を深めるなど、教頭を中心に地域ぐるみの安全対策に取り組んだ。活動の様子から、地域住民は、「子どもたちを守りたい」という意識が高いと感じた。

② 交番の警察官を招いて「交通安全リーダーと語る会」を行い、児童に対して不審者や危険箇所等への注意や対応を指導した。また、通学路の一斉点検の際に、見通しが悪い箇所や街灯が無く危険な箇所など、不審者に遭遇する危険性が高い場所について学校から報告されたため、市の所管課に要望を伝え、改善を図った。

さらに、市職員による青パト活動を通して学校安全ボランティアから地域の情報を聞き取り、通学路における安全対策の参考にするなど、学校安全を陰ながら支えていくことができた。

③ 「子どもひなん所」のステッカーを新たに 567 枚を配付した。また、ひなん所地図を作成し、「子ども避難所ウォークラリー」と名付けて行事を行うなど、各校で工夫しながら児童へ場所や利用方法の周知を行っている。



5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 学校安全ボランティアの増員
- ② 学校安全ボランティアを対象とした研修会の実施
- ③ 学校安全ボランティアの安全対策

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 協力者の増加が犯罪の抑止につながるため、学校安全ボランティアの数を増やし、そのボランティアの核となる人材の確保と育成を行う。
- ② 警察官による防犯教室など、ボランティアが研修を受講する環境を整える。
- ③ 各校でのボランティア保険加入を推進したり、ボランティアの安全対策を向上させる。

小・中学校 ICT 環境整備事業《方向性3－大施策②－中施策1－事業No.38》

1 内容

学校 ICT 環境整備とそれに伴う児童・生徒の学力向上と教職員の校務の省力化を実施する。

2 平成 24 年度末における課題と平成 25 年度の目標

《Plan》

(1) 平成 24 年度末における課題

① 学力向上に向けて

授業における ICT 活用に関する意識が高まりつつあるが、活用スキルが十分、身につけていない教員もいる。

② 校務情報化に向けて

小・中学校で連携したデータ活用や成績処理、出欠管理など校務省力化につながる有効な支援要件について、実証データを増やし、さらに研究を深める必要がある。

(2) 平成 25 年度の目標

「教育の情報化ビジョン」の指針を基に、市の実態を踏まえた教育の情報化の推進に努める。中でも、授業における ICT 機器の有効活用を広める。

① 学力向上に向けて

- ・学力向上につながる ICT 活用に向け、ICT 支援員や既にリース機器を導入している企業と連携し、効果的な取組や活用スキル向上法を学校に紹介するなどし、支援体制を強化する。
- ・ICT 活用実践事例研究と活用スキル向上を目的とした研修会を継続して実施する。その際、現場の要望を加味していく。
- ・教職員向けに活用事例、授業実践例をホームページなどでさらに紹介する。

② 校務情報化に向けて

- ・学校間ネットワークと校務支援ソフトを中心にした校務支援システム実現を目指した検討を深めていく。
- ・平成 26 年度までは実証実験を継続し、有効なシステム構築に向けて職員の意識や稼働状況を把握し、必要な機能の選定など、安全利活用・省力化につながるシステム要件の研究を深める。

3 平成 25 年度までの取組内容

《Do》

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学力向上	機器整備	コンピュータ室を中心に80台を基準に整備			指導者用デジタル教科書活用環境改善	活用状況調査実施
	ネットワーク	ネットワーク環境高速化	無線 LAN 整備完了		無線LAN改善	清水区ネットワーク改善
	状況把握	学校訪問で状況把握	活用状況アンケート実施	活用授業実践拡大	活用状況アンケート実施	指導者用デジタル教科書活用状況アンケート実施
	職員研修			研修会実施	研修会実施	研修会実施
校務情報化	校務情報化実証実験	実証実験を実施(12校)	実証実験を実施(12校)	実証実験を拡大(18校)	実証実験を拡大(21校)	実証実験を拡大(15+12校)
	状況把握				実験参加校職員へのアンケート実施	実験参加校職員へのアンケート実施

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 学力向上に向けて
 - ・清水区と葵・駿河区で違いのあったインターネット・フィルタリング環境を改善し、活用できるサイトを市内で共通化した。
 - ・依頼のあった学校に対して ICT 活用研修を実施した。既設 ICT 環境の活用に向けて、導入業者や ICT 支援員と連携し、活用事例や操作方法を中心とした内容の研修を行った。
 - ・ICT 支援員と導入ソフト業者に協力を依頼し、学校向けに活用事例をリーフレットにして配布し、紹介した。また、教育センターホームページでも紹介した。
 - ・タブレット端末 1 人 1 台体制で活用できる実証実験を事業者の協力の下に開始した。
 - ・活用率向上の基礎資料とするために、授業を行っている全教員に向けてアンケートを実施し、指導者用デジタル教科書の活用実態を把握した。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・実証実験を拡大した。今年度は同じ中学校区の小・中学校で実証実験を行い、小中の連続性や同学区での活用におけるメリットについて検証した。
 - ・実証実験参加校の職員へのアンケートを年 2 回実施し、意識や要望等を把握した。今年度は質問項目を増やし、導入における効果をより具体的に把握できるようにした。
 - ・校務支援システムの導入に向け、課を超えて、局内で検討できる体制が始まった。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 学力向上に向けて
 - ・市内小・中学校のインターネット・フィルタリング環境を改善したが、学校によっては動画サイトが閲覧できないなどの不具合が生じた。
 - ・ICT 活用実践事例研究と活用スキル向上を目的とした研修会を実施したが、「既導入環境をどのように授業に活用できるのか知りたい」という現場からの要望があった。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・学校間ネットワークと校務支援ソフトを中心とした校務支援システム実現を目指した具体的な検討を深めていく必要がある。
 - ・第 3 次総合計画への掲載を目指し、平成 26 年度までは実証実験を継続し、有効なシステム構築に向けて職員の意識や稼働状況を把握し、必要な機能の選定など、安全利活用・省力化につながるシステム要件の研究を深める必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 学力向上に向けて
 - ・市内小・中学校全校で、教育に関わるサイトを共通使用できるようネットワーク環境を改善する。
 - ・ICT 環境を活用した「モデル授業」研修を教員向けに行い、活用促進を図る。
- ② 校務情報化に向けて
 - ・学校間ネットワークと校務支援ソフトを中心とした校務支援システム構築を目指し、費用、導入スケジュールなどを踏まえた、より具体的な検討を深め、第 3 次総合計画掲載に向け準備を進める。

学校図書館教育推進事業 <<方向性3－大施策②－中施策2－事業No.39>>

1 内容

学校図書館の蔵書を確保し、学校図書館の読書センター、資料センターとしての機能の充実に加え、学習情報センターとしての機能の充実を図るために各校に司書教諭及び学校図書館担当者の補助として学校司書を配置する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 5学級以下の学校の学校図書館における機能の充実を図る必要がある。
- ② 学校図書館の機能充実のために、学校司書の配置のあり方を検討する必要がある。
- ③ 学校図書館の更なる充実をはかるために、環境作りや学校図書館担当者と学校司書との連携の仕方について研修会等を通して働きかける必要がある。

(2) 平成25年度の目標

- ① 5学級以下の学校の図書館について、司書が配置されている学校図書館の優れた取組事例を紹介するなどにより、機能の充実を図る。
- ② 6学級以上の学校に学校司書を配置する。
- ③ 学校図書館の機能をさらに充実させるため、学校図書館運営の資料を作成し、年3回、学校司書対象の研修会に活用する。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

【学校司書の配置】

- (1) 平成24年度は、8学級以上の学校96校に96人を配置
- (2) 6学級以上の学校への学校司書の配置のあり方を検討し、平成25年度から6学級以上の学校103校に103人の学校司書の配置をすることにした。

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
配置人数	15	30	45	51	51	78	79	80	81	79	82	81	86	93	96	103

【学校図書館機能の充実】

(1) 研修会の実施

- ① 4月に学校図書館担当者を対象とした研修会を開催した。
- ② 新規学校司書対象に3回、継続学校司書対象に1回の研修会を開催し、仕事内容の理解を図った。
- ③ 学校司書の配置により、掲示や図書の配置の工夫など、学校図書館の環境が整えられ、子どもが足を運びやすい学校図書館になってきている。

(2) 学校図書館の利用活用状況

- ① 学校司書の配置により、掲示や図書の配置の工夫など学校図書館の環境が整えられ、子どもが足を運びやすいものになってきている。
- ② 新学習指導要領に対応した本や資料が学校図書館担当者や学校司書によって選書された。
- ③ 年間計画に基づいて授業で活用する本や資料を学校司書が用意し、学習支援に結び付けている。
- ③ 本を選ぶアドバイス等を学校司書が行うことで、学習意欲の向上につながった。
- ④ 学校司書と図書ボランティアとの協力により、掲示などの環境面の整備、読み聞かせなどの読書活動が一層推進された。

4 平成 25 年度目標の達成状況

◀Check▶

- ① 5 学級以下の学校に対して、学校司書が配置されている学校図書館の実践事例を紹介し、活用を促した。
- ② 6 学級以上の小・中学校 103 校（小学校 68・中学校 35）に学校司書を配置した。（H24 8 学級以上：96 校）
 - ・勤務日数 12 学級以上の学校 年間 169 日以内
6～11 学級の学校 年間 129 日以内
 - ・勤務時間 1 日 4 時間以内



- ③ 研修会では、学校図書館の運営や実践例をまとめた資料を活用して、各学校司書が自校の図書館運営状況を振り返る機会とした。このことにより、「授業で活用される学校図書館」という意識が高まり、学習内容に対応した本や資料の選書、関連図書のコーナーや資料の充実、本の配置の工夫、学校司書による子どもたちへの支援が充実してきている。

4 月 学校図書館担当者を対象に研修会を実施した。学習指導要領に対応した学校図書館の活用や学校司書との連携を働きかけた。また、新規任用の学校司書を対象に仕事内容についての講義を行い、理解を促した。

6 月・10 月

全ての学校司書を対象とした研修会を実施した。前年度より 1 回多く行うことで、実践の幅をより広げることができた。

（6 月）教育センターで研修会を実施した。市立図書館職員の講話や情報交換の場を設けたことにより、学校図書館が学習センターとして機能するための選書の仕方や市立図書館との連携について、理解を深めることができた。

（10 月）学校の図書館で研修会を実施した。児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境の整備について講習を行った。具体的な実践事例を基に話し合うことで、情報を共有し、それぞれが自校の取組に活かすことができた。



5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

◀Action▶

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 5 学級以下の学校の学校図書館における機能のさらなる充実を図る必要がある。
- ② 学校図書館の機能の充実のために、学校司書の配置のあり方を検討する必要がある。
- ③ 学校図書館がさらに利活用されるために、学校図書館担当者、学校司書に対する研修会を通して働きかけをする必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 5 学級以下の学校の学校図書館担当教諭に対して、司書が配置されている学校図書館の優れた取組事例を紹介するなどにより、機能の充実を図る。
- ② 6 学級以上の学校に学校司書を配置するとともに、勤務日数の更なる拡充を図る。
- ③ 年 3 回の学校司書対象の研修会では、学校図書館が読書センター、学習センターとして、機能するための具体的な方法や事例を紹介するなど、教師や児童生徒が積極的に図書館を活用できるようにするための研修を実施する。

県立・私立高等学校との連携 <<方向性3－大施策③－中施策1－事業No.40>>

1 内容

高等学校教育における教育内容の改善や教職員の資質向上を図るため、県立・私立高等学校と連携し、情報の共有及び研究協議を実施する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 研修会や連絡協議会は問題なく実施・継続できているが、テーマや内容が教員のニーズに合っているか疑問の意見がある。
- ② 科学教室の運営以外に、私立高等学校との連携の機会が少ない。
- ③ 清水桜が丘高等学校の整備事業進行に伴い、部活動等の活動場所の調整が必要であり、県立高等学校への協力依頼、調整が必要である。
- ④ 清水桜が丘高等学校、県立駿河総合高等学校は、2年間、元の市立、県立の高等学校で入学した生徒が混在する。教員の意識、教育観の共通化について継続した助言が必要と考える。

(2) 平成25年度目標

- ① 研修会や協議会への参加・聴講や、会議資料の収集に努め、テーマや内容の工夫改善について関係組織に働きかける。
- ② スーパーサイエンスハイスクール指定校である静岡北高等学校と、研究開発に関する情報交換を進める。
- ③ 旧庵原高等学校グラウンドや県の施設が利用できるよう所管部署へ働きかけていく。
- ④ 再編整備した学校に対する情報交換を密に行い、必要な助言指導を行う。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 県立高等学校との連携

- ・公立高等学校の教職員対象の研修会や連絡協議会の中で、情報交換・共同研究等を実施している。
 - ・生徒指導関係…生徒指導地区研究協議会*
 - ・進路指導関係…高等学校進路指導連絡協議会*
- ・県立高等学校対象の各種調査（教育課程や授業に関すること、生徒指導に関すること、進路指導に関すること）に協力し、その結果を教育活動に反映させている。

(2) 県立・私立高等学校との情報交換

静岡科学館で行われた「科学の祭典 静岡大会」において、市立高等学校科学部や科学探究科が、県立高等学校及び私立高等学校の生徒及び教員と合同で準備や運営、情報交換を行った。

市立高等学校と同様に、スーパーサイエンスハイスクール指定校である県立清水東高等学校、静岡北高等学校と連携を開始し、1月には静岡北高等学校で行われた「Science Sphere 2014」に科学部2年生2名と教諭が、県立清水東高等学校の代表生徒とともに参加した。

また、県教委主催で年3回行われた特別支援教育地区研究協議会では、県立・私立高等学校と研究協議を行った。7月に行われた静岡市校外教育連盟の委員会にも参加し、県立・私立各高等学校や関係機関と情報交換を行った。

(3) 再編整備・開校した学校に対する助言指導

清水桜が丘高等学校の整備事業進行に伴う部活動の活動場所について、旧庵原高等学校グラウンドや県の施設を利用できるよう働きかけた。

再編整備から開校した県立駿河総合高等学校と清水桜が丘高等学校について必要な情報交換を行った。

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

- ① 研修会や連絡協議会に参加し、会議資料の収集に努めた。テーマや内容の工夫改善についてはアンケート等により意見を県教育委員会等の主催者に伝えた。
- ② 年度当初に静岡北高等学校教頭からスーパーサイエンスハイスクール(SSH)について話をうかがい、市立高等学校のSSH事業への指導助言に活かすことができた。本年度の連携事業は1回だけだったが、次年度からのさらなる連携についても検討できた。
- ③ 旧庵原高等学校の施設について、テニスコートは通年にわたって清水桜が丘高等学校の部活動で使用することができた。グラウンドについては県立高等学校が使用していないときのみ使用ができた。そのほか県の施設を借用する際には、優先利用等の措置を受けて利用できた。
- ④ 開校年度である清水桜が丘高等学校と県立駿河総合高等学校について、情報収集に努め、必要な助言指導を行うことができた。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成 25 年度末における課題

- ① 研修会や連絡協議会は問題なく実施・継続できており、学校や関係機関の情報交換の場として機能しているが、学校の多様性に内容等が対応し切れていない場合がある。
- ② 静岡北高等学校との連携、県立清水東高等学校との連携は進めていく必要があるが、本年度は市立高等学校においてはスーパーサイエンスハイスクール事業初年度であり、十分な連携を行う余裕がなかった。
- ③ 所管部署への働きかけは通年行ったが、旧庵原高等学校の施設や県の施設の利用については、再編整備による開校の後も工事が続くという清水桜が丘高等学校の事情もあり、学校の要望どおりというわけにはいかなかった。
- ④ 清水桜が丘高等学校、県立駿河総合高等学校における、元の市立、県立の高等学校で入学した生徒の混在も今年度末であと残り1年となり、生徒、教員ともに意識の共通化は進んできたと考える。

(2) 平成 26 年度の目標

- ① 研修会や協議会への参加・聴講や、会議資料の収集に努め、県立・私立高等学校との連携がすすむよう内容等の工夫改善についても働きかける。
- ② スーパーサイエンスハイスクール指定校である県立清水東高等学校、静岡北高等学校と研究開発に関する情報交換、生徒間交流を進める。
- ③ 旧庵原高等学校グラウンドや県の施設が利用できるよう所管部署への働きかけを継続する。

小中学校適正規模等検討事業 <<方向性3－大施策⑤－中施策1－事業No.41>>

1 内容

急激な少子化に伴い、学校が小規模化すると活力ある教育活動ができにくいなど、学校運営に支障が生じている。このため、適正な学校規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するとともに、一層の教育効果の向上を図ることを検討する。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

- ① 統合検討対象学区の関係者との協議による方向性の検討
- ② 静岡市立小学校統合計画の策定

(2) 平成25年度の目標

- ① 学校の統合は、保護者や地域住民等の理解と協力があつて、はじめて実現可能になるものと考えられることから、引き続き統合検討対象学区の関係者と統合に係る十分な協議を進め、秋頃までに方向性を決定する。
- ② 協議の結果、統合するという結論になった場合は、静岡市立小学校統合計画(案)を作成した後にパブリックコメントを実施し、平成26年3月末までに統合計画を策定する。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会を開催

- ・第1回 平成23年7月6日 諮問、会長・副会長選任、現状分析
- ・第2回 平成23年10月21日 学校の小規模化の影響及び適正規模の基本的考え方について検討
- ・視 察 平成24年1月21日 山間地域の小・中学校の現状視察
- ・第3回 平成24年2月1日 適正規模の基本的考え方の確認及び適正配置の基本的考え方について検討
- ・第4回 平成24年4月26日 小規模な課題校の具体的方策について検討
- ・第5回 平成24年6月29日 大規模な課題校の具体的方策及び山間地域における学校配置の考え方について検討
- ・第6回 平成24年8月30日 答申案について検討
- ・第7回 平成24年10月11日 答申

(2) 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会からの答申内容

- ① 平成14年1月に策定した「静岡市立小学校統合計画」の中で統合計画が示され、今後さらに小規模化が進むと予測されている新通小と駒形小については、統合を検討する。
- ② 小規模化が進む安倍口小と美和小については、今後も児童数の増加が見込まれないため、統合を検討する。
- ③ その他の小規模な課題校については、将来に向け推移を見守ることとし、当面現状を維持する。
- ④ 適正規模より過大な状態になっている西豊田小と大里西小については、将来に向けてもその状態が継続するようであれば、地域の特性等を考慮しながら具体策を検討する。
- ⑤ 山間地域に位置する1中学校区1小学校の学校については、保護者や地域住民等の意向や地域の実情等を踏まえたうえで、施設一体型の小中併設校の設置を検討する。

(3) 統合検討対象学区への答申説明

【参加者】PTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員、学校関係者

- ・美和学区 平成24年11月19日（参加者12名）
- ・安倍口学区 平成24年11月20日（参加者8名）
- ・駒形学区 平成24年11月26日（参加者11名）
- ・新通学区 平成24年11月28日（参加者7名）

(4) 静岡市立学校統合等検討委員会

- ・第1回検討委員会及び作業部会 平成24年11月14日 答申及び検討委員会の概要説明
- ・第2回検討委員会及び作業部会 平成25年1月8日 統合計画策定に関する検討

(5) 静岡市立小学校統合に係る協議

【参加者】PTA役員、学校評議員、自治会・町内会役員、学校関係者

- ・美和学区 平成25年3月6日（参加者13名）、平成25年5月13日（参加者11人）
- ・安倍口学区 平成25年3月12日（参加者7名）、平成25年6月24日（参加者9人）
- ・駒形学区 平成25年3月8日（参加者13名）
- ・新通学区 平成25年3月6日（参加者7名）、平成25年6月25日（参加者13人）

(6) 静岡市立小学校統合に係る説明（PTA総会）

【参加者】保護者

- ・美和小学校 平成25年4月15日
- ・安倍口小学校 平成25年4月19日

(7) 教育委員学校訪問

【参加者】教育委員、教育委員会事務局

- ・美和小学校 平成25年7月3日
- ・安倍口小学校 平成25年7月3日
- ・駒形小学校 平成25年5月20日
- ・新通小学校 平成25年5月20日

4 平成25年度目標の達成状況

《Check》

- ① 統合検討対象学区の関係者と統合に係る協議を進めたが、すべての学区の関係者の合意を得ることができず、方向性を決定するまでには至らなかった。
- ② 方向性を決定することができなかつたため、年度内に統合計画を策定できなかった。

5 平成25年度末における課題と平成26年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

- ① 統合検討対象学区の関係者との協議による方向性の検討
- ② 静岡市立小学校統合計画の策定

(2) 平成26年度の目標

- ① 学校の統合は、保護者や地域住民等の理解と協力があつてはじめて実現が可能になると考えられることから、引き続き、統合検討対象学区の関係者との十分な協議を進め、方向性を決定する。
- ② 上記①の協議の結果、統合という結論に至つた場合は、静岡市立小学校統合計画を策定する。

通学区域審議会 <<方向性3—大施策⑤—中施策2—事業No.42>>

1 内容

通学区域の調整を図ることにより、学校の適正規模化と教育効果を充実させる。

2 平成24年度末における課題と平成25年度の目標

<<Plan>>

(1) 平成24年度末における課題

学校の適正規模・適正配置、保護者・地域の要望、通学距離などを総合的に判断して、通学区域について今後も調査・検討していく必要がある。(過大規模校化が懸念される西豊田小学校、大里西小学校及び統合が懸案に上がっている学校の通学区域など)

(2) 平成25年度の目標

① 通常学級の学校の適正規模を考慮する中で、

ア 過大規模校になると予想される西豊田小学校と大里西小学校の通学区域について、マンション事業主等と連絡を密に取り、児童数の増加の状況を注視していく。また、両校の調整区域の見直しについては、地元の要望や児童生徒の受け入れが困難になる見通しが明らかになった時に行う。

イ 小規模校*になると予想される新通小学校と駒形小学校、安倍口小学校と美和小学校がそれぞれ統合することとなった場合の、通学区域(調整区域を含む)の見直しや変更の調査・研究をしていく。

② 保護者・地域の要望を受けて、特別支援学級の新設等に伴う通学区域について検討する。

3 平成25年度までの取組内容

<<Do>>

(1) 通学区域の変更に関する経過

① 平成21年度

通常学級(葵区上土団地町内会の区域)の通学区域の変更

千代田東小→千代田小、観山中→東中

特別支援学級の再設及び新設による通学区域の変更

(知的障害) 梅ヶ島中、長田西中、清水第一中

(自閉症・情緒障害) 中田小、清水有度第一小

② 平成22年度

特別支援学級(知的障害)の通学区域の変更

新設: 東豊田中学校、清水第七中学校 休級: 田町小学校

③ 平成23年度

指定学校変更要件の小中継続の拡充

指定学校を変更して就学していた小学生が、通っている小学校のある区域の中学校に入学できるよう、指定学校変更制度を改正した。(対象は平成24年度以降に中学校に進学する子)

特別支援学級(自閉症・情緒障害)の新設による通学区域の変更

竜爪中学校、長田西中学校、由比中学校

④ 平成24年度

通常学級の通学区域の変更

(柚木地区) 西豊田小→伝馬町小、豊田中→城内中

(恩田原の一部) 東豊田小→大谷小、東豊田中→南中、高松中→南中
適正規模の観点から、過大規模校の通学区域（特に西豊田小学区）について調査・検討した。
特別支援学級（自閉症・情緒障害）の新設による通学区域の変更

千代田東小、長田東小、由比小

⑤ 平成 25 年度

通常学級の通学区域の変更

東静岡駅周辺土地地区画整理事業 10 街区（住居表示地区を除く）の標準指定学校を、静岡市立西豊田小に変更。

特別支援学級の新設による通学区域の変更

（知的障害） 千代田東小

（自閉症・情緒障害） 西奈南小

4 平成 25 年度目標の達成状況

《Check》

(1) 学校の適正規模・適正配置、保護者・地域の要望、通学距離などを総合的に判断しながら、通学区域について調査・検討を行った。

①ア 過大規模校の通学区域（特に西豊田小学区）の現状について、関係機関との連絡を密にして情報を収集した結果、東静岡地区においては、4 棟以上の大規模・中規模マンションの建設が進められている。しかし、児童数がどの程度増加するかは明らかではないため、今後も情報収集に努めていく。東静岡駅周辺土地地区画整理事業 10 街区については標準指定校を、通学審議会に諮問し、答申を得て、西豊田小学校に変更した。

イ 小学校及び中学校適正規模審議会での答申をもとに小規模校化が予想される新通小学校と駒形小学校、安倍口小学校と美和小学校が統合することになった場合の地域の状況や要望を調査した。

② 保護者・地域からの要望があった、特別支援学級の新設に伴い、千代田東小学校の知的障害特別支援学級と、西奈南小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を設定することができた。

5 平成 25 年度末における課題と平成 26 年度の目標

《Action》

(1) 平成25年度末における課題

① 学校の適正規模・適正配置、保護者・地域の要望、通学距離などを総合的に判断しながら

ア 過大規模校化が懸念される西豊田小学校、大里西小学校及びその他の過員状態が続く学校の児童数の増加状況や学校施設の状況の把握。

イ 小規模校*になると予想される新通小学校と駒形小学校、安倍口小学校と美和小学校が統合された場合やその他の学校の通学区域（調整区域を含む）の見直し。

② 保護者・地域の要望に応じた特別支援学級の新設に伴う通学区域の見直し。

(2) 平成26年度の目標

① 通常学級の学校の適正規模を考慮する中で、

ア 過大規模校化が予想される西豊田小学校と大里西小学校の児童数の増加状況を注視する。

イ 小中学校適正規模等検討事業との連携を図りつつ、小規模校*になると予想される新通小学校と駒形小学校の統合、安倍口小学校と美和小学校の統合された場合や他の学校の通学区域（調整区域を含む）の見直しや変更の調査・研究を継続する。

② 保護者・地域の要望を受けて、特別支援学級の新設等に伴う通学区域について検討する。

用語解説

あ

○アドレナリン自己注射薬 [No.16]

アナフィラキシーショック（血圧低下、意識障害等）に陥った際に、血圧を上げる作用のあるアドレナリンをできるだけ早く投与する必要がある。このアドレナリンをできるだけ早く体内に取り込めるよう、注射の形にして開発された注射薬のこと。

○インクルーシブ教育 [No.29]

障害のある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方で、平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示され、日本も同条約の批准に向けて平成23年8月に障害者基本法が改正され、平成26年1月に国連への批准書の提出が行われた。「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮（16条）」することとされた。

か

○学力アップサポート事業 [No.2]

全国調査の分析結果をもとに選定した支援校に、有償ボランティアによる「学力アップ支援員」を配置し、放課後学習を行う。支援校の決定や授業改善について、静岡市学力向上専門家委員会から意見を聴取して、児童の学力向上を進めていく。

○過大規模校 [No.42]

学級数が5学級を超える学年がある学校（31学級以上の学校）。

○学校安全ボランティア（スクールガードともいう） [No.37]

地域の小学校に通う児童の登下校時間に、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視を行う、その小学校区の住民ボランティアのことである。

○学校環境衛生基準 [No.16]

学校保健安全法第6条に定められた学校環境衛生に関する基準のことである。（学校飲料水検査、学校プール水検査、学校空気検査、砂場の検査、ダニアレルゲン検査、教室照度検査）

○学校施設整備計画 [No.36]

学校施設の老朽化や構造保全事業等に対応し、「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」の答申を受けた学校配置計画に配慮した、中長期的な改築・改修計画をいう。パブリックコメントの手続きを経て計画を策定する予定である。

○キャリア教育担当者会 [No.9]

各小・中学校のキャリア教育担当者が参加する研修会のことである。

○教育課程ヒアリング [No.2]

年度末の3月に各校1時間ずつ、次年度の教育課程編成に対するヒアリングを行う。各校からの説明を受けて、各校の実情に応じ、次年度の教育課程を編成する際の指導助言を行う。参加対象は、各校の主幹教諭・教務主任である。

○教育振興基本計画 [No.7] [No.8]

教育基本法第17条に基づき、国が策定した計画。平成20年7月1日に閣議決定され、地方にも国の計画を参考として計画の策定が努力義務とされた。

○教育相談員 [No.10]

学校職員及びスクールカウンセラーと連携し、学級になじめないため教室に入れずに別室で授業等を受けている児童・生徒への支援補助や、児童・生徒及び保護者との相談活動を行う者をいう。4学級以上ある中学校に配置している。

○教育の情報化ビジョン [No.38]

初等中等教育段階における教育の情報化に関する総合的な推進方策である。文部科学省を含め、政府全体の動向を取りまとめたものである。

○業務ガイドライン [No.10]

「静岡市スクールカウンセリング事業 業務ガイドライン」の略。事業の充実を目的に、コーディネーター担当教員、スクールカウンセラー、教育相談員の仕事内容や業務遂行上の注意事項をまとめた冊子のことである。

○国の基準と本市の基準 [No.1]

「国の基準」とは、新学習指導要領への移行措置について、平成20年文部科学省告示第98号及び第99号で示された規定で、新学習指導要領に基づいた授業を先行的に実施する総則及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動については新学習指導要領によることとし、①算数（数学）及び理科については、新学習指導要領の一部を追加又は適用することとした。②その他の教科指導にあたっては、全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができる。）にあたり、留意点を示したものである。

先行実施により子どもたちに新学習指導要領で求める力が育まれること、また、教員の学習指導要領に対する理解が深まっていくと考えられることから、「静岡市の基準」として①と②に加え、③として小学校では生活、音楽、図画工作、家庭、体育を加え、中学校では音楽、美術を先行実施した。

○計画訪問 [No.1]

授業改善や組織的な研修等について指導主事が指導助言するため、小・中学校と幼稚園を対象に隔年で実施している訪問のこと。この訪問では、その幼稚園、小・中学校の全教員の授業を参観し、指導を行っている。

○ケース会議 [No.11]

対象となる支援ケースの改善を図るため、関係職員や関係機関が集まり、支援ケースの見立てや支援方針を検討する会議のことである。

○ケース検討会議 [No.29]

巡回相談において、医学的判断などより専門的な判断を要するケースについては、専門家（医師、学識経験者等）チームによるケース検討会議を行う。

○構造保全事業 [No.36]

静岡県が定める基準（下表）で、東海地震に対する耐震性能がやや劣るとする「耐震性能Ⅱ」（学校施設においては概ねIs値0.7以上1.0未満）に分類される校舎・体育館が、校舎44棟、体育館9棟 計53棟あり、これらは倒壊又は崩壊の恐れは低いが、被災後の建物使用にあたっては大規模な補修又は改修が予想される。これらの建物は、被災後直ちに避難所としての機能を確保する必要があり、この為の補強工事を構造保全事業としている。

- ・東海地震に対する耐震性能分類（静岡県基準）

分類	東海地震に対する耐震性能
I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
Ⅱ	耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
Ⅲ	耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

○高等学校進路指導連絡協議会 [No.40]

各高等学校の進路指導上の諸課題について情報交換及び研究協議を行い、進路指導の充実を図る。県下10地区に分かれ、県立・市立高等学校の進路指導主事及び関係機関担当者から構成される。平成24年度は、2回開催され、テーマは、新教育課程におけるキャリア教育の実践についてであった。（6月、12月）

○校内検証改善委員会 [No.2]

全国調査の結果を分析し課題を把握するとともに、改善計画を立てて実行するために校内に設置するもので、校長、教頭、教務主任、研修主任、学年主任等で構成されている。

○校内連絡会 [No.10]

校長、教頭、生徒指導主任（主事）、教育相談担当（コーディネーター）教員、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員等が集まり、問題を抱える児童・生徒についての情報交換や情報共有を通して、今後の支援法と役割分担等の決定を行う会議のことである。

○校務情報化実証実験 [No.38]

現在は、各校独自のソフトウェアやデータ活用方法で学校ごとに行っている校務処理を市として統一した形で取り組んでいくために実証データを収集する実験のことである。「校務支援ソフト」と呼ばれるソフトウェアを安全な環境下で、実験参加校の職員が実際に活用し、成績や学籍、備品等の管理を行う。また、教職員間のデータ共有やメール交換等による容易な情報交換を行い、機能の有効性や安全性について検証している。

○子ども子育て支援新制度 [No.24]

すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育ての制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度。（平成24年8月以前は、子ども子育て新システムの名称）

○子どもと家族の精神保健ネットワーク [No.16]

主に児童生徒の発達障害、虐待等の事例に関する、学校現場での対応について、事例検討会や相談会、講演会などの形式で勉強会を年間4回程度行っている。静岡医師会、清水医師会、関係各課、学校関係者、精神科医等により構成されており、事務局を学校教育課保健担当に置いている。

○子どもひなん所 [No.37]

通学路や学校付近等、子どもが危険な目にあった時、駆け込んで助けを求められることができる家や事業所など。「子ども110番の家」等別の言い方もある。

○子ども未来局 [No.24]

平成25年度より、子ども子育てに関する施策を一元化するために新設された。平成24年度までは、保健福祉子ども局子ども青少年部の子育て支援課、保育課で子育て・保育に関する施策を担当。

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） [No.31]

学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールという。コミュニティ・スクールでは、この学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民が継続的・計画的に学校運営に参画し、学校・家庭・地域住民が一体となって教育活動全般について協働する。

コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえた上で、学校設置者である教育委員会が決定する。

○コンプライアンス委員会 [No.22]

教職員の倫理向上を目的に各学校に設置している組織。

さ

○サテライト方式 [No.29]

通級による指導を受ける児童生徒やその保護者の通級による負担軽減を図るため、通級指導教室の担当者が、通級対象児童生徒の多く在籍する学校を巡回して、周辺校の児童生徒を含めて指導する方式。

○事件・事故後に係る「緊急サポート」ガイドライン [No.10]

事件・事故に遭遇し、心理的被害やストレス障害等を受けた児童・生徒、教職員のこころのケアを図るために派遣する指導主事及び臨床心理士を中心としたサポートチームの学校支援についてまとめた冊子のことである。

※ 平成23年度末に「こころのケアチーム」を「緊急サポートチーム」に、「こころのケア」ガイドラインを「緊急サポート」ガイドラインに名称を変更した。

○静岡市学力向上専門家委員会 [No.2]

全国調査の結果をもとに静岡市の学力状況を分析・検証するとともに、各学校の取組を支援するために設置されたも

ので、データ分析を行う静岡大学部会、模範授業や授業改善への指導助言を行う常葉学園大学部会、児童・生徒部会、地域保護者部会の4つの部会からなる。委員は学識経験者、保護者代表、学校関係者、行政関係者から構成されている。

○静岡市キャリア教育推進状況調査 [No.9]

各校のキャリア教育の進捗状況について把握し、次年度の学校への指導・支援に活かすことをねらいとした調査である。調査内容は、キャリア教育担当者の位置付けと校内の推進体制づくり、キャリア教育の指導計画等の改善状況、中学生職場体験学習の実施状況など、キャリア教育を推進する上での大切な視点を設けている。

○静岡市子ども子育て会議

有識者、市民等で構成された組織で、市民ニーズ調査の結果に基づく事業計画の策定審議等を行う。

○静岡市子ども子育て支援事業計画

静岡市の状況を踏まえながら、認定こども園・幼稚園・保育園とともに小規模保育や家庭的保育等を活用して、幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に提供するための計画。市民ニーズ調査をもとに事務局（子ども未来課）が事業計画案を策定。子ども・子育て会議等で審議をし、確定後、国・県へ事業計画を提出する。

○静岡市就園相談会 [No.24]

障害のある幼児の早期発見、早期対応及び入園後の支援方法についてアドバイスを受けるための相談会。相談会では、保護者と本人、専門医（発達障害者支援センター「きらり」所長、小児科医師）との3者面接を実施する。園では対象児に対して体験入園を実施し、その時の様子を相談会での資料とする。

○静岡市私立公立幼稚園懇話会（平成25年度より静岡市就学前教育懇話会） [No.24]

私立幼稚園職員代表と公立幼稚園職員代表が一同に会し、互いの立場で「静岡市の幼児教育」の現状を伝え合い、話し合うことで、「静岡市の幼児教育」を推進していくための懇話会。平成24年度に準備会を開催し、平成25年度から静岡市就学前教育懇話会と名称を変更して新規に立ち上げた。

○静岡市特別支援連携協議会 [No.29]

教育、福祉、医療、労働、保健等の関係機関、障害者その他の特別な支援を必要とする者（以下「特別支援者」という。）の保護者、学識経験者及び関係行政機関相互の連携を図り、特別支援者の支援に関する情報を共有することにより、特別支援者の発達段階に応じて生ずる課題の解決、その他特別支援者が生活しやすい環境の整備に資することを目的とする。

本協議会は、会員が行政の事業計画や内容を審議・評価する施策諮問型ではなく、各会員が任意に参加し、主体的立場での情報交換や全体又は各所属間の協力関係を構築する。

○静岡版道徳教育 [No.8]

義務教育9年間を通して、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てるという目標のもと、学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方・生き方を考える実践的な道徳教育を行うように具体的で実感を伴い、心に響く道徳教育を工夫する。

具体策

- (1) 地域人材を活用した道徳授業（行事等を含む）を実施する。
- (2) 計画訪問時（学校訪問時等）に道徳授業を全校公開する。
- (3) 各教室に「道徳コーナー」を設ける。
- (4) 「心のノート」を具体的に活用する。
- (5) 授業後の板書を蓄積する。
- (6) 地域・保護者に道徳授業の内容を紹介し、地域・家庭での具体的実践の協力をお願いする。

○支部幼保協議会 [No.24]

各支部内で幼稚園教諭と保育士が交流することを通して、互いの保育のよさについて理解し合い、自園の保育に生かすとともに、普段の交流に結びつくことを目的とした協議会。協議会では、午前に公開保育、午後意見交換会を実施する。幼稚園と保育園が交代で会場を提供する。

○就学指導委員会（静岡市就学指導委員会） [No.29]

各校から、障害のある幼児、児童・生徒を対象として、特別支援学級への入退級や特別支援学校への入学及び転入学を希望する旨の付託がされた場合に、専門調査や就学審議を行う委員会である。委員は、専門的な知識や資格をもつ医

師や心理士、市職員や教育職員等で構成されている。

○**授業改善支援資料Ⅳ（平成23年度改訂）** [No.1]

新学習指導要領の全面実施に向けて、本市が独自に作成した授業改善のための資料で、同要領の趣旨を具現化した授業のあり方や本市としての重点項目、校内研修の進め方等について冊子にまとめたもので、市内全教員に配布している。

○**巡回相談** [No29]

特別支援教育に関して専門的な知識と経験のある相談員（臨床発達心理士等の有資格者）、特別支援学校教員が幼稚園・小中学校からの要請を受け、特別な教育的支援を必要とする子どもの実態の把握及び保護者や関係教員と相談活動を行い、指導のあり方や医療・保健福祉関係による支援等のあり方についてアドバイスを行う。

○**小一プロブレム** [No25]

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動をとれない、授業中に離席する、話を聞かないなどの状態になり、その状態が数ヶ月継続することをいう。

○**小規模校** [No13] [No33] [No42]

クラス替えができない単学級の学年がある学校（11学級以下の学校）

○**スーパーサイエンスハイスクール(SSH)** [No27]

文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続のあり方に関する大学との共同研究や、国際性をはぐくむための取組、創造性・独創性を高める指導方法、教材の研究開発等を行う。研究開発等、事業の推進に対し、初年度1600万円、2年目以降900万円の経費支援が文部科学省を経由し科学技術財団からあり、大学教授等を招く講義や、生徒の実習実験の経費等に充てられる。

○**スクールガードリーダー** [No37]

学校や通学路等を巡回して、その安全体制について学校に対して指導・助言をするとともに、学校安全ボランティアに対しては、不審者への対応等についての具体的指導を行う。教育委員会が、警察官OBに委嘱している。学校安全体制基盤が整ったことに伴い、平成24年度をもって終了した。

○**スクールカウンセラー** [No10]

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童・生徒、保護者及び教職員の心理面の援助や学校の相談体制への助言を行う。

○**スクールカウンセリング事業連絡協議会** [No10]

年間3回（4月、8月、1月）に、学校関係者（教頭等）、スクールカウンセラー、教育相談員を一同に集め、事業に係る連絡協議及び研修を実施する。

○**生徒指導地区研究協議会** [No40]

各高等学校の生徒指導に関する情報交換等を行い、生徒指導の充実を図る。県下10地区に分かれ、公立・私立の生徒指導主事により構成され、地元警察署も出席する。平成25年度は、3回実施され、テーマは、万引き及び窃盗の防止、いじめ問題であった。（6月、11月、2月）

○**全国体力・運動能力、運動習慣等調査** [No12]

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施する調査。小学校5年生及び中学校2年生を対象としている。

○**ソーシャルスキルトレーニング** [No10]

対人関係や社会生活への円滑な適応のために必要なスキル（ソーシャルスキル）を習得するための訓練で、ロールプレイ等の手法を用いて進められる。社会生活技能訓練（社会技能訓練）と訳される。

た

○**体力向上専門家委員会** [No12]

静岡市が設置した、学識経験者、学校、保護者、行政機関の職員等を構成員の専門家から構成する委員会で、静岡市の学力・体力状況を分析検証するとともに、検証改善手法を開発し、各学校の取組を支援する事業を実施することを目的とする。

○**単元構想** [No.1]

各教科における5～15時間程度の学習のまとめ（例：「植物の体のつくりと働き（中1理科 14時間）」、「連立方程式（中2数学 12時間）」、「国民生活と福祉（中3社会 9時間）」を単元という。単元ごと、教師が自校の子どもの実態を勘案し、「教科の目標」を達成するように立てた事業計画が単元構想であり、「単元目標」、「子どもの実態」、「指導計画、手立て」、「評価」などで構成される。

○**地域に開かれた幼稚園づくり推進事業** [No.26]

未就園児に対する「遊びの場」と保護者に対する「幼児教育相談」を合わせた事業。広報誌や園では、2つの事業を合わせ『子育て広場（通称）』と呼ぶ。

○**地域の幼児教育センター的役割** [No.26]

地域において子育て支援の役割を果たすこと。未就園児に遊びの場を提供し、地域に住む親の相談に乗る等、家庭の教育力を支え、地域の教育力を高めることが求められている。支援の内容は、各園や地域の実情や地域の保護者の要望に応じて工夫していく。

○**中学校部活動指導員配置事業** [No.13]

それぞれの学校が運営する部活動の種目のうち、指導にあたって一定の専門性が求められることから自校の職員だけでは対応が困難な種目について、顧問の教師を補佐するためにその種目の専門家を配置するものである。各学校は、配置を希望する専門家を地域の社会人等の人材の中から探し、各学校長が面接をした上で人選する。市の非常勤職員という身分で任用し、各中学校に配置している。

○**通級指導** [No.30]

該当の児童・生徒が最寄りの「日本語指導センター」に週1回通級し、1回2時間の日本語指導を受ける。「日本語指導センター」は市内3ヶ所にあり、森下小学校内センターでは小学生を、静岡県教育会館内センターでは中学生を、清水有度第一小学校内センターでは小・中学生を指導している。（※平成25年度から静岡県教育会館内センターは場所を特別支援教育センター内へ移動した。）

○**適応相談** [No.30]

児童・生徒の母国語を話す相談員を希望する学校に派遣し、該当児童・生徒が日本での生活に適応できるよう指導・相談を行う。また、必要に応じて、保護者面談の通訳を行う。

○**当初訪問** [No.1]

各学校が編成したその年度の教育課程について指導主事が確認するため、すべて小・中学校と幼稚園を対象に毎年度実施している訪問のこと。前年度末の教育課程ヒアリングにおいて指導主事が行った指導助言をどのように活かしているかを主な視点として、校長・園長や主幹教諭等との協議、授業参観、安全点検、指導要録の確認等を行っている。

○**道徳コーナー** [No.8]

子どもたちが道徳授業で考えたことや心にしみる詩などを掲示したコーナー。市立の全小・中学校のすべての教室に設置されている。

○**特別支援学級連絡協議会** [No.29]

小中学校の特別支援学級が合同で行う交流事業の実施に対し、その円滑かつ適正な運営について連絡協議を行う。

○**特別支援教育支援員** [No.29]

支援員は、静岡市立の幼稚園や小・中学校（以下「各校」という。）の、学校生活や学習上特別な支援を必要とする子どもの増加や障害の多様化という実態を踏まえ配置している。支援員配置基準に基づき、配置校を決め、1日4時間を基本として週20時間、年間175日を超えない範囲で行っている。

○**特別支援相談** [No.29]

身体や発達の状態、能力等に障害（疑いを含む）のある幼児、児童・生徒の保護者や幼稚園、保育所、小・中学校から要請があった場合に、園や学校に訪問し、対象者に発達検査を行ったり子どもの様子を観察したりして、就学上の悩み等に対して専門的な立場から支援を行うものである。

○**特別選考試験** [No.18]

教員採用選考試験には、一般選考試験と特別選考試験があり、特別選考試験はその年度に熱血教師塾を卒業した者を対象に実施するもので、採用数は小学校教員の採用予定数の3分の1程度としている。

○特別な教育課程 [No.30]

日本語に通じない児童又は生徒に対して、その日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を教育課程に位置付けて指導計画を作成し、在籍学級以外の教室で行う教育の形態である。このため、主たる指導者は、常勤・非常勤講師を含む教員を充てる。その教員は、通常の教科等の指導とともに、適応指導や日本語指導を行うことができる専門性・指導力が求められる。

な

○認定こども園

就学前の子どもに対して、教育・保育等を総合的に提供する施設。

○熱血教師塾 [No.18] [No.19]

教育に対する情熱や使命感をもった市立小学校教員志望者を対象に、平成21年10月に開講された塾。公教育が抱える今日的な教育ニーズの多様性に正面から取り組むことができ、次代を担う人づくりへの職責を意識し、市民から信頼される人材の育成を目的とする。教師に必要な本質を見る目を養う基礎講座、教育現場に必要な専門的なスキルを学ぶ実践指導講座、多様な教育的ニーズへの対応力を磨く課題対応講座を行う。

は

○評価規準モデル [No.2]

小・中学校各教科において、単元(学習のまとまり)・題材で身に付けさせたい力を達成させるための1時間ごとの授業到達目標を示したもので、授業をつくる際に参考となるものである。

○複式学級 [No.4]

学年ごとに編制されたクラスでなく、2つの学年を1クラスとして、一人の教師が担任する学級のこと。

○複式授業 [No.4]

2つの学年の授業を一人の教師が一つのクラスで同時に行う授業形態のこと。

○防災アドバイザー [No.7]

防災マニュアルづくりや防災訓練に助言をする津波工学、地質など防災の専門家や有識者のことである。

○訪問指導 [No.30]

日本語習得レベルが初期～初級の児童・生徒が在籍している学校を日本語指導員が訪問し、学校生活に適応する上で必要な最低限の日本語を指導する。1人あたり1回1時間。計10時間程度行う。

ま

○文部科学省補助基準 [No.36]

学校施設(Is値0.7未満)の耐震補強工事に対し補助金(補助率1/2)が助成される耐震対策が必要とされる基準。

や

○薬物乱用防止教室 [No.17]

児童・生徒が薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身につけることを目的として、小・中学校において実施している。覚せい剤や麻薬等の薬物のほか喫煙や飲酒についても取り上げる。学校薬剤師が行っている「薬学講座」をはじめ、学校が独自に外部講師を招いて実施しているものを併せて「薬物乱用防止教室」という。

○要請訪問 [No.1]

幼稚園、小・中学校からの要請があった場合、これに応じて指導主事を派遣する訪問である。研究授業を行う教科の指導主事や校内研修の進め方についてその幼稚園、小・中学校担当の指導主事を派遣している。

○**幼児教育研究委員会** [No.24] [No.26]

幼保園代表、幼稚園代表、保育園代表、保育課、学校教育課、教育総務課の職員が一同に集まり、幼稚園児も保育園児もともに「就学前教育（保育）」を受ける子どもと捉え直すことで、幼稚園と保育園のよさを取り入れた教育（保育）を実現することを目的とする委員会。

○**幼児言語教室** [No.26] [No.29]

言語に障害のある幼児に対し、早期に教育相談及び指導を行い、スムーズな小学校への就学を図る。

英字

○**ALT** [No.3]

小・中学校、高等学校で語学指導に従事する外国語指導助手（Assistant Language Teacher の略称）。平成 25 年度末、本市に配置している ALT34 人のうち 16 人は、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」を活用して招致した ALT である。

○**Is値（構造耐震指標）** [No.36]

$I_s < 0.3$ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

$I_s \leq 0.6$ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

○**JETプログラム** [No.3]

語学指導等を行う外国青年招致事業の略称。地方公共団体が外国人を招致し、学校の語学教育の充実を図り、地域レベルの国際交流の進展を目的とし、総務省、外務省、文部科学省、財団法人自治体国際化協会の協力のもと行われる事業。

○**PFI** [No.32]

民間事業者が、公共施設等の維持管理・運営を、建設を含め一括して主体的に行う整備手法のこと。民間の資金・経営ノウハウ・技術等を活用することで、市が直接実施するよりもコストを節減し、より付加価値の高いサービスを提供することが期待される。

本市では、平成 22 年 9 月西島学校給食センターを PFI 手法（Private Finance Initiative）により整備し運営している。

○**teacherNavi** [No.40]

校務処理に関する情報を一元管理する支援システムで、授業の出席状況、定期テストや学期の成績、単位の履修、修得の状況、通知表、学校要覧等のデータの処理が可能となる。県立高等学校全校で利用している。

県立高校で利用しているシステムを参考に清水桜が丘高等学校に導入したことで、県立・市立間で教職員が異動しても操作に困らず、生徒のデータ管理上も共通の対応が可能となる。

IV 平成 25 年度 学校・園の主な取組（学校評価システム）

平成 24 年 8 月 21 日教育委員協議会（教育委員と点検評価報告書学識経験者との意見交換）の中で、学識経験者から教育振興計画や点検・評価報告書の内容を学校・園にもっと周知することが必要であるとの意見があった。そこで、教職員に学校・園の主な取組の教育振興計画上の位置付けを意識させるとともに、教職員が点検・評価報告書を手取るきっかけになることを期待して、平成 25 年度の点検・評価報告書から、学校・園に、主な取組を 1 点と、その取組が教育振興計画のどの施策に該当するかを報告させ、それを掲出することとした。本年度は、さらに、学校・園の主な取組が地域の住民や保護者からどのような評価を受けているのかを共有するため、学校関係者評価委員からのコメントを掲載することとした。全学校・園において、他の学校・園の主な取組とその外部からの評価を共有し、活用することにより自校（園）の取組を一層発展させることを期待する。

高等学校（2 校） 学校名は 50 音順

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
静岡市立 高校	「質実剛健」の気風を継承し、「正しく、強く、明るく」を校訓に文武両道を目指し、地域社会や国際社会に貢献できる、調和のとれた、創造的な人間を育成する。 ◎新学習指導要領に対応した学力保障	SSHの指定を受け、科学探究科の教育課程の一部を再編成した。研修課と提携して、新学習指導要領にうたわれている「言語活動の充実」について研修を重ねた。また、授業公開を行い、多数の本校保護者、中学生とその保護者に参観いただいた。授業改善、研究授業については研修課と提携して実施した。
	学習指導要領を基に社会情勢に適應した取組の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 3)	
静岡市立 清水桜が丘 高校	新高校の運営体制を確立させるため、業務内容の検討と校内組織の連携に、全職員が鋭意取組む。 ◎学校運営体制の早期確立	「新高校の目指す進路指導」や「新 1 年生をいかに育てるか」などのテーマで職員研修を持ち、学校運営における職員の共通認識を深めるとともに、それぞれの校内部署での業務推進に生かした。
	学校組織運営の改善 (方向性 1 大施策④ 中施策 1)	

中学校（4 3 校） 学校名は区ごと 50 音順

葵 区

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
あべかわ 安倍川中	共に 夢を育み 膨らめよう ◎安心して安全な学校づくり	授業中や休み時間などの様々な防災訓練の場面設定の工夫や、校内避難経路の確認、危険個所のチェック週間の実施など、安心して安全な学校づくり内容を充実させた。
	安心して安全な教育環境の基盤整備 (方向性 3 大施策① 中施策 1)	
あんどう 安東中	「美しい学校 楽しい授業 高め合う仲間」 ◎わくわくする授業	重点目標の中の一つ「楽しい授業」について、生徒や保護者が「学習内容が理解できている」と感じることができるように、授業の目標を明確に示し、各教師が設定した「わくわくする授業」を意識しながら進めていくことができた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
いかわ 井川中	考えてつなげよう ◎思いやりの心と郷土愛の育成	毎年、総合的な学習の時間の一環として、井川の自然や人と関わる活動を行っている。平成25年度は、「井川のために今、わたしたちができること2013」として、井川の良さをポスターで伝える活動に取り組んだ。活動を通して、井川への愛着が湧き、井川を誇りに思い、地域に対する感謝の気持ちが生まれるなど、郷土愛の育成につながった。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	地元と連携し、井川でしか覚えられないことや、地域の人から学ぶことをたくさん生徒に教えてもらいたいとの意見があった。
うめがしま 梅ヶ島中	「主体性と社会性を育む」 リーダーシップを身に付けよう！ ◎おもてなしの心を養う	生徒会では、梅漬けとわさび漬けを栽培から収穫、販売まで生徒の手作りで行っている。それぞれの時期では、地域の方に指導をいただき、真心を込めて作り、学区の祭りで販売して、多くの方々と交流を深めることができた。
	学校・家庭・地域等における連携の推進 (方向性2 大施策① 中施策3)	生徒たちは、一生懸命活動しているととてもよい取組なので、続けてほしいとの意見があった。
おおかわ 大川中	自信をもち 進んで取り組もう ◎進んで人と関わり合いながら、人間性や社会性を高める体験活動	6月に「花を届ける活動」として、生徒が自分たちで育てたマリーゴールドを、地域のお年寄りの家に、民生委員と一緒に届けた。この活動は花を届けるだけでなく、元気と笑顔を届け、世代を超えた交流をすることを目的としている。地域のお年寄りからは、大変喜ばれた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	とても素晴らしい活動なので、これからもぜひ継続してほしいという意見との意見があった。
おおこうち 大河内中	受けとめよう そして 創り出そう ◎教科教室制	教科教室制を完全実施し、生徒が学びに行く姿勢をつくるとともに、教科担任による教科の特徴を生かした教室経営で学習環境を整えた。授業研究にも力を入れ、生徒の語彙を増やし、理解力・判断力・表現力を高めることの大切さを共通理解した。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	少人数だからできる指導を大切にしたい、学習指導に力を入れ、教科教室制も継続してほしいとの意見があった。
かこうえ 籠上中	「 聴 きく」 ◎かけがえのない命を守る。	K(籠上校区)J(地震防災)P(パートナーシップ)プロジェクト始動の年度と位置づけ、防災学習に力を入れた。自らを守るだけでなく、地域の一員として地域に貢献できる力を身につけさせることをねらいに実施した。
	安心で安全な基盤整備 (方向性3 大施策① 中施策1)	中学生の地域の防災訓練への参加率が良好で、中学生の参加が高校生や小学生などの参加につながるなど、学校での取組が地域にも良い影響を与えているとの意見があった。
かんだん 観山中	しっかり聴き 共に高め合う ◎ 学習習慣の定着	全国学力・学習状況調査の結果を受け、学習習慣の定着を目指して「チャレンジ観山」を実施している。生徒たちは、記録を取りながら自らを振り返り、生活リズムを整え、学習時間を確保する努力をした。
	学校組織運営の改善 (方向性1 大施策① 中施策2)	本年度実施したことを継続しながら、家庭や地域に働きかけたり、生徒に考えさせたりして課題を解決させることを期待するとの意見があった。
しずはた 賤機中	保護者や地域と協力して生徒の登下校時の安全意識を高める。 ◎交通ルールやマナーを守っての登下校	生徒の8割超が自転車通学の本校では、登下校時の指導に継続的に取り組んだ。教職員だけでなく保護者全員が当番制による朝の挨拶運動を兼ねて生徒の登下校の様子を見守った。自転車による事故が数件あったのは残念であったが、ほとんどの生徒は安全を意識して交通ルールやマナーを守って登下校していた。
	学校安全システムの構築 (方向性3 大施策① 中施策2)	自他共にいたわる生徒の育成に今後も取り組んでほしい右側通行となる道では自転車から降りて通行する姿を見ると感心するとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
じょうない 城内中	「つなげよう」 ◎防災教育	本校の防災教育「プロジェクト城内」を地域の方々に広く知ってもらうために、健全育成大会と公開授業を同日開催とし、防災関係の公開授業を実施した。さらに防災関連団体のブース展示・実演も実施し、生徒、保護者はもちろん、地域の方にも体験してもらい、本校の防災教育を理解してもらうとともに、地域への啓発活動として成果を上げた。
	防災学習の公開と啓発 (方向性 1 大施策① 中施策 5)	防災訓練への参加率は高いが、中学生が地域防災訓練に参加して、何をやるのか、何をされるのかを練り上げたいとの意見があった。
すえひろ 末広中	(1) 疑問に対して自分の考えを持ち、表現する授業を目指そう。 (2) 集団のために役割を分担し、専門委員・係活動に取り組もう。 (3) 時と場に応じた身だしなみと言葉遣いができるようになろう。 (4) 汚れに気づき黙って精一杯清掃しよう。 ◎健康教育の充実	健康について自ら意識して自己管理ができる生徒の育成を目指し、給食後の歯磨き習慣の定着、疾病の治療率の向上、欠席率の減少を目標に日常の健康教育に取り組んだ。その結果、疾病の治療率は70～80%に達して昨年度を上回り、欠席率は昨年度を下回った。こうした取り組みが評価され、県の健康優良校として表彰された。
	健康教育の充実 (方向性 1 大施策② 中施策 7)	治療率の向上に努める取組には感心した。健康優良校の表彰は大変喜ばしいことであるとの意見があった
たまかわ 玉川中	「伝え合う生徒」 ◎伝え合い、わかるまで繰り返そう	授業における「言語活動」を意識し、「伝え」「聴く」学習の繰り返しから、学習内容の定着を図った。一人一人に寄り添った指導を心掛け、単元の中に「伝え合う」場を設定し、わかりやすく伝える、しっかりと聴くことを実践し、主体的に取り組む姿を支え、「学ぶ力」と「学び続ける力」の育成につなげた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	少人数ならではの授業が実践されており、一人一人に細かく声かけや指導ができていたとの意見があった。
にしな 西奈中	自分らしさを追求する ◎元気なあいさついっぱい 掃除の汗いっぱい 聴く・発表の姿いっぱい 時間を守る姿いっぱい	あいさつの声の大きさや授業における発表の姿から、少しずつ自信をつけ、自分らしさを発揮している生徒が増えていく。生徒会を中心に、「あいさつ運動」や「黙働清掃」などが展開され、学校自慢にしようという意識にまで高まった。
	豊かな人間性と健やかな体の育成 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	校外外で気持ちの良いあいさつの声が聞こえるようになったとの意見があった。
はとり 服織中	他を思いやり自らを鍛える生徒 ◎英知・友愛・鍛錬	単元構想、グループ学習、ワークシートや資料の活用など、指導方法を工夫改善し、学習内容の確実な定着を図った。また、保護者と連携し、家庭学習を充実させようと、年度半ばに「家庭学習のすすめ」を作成し配付した。
	確かな学力の育成 (方向性 1 大施策① 中施策 2)	情報機器を活用したり、グループ学習を行ったり授業形態や単元構成など各教員が工夫した取り組みをしているが、小学校との連携を一層高め、学力向上が数値的成果として上がるよう小中一体となって取り組む必要を感じる、との意見があった。
ひがし 東中	目標をつかみ 互いに輝こう ◎ひとり立ち 支え合い	東中生徒会のシンボルであるホワイトスターの5つの精神である「規律・勤勉・友情・自律・鍛錬」の意識が少しずつ失われつつある。そこで、生徒の自主的な活動において、目標をつかみ、かかわり合いながら推進するように指導した。互いの良さを認め合う姿勢が育っている。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	運動会や合唱発表会等の生徒の姿を見ると、目標を持って生き生きと活動していると感じる、仲間と協力し、また自分の係の仕事を頑張っていることから、かかわり合いを通して輝くことができていると思われるとの意見があった

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
みわ 美和中	自治の力 「学び合う授業」「明るい挨拶」 「きれいに清掃」 ◎ 学び合う授業	「わかった」「できた」と満足できる姿を目指し、「生徒同士が学び合う場」を設定して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る「学び合う授業」に取り組んだ。さらに、大学教授を招聘するなど先進的な取組から、「美和中版学び合い」を模索した。
	学力・学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 2)	学年が進むにつれて、授業への取組に向上が見られ、生徒の成長を感じるとの意見があった。
りゅうそう 竜爪中	「じまんをつくろう」 ◎自治的な活動	合唱コンクールや体育祭・専門委員会・学習委員会などの企画・運営・評価を生徒主体で取り組ませ、「自主的に行動する姿勢」や「仲間と協力する態度」の育成を図った。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	リーダーの成長や教師集団の見守りと支援が感じられたとの意見があった。
わらしな 藁科中	教育相談体制を充実させる。 ◎生徒や保護者に対する教育相談の充実	年3回の教育相談を行い、生徒自身が自分の行動を振り返り、次のステージに向けた新たな目標が持てるように配慮をした。また、週1回の定期的なケース会議を行い、特別な支援が必要な生徒たちに対して、スクールカウンセラーの助言を生かした、具体的な対応策で支援することができた。
	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大施策② 中施策 3)	生徒一人一人によく目が届き、教職員全員がチームワーク良く生徒の成長を見守っているとの意見があった。

駿河区

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
おおざと 大里中	志高く 鍛えよう 共に高まろう ◎【特別支援教育in大里】の具現	平成25年度は、通級指導教室開級の年となった。本校は、平成24年度より「適応指導」と「学力補充」に取り組んでおり、『個別プログラム』を設定し、個に応じた指導を推進してきた。生徒一人一人の特性や状況を理解し、人間関係の醸成、居心地のよい集団づくりに努めた。
	特別支援教育の充実 (方向性 1 大施策⑦ 中施策 1)	個別指導の充実と生徒の学習や心、体の悩みに対応することにより、不登校や欠席率の低下という成果につながっているとの意見があった。
おさだにし 長田西中	よく考えよう 進んで実行しよう ◎よく考え、進んで実行できる生徒	年3回の全校道徳の実施、地域人材の活用、道徳コーナーの設置、心のノートの活用など「静岡版道徳教育」を計画的に実施した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	生徒たちの心に寄り添った指導をお願いしたい、道徳コーナーはその活用法に期待している、丸子地区の人材を大いに活用されたい、との意見があった。
おさだみなみ 長田南中	「美しく光り輝け長南魂」を生徒スローガンとし生徒を心身ともに鍛える学校づくり ◎「美しさ」の追求	学校生活の諸場面において、教師は、常に「この場面における美しさとは何か」を生徒に問いかけ、学校生活の基礎基本の徹底を図った。繰り返し生徒へ問いかけることにより、即効性を期待するより生徒自身の判断力を養い、自律していく力を育んだ。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	登下校の途中の服装やリュックの使い方など今までより美しい姿が見られているとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しるやま 城山中	自信をもって挑戦する生徒 ～「互いのよさを認め、共に高め合う生徒」を基盤として～ ◎心の教育	朝の活動の10分間に、「心の体力」と名付けた実践を行い、全国の中学生が書いた作文を読み聞かせ、感想を書くなどの指導を行った。これを年10回実施し、「学校道德コーナー」で生徒の感想を紹介することを通して、同級生や他学年生徒のとらえや思いを受け止め、自らを見つめ道徳的実践力の育成に努めた。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	生徒が真剣に考える習慣が身につき始めているという意見があった。
たかまつ 高松中	5つの実践(挨拶、清掃、時間、聴く、伝える)を生かし、良さを輝かそう。 ◎改善と継続につながる評価	学校評議員が、学校の状況を的確に把握できるよう、学校公開日や学校行事の参観だけでなく、職員の分掌部会への参加、総合的な学習(本校が所有する田んぼを有効活用しての稲作)への関与をしてもらった。このことにより、学校評議員から継続的かつ幅広い意見や助言が寄せられ、学校運営の活性化につながった。
	学校組織運営の改善 (方向性1 大施策④ 中施策1)	今後も、生徒の自主的な活動を大切に、幅広く活躍できる生徒の育成を図る努力を継続してほしいとの意見があった。
とよだ 豊田中	一人一人が輝こう ◎不登校生徒への組織的かつ継続的な対応	毎週、定例で行っている教育相談部会(校長・教頭・各学年教育相談担当・養教・スクールカウンセラー・教育相談員)の中で、主に不登校生徒への対応について協議し、家庭訪問等、継続的な支援を行った。
	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性1 大施策② 中施策3)	支援体制が充実し良好な状態である、諸問題が複雑化して大変なこともあるが、今後も継続的な支援を期待するとの意見があった。
なかじま 中島中	切磋琢磨 ◎中島小学校との近隣校研修 (小中連携した児童・生徒の育成)	年間3回の研修会で授業を見合うほか、互いの実践を知り、共通実践できる項目を検討している。(例)「きき方」「話し方」ステップを小中それぞれで設定。中学生が小学校に出向き、小学生にあいさつをする「あいさつプロジェクト」の実施。中3と小4の交流。学校紹介パンフレットづくりなど。
	信頼される教員の育成 (方向性1 大施策③ 中施策2)	小中9か年を見通した取組がたいへんよい、あいさつも年々よくなってきていると感じるとの意見があった。
ひがしとよだ 東豊田中	信頼される学校づくりの推進 ◎学校ボランティアの拡充・地域と一体となった防災訓練の実施	放課後学習支援や環境整備等、3年目となった学校ボランティアはより拡充され、述べ95日360名が参加し、市等でも良い実践として取り上げられた。また、11月の総合防災訓練は、地域や消防署等の協力を得て行われ、12月の地域防災訓練には、全校生徒の93%が参加した。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2 大施策① 中施策1)	学校が地域と深く連携を保って、各活動に取り組んでおり活発な活動に感謝するとの意見があった。
みなみ 南中	「絆」 ～お互いを認め合い 高め合う学級づくり～ ◎「認め」・「褒め」・「励ます」	一人一人の生徒が自己存在感や自己肯定感を実感できる生徒支援を目指し、すべての教育活動で「認め・褒め・励ます」指導を意識して実践した。特に道徳指導では、毎回の道徳の授業を確実に実施し、自己を振り返る機会とすることができた。また、実践の場として授業や行事、部活動等あらゆる活動を学級づくりの場ととらえ取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	道徳板書記録の回覧など、道徳の授業を効果的にするための工夫が見られたとの意見があった。

清水区

学校名	重点目標 ◎keyword	主な取組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
かんばら 蒲原中	よく聴き上手に表現しよう ◎家庭学習の向上	家庭学習の定着を図るため、学年ごとに家庭学習時間の目標を設定し、帰りの会で家庭での学習計画を立て、学習時間を増やす取組を行った。また、実践事例を友達と見せ合い、学習の仕方を学ぶことができた。
	家庭における教育力の向上 (方向性 2 大施策② 中施策 1)	家庭学習に取り組む姿勢は評価できる。また、学習時間が良いのは指導の表れである。「確かな学力」の定着となると、生徒も保護者も評価が厳しくなっている。前向きに取り組むようになってきているので今後の結果を楽しみにしたいとの意見があった。
しみずいば 清水飯田中	心をつなぐ教育 ◎～生徒と教師、生徒と生徒、生徒と地域～	飯田地区小学校と連携し、義務教育9年間を通して子どもたちの育成に関わろうと『飯田三校共通実践』を掲げ、明るい挨拶にあふれる地域を目指してきた。実践途中ではあるものの相互理解による学校間の連携や保護者、地域の温かな声かけによって、取組の確かさと高まりを感じてきている。
	信頼される学校づくりの推進 (方向性 1 大施策④ 中施策 2)	教師・生徒・家庭が一体となって、さらに信頼される学校を築いてほしいとの意見があった。
しみずいはら 清水庵原中	自信をもって行動し、共に高め合う ◎共に高め合う授業の推進	生徒が魅力を感じ、意欲が生まれるような課題設定を研究するとともに、関わり合い練り合うための工夫を模索し、ホワイトボードやパウチシートなどの教具開発や、班編制の工夫・ジグソー学習の導入など学習形態の研究を進めた。その結果、生徒たちの積極的に関わろうという姿勢が見られるようになった。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	生徒一人一人が授業や学習全般に対して感じている疑問等をきちんと拾い上げ、その中から課題を見つけ出して、今後も全教職員で取り組んでほしいという意見があった。
しみずおきつ 清水興津中	しっかり聴こう 伝えよう ◎時間・あいさつ・そうじ	道徳の授業での様子と普段の生活とのギャップ、自己肯定感も低いという課題が見られるため、思いやりの心について考える機会として、PTAも参加し全校道徳として「雨ふり小僧」を鑑賞した。これらの取組により、日々の行動に相手を思いやる気持ちが見られるようになってきた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中政策 1)	新しい取り組みで生徒にもPTAにも好評だった。来年度も継続して実施したいとの意見があった。
しみずおしま 清水小島中	共に高まる ◎仲間のよさを認め、思いやりと感謝の心を育むサンキューカード	体育祭や合唱祭などの行事の後、学級の中で頑張っていた人や先輩・後輩への感謝の気持ちを、一人一人がサンキューカードに記載した。これらをまとめて先輩・後輩に贈り、各学級で掲示することにより、友だちのよさを認める思いやりの心や他者に対する感謝が育まれている。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	生徒が自分の思いや考えを文章化することは非常に良い活動である。仲間と協力する活動を引き続き大切にしてほしいとの意見があった。
しみずそでし 清水袖師中	「自らを積極的に表現し、高めあう生徒」 ◎確かな学力の定着	生徒が基礎・基本を身につけ、関わることを通して、「わかった」「できた」と実感のできる楽しい授業を研究し、実践した。学習内容の定着のために、家庭学習にきちんと取り組むよう指導した。また、平成25年度は、学校応援団事業を取り入れ、地域、保護者の学習支援ボランティアを活用した放課後の補充学習会を実施し、数学、英語を苦手とする生徒の支援を積極的に行うことができた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	授業の様子から生徒たちが皆落ち着いて取り組んでいるのが分かる、生徒の「考える力」を付ける良い授業をしてほしいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずだいいち 清水第一中	かかわり合える生徒 ◎学力の向上	常に「一中の学習の心得」にある標語に関連させて、学習指導を行った。さらに係活動（学習部長・教科係）の役割を明確にすることで活動が活発になり、集団として授業を向上させていこうとする意識が高まった。これにより、生徒間の関わり合いが増え、「自分の意見を発表する」をはじめ、生徒の学習態度が向上した。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	生徒は、「一中の学習の心得」を意識し、大変落ち着いて意欲的に学んでいるとの意見があった。
しみずだいに 清水第二中	中学生として基礎・基本を大切にし、お互いに思いやる仲間づくりをしよう。 ◎本気の挑戦をしよう	分かる授業を目指し、どの教科でも「生徒の探求心や切実感が生まれる主発問の工夫」を意識して授業を組み立て実践した。また、家庭学習の習慣付けとして、教室にホワイトボードを設置し、課題の確認ができるよう工夫した。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	主発問に焦点を当てて授業づくりをしていけば、子どもたちを引きつける授業ができ、子どもたちの力も伸びていくと思う。先生方がやってよかったと思う楽しい研修をお願いしたい、ホワイトボードなどの新しい取組で、生徒や保護者の評価も上がってきている、生徒に学習の力がつく指導をお願いしたいとの意見があった。
しみずだいさん 清水第三中	思いやりをもった生徒 ◎読み聞かせボランティア、スクールカウンセラー、養護教諭との連携	道徳の授業はもとより、様々な活動での指導を行った。読み聞かせボランティア、養護教諭の協力を得て、「思いやり」「感謝」「友達のいいところを見つけよう」等について重点的に指導を行った。
	道徳教育の充実 (方向性 1 大施策① 中施策①)	アンケート結果にも、学校生活の様々な場で行われている「思いやり」の心を育てる指導の成果が表れているとの意見があった。
しみずだいやん 清水第四中	共に質を高め合う ◎四中プライド（あいさつ、清掃、歌）の高揚	生徒の主体的な活動を育てるよう、委員会活動を軸として支援を重ねた。体育祭や合唱コンクールなどの行事では、委員が計画的・自主的に活動することができ、四中プライドのあいさつ、歌の高揚に結びついた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	教職員が日々精進しようという心構えを感じることができた、清掃については、引き続き粘り強い指導をお願いしたい、との意見があった。
しみずだいに 清水第五中	大きな夢をもち、本気で取り組む生徒 ◎明るい未来に向かって	「1Pノート」を活用して、毎日1ページの家庭学習を行い、学習の習慣付けをした。また、国語・数学・英語の3教科について各2回の基礎テストを行い、基礎学力の向上を図った。さらに、語彙力、読解力を養うために朝読書を行った。
	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 2)	家庭学習（1Pノート）習慣もアンケート結果が向上し、指導の成果が表れているとの意見があった。
しみずだいろく 清水第六中	正しく強く生きる生徒 「時を守り 場を清め 礼を正す」 ◎「六中最高」…楽しい生活 おもしろい授業 感動を分かち合う仲間	教育相談アンケートを年3回実施し、年3回面談期間を設け、全職員で安全・安心な学校づくりに取り組んだ。アンケート結果からは学校生活が楽しいと感じている生徒が9割に達し、授業がわかり、楽しいと思う生徒の割合は8割近く、「六中最高」を実感する場面を増やし、学校生活における生徒の満足感を高める中で生徒や保護者、地域からの信頼を高めつつある。
	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大施策② 中施策 3)	カンファレンスに対する意識の高さを感じるので、迅速な情報共有体制を確立したいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずだいなな 清水第七中	<p>こころざしと自尊心を育む ◎七中スタンダード 「掃除に汗の姿いっぱい」</p>	<p>平成 24 年度より『七中スタンダード（爽やかなあいさつの姿いっぱい、掃除に汗の姿いっぱい、聞く・発表する姿いっぱい）』の実践に取り組んでいる。平成 25 年度は、特に「掃除に汗の姿いっぱい」に重点をおいて取り組み、清掃の時間は、教職員も率先して清掃活動に取り組むことを意識した。</p>
	<p>心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)</p>	<p>七中スタンダードが地域にも広がっている、どのクラスも雑巾を雑巾がけにきちんとかけてあり、廊下もきれいだった、現在の取り組みを継続していくことを期待するとの意見があった。</p>
しみずだいほち 清水第八中	<p>思いやりをもち 進んで取り組む生徒 ◎学校公開日</p>	<p>平成 25 年度から、全市一斉部活動なしの日（土曜日）に年 2 回ではあるが、保護者はもちろん学区の小学 6 年生や地域の方にも案内をして授業を見ていただく機会を設けた。ふだん参観できない父親や小学生、地域のお年寄り等大勢の方が来校され、生徒の取組を通して、本校の教育活動に理解を深めてもらうことができた。</p>
	<p>地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大施策① 中施策 1)</p>	<p>清水八中と地域の連携は十分にとれていると思う、今後も学校・家庭・地域が一つになって子どもたちを育てていきたいとの意見があった。</p>
しみずりょうごうち 清水両河内中	<p>自らの力で表現する ◎ふるさと「両河内」への誇りと自信を実感できる学び</p>	<p>学校茶園の年間を通じた管理及び闘茶会、6 月の興津川自然教室（鮎釣り）、10 月の地域の福祉施設訪問といった生徒が学校から地域に出て活動する活動を地元への誇りを育む場と捉え、地域との関わりを大切にすることにより、ふるさと「両河内」を大切に思う意識を高めるように育てた。その体験を自らの言葉で発表し、参観者から高い評価を受けた。</p>
	<p>豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)</p>	<p>ふるさと両河内を大切にするという気持ちを、うまく育ててくれているとの意見があった。</p>
ゆい 由比中	<p>ことばを大切にし 共に高まろう ◎生徒のやる気を支援</p>	<p>スクールカウンセラーや教育相談員の活用により、個々の生徒の悩みや不安の解消に努めた。これと同時に、相談室での学習、少人数の取り出し授業、始業前や放課後の自主的な参加による学習会などを行った。生徒との信頼関係を大切にしながら、生活習慣や学習習慣の向上を図り、生徒が自信ややる気をもってさまざまな教育活動に取り組めるよう支援した。</p>
	<p>問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大施策② 中施策 3)</p>	<p>生徒が指導者への感謝の気持ちをもつようになり、自分から進んで行動することが増えてきたという意見があった。</p>

小学校（86校） 学校名は区ごと50音順

葵 区

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
あおい 葵小	<p>関わり合う子 ◎特別支援教育の充実</p>	<p>SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を通常学級で取り組んだ。年間 60 時間に及ぶ。「正しい行動→褒められてうれしい→正しい行動」という心地よい循環をつくり、普段の授業にもたいへんよい効果を生んでいる。担任とも連携を図り、特別支援が機能した授業を行うことができた。</p>
	<p>特別支援教育の充実 (方向性 1 大施策⑦ 中施策 1)</p>	<p>特別支援の技術を使つての授業ができるように真剣に勉強している姿はすばらしい、日常の特別支援教育の考え方が浸透しており、この点が評価できるとの意見があった。</p>

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
あさはた 麻機小	明るく 生き生きと活動する子 ◎学ぶ楽しさから学力向上へ	学年団を中心にした授業内容や授業形態の工夫改善により、基礎基本の定着を図り、個に応じた指導を行った。時に基礎基本の時間、一般常識テストは、家庭でも話題になり知識欲の向上につながった。子ども中心の学習が定着し、考える時間や場が確保された。
	「分かる事業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	学習に対する姿勢や学力には個人差が多いが、授業改善や学習方法の見直しにより、これからもよりよいものにしてほしいとの意見があった。
あしくぼ 足久保小	相手や場に応じた「あいさつ、返事、言葉づかい」ができる子の育成 ◎「あいさつ、返事、言葉づかい」	挨拶、言葉づかいに焦点を当て、子どもたちが何を意識すればよいかわかりやすい取組を行った。挨拶では、児童会が発案した「お・あ・し・ず」運動や朝の挨拶運動を継続して実践した。思いやりの心を持って友だちと接するように、まずは、「さん、くん」をつけて呼び合うことを全学年共通に取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	この活動が家庭や地域の場でも具現され、「足久保の自慢」にまで高められるよう今後も継続して取り組んでほしい。
あべぐち 安倍口小	自ら考え ともにやり抜く子 ◎毎週木曜日は全校道徳	毎週木曜 1 校時は、全校一斉に道徳の授業を行い、全職員で児童の相手を思いやる気持ちを育てた。毎時間の板書を印刷室に掲示し、職員で互いの取組を共有し、推進した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	授業後半で自分を見つめ直す時間に力点を移したいとの意見があった。
あんだい 安西小	考えよう 伝えよう やりぬこう ◎外部機関との連携と計画的な支援	生徒指導主任とスクールカウンセラーが連絡を密にし、児童・保護者の必要に応じた教育相談を実施し支援体制を整えてきた。児童養護施設との定例会を持ち、児童の共通理解を図り、効果的な支援を行ってきた。気になる子どもについて職員間の情報交換を定例化して共通理解を図りながら、ケース会議を実施し、児童への組織的、迅速な対応に心がけた。
	問題を抱える子どもたちへの適切な対応 (方向性 1 大施策② 中施策 3)	全ての教員が個々の子どもについての行動や態度を共通理解し、具体的対応についても担当者同士の連携もよく、研修もよく行われているとの意見があった。
あんどう 安東小	きこう 見よう そこから考えよう ◎上級生と下級生とのペア活動の充実	年間を通してペアとの交流を図る安小ピクニック（ペア遠足）、ペアと休み時間に遊ぶ安小ワールド、お別れのペア弁当会等の活動だけでなく、学年行事での応援やメッセージ交換など、関わる機会や活動を数多く設けることで、ペア同士の絆を深めることができ、他者を思いやる心を育むことができた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	帰宅後も、児童館等で上級生と下級生が仲よく遊ぶ姿が見られ、異年齢活動が生きているとの意見があった。
いかわ 井川小	自信をもって話す子 ◎郷土を愛する心	井川在来種のそば作りを通して、井川の文化に触れた。また、はちみつやしいたけ等にも学習を広げたり、渡船に乗って井川めぐりをしたりするなど、井川の魅力を発見する取組を行った。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	郷土の自然、産業、文化等の地域に密着した活動により地域とのコミュニケーションがとれていた、交流教室は、他校の多くの児童を井川に呼べるような活動ができればもっとよいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主な取組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
いのみや 井宮小	「はあと」と「伝え合う子ども」の具現 ◎命と平和について考える子になろう	現在と過去を比較しながら、「命の重さ」「平和」について考えられる子どもを育てるため、平成18年度から「命の教育」の一環として、6年生の修学旅行先を広島にしている。平成25年度も、神戸の震災資料館や原爆ドームを見学し被爆体験者の話などから「命の尊さ」を感じ取らせた。事前学習から現地見学と子どもたちの真剣な姿が見られ、事後の心の成長に結びついた。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	保護者の関心も高く、この時期の子どもへの教育的価値も高い、継続してほしいとの意見があった。
いのみや 井宮北小	自ら進んでかわり共に高め合う子 ◎児童会が進めた「あいさつ広め隊」	児童会の提案で「あいさつ広め隊」の活動が生まれた。低学年から高学年まで多くの子が「自分たちの学校にあいさつをふやそう」と考え、主体的にリーダー役になって活動した。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	学校をよりよくするため、創造性を発揮しての活動を続けてほしいとの意見があった。
うめがしま 梅ヶ島小	主体的な学びのできる子 ◎自分から 仲間と 粘り強く	校長は、毎朝、全校児童の登校確認をするとともに、あいさつを交わした。教職員は、子どもたちが朝や帰りに職員室に立ち寄ってあいさつをするとき、個の様子に応じた言葉をかけ、気持ちよく生活できるように取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	子どもたちは、地域の大人や梅ヶ島を訪れた方に向け、進んであいさつができていたとの意見があった。
おおかわ 大川小	自分から挑戦する子 ◎小規模校のよさを生かした学習活動	1年生の学級担任が、4年生の社会科を指導するなど、学年や学級の枠を越えた授業を行った。また、デジタル教材、電子黒板などを積極的に活用し、分かる授業の推進を行った。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	一人一人の力を伸ばす指導を今後も継続してほしいとの意見があった。
おおこうち 大河内小	仲間と共に伸びていこうとする意欲にあふれる子の育成 ◎元気アップ作戦	基本的な生活習慣の見直しを図るために、「元気アップ作戦」に取り組んだ。体育的行事や、宿泊活動などの10日前から、子ども自身が自分の生活をふり返る場を設定することで改善を図った。歯みがき指導や朝の運動など、全校で同じめあてに向かって継続して取り組ませることで健康な身体づくりの基盤となっている。
	健康教育の充実 (方向性1 大施策② 中施策7)	学校と家庭が一緒になって取り組むことで効果が上がると思われる、継続してほしいとの意見があった。
きたぬまがみ 北沼上小	自分で判断して行動する子 ◎北沼っ子学習スキル	平成24年度より、各学年に応じた学習の進め方（話し方、聞き方、書き方等）を設定し「北沼っ子学習スキル」と名付けて学校全体で取り組んでいる。平成25年度は、スキルの達成状況について年4回自己評価させ、新たな目標をもたせることで自分の学習について自己判断させ、さらに意識を高めた。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	学習態度がよい。低学年からの積み上げによる成果である、6年間を見据えた指導を継続してほしいとの意見があった。
きよさわ 清沢小	鍛える 続ける 創る ◎子どもが動き出す授業	問題解決的な学習や比較・対立等の場面を設定することで、友達の考えの良さや違いに気づき、進んで学習に取り組む態度を育て、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力を高める授業の研修を行い、動き出したいようになるような授業を作り出した。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	子ども一人一人が持っている普遍的な良さ（価値）を伸ばす工夫や支援をこれからも続けてほしい、自分の思いを伝える力を更にレベルアップしてほしいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
こまがた 駒形小	かかわり合いを深めながら 自分のよさを伸ばそう ◎子どもを「前面」に出す	体育委員会による「朝のストレッチ」や「全校遊び」、各学年の企画による「縦割り遊び」、児童会による運動会や集会の司会進行、「縦割り対抗ミニ運動会」など、子どもの思いを大切にしながら主体的に計画・実行することで新しい動きが生まれ、子どもが前面に出て活躍することにつながった。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	子どもたちの様子を見ていて、自主性を感じるとの意見があった。
しずはたきた 賤機北小	めあてをもって 学び合う子 ◎子どものための学校環境づくり	保護者の協力を得て、図書室にある全ての本をバーコードで管理できるように整備した。整備には大きな労力を要したが、ボランティアの保護者や地域の方々の尽力により、バーコード化が整った。このことにより、子どもがスムーズに本を借りることができるようになり、読書量が大幅にアップした。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2 大施策① 中施策1)	職員が少ない中、地域の方々の力を借りることで、子どもが伸び伸びと生活できる環境づくりをさらにめざしてしてもらいたいとの意見があった。
しずはたなか 賤機中小	話し合い 認め合い 鍛え合い ◎キャリア教育の推進	キャリア教育の講師を年間6回招き、6年生を対象に、実践を交えた講義を実施した。コミュニケーション能力の育成を図るため、自分のことを相手に伝える練習や、相手の考えや思いを受け取る機会を多く設けた。また、多様な職業の方々との出会いによって、将来の自分のつきたい職業についても考える機会となった。
	地域における教育力の向上 (方向性2 大施策② 中施策1)	家庭や地域と連携を図りながら、将来的な展望をもって指導を継続してほしいとの意見があった。
しずはたみなみ 賤機南小	「自分から 取り組む子」 ◎あいさつ・黙働清掃・特別支援・授業改善	既に継続していた挨拶指導と黙働清掃に、今年度は、授業改善を加え、組織的に改善をし、学力の向上に努めてきた。また、保護者や関係機関と連携し、特別支援教育も充実させることができた。
	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性1 大施策① 中施策2)	各行事で輝く児童のパワーはすばらしい、学習面でも、組織的に改善に取り組み安定しているとの意見があった。
じょうほく 城北小	人との関わりの中で積極的に生きる子の育成 ◎花と緑と笑顔の城北小	緑化委員会の児童による「メイン花壇」の管理運営をはじめ、学年や学級においても校内の花壇や学年園づくりに子ども一人一人を関わらせ、花や緑を大切にしている心情を養った。また、活動の輪を地域にも広げ、近隣の幼稚園・保育園に花の鉢を配る活動も行った。
	環境教育の推進 (方向性1 大施策① 中施策4)	花壇作りには毎年感心している、担当職員は苦勞が多いかと思うが、今後もぜひ継続してほしいとの意見があった。
しんとおり 新通小	日新の子の合い言葉「3つのあ」 ◎自分からあいさつできる子	ステージごとにあいさつのめあてを設定して、常時声かけをしながら、意識付けをしてきた。また、各ステージの終わりには、取組を児童各自に振り返らせ、自分の成長や課題を見つめさせた。頑張った子には、日新賞を与えて全校で称揚した。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	登下校時に、地域の方々に進んであいさつをする子が増えたとの意見があった。
たまかわ 玉川小	確かな学力を付ける授業 ◎個に応じた指導・支援	少人数の良さを生かし、授業中、一人一人が表現する場を大切にするとともに、個に応じた指導・支援を行うように心がけた。また、ショートスタディや全校統一の家庭学習カードの取組を通して、基礎基本の定着を図った。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	授業中、先生方が子どもに寄り添って声かけをしている姿が良かったとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
たまち 田町小	深く考え高め合う子 ◎全校一斉確認テスト・家庭学習の手引き・忘れ物ゼロ週間	基礎学力の定着を図るため、国語・算数の全校一斉確認テストを実施した。合格点を定め、合格するまで何度も挑戦させ、確実な定着を目指した。また、家庭学習の手引きを配布し、家庭学習の習慣化を働きかけるとともに、忘れ物ゼロ週間を実施し、学習の構えとなる基本的な生活習慣の改善を目指した。
	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 2)	家庭でも毎日少しの時間でも学習する習慣をつけるよう、保護者の意識にふみこむ必要もあるとの意見があった。
ちよだ 千代田小	自分から 動き出す子 ◎心の豊かさを育む「あいさつ運動」	子どもたち一人一人が自分から「あいさつ」を心がけるための指導に継続的に取り組んだ。基本的な生活習慣としての「あいさつ」の指導に加え、児童会による「あいさつ運動」を進め、子どもたちが自ら取り組む活動としても「あいさつ」の定着をはかった。果物を人の心に見立て、「温かい言葉」をかけた物と「冷たい言葉」をかけた物が、それぞれどのように変化するかを全校で実験し、言葉の持つ力について考える機会も設けた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	地域や家庭を含めた、周りの大人が率先して声をかける姿が指導の要になるとの意見があった。
ちよだひがし 千代田 東 小	しっかり聞く ◎学力アップ	子どもたちに学習内容が定着していないという実態を踏まえ、子どもに「分かる授業」を行った。また、「静かに 視線 姿勢」を合言葉に、話を聞く姿勢や態度を全校で指導した。全国学力学習状況調査の結果を分析して授業改善を進めるとともに、学力アップ事業の支援を受けて、学力格差の解消に努めた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 2)	以前よりも、子どもたちの授業への取組は良くなっている、学習環境を整えるため、家庭の協力も必要であるとの意見があった。
てんまちょう 伝馬町小	進んで取り組む子 ◎3A (あいさつ・あんぜん・あとしまつ)	3A(あいさつ・安全・後始末)が、学校の自慢になるよう取り組んだ。特に、「あいさつ・安全」については、児童会からの呼びかけもあり児童の意識は高まってきた。児童は、来客にも自然な形であいさつができ、安全に気を付けて廊下を静かに歩くよう心がけた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	学校に行ったとき、いつも明るくあいさつしてくれるが、できない子もいる。大きな声で相手の目を見てできる子に育ててほしいとの意見があった。
なかわらしな 中藁科小	郷土のよさを感じ取ろう ◎四季を体感する縦割り活動	季節ごとに郷土を活動の場とする縦割り活動を行った。春に高山市民の森への遠足、夏に藁科川での水遊び、秋に自分たちが栽培した野菜を調理して食べる活動、冬に凧揚げやはねつきなどの伝統的な遊びを行った。子どもたちは季節の良さや厳しさを感じ取ると共に、地域の豊かな自然をも体感することができた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	地域の良さを生かした活動であり、今後も続けてほしいとの意見があった。
にしな 西奈小	命を大切にし みずから行動する子 ◎あいさつをとおして思いやりの心を育む	心づくり部では、あいさつを切り込み口に、相手を認め、尊重することを通して思いやりの心を育むことを目指した。仲間づくり部とも連携を図り、児童会やあいさつボランティアが毎朝正門付近であいさつ運動を実施し、明るいあいさつが交わされた。あいさつは西奈小のじまんの一つになっている。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	地道な努力が実を結びつつあるとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
にしなみなみ 西奈南小	重点目標 「自分で考え進んで行動する」	「早寝早起き朝ごはん」教育実践推進校の指定を受け、学校とPTAと協力して啓発活動を行った。全保護者を対象とした講演会を実施した。学校保健委員会でも講師を招いて5・6年生に朝食の大切さを訴えた。また、保健だよりで継続的に保護者に生活リズムの大切さを訴えた。PTA活動では、「親子で朝ごはん作り」の事業を行った。
	健康教育の充実 (方向性1 大施策② 中施策7)	
はとり 服織小	「進んで励み、共に励まし合う子」 ◎自尊心、自己肯定感の育成	年2回「共励月間」を設定し、自らのめあてを達成することで自尊心、自己肯定感の育成を図った。取組期間の終わりに「持久走記録会」や「国語算数チャレンジテスト」を設定することで、児童自身が成果を実感できた。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	今以上の家庭の協力が必要であるとの意見があった。
はとりにし 服織西小	めあてに向かって、挑戦する子 ◎「見通しをもって授業に取り組み、伝えあう子の育成」を通して学力向上をめざす	市学力向上専門家委員会を2回行い、児童の実態把握とその対応について提言を受けた。校内研修や近隣校研修、センター研修などを通して、言語活動を重視した授業改善に取り組んだ。更に朝のドリルタイムや家庭学習の内容の見直し、ボランティアによる放課後学習支援等により、予習復習に取り組む児童が増え、学力向上につながりつつある。
	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 (方向性1 大施策① 中施策2)	変容した先生方の指導姿勢に子どもたちが応えていく姿が見られる、放課後学習やドリル学習は、学力定着の一助となっているとの意見があった。
ぼんちよう 番町小	響き合って伸びる子 ◎自分の命は自分で守る	大規模災害等で、児童を学校に留め置くことを想定した「留置き訓練」を実施した。6校時に地震対応訓練をした後、電気使用不可とした中で16時まで全児童を留め置いた。長時間にわたり児童への対応をする中で、時間の使い方・職員の動き等について経験を得た。その後16時から18時までの間で引き渡しを行った。
	防災教育の推進 (方向性1 大施策① 中施策5)	火災・引き渡し・地震などに加え留め置きなど、学校ではたくさんの訓練を行っていることに感心したとの意見があった。
まつの 松野小	じまんをつくろう ◎自然体験、農業体験	学校林(わくわくの森)・ピオトープ(どきどきの池)を活用して教科及び総合的な学習の時間に取り組んだ。また、保護者や地域の方の御協力を得て、学校田、松野つ子農園における稲、椎茸、蕎麦、サツマイモ等の栽培体験を行った。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	松野小の子ども達は、周囲の自然環境や豊かな地域人材に囲まれ、たくさんの経験をしている、その良さに気づき、じまんにしてほしいとの意見があった。
みずみいろ 水見色小	自分の考えを持ち、行動できる子 ◎優しさと思いやりのある子	地域に根ざした行事や地域の方を招いた活動を実施し、子どもたちとペアを組むなどして、触れ合う場を積極的に設けた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	気さくにあいさつをしてくれて触れ合える、コミュニケーションはとれているとの意見があった。
みなみわらしな 南菓科小	基本的な生活ルールの大切さを気づかせ、子どもが安心して生活できる居場所をつくる。 ◎「3つのあ」の合い言葉の推進	「あいさつ、あつまり、あとしまつ」を合い言葉に、教師が児童一人一人の様子を見てどの子にも声をかけ、良い表れを全校の前で称揚した。児童会も「3つのあ」の呼びかけ運動に取り組み、意識高揚を推進した。児童は自分から気づいて、あいさつや片付けをし、時計を見ながら活動できるようになってきている。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	「3つのあの合言葉」は生活の基盤部分なので、家庭との連携をとり、根気よい指導を期待するとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
みねやま 峰山小	めあてをもって、自分を伸ばす子 ◎地域の方と米作り	地域の方を講師に招き、校内に水田を作り、もち米作りに取り組んだ。収穫したもち米は、地域の方々に招待し、餅つきを行い、振る舞うことができた。米作りから餅つきまで、地域の方々に協力していただいて、貴重な体験をすることができた。
	地域ぐるみで学校を支援する体制作り (方向性2 大施策① 中施策①)	子どもたちは、人数が少ない分、よく動いて、働く姿が見られたとの意見があった。
みわ 美和小	「見て 聞いて 話す子 とともに活動する子」 ◎静岡版道德教育の推進	毎週火曜日の第1校時を、全学年一斉に「道德の時間」として位置付け、年間を通して計画的に、かつ意図的に子どもたちの心の耕しと育成に努めた。各学級では、背面黒板を活用して「学びの足跡」を残し、子どもたちの心に呼びかける「生きた道德コーナー」作りを心掛けた。地域の方を講師に招き、道德の授業を行うなど、「静岡版道德教育」の実践と推進に努めた。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	背面黒板等の掲示(道德コーナー)が、継続的に示されていてよい、道德授業や実践の積み重ねで、子どもたちの心が豊かになっているとの意見があった。
よこうち 横内小	学び高め合う子 ◎「主体的に課題解決に向かう姿」	研修テーマ「自ら学び追究する子」の育成を目指し、子どもたちの追究力や思考力の育成に力を入れた。「はなす・きく」のめあて表をもとに、子ども同士での意見交換や学習形態を工夫することで考えを深められるようになってきた。体育科の授業が中心ではあるが、他教科においても学習問題を明確にするなど授業に力を入れてきた。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	子ども同士が活発に話したり、聞いたりし課題を解決しようとしているとの意見があった。
りゅうなん 竜南小	自分で考えよう わかりやすく伝えよう ◎気持ちの良い挨拶	竜南っ子のめあてである3A運動の中心「あいさつ」について、生徒指導部が中心となり、学級ごとに目標を決めて取り組んだ。また、児童会でも積極的に呼びかけ、朝の挨拶運動を展開し、代表委員会の場で振り返りも行った。その結果、自分から進んで挨拶ができる子の割合が8割に達した。
	心の教育の推進 (方向性1 大政策② 中政策1)	「子どもたちが気持ちの良い挨拶をできるようになった。」と地域住民からの声が届くなど、年々良くなっているとの意見があった。

駿河区

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
おおざとにし 大里西小	あいさつが自慢の学校づくり ◎大西っ子の合い言葉	大西っ子の合い言葉「お：大きな声しっかりあいさつすてきだね」「お：思いやり学校中にあふれてる」「に：にこにこ協力きれいな学校」「し：静かさは一人一人の心から」が、子どもたちに定着し、時と場合に応じた挨拶や歩き方ができるようになってきている。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	個人の自己判断力・自己決定力をさらに高めていきたいとの意見があった。
おおざとひがし 大里東小	かかわり合い 学び合う 黒潮っ子 ◎本物体験	目的を明確にした校外教育活動、学校にゲストティーチャーを招いての体験学習、琴・三味線などの伝統的な楽器に直接触れる活動、本物を見て描く全校写生大会など、本物体験を意識した教育活動を行った。子どもたちの学びに真剣さと学びを深めようとする意欲が生まれてきた。
	豊かな心を育む体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	「本物体験」を重視し、子どもの感性を育てようとすることはすばらしいことであるので、継続して実施していただきたいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
おおよや 大谷小	たくましく、共に伸びる子 ◎規範意識の育成	「集会のある日は、放送とともに教室へ戻り学級ごと整列し、廊下・階段を静かに歩き体育館へ移動する」という取組を続け、自主的に行動できるまでに定着した。静かに移動し黙って待つ行動を、授業や休み時間等にも波及させるよう取組を広げ、規範意識の育成を図った。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	集会の場面での入場が滞りなくできており、自分たちで行動する姿勢が育っているとの意見があった。
おさだきた 長田北小	「気づき 考え 動こう」 ◎「気づき 考え 動こう」	様々な学校教育活動の中で、「個々の判断力・思考力と集団での規範意識」「確かな学力の定着と聴き合い高めあう集団づくり」「目標に向かって持続する強い心と成就感をもてる心」を意識し、教職員・児童・保護者・地域が一丸となって取組を進めた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	子どもたち一人一人のよさを生かしながら、重点目標達成のための取組を進めてほしいとの意見があった。
おさだにし 長田西小	自己肯定感の向上 ◎より良い人間関係づくりに向けた取組	歴史ある丸子の町も、人も好きになって欲しいという思いから、学校でのより良い人間関係づくりにも力を入れた。クラス遊びや「さん」付けで呼び合うこと、「ほめ言葉のシャワー実践」など具体的な取組により、けんかやもめ事が減少した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	子どもたちは、学校が大好きである、それは、一人一人の居場所が確保されているためであるとの意見があった。
おさだひがし 長田東小	「地域に学び、地域に返す」ことを通して郷土愛を育む。 ◎地域の活用と貢献	東っ子生き方学習を中心に、積極的に地域の人材や素材を活用した。幼稚園やお年寄りとの交流、地域素材の教材化、クラブ活動や栽培活動に地域の方を講師として招き、交流した。JRC活動では、募金活動で集めたお金で文房具などをタイの小学校に寄付し、世界にも貢献する活動をすることができた。
	キャリア教育等による実践的教育の推進 (方向性 2 大施策③ 中施策 1)	地域の方々との交流は、学習の場であると同時に、地域の方々への恩返しのものであると、今後も継続してほしいとの意見があった。
おさだみなみ 長田南小	「伝え合う子」「ともに活動する子」 ◎落ち着いた学習環境作り	「落ち着いた学習環境作り」を全校共通項目とし実践した。授業と休み時間の切り替えがスムーズになり、集中して学習に取り組むことができた。また、授業の中に伝え合う子を意識し、自分の考えを作る場や少人数での意見交換の場等を取り入れることで自分の考えに自信をもつことができ、質問や反応が増えた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	様々な子どもたちを相手に学力向上を図ろうとする先生方の頑張りが評価できる、学習に意欲や興味を抱ききかけとなるような、魅力ある授業の実践を今後も継続してほしいとの意見があった。
かわはら 川原小	しっかり聞こう はっきり話そう ◎気持ちのこもったあいさつと温かな言葉づかい	あいさつや言葉遣いについて、学校目標である「場に応じた対応」をすることができることを目指し、正門前でスクールガードや6年生の当番が登校する生徒にあいさつする運動などのあいさつ運動や道徳指導に取り組んだ。また、『言葉づかい』については全校道徳や日頃の学年、学級での指導で意識の啓発に努めた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	保護者をはじめ地域住民が児童の良い活動を認めほめていくことが大切との意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
くのう 久能小	遠くから響くあいさつと チャレンジできる子 ◎遠くから響くあいさつ	友だち同士や教職員にだけでなく、来校したお客さんや地域ですれ違う人たちへも、元気な挨拶をすることを目標とした。その際には、短い挨拶の言葉だけでなく、そのあと一言二言の会話につなげることも目指し、心を通じ合わせるコミュニケーションの手段として非常に重要であることを常に確認し合った。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	道ですれ違った子どもたちもみんな挨拶をしてくれる。地域での挨拶がよくなってきたとの意見があった。
とうげんだい 東源台小	明るくあいさつできる子 気づき伝え合う子 ◎あいさつ・言葉遣い、授業づくり	児童会や高学年の自主的な活動が実を結び、相手の顔を見て自然なあいさつができる子が増えた。友達に対する「さん付け」の活動を通して、言葉遣いにも気を付ける態度の育成に努めた。授業では、学習課題に対して、「気付きや自分の考え」を持つことができ、書くことを通して個々の力が向上した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	校内だけでなく、地域でも子どもたちがあいさつする姿が見られている、授業では、子どもの成長がわかるとの意見があった。
なかしま 中島小	自分を大切にする子 「よりよい行動」「よりよい自分」 ◎小中学校連携研修	中島中学校との小中学校連携研修を深化させるため、本年度は、教科指導の研修と生徒指導の情報交換の機会を充実させた。また、縦割り活動を生かし、もとペア学年だった中学生が学習支援に入ったり、あいさつ運動に中学生が入ったりする等の広がりが見られた。1年生が近隣の幼稚園児を招いて学校紹介をする幼小連携も模索した。
	信頼される教員の育成 (方向性 1 大施策③ 中施策 2)	中学校と連携して、9年間を見通した研修。同じ方向性でやっていくことがいいとの意見があった。
なかだ 中田小	チャレンジしよう ◎「なかよくあいさつなかだっ子」	中田っ子の自慢であるあいさつを更に広げるため、「なかよくあいさつなかだっ子」を目標にした。どこでも誰にでも明るいあいさつをすることで、相手を思いやり、温かな人間関係を育む心を育てることに取り組んだ。児童会も主体的にあいさつ運動を行い、あいさつの輪を全校に広げた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	あいさつは良好な人間関係を作る大切なものである、来年度も継続指導し、中田地域にあいさつの輪を広げてほしいとの意見があった。
なんぶ 南部小	3つの「あ」の約束 「あいさつ」「あるきかた」「あとかたづけ」 ◎明るいあいさつ	生徒指導だけでなく、児童会が主体的に子どもたちに呼びかけ、明るいあいさつができるように取り組んだ。子どもたちは、校内で、教員や友達、お客様に進んであいさつができるだけでなく、校外でも、安全を見守る方や知っている人にあいさつができるようになった。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	あいさつができるようになり、学校全体が落ち着いた雰囲気になっているとの意見があった。
にしとよだ 西豊田小	「気づき 考え 行動する子」 ◎時間一杯、精一杯の清掃	本校のじまを確かなものにするため、全職員で共通指導を進めた。児童にとっても、教師にとっても、成果が明確にわかるように「黙って掃除」を合い言葉にした。また、汚れている所を見つけて清掃ができるように、「掃除の仕方」や「汚れやすい所」を丁寧に指導した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	清掃が行き届いている、生活環境がよく整えられているとの意見があった。
ひがしとよだ 東豊田小	思いや願いを伝え合い 仲間と共に学び合う子 ◎笑顔あふれる学校づくり	朝の国語・算数の基礎基本を定着させる時間に個に応じた指導を行った。また、ドリル学習の取組を充実させ、単元ごとに個々の学力を確認するために小テストを行い、必要に応じて保護者にも定着度の様子を連絡した。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	教職員が他のクラスを参観するなど、意見交換の時間を増やすと良いとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
ふじみ 富士見小	思いやる心と学ぶ力を身に付けた子の育成 ◎心温まる異学年との交流	ペア活動、クラブ活動、委員会活動などとともに、総合的学習や生活科の発表会を見せ合うなど異学年との交流の機会を多く設けることにより、上級生と下級生が互いの立場を意識して仲良く楽しく活動する温かい雰囲気を学校全体で共有できた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	異学年との交流を通じた「思いやる心」の育成が図られ、成果を上げているとの意見があった。
みやたけ 宮竹小	かかわり伸びる宮竹っ子 ～基礎基本の定着と規範意識の向上～ ◎一人一人の学力の向上	基礎学力の定着を大切にしたり分かりやすい授業作りに取り組んだ。手だての一つである板書プレートを「ふりかえろう」の一枚だけとすることによって、授業の着地点を明確にするという意識が高まり、子どもが本時の目標に到達したか評価することができた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	基礎学力が最も大切だと思うので、そこを重点的に伸ばしていこうとする姿勢を評価したいとの意見があった。
もりした 森下小	「かかわり合い 伸びる子」の育成 ◎子どもが喜んでくる学校	5A(あいさつ、あとしまつ、あんぜん、あいこう、あそび)を意識させ、特に「おはようございます」「こんにちは」「ありがとう」などのあいさつが自然に言える子供を育てるため、昨年に引き続き、「あいさつ」推進の活動を実施した。高学年の意識の高まりと共に、中学年・低学年へと広がり、本校において本当の自慢になってきている。「おはようございます」のあいさつは、お客様に対する「こんにちは」から全校での「さようなら」の挨拶まで発展しつつあり、多くの子どもができるようになった。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	あいさつがコミュニケーションの第一歩ということをお供たちが理解して徹底されている。学校全体が落ち着いている「学校が楽しい」ということは「授業が楽しい」ということであり、それに向けて学校全体で取り組んでいるとの意見があった。

清水区

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
かんばらし 蒲原西小	「思いを 言葉に 行動に」 ◎自分を大切に、他者を尊重し、ともに伸びようとする道徳実践力を図る	本校では、「思いやり」「公德心」「向上心」「善悪の判断」に重点を置き、地域や家庭と連携して育ててきた。平成25年度も、全校道徳や学年団道徳で、地域の人材を生かして進めることで自分や保護者、地域の方を身近に思い、誰に対しても尊重する心を持って接することができるよう指導した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	地域の方を講師に招き、全校道徳・学年団道徳・学年道徳は、地域の人材を知ることや子どもと保護者と共通の話題で話ができることも効果的であったとの意見があった。
かんばらし 蒲原東小	自信をもち行動する やさしいところ・つよいところ ◎自己肯定感	自己肯定感を高めるために、子ども達がお互いの良さを認め合う場を設定することに取り組んだ。クラスで帰りの会に友達の良かった表れを発表する場を設定した。また、行事の振り返りでエンカウンターを取り入れ、一緒にがんばった仲間へ「言葉のプレゼント」を送った。こうした取り組みによって、人間関係も良くなり、学校評価アンケートでは93%の子が学校が楽しいと回答した。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	成長する中で、子ども達がよく育っているとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみず 清水小	夢をこころざしへ ◎実感できる授業 自ら判断し行動する力の育成 進んで取り組める環境づくり	地域や保護者ボランティア延べ約1,400名が、学習支援活動（生活科「昔の遊び」、理科「おもちゃランド」ドリームトライの講師、家庭科「ミシン学習」補助）や環境整備活動（花壇・掲示ボランティア等）で子どもたちの学校生活を支えている。特に歴史資料館を、ボランティア付きの自慢の学習室として活用した。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり （方向性2 大施策① 中施策1）	地域で子どもを育てる風土ができており、夢を志すための取組が実に素晴らしいとの意見があった。
しみずいいた 清水飯田小	良さを高める子 ◎地域人材や社会教育施設などの積極活用	10月の通学合宿では、保護者、地域、学校が連携して教育活動を行った。また、生活科、総合的な学習の時間などを中心として、学区内の福祉施設や事業所などとの積極的な交流を図った。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり （方向性2 大施策① 中施策1）	地域の方や施設を積極的に活用する様子が見られ、学校を開く努力が感じられたとの意見があった。
しみず 清水 いいたひがし 飯田東小	見つけ 考え 努力する子 ◎夢、こころざしをもち、その実現に向け挑戦する	ひかる挨拶 がんばる掃除 しずかに歩こう東っ子の「ひ・が・し」を合言葉に、自分たちの自慢を自分たちで作り、自信をもって取り組んでいく子どもたちの育成に取り組んだ。
	心の教育の推進 （方向性1 大施策② 中施策1）	「ひ・が・し」の合言葉のもと、自分から進んで挨拶をしたり、掃除に励んだりする子どもの姿をたくさん目にする事ができた、自分や友達、学校を大事に思う“思いやりの心”が育ってきた、子どもが「やった！」と実感することを通して、本物の自慢づくりを進めてほしいとの意見があった。
しみずいはら 清水庵原小	「かしこく、なかよく、たくましく」 ～合い言葉は磨く～ ◎進んでかかわり、磨き合うなかで解決する子（思考力・判断力・表現力を育てる授業）…確かな学力に向けての取組	全職員が研修主題を共通理解し、思考力・判断力・表現力を伸ばすにはどうしたらよいのかについての研修を深めた。特に、嶋野道弘教授（文教大学大学院教育学研究科長）を招聘し、示唆に富む話を伺うことで、研修を深めることができた。また、1月には、「家庭学習の手引き」を家庭学習の定着のため各家庭に配布した。さらに、地域との連携を大切に授業の展開を進めた（社会、生活、総合、道徳）。
	学力、学習状況の把握と授業改善の推進 （方向性1 大施策① 中施策2）	外部講師を招いて研修を行うことで、授業力の向上につながっている。そこで学んだことを全職員で共通理解し、学習活動に生かしている、「家庭学習の手引き」は、とても分かりやすいとの意見があった。
しみずいりえ 清水入江小	めあて 思いやり ありがとう ◎学ぶ楽しさを実感できる授業	学習部が定めた基本方針をもとに、学年単位の研修を通して、学ぶ楽しさを実感できる授業の実現を目指した。学級担任及び専科教員が年間1回、研究授業を行い、協議会を通して授業力の向上を目指した。「単元構想を工夫すること」、「効果的な話し合いの場を設定すること」、授業の最後に「振り返りの場を設定すること」を学校共通の手だてとして取り組んだ。児童アンケートでは、82%の子どもたちが「授業が楽しい」と回答している。
	「分かる授業」の推進 （方向性1 大施策① 中施策1）	学校では、子どもたちの良いところを褒めて、子どもたちに学ぶ楽しさを味わわせてほしいとの意見があった。
しみずうど 清水有度 だいち 第一小	自分で努力する子 ◎意識して行動する	「挨拶は心の窓を開く魔法の言葉、自分から挨拶をしよう。」と、朝の挨拶運動に取り組んだ。4年生から6年生までの挨拶ボランティアの子どもたちが、毎日校門で挨拶運動を行うことにより、学校全体の取組として広がっていった。
	心の教育の推進 （方向性1 大施策② 中施策1）	昨年度に比べ、子どもたちが自主的に、元気よく挨拶をするようになったとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずうど 清水有度 だいに 第二小	心豊かなたくましい子どもの育成 ◎小学校理科専科で授業が充実	理科の専門性をもった講師が実験や指導をすることにより、理科に興味・関心をもつ子どもたちが多くなってきている。また、授業参観での子どもたちの様子を見ると活発に自分の考えを伝えようとする姿が見られ、楽しく学習していた。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	子どもが感じている以上のよさや伸びがあることを伝え、ぜひ自信をもたせていただきたいという意見があった。
しみずえじり 清水江尻小	自分の考えを言葉や行動で表そう ◎江尻っ子の笑顔を江尻に、 江尻の力を江尻っ子に	コミュニティ・スクールの実現に向けて、学校運営協議準備会や学校支援部会を組織し、学校運営について熟議した。その結果、家庭と協力することで、基礎基本が充実し、地域と協力することで、子どもたちの学びがより豊かになった。子どもを真ん中にして、学校・家庭・地域が協働することで、「自分の考えを言葉や行動で表す子」が確実に育ってきた。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大施策① 中施策 1)	コミュニティ・スクール創設に向けて、学校運営協議準備会・学校支援部会で協議されたことを、今後も学校・保護者・地域に向けて浸透を図っていただきたいとの意見があった。
しみずおか 清水岡小	「輝く子」 自分や友達の良さが分かり、共に学びあう子 ◎自己肯定感	各クラスで「自分と友達の良さを書くエクササイズ」に取り組み、友達の良さをたくさん見つけると共に、友達が見つけてくれた自分の良さを受け取ることを通して、自己肯定感の向上を図った。児童会主体で「全校の輝き見つけ」にも取り組み、学校全体で友達の良さを見つけよう、認めようという姿が見られた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	今後も、友達の良さを見つける場面を大いにつくり、子どもの良さを伸ばしていただきたいとの意見があった。
しみずおきつ 清水興津小	ひびき合う子の育成 ◎「きいて→考えて→つなげる」授業作り	平成 15 年度からの取組として、年 2 回、横浜国立大学から外部講師を招き、国語を窓口教科として「きいて→考えて→つなげる授業」をめざして研修を行った。それぞれの学年で育てたい「つなげる力」「きく力」「話す力」を明確にし、6年間を通して子どもたちの力を育てていくことを全職員が共通認識して取り組んだ。
	「分かる授業」の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	真面目な取組と指導に工夫が感じられる、1年生のときからの取組が大切であるとの意見があった。
しみずおじま 清水小島小	進んで自分の考えを伝える子 ◎じまんをふやそう	自己肯定感を高めるために、「じまん」を合言葉にした年間 4 ステージごとの目標を児童に示し、学習・体力・たてわり・特別活動・行事等の場面でじまんづくりを進めた。ステージ終了後には自分のじまんと振り返る活動を行い、自信を高めることができた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	みんなが同じ方向を向いてがんばっている様子が感じられた、がんばっていることをばかにする子がいないことがよいとの意見があった。
しみずこごうち 清水小河内小	すすんで とりくみ やりぬく子 ◎あいさつのキャッチボールを広めよう	生徒指導の合い言葉の「三つのじまん」の中の「あいさつ」に重点を置き取り組んだ。「あいさつのキャッチボールをしよう」と児童集会や授業の中でも具体的事例をあげ実践力を育ててきた。保護者や地域にも呼びかけ連携を取って取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	学区の人たちへの挨拶がとてもよくなっている、目を見て丁寧に挨拶をする姿が多くなり効果が表れてきているとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずこまごえ 清水駒越小	気づき、考え、思いやりのある子 ◎3つの合い言葉	重点目標に迫る手だてとして、「笑顔であいさつ・黙ってそうじ・廊下は静かに」を3つの合い言葉にして、教師側の生徒指導・特別活動の各委員会だけでなく、児童会活動と連携しながら、全校で取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	来校すると児童が明るい挨拶で迎えてくれる、そうじもきちんとできているし、学校全体が落ち着いている、また、地域でも元気な挨拶ができるようになってきているとの意見があった。
しみずししはら 清水穴原小	「主体的に考え 豊かに表現する子の育成」 ◎根拠に基づいた言語活動の充実	授業前に学習の見通し(めあて)をもち、授業後に振り返りをし、子ども自身が自分の成長を意識できる場を設定した。また、子どもが集会や行事等で自分の考えを発言すること、教室や廊下に学習の足跡や子どもの作品を掲示することを日常化し、言語環境を整えてきた。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	行事等で、「生き生きと大きな声で」という態度面のみならず、発言の方法や内容についても質が上がったとの意見があった。
しみずそでし 清水袖師小	自分のよさに気づき 自信をもって取り組む子 ◎「スタートカリキュラム」	入学したばかりの1年生に、4月当初校歌を教える、読み聞かせをする、掃除の仕方を教えるなど、2年生以上の全学年が1年生の学校生活を支えていく「スタートカリキュラム」を実施した。これによって1年生が安心して登校することができ、異学年児童と関わることで上級生の心の育成にもつながった。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	今の子どもたちにとって価値がある、今後も大切にしていきたいとの意見があった。
しみずたかべ 清水高部小	やさしい子 げんきな子 やりぬく子 ◎学力の定着と学習指導	基礎学力の習得を目的とした学校独自の定期的なテストを設定し、学習への意欲づけを行った。また、「家庭学習の手引き」を配布し家庭への啓発を図った。さらに、「子どもにつけたい力がついたかどうか」を検討するという体制をとり授業改善を行った。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	校内テストは自分の力を知るため、大切な活動であるとの意見があった。
しみず 清水 たかべがし 高部東小	目標をもち 挑戦する子 ◎「あいさつ」を大切にした指導	思いやりの心を育むために「あいさつ」を生徒指導の中心活動として取り組んだ。1年間を4つのステージに分け、ステージごとに「あいさつ」のめあてを掲げ、児童会による朝のあいさつ運動、職員による「あいさつ」自慢の紹介などを行った。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	地域の方から「よいあいさつ」の報告もある、子どもたちの意識に変化が見られるとの意見があった。
しみずつじ 清水辻小	考えを深め合う子 ◎4つの自慢 「挨拶」「仲良し」「奉仕」「歌声」	「挨拶」は児童会を中心に取り組み、「仲良し」は、クラスだけでなく、ペアや縦割り活動(辻っ子活動)をとおして全校でのつながりを広げた。音楽会を中心に年間を通じて「歌声」を響かせ、日々の清掃や委員会活動、愛校活動などの「奉仕」活動にも、子供たちが自分たちで考えて取り組んだ。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	4つの自慢を目指す学校の取組は十分行われている。挨拶ができる子供をさらに育てたいとの意見があった。
しみずなかごうち 清水中河内小	気づき 考え 実行する子 ◎学校のじまんづくり	「あいさつを学校のじまんにしよう」と学校全体で取り組んだ。高学年が気持ちのこもったあいさつをすると、下の学年も真似をするようになり、全体のあいさつへの意識が高まった。学校だけでなく、地域へも気持ちのよいあいさつができるようになった。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	自宅周辺にいと、遠くからでも元気なあいさつをしてくるとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主な取組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずにしごうち 清水西河内小	より良いものを求めて行動する ◎「真・善・美」に向かって、自ら考え、判断、決断、行動する	小規模校のメリットであるフットワークのよさ、地域とのつながり、近隣校との協力体制などを最大限に生かし、デイサービス訪問、生活科探検、社会科見学などの体験活動を頻繁に行った。運動会では、縦割り活動の延長として、全校スタンプに取組み、子どもたちに達成感を味わわせることができた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大2 中2)	縦割りの縦の関係と学年の横のバランスがとれているとの意見があった。
しみずはまだ 清水浜田小	気づき 考え 行動しよう ◎思いやりを大切にする心	学級の子どもの実態を加味し、道徳的価値に迫る授業を行った。また、保護者に道徳の授業を公開した。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	各学級の道徳コーナーが工夫されていた、子ども同士優しく気を遣う場面が見られ思いやりの心が育っていると感じたとの意見があった。
しみずふじみ 清水不二見小	気づき 判断し 行動する子 ◎自分から学ぼう	子ども一人一人の個性を教員が把握し、個に応じたきめ細やかな指導を心がけた。特に、きめ細やかな対応が必要な3・4年生の算数に、チームティーチングを取り入れ、2人の先生が協力して授業を進めた。その結果、「算数の授業が楽しい。」という実感を持つ子どもが増え、学ぶ意欲が増した。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	個に応じた授業や具体物を用いた分かりやすい授業が多く見られた、分かる楽しさを十分、味わわせているとの意見があった。
しみずふなごし 清水船越小	つなげよう めあて・作戦・実行、がんばる喜び ◎2ヶ月ごとの生活めあての「見える化」の推進	2ヶ月ごとの全校統一の生活の月のめあてを、各学級で話し合った後、個別に具体化し各教室の廊下に掲示し、「見える化」した。子どもたちに具体的な自分の考えを示すことで、子どもの意欲を高め、実践力を磨くことができた。また、振り返りを行うことで、子どもに意識付けられ、サイクルができてきた。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策① 中施策2)	めあてに向かって、作戦、実行、そして、振り返りを継続することによって、子どもたちが主体的に考えるようになり、さらに具体的に「見える化」によって、より自信をもって取り組む子どもが増えると思うとの意見があった。
しみずみほ 清水三保 だいいち 第一小	ねばり強く取り組む子 ◎学校安全システムの構築	計画的に防災教育、防犯教育、登下校指導を実施してきた。津波対応の避難訓練、備蓄食の充実にも取り組んだ。12月の避難訓練では、消防署の協力を得て、スモークハウス体験や水消火器を使った消火訓練など、体験的な活動も行った。これまでの訓練の積み重ねの成果として、「自分の命は自分で守る」という意識が、高学年になるにしたがって高まっている。
	防災教育の推進 (方向性1 大施策① 中施策5)	子どもたちや家庭・地域の防災意識が高まってきているとの意見があった。
しみずみほ 清水三保 だいに 第二小	思いやりのある子 ◎縦割り集団活動	全学年単学級であるため、多様な人間関係形成の機会が減っている。そこで、遠足や集会、運動会などの行事や遊び、清掃などに縦割り集団活動を活用し、異学年の仲間と触れ合う機会を設けることで、思いやりの心やリーダーシップを伸ばしてきた。子ども同士のつながりが深まり、リーダー性が育つとともに、仲よく協力する意識も高まった。
	心の教育の推進 (方向性1 大施策② 中施策1)	児童数の減少が地域の環境の変化として課題だが、それをデメリットとせず、子どもたちの成長のために活動を充実させようと活用していることが素晴らしいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
しみずわだしま 清水和田島小	心をつにして自らを高め合う子どもたち ◎心をつに	「心をつに」の取組事例として運動会では、全校児童による組立体操や、保護者・地域・職員も交じったの団体競技など、少人数だからできる種目を取り上げ、地域参加型の運動会にすることにより、児童一人一人の運動意欲を高めることができた。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性2 大施策① 中施策1)	小規模校であるが、学校と地域・家庭との連携により、運動会や全校合唱などの行事に全校児童が真剣に全力で取り組んでいたとの意見があった。
ゆい 由比小	すすんでかわり よりよくなる子 ◎子どもにとって魅力ある授業を展開する	子ども一人一人の学力の定着度を確した上で、子どもの疑問や考えを生かした問題解決型の授業、個に応じた学習を展開したことにより、「授業が分かるようになった」「授業が楽しい」という子どもが増えた。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	学習の進み具合が違う子どもたちに、また、日頃の学習についていけない子どもたちに対し、放課後学習室やはげみの時間等、様々な対応をしているところがよい。これからも、子どもたち自身が自分の今の力を知り、めあてをもって学習するように支援してほしい。
ゆいきた 由比北小	ひとりでもできる子 ◎学ぶ楽しさを実感する授業づくり	分かる楽しさ、友達と学ぶ楽しさ、考えが変容する楽しさを「学ぶ楽しさ」として捉え、学ぶ楽しさを実感できる方策を実施することにより、子どもが自信を深め、一人でもすすんでやる子の育成に努めた。「できた、わかった、もっとやりたい」を実感できるよう、朝のこつこつタイムや個に応じた学習支援の工夫等に取り組んだ。
	「分かる授業」の推進 (方向性1 大施策① 中施策1)	子どもたちは積極的に発言し、授業に集中できている、朝のこつこつタイムや自主学習等の取組を継続し、今後も学力のレベルアップを図って欲しいとの意見があった。

幼稚園（14校） 園名は50音順

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
あべぐち 安倍口幼	「様々な思いや気づきから、新しい考えを生み出す喜びを味わう」 生きる力の育成＝かわりの基本は、コミュニケーション力を養う ◎人の話を聞くことができ、相手に伝わるように話をする。	毎日の降園時のひと時に、保護者や全園児の前で今日の遊びや活動について一言発表を実施した。また、運動会や表現活動発表会時など地域の方々を巻き込んだ機会を活用し、園児に進行や発表を体験させた。その際には、職員全員が聴くことを大切にした。
	豊かな心を育む体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	年長児が一人ずつ台の上に乗って進行する場面がよい、(場に合った態度・自己判断・相手の様子に気づくなど)年長年中年少それぞれの育ちが年間の中でなされていると感じた(一人でする体験が大切)との意見があった。
あんど 安東幼	明日も来たいと思える今日をつくる ◎一人一人の良さをしっかり認め励ます。	自分の思いを言葉で伝えられるように、思いを聞き代わしたり伝え方を支援した。また、一人一人が安定して遊びに参加できるように、仲間入りができない子には教師も遊びの輪に入り一緒に遊び楽しめるよう努めた。
	豊かな心を育む体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	明るく伸び伸びしてコミュニケーション能力も育っていたとの意見があった。
いかわ 井川幼	素直に自分の思いを表現する子 楽しい交流づくり	学校応援団の取組をすすめ、園への訪問や参観等に保護者、地域の方々にも積極的に園教育の応援体制に協力してもらった。子どもたちもいろいろな人に出会い、見てもらうことで、活動への意欲が高まった。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性1 大施策② 中施策2)	井川地域に密着した園づくりをめざしてほしいとの意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
おおや 大谷幼	自分が好き・友達大好き ～友達と一緒にやってみようとする子～ ◎季節を感じる保育環境	園内のプランターや花壇で育てている花や野菜だけでなく、地域の豊かな自然を活用する取組を行った。教師がそれぞれに季節を感じる環境作りを工夫した。また、子どもが庭先で見つけたものや不思議に思ったことを保育に取り入れるようにし、園外保育も増やした。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	教師自身が身近な自然事象について、もっと知る必要があるとの意見があった。
きよさわ 清沢幼	思いを言葉で伝え合う子 友達同士思いを伝え合う場づくり ◎相手に分かる言葉で話そう	遊びの中で子どもたち一人一人が、自分の考えや意思をもつ場をつくった。また、子どもたちが相談し、物事を決めていく機会を、指導計画の中で位置付けた。その結果、子どもたちなりに、自分の言葉で伝え合おうとする姿が育ってきている。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策① 中施策 1)	友達の話をよく聞いている姿が見られるとの意見があった。
くのう 久能幼	夢中になって遊ぶ子 ◎地域とつながる栽培活動	久能山東照宮梅園での梅摘みからつながる保育活動で五感を通して心を育てている。自園のなかよし農園で種から栽培した赤紫蘇を使っての梅干作りの過程を体験した。手作りの梅干は東照宮への献上や地域の方へ振舞うことで、人と関わる喜びを味わった。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	栽培活動が園の畑でできることは子どもにとって幸せなことである、久能ならではの経験ができるように工夫をしている、さらに進めてほしいとの意見があった。
しみずおじま 清水小島幼	自分の思いを出して遊ぶ子	毎朝、子どもの登園時に全職員が一人一人の子どもと目を合わせ、笑顔であいさつを交わすことに心がけた。次第に安心感を持ち、自分から友達や来訪者にも心を開いて挨拶ができるようになった。人とのかわりの第一歩である挨拶への取組は、今後も継続する。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	教師から声をかけていくことは大事なので、継続してほしいとの意見があった。
しみずこごうち 清水小河内幼	「にこにこ もりもり かかわる子」 ◎高齢者のつどい	地区のS型デイサービス利用者と地区社協の「ききょうの会」の方と年6回交流した。触れ合う回数を重ねることで、親しみを持ち、自分から声をかけるようになり、やさしさが育った。
	地域ぐるみで学校を支援する体制づくり (方向性 2 大施策① 中施策 1)	世間には「お年寄りが怖い。」と思う子がいるが、小河内幼稚園の子は仲よくしてよいという意見があった。
しみずたかべ 清水高部幼	自分で考え やってみようとする子 ◎幼保交流	年長児と近隣の公立保育園、私立保育園年長児が公園に集まり、お互いに園で踊っている踊りを披露した後、一緒にゲームを楽しみ、遊具で遊び、交流をした。お互いの園の様子を感じ合い、親しみをもった。
	幼保一元化の推進の検討 (方向性 1 大施策⑤ 中施策 1)	地域の人との交流を深め、貴重な体験ができるようにしてほしいとの意見があった。
しみずわだしま 清水和田島幼	心と体を動かして遊ぶ子 ◎元気な声であいさつをする。	子どもが、知らない人や大勢の人の前でも挨拶することや話すことができるよう、職員自ら、子どもや保護者の顔を見て笑顔で挨拶をした。そのことにより、自己表出につながってきた。
	心の教育の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 1)	園での取組で以前より子どもが誰にでも挨拶するようになった、とても良いことだと思う、という意見があった。

学校名	重点目標 ◎keyword	主 な 取 組
	該当する教育振興基本計画 中施策	学校関係者評価委員からコメント
にしな 西奈幼	人とかかわって遊ぶ子 ◎友達と思いを伝え合う力の育成	近隣に畑を借りてさつま芋を栽培した。苗植えから水かけ・草取りなど子どもと職員で行った。豊作だったため、収穫後各学年でクッキングをして何回もおいしく食べることができた。園で作ったさつま芋カレーが好評で保護者にも評判になり、家庭に持ち帰ったさつま芋でカレーを作る方もいて、園内での取組が家庭にも広がった。
	豊かな心を育む体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	様々な場所に出かけて経験を重ねることが大切であるとの意見があった。
ひがしよだ 東豊田幼	人とかかわりを楽しむ子 ◎地域の人や自然に触れる園外保育	たけのこ掘り、お茶摘み、ザリガニ釣り、日本平動物園への園外保育など、地域の自然を生かすような保育を年間を通して計画的に行った。これらの活動を地域の方々の協力を得て行ったことで、地域の人々と触れ合う場になった。子どもたちからは、心の底から自然に湧きあがる喜びが言葉など様々な方法で表出される場となっている。これらの活動の積み重ねによりユネスコスクール研修会において実践発表をすることができた。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	子どものころの体験は何にも代えられない、自然豊かな地域の環境を、保育活動に十分生かしている、ユネスコスクールへの加入は素晴らしいと思うとの意見があった。
ゆい 由比幼	自分の思いを出し合って遊ぶ子 ◎地域の文化の中で豊かな心の子どもを育む	地域の文化や人材（寺院での座禅や花祭り・人形師による節句の話・由比漁港での乗船体験や生きている桜海老を見るなど）を生かした保育展開をしている。子ども達の実体験は、その後の表現や遊びに生かされていく。さらに、今年度は地域のデイサービスを訪問し、お年寄りとの触れ合いを楽しんだ。地域に支えられ、地域の宝として大事にされている事が子どもの心に響き、育ちにつながっている。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	幼稚園指導の基本を具体化させ、地道に取り組んでいる成果があがっている、さらに先生方の力量も向上していることを感じる、地域と連携しながら「明日も由比幼稚園に行きたい。」と思える園作りを期待しているとの意見があった。
わらしな 藁科幼	身近な人・もの・ことに進んでかかわり楽しむ子 ◎思いを聴き、思いを伝える力を育てる	年間を通して様々な野菜の栽培を、種蒔きから育てる体験も行い、観察や世話を続けた。子供たちに、【命】への関心、優しさが育まれていることを感じる。また、地域や近隣施設の行事での発表と交流は、自信と意欲、社会性の育ちにつながっている。
	豊かな心をはぐくむ体験活動の推進 (方向性 1 大施策② 中施策 2)	園内や地域の豊かな自然や人と触れ合う体験で、園児は感性、素直な心を磨き、大きな成長を感じる。地域との交流は好評を得ており大事な活動である。また、園内での野菜栽培は、愛着を持って世話をする様子が見られ、心と食生活の向上を感じる。

V 総評（学識経験者意見）

安藤 雅之 氏 （常葉大学大学院 初等教育高度実践研究科長 教授）

第1期静岡市教育振興基本計画に基づいて行われる教育委員会点検評価も本年度で4回目となる。平成22年度から平成26年度までを本計画の期間としているため、本年度の点検評価の位置付けは、目標達成に向けての最終チェック段階にあるといえる。

本市の点検評価は、「たくましくしなやかな子どもたち」を育成するために、常に市民の目線に立ち、わかりやすく本事業の成果と課題を整理するとともに、毎年、改善と修正、発展が図られている。また点検評価にあたっては、教育振興基本計画の進捗状況を確認しながら、課題を析出し、対応策を具体的に検討・立案しており、本報告書からはスピーディーな対応状況や柔軟な幅のある対応等も明確に知ることができ、まさに前年度の評価が有効に活用され、子どものために意欲的な事業展開がなされている状況が理解できる。点検評価は教育振興基本計画と適切に結びつくものであり、本市のように目標に向けて、毎年の取組プロセスにおいて、改善策を具体的に検討し、修正・改善を図ったり、新たな事業を検討したりして効果的な教育行政の推進を実現しようとする取組は大いに評価できその努力に敬意を表したい。

そこで、今後の点検評価の充実を図るために下記2点について提案する。

1. PDCA サイクルをさらに機能させる

「評価がうまくいけば実行力のある改善策が打ち出せる、その結果、計画の質も向上し、実行した結果も向上する」という考え方に立つとき、C(Check)をA(Action)にどう生かすかが問題となる。特にCは判定・評価という固定したものではなく、分析し合ったり、考え合ったり、深め合ったりする「研究・分析」という意味、役割をもつものである。改善を推進するための重要なエネルギー源としての理解が必要である。

またAを「更新」「修正」ととらえるだけでなく、「調整」(Adjust)として捉えることも必要である。つまりPDCAには計画そのものの見直しというサイクルの他に、部分的な手直しというきめ細かな改善を織り込むサイクルを位置づけるべきであると考えからである。そのためにPDCAのAの後に、さらにCを位置付け、改善された取組に対するCを行い、これを計画や新たな取組に生かすというマネジメントサイクルを本点検評価へ位置づけたい。具体的には、Cとして本報告書で報告される「目標の達成状況」と共にその達成状況に関する研究・分析（課題も含む）も明示する。またAは自己点検及び評価主体である教育委員会の責任が伴う箇所であるため、導出したAに対する「研究・分析」の成果を「継続」「調整」「見直し」「拡充」等の観点から明記し、今後の方向性を具体化するようにしたい。

2. 評価時期と学校改善

本評価書が効果的に活用されるためには、現在の評価実施時期を早め、学校の改善に資する評価として提示できるようにしたい。各事業が計画的かつ効果的に運用、展開できるようにするために、今後教育委員会においては評価の発信方法や周知の時期等についてさらに検討し、機能する点検評価となる工夫や手立てを一層講じたい。

第2期静岡市教育振興基本計画策定に向けて、平成25年度の成果と課題を明確にし、静岡市の強みをさらに生かした学校と地域、教育行政が一体となった取組を期待する。

武井 敦史 氏 （静岡大学大学院教育学研究科 教授）

本年度は平成 22 年度から 5 年間の教育施策の基本方針を示すものとして策定された教育振興基本計画に基づいて行われる教員委員会点検評価の 4 回目に当たる。静岡市の教育振興基本計画においては、「たくましくしなやかに生きていくことのできる力をもった子どもたちを育てる」という基本理念の基に 3 つの施策の方向性、18 の大施策、44 の中施策、58 の事務事業（点検評価対象外事業を含む）というように諸施策が体系化して捉えられており、点検評価についてもこの体系にそって行われている。各施策の評価で検討されたとおり、静岡市教育委員会は今年度も事業全般にわたって積極的に教育行政を推進してきており、着実な成果を積み重ねてきたものと評価できる。

さて、総評にあたり今回は「教育行政の安定性と戦略性」という一点に絞って述べてみたい。というのも、静岡市の教育委員会点検評価は、過去 4 年間にわたる改善努力を経てすでに一定の成熟を見ているのに加え、今年度までで静岡市の教育振興計画は一つの節目を迎えるからである。また今日、教育委員会制度の改正をはじめ、日本の教育行政は大きな転換点にさしかかりつつあり、この点が今後の地方教育行政が市民の利益に資するものとなりうるか否かの帰趨を握ると筆者は考えるからである。

静岡市の教育振興基本計画に示された方向性は、p. 18～p. 19 に示されるように、点検評価事務事業と対応して整合的に配置されており、そうすることによって各事業の責任分担も明確化されている。また、このように施策の方向性に一貫性のある評価を行うことは教育行政の安定性を確保する点でも重要な意義があるだろう。

だがこうした組織体制の固定化は、時に教育行政の硬直性を生む方向にも作用しうる。例えば、方向性 2 大施策 1 中施策 1 「地域ぐるみで学校を支援する体制づくり」の中で扱われているコミュニティ・スクールを例にとろう。国の第二期教育振興基本計画がそうであるように、施策目標としては学校運営協議会を設置する学校数等の外形的な数値が指標とされることが多い。その結果として設置数は増えるであろうが、そうなったとしてもそのこと自体に大きな意味はない。コミュニティ・スクールの本来の意義は、地域住民の学校参画の機会を増やして質を高め、同時に学校に過重にのしかかった教育負担を少しずつ保護者や地域へと移していくところにあるはずだ。そして実質的にこの理念を実現していくためには、当該学校の特性をふまえながら、教員・管理職人事、学校応援団の活用、学校関係者評価の工夫、研究指定、学校間連携、ノウハウのサポートなど、諸事業を有機的に関連させて事業横断的に戦略を策定する行政の働きが求められる。

今日のように教育委員会組織が財政的にも労働力的にも逼迫し、資源を追加投入しにくい現況下においてはなおさらである。

さて、こうした教育行政上の戦略は誰がいつどのように立てるのか？現行システムを固定的にとらえれば、そのチャンスは教育振興基本計画の改訂時に訪れるということになる。だが、これだけめまぐるしく公教育を取り巻く事態が変動していく中、5 年ないし 8 年に一度の戦略策定で十分と考えるのはあまりにも楽天的だろう。今日の教育行政ニーズに 대응していくためには、課題の性質に応じて臨機応変に戦略を描き、組織体制を工夫して実施に移していく必要がある、この点にこそ教育委員会のリーダーシップは発揮されるべきではないか。

では、以上のような具体的な教育行政施策における戦略性と、それらを支える教育理念の安定性を、現実の教育行政の執行にあたってどのように両立させていくことができるか？この問いに誰もが納得できるような解答はどこにもない。だが、教育振興基本計画の構造や教育委員会点検評価のあり方について加えられる工夫はいろいろあるはずだ。そしてこうした正解のない構造的問題に対して地域の最適解を探求し続ける姿勢こそが、時代の転換期における行政、さらには静岡市の市民社会に問われているのではないかと思う。

静岡市教育委員会のリーダーシップのもと、新時代の静岡の教育を社会全体の参画と協力によって切り拓いていきたい。



平成 25 年度事業の点検・評価に関する学識経験者との意見交換（清水庁舎）

静岡市教育委員会点検・評価報告書

発行 : 平成26年9月
編集 : 静岡市教育委員会事務局教育部教育総務課
発行 : 静岡市教育委員会
所在 : 〒424-8701
静岡県静岡市清水区旭町6番8号
TEL : 054-354-2503



古紙配合率70%再生紙を使用しています
印刷用の紙にリサイクルできます